

第三部
知多市地域防災計画

附属資料

目次

1 注意すべき自然的条件	1
1-1 河川注意箇所	1
1-2 貯水池	1
1-3 山崩れ、がけ崩れ注意箇所	2
1-4 本市の気象	3
1-4-1 風速・風力・気温・湿度	3
1-4-2 気圧・雨量	4
1-5 重要水防箇所	5
1-5-1 河川海岸	5
1-5-2 ため池	5
1-6 がけ崩れ等土砂災害の恐れのある危険区域	6
1-7 山地災害危険地区	17
1-8 要配慮者関連施設（山地災害危険地区）	17
1-9 要配慮者利用施設（浸水想定区域・土砂災害警戒区域内施設）	18
1-10 避難促進施設（津波災害警戒区域内施設）	19
1-11 東海地震等における被害予測（平成26年5月の県被害予測調査結果）	20
2 注意すべき社会的条件	21
2-1 危険物大量保有事業所	21
2-2 毒物・劇物製造所	21
2-3 高圧ガス大量保有事業所	21
2-4 液化石油ガス大量保有事業所	21
2-5 ガス施設	22
2-6 放射性物質保有事業所	22
2-7 石油コンビナート等災害防止法指定事業所	23
2-8 危険物施設地区別設置状況（北浜町、南浜町、緑浜町地内は、除く）	23
2-9 コミュニティごとの防災上の留意点	25
2-10 地区別要配慮者の状況	27
3 防災上必要な施設・設備等	29
3-1 消防本部・消防署保有の消防力	29
3-2 消防団保有の消防力	29

3-3	林野火災対策用資機材	30
3-4	救出用資機材	30
3-5	救急自動車	30
3-6	救急病院	30
3-7	応急給水用資機材	31
3-8	防疫用資機材	31
3-9	清掃用車両	31
3-10	市の保有車両	32
3-11	消火器設置状況	32
3-12	知多市防災行政無線	33
3-12-1	知多市防災行政無線（移動系デジタルMCA無線）	33
3-12-2	知多市防災行政無線（同報系）	35
3-13	緊急輸送路図・重要物流道路図	38
3-14	臨時ヘリポート可能箇所	40
3-15	消火、救助・救急及び水防用備蓄資機材	41
3-16	指定避難所・指定緊急避難場所	42
3-16-1	指定避難所	42
3-16-2	指定緊急避難場所（一時避難場所）	42
3-16-3	指定緊急避難場所（広域避難場所）	44
3-17	東海地震に関する情報の発表時における各施設の措置状況	45
4	必需物資の備蓄及び調達	47
4-1	災害備蓄用品の状況	48
4-2	給油所一覧	56
4-3	自動車保有一覧	56
5	協定等	60
5-1	知多市臨海工業地帯における知多市消防本部及び企業間の防災相互援助協定書	60
5-2	愛知県内広域消防相互応援協定	66
5-3	知多地域消防相互応援協定書	71
5-4	災害応援に関する協定書（中部9県1市）	74
5-4-1	災害応援に関する協定実施細則	77
5-5	名古屋海上保安部と知多市消防本部との業務協定	84
5-6	消火薬剤の保管等に関する協定（愛知県）	86

5-7 伊勢湾流出油災害対策協議会会則	91
5-8 知多西地区消防警察協議会規約	95
5-9 愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定	98
5-10 水道災害相互応援に関する覚書（日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、三河山間地域水道整備促進連盟に所属するもの）	100
5-11 災害時の医療救護活動に関する協定書（一般社団法人 知多郡医師会、知多郡医師会知多市医師団）	105
5-11-1 災害時の医療救護活動実施細目	108
5-12 災害時における相互応援に関する協定書（大阪府泉大津市）	120
5-12-1 災害時における相互応援に関する協定実施細目	123
5-13 石油貯蔵施設等における災害支援に関する覚書（愛知県）	125
5-14 地震災害時における復旧資材の供給に関する協定書（龍玉精工株式会社知多営業所、株式会社ハズ、安田株式会社名古屋支店、株式会社米津東部知多支店）	126
5-15 災害発生時等における物資等の緊急輸送に関する協定書（有限会社知多流通）	128
5-16 地震災害時応急復旧に関する応援協定書	130
5-16-1 地震災害時応急復旧に関する応援協定書（知多市水道組合）	130
5-16-2 地震災害時応急復旧に関する応援協定書（知多市指定給水装置工事事業者）	133
5-16-3 地震災害時の復旧に関する応援協定書（知多市水道組合）	136
5-16-4 地震災害時の復旧に関する応援協定書（知多市排水設備指定工事人）	139
5-17 災害発生時等における輸送車両の提供に関する協定書（株式会社トヨタレンタリース愛知）	142
5-18 災害時における棺等埋葬用品の供給等の協力に関する知多市と愛知県葬祭業協同組合との協定書	144
5-18-1 災害時における棺等埋葬用品の供給等の協力に関する知多市と愛知県葬祭業協同組合との協定書実施細目	147
5-19 地震災害時応急復旧に関する応援協定書（知多市下水道事業委託管理会社）	149
5-20 地震等災害時における医療救護に必要な医療品等に関する協定書（知多市薬剤師会、知多市薬業組合）	151
5-21 災害時における燃料類の供給に関する協定書	157
5-21-1 災害時における燃料類の供給に関する協定書（愛知県石油業協同組合知多第2地区知多グループ）	157
5-21-1-1 災害時における燃料類の供給に関する協定実施細目	159
5-22 災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する知多市と社団法人全国霊柩	

自動車協会との協定書	162
5-2-2-1 災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する知多市と社団法人全国 霊柩自動車協会との協定書実施細目	165
5-2-3 災害時の放送等伝達に関する協定書（知多メディアネットワーク株式会 社）	169
5-2-4 災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定書（愛知県内で火 葬場を経営する市町村、地方公共団体の組合）	170
5-2-5 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省中部地方整備局長）	175
5-2-6 災害時の応急対策の協力に関する基本協定書（社団法人 愛知県公共嘱託 登記土地家屋調査士協会）	177
5-2-7 名古屋港排出油等防除協議会会則	182
5-2-8 ごみ処理相互応援に関する協定書（名古屋市、知多北部地区に位置する 市、一部事務組合）	187
5-2-9 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	189
5-3-0 災害時における応急対策の協力に関する協定書（中部電力パワーグリッド 株式会社 常滑営業所）	196
5-3-1 災害時における施設の使用に関する協定書（あいち知多農業協同組合）	198
5-3-2 災害時における燃料類の供給に関する協定書（株式会社 J A あいちエネル ギー）	200
5-3-2-1 災害時における燃料類の供給に関する協定実施細目	202
5-3-3 知多市及び南相馬市の災害時相互援助に関する協定書	204
5-3-4 災害時における廃棄物の処理等に関する協定（一般社団法人 愛知県産業 廃棄物協会）	206
5-3-5 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書（愛 知県、市町村等、下水道管理者）	209
5-3-6 地震災害時の応急対策活動の支援協力に関する協定書	216
5-3-6-1 地震災害時の応急対策活動の支援協力に関する協定書（公益社団法人 愛知建築士会）	216
5-3-6-2 地震災害時の応急対策活動の支援協力に関する協定書（公益社団法人 愛知県建築士事務所協会）	218
5-3-7 名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資 供給等の協力に関する協定	220
5-3-8 災害に係る情報発信等に関する協定（LINE ヤフー株式会社）	227
5-3-9 知多市災害の救援に必要な物資の調達に関する協定書	229
5-3-9-1 知多市災害の救援に必要な物資の調達に関する協定書（マックスバ リュ中部株式会社）	229
5-3-9-2 知多市災害の救援に必要な物資の調達に関する協定書（株式会社イ	

トーヨーカ堂)	231
5-39-3 知多市災害の救援に必要な物資の調達に関する協定書(株式会社ヤマナカ)	233
5-39-4 知多市災害の救援に必要な物資の調達に関する協定書(株式会社共栄)	235
5-39-5 知多市災害の救援に必要な物資の調達に関する協定書(あいち知多農業協同組合)	237
5-39-6 知多市災害の救援に必要な物資の調達に関する協定書(株式会社フィールコーポレーション)	239
5-39-7 知多市災害の救援に必要な物資の調達に関する協定書(生活協同組合コープあいち)	241
5-39-8 知多市災害の救援に必要な物資の調達に関する協定書(DCMカーマ株式会社)	243
5-40 知多地域災害時相互応援協定(半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町)	245
5-41 災害発生時における知多市と知多市内郵便局の協力に関する協定	248
5-42 災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書(愛知県行政書士会 知多支部)	253
5-43 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書(株式会社ゼンリン)	256
5-44 災害時の歯科医療救護に関する協定書(知多郡歯科医師会)	262
5-44-1 災害時の歯科医療救護に関する協定書実施細目	265
5-45 災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書(社団法人 愛知県ペストコントロール協会)	273
5-46 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	278
5-46-1 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定(医療法人 平病院)	278
5-46-2 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定(社会福祉法人 知多福祉会)	280
5-46-3 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定(社会福祉法人 薫風会)	282
5-46-4 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定(社会福祉法人 ギフトオブハピネス)	284
5-46-5 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定(社会福祉法人 知多学園)	286
5-46-6 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定(社会福祉法人 共愛会)	288
5-46-7 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定(株式会社SKY)	290

5-46-8 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人 福寿園）	292
5-46-9 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（メディカル・ケア・サービス東海㈱）	299
5-47 全国梅サミット協議会加盟市町災害時相互応援協定書	301
5-48 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（西日本電信電話株式会社名古屋支店）	304
5-49 災害時の柔道整復師救護活動に関する協定（公益社団法人 愛知県柔道整復師会）	312
5-50 災害時における応急復旧に関する応援協定書（知多市建設業協力会）	314
5-51 災害時における消防用水等の確保に関する協定書（新知多コンクリート工業株式会社）	320
5-52 災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定書（一般社団法人愛知県LPガス協会中央支部知多西分会）	323
5-53 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（東明工業株式会社）	327
5-54 全国LNG火力発電所所在市町村連絡協議会災害時相互応援協定書	331
5-55 災害ボランティアセンターの設置、運営等に関する協定書（社会福祉法人知多市社会福祉協議会）	333
5-56 災害時における家屋被害認定業務に関する協定書（公益社団法人 愛知県建築士事務所協会、公益社団法人 愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会、公益社団法人 愛知県不動産鑑定士協会）	338
5-57 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書（マツオカ建機株式会社）	342
5-58 災害時における相互連携に関する協定書（中部電力パワーグリッド株式会社常滑営業所）	348
5-59 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（神原段ボール株式会社）	350
5-60 災害時における相互連携に関する協定書（西日本電信電話株式会社）	355
5-61 災害時における協力に関する協定書（一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会）	358
5-62 災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）	365
5-63 災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	369
5-64 災害時における資機材のレンタルに関する協定書（一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション）	382
5-65 災害時における傷病者の搬送に関する協定書	388
5-65-1 災害時における傷病者の搬送に関する協定書（株式会社つかさ つか	

き介助タクシー)	388
5-65-2 災害時における傷病者の搬送に関する協定書(菜の花福祉タクシー)	392
5-65-3 災害時における傷病者の搬送に関する協定書(福祉タクシー病屋楽 子)	395
5-66 災害時における仮設トイレ等の提供に関する協定書	398
5-66-1 災害時における仮設トイレ等の提供に関する協定書(旭ハウス工業株 式会社)	398
5-66-2 災害時における仮設トイレ等の提供に関する協定書(ベクセス株式 社)	403
5-66-3 災害時における仮設トイレ等の提供に関する協定書(日野興業株式 社名古屋支店)	408
5-67 災害時等における無人航空機による活動協力に関する協定書(東海巧房株 式会社)	413
5-68 感染症患者等の移送に関する協定書(知多保健所)	417
5-69 災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定書(一般社 団法人中部キッチンカー協会)	423
6 様式類	428
6-1 調査、報告の内容	428
6-1-1 世帯別被害等調査票(災害調査班用)	429
6-1-2 被害調査票(危機管理班用)	430
6-1-3 人的被害・住家被害	431
6-1-4 公共施設被害	432
6-1-5 避難状況・救護所開設状況	433
6-2 応対記録票	434
6-3 自衛隊への応援要請等	435
6-3-1 派遣要請依頼書	435
6-3-2 撤収要請依頼書	436
6-3-3 派遣部隊の受入れ	437
6-3-4 主な災害派遣の活動内容	438
6-4 緊急応急対策実施状況等の報告様式	439
6-5 緊急通行車両確認申出書	440
6-6 緊急通行車両確認証明書	442
6-7 緊急輸送車両確認申出書	443
6-8 緊急輸送車両確認証明書	445
6-9 避難者の受入れ	446

6-9-1 避難所利用者登録票（表面）	446
6-9-2 避難所利用者登録票（裏面）	447
6-9-3 避難所収容状況調	448
6-10 物資の受払簿の書式	449
6-11 罹災証明書	450
6-11-1 罹災証明書	450
6-11-2 被災届出証明書交付申請書	451
6-11-3 罹災証明書・被災届出証明書交付簿	452
6-12 義援金領収書の様式	453
6-13 遺体調書	454
6-14 遺留品処理票	455
6-15 遺体処理台帳	456
6-16 避難・地震防災応急対策の実施状況報告	457
7 参考	459
7-1 知多市防災会議条例	459
7-2 知多市災害対策本部条例	461
7-3 知多市地震災害警戒本部条例	462
7-4 知多市みんなで支え合う防災減災推進基本条例	464

1 注意すべき自然的条件

1-1 河川注意箇所

河川名	注意箇所	同延長 (m)	予想される 危険	対 策 水防工法	担当駐在員	担 当 分 団
信濃川	信濃川樋門 から上流端	右 5,600 左	越 水	杭打 積土のう工	荒井 荒古 堀之内 廻間 中島 杉山 井洞 東谷 佐南	第 1 第 2
日長川	岡田橋上流	右 920 左	//	//	岡田一区第 1 岡田一区第 2 岡田二区第 1	第 3

1-2 貯水池

名 称	所在地	流域面積	満水面積	貯水量	堤 長	堤 高	余水吐
佐布里池	佐布里	119.5ha	62.1ha	5,300,000m ³	180m	21.0m	ゲート 2 間

1-3 山崩れ、がけ崩れ注意箇所

地区名	区域名	こう配	長さ	高さ	人家	分 団
新 知	東屋敷	60度	60 m	20 m	5 戸	第 2
	佐布見	45	80	20	5	
	◎ 海廻間	45	80	20	8	
	八九四	60	130	20	7	
	森 下	60	80	25	7	
佐布里	脇の田	45	100	15	6	第 2
	◎ 井洞脇	45	282	14	19	
	◎ 棟 守	55	110	20	7	
	◎ 江の懸	45	120	14	7	
	鳳巢田	45	100	15	5	
にしの台	◎ 2丁目	60	240	8	13	第 2
岡 田	◎ 久 平	45	69	8	5	第 3
	◎ 高 見	40	150	12	17	
	◎ 釜 谷	45	100	7	5	
	◎ 中谷第 1	53	50	9	13	
	◎ 中谷第 2	50	140	13	13	
	◎ 東 島	50	150	7	12	
日 長	◎ 第 1 地王谷	45	100	23	9	第 4
	第 2 地王谷	50	110	20	5	
	大廻間	60	150	25	5	
	寒 空	60	200	25	2	
	◎ 生 出	40	225	20	5	
	◎ 浦 畑	60	220	13	17	
	中森谷	50	110	10	7	
巽が丘	◎ 2丁目	32	190	9	24	第 1

1-4 本市の気象

1-4-1 風速・風力・気温・湿度

月	平均風速		最大瞬間		気 温			湿 度			
	風速	風向	風速	風向	平均	最高	最低	平均	最高	最低	実効
	(m/s)		(m/s)		℃	℃	℃	%	%	%	%
1	3.0	西北西	18.0	西北西	6.4	14.9	-1.4	66.2	98.3	20.2	66.1
2	3.1	西北西	20.7	北西	8.1	19.9	1.0	67.8	98.8	23.0	68.0
3	3.4	西北西	22.2	西北西	8.7	22.8	0.9	64.4	98.6	17.2	63.9
4	2.7	南東	19.3	北西	16.6	26.9	7.7	71.4	98.8	20.8	70.2
5	3.2	西北西	18.5	南東	18.8	28.3	9.4	69.8	98.0	17.7	69.9
6	2.3	南東	11.7	北北東	22.9	30.9	17.0	74.2	99.1	30.2	73.5
7	2.1	西北西	20.6	西南西	28.6	36.2	21.8	73.8	99.1	36.6	75.3
8	2.8	南東	14.6	南東	29.3	36.3	22.3	73.7	98.8	33.6	71.3
9	2.2	東南東	18.1	西南西	27.4	35.1	19.3	76.1	98.8	34.1	76.7
10	2.1	北西	14.0	北西	21.4	30.4	13.2	74.9	98.3	32.4	75.4
11	2.7	西北西	19.2	北北西	14.9	23.8	6.6	65.4	98.6	23.3	66.1
12	2.9	西北西	18.3	西北西	7.8	17.2	0.0	60.2	95.0	28.3	59.5
平均	2.7	西北西			17.6			69.8			69.7
最高	13.5	西北西	22.2	西北西		36.3			99.1		90.9
起時	3/26 17:19		3/26 16:29			8/9 13:59			7/2 1:47		9/1 24:00
最低							-1.4			17.2	50.0
起時							1/14 5:40			3/16 14:52	3/19 24:00

※ 知多市消防本部・消防署のデータ

※ TP標高13.5mで、観測器は建物の屋上に設置されている（建物高さ22m）。

1-4-2 気圧・雨量

月	気 圧		雨 量				
	現地	海面	10分間最大	1時間最大	日最大	月積算	累計
	(hPa)	(hPa)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)
1	1017.7	1020.4	1.0	3.0	11.5	26.5	26.5
2	1019.3	1022.0	2.0	9.0	27.5	108.0	134.5
3	1013.9	1016.6	3.0	10.0	52.0	171.0	305.5
4	1012.7	1015.3	4.0	10.0	42.0	140.5	446.0
5	1012.5	1015.1	3.0	7.5	36.5	157.5	603.5
6	1008.2	1010.7	4.0	14.0	77.5	222.5	826.0
7	1008.0	1010.5	5.5	14.5	29.0	110.0	936.0
8	1005.9	1008.4	14.5	27.0	105.0	291.0	1227.0
9	1011.6	1014.1	7.0	20.5	35.0	83.0	1310.0
10	1016.5	1019.1	3.5	7.0	24.5	114.05	1424.5
11	1017.1	1019.8	7.5	22.0	55.0	105.0	1529.5
12	1015.7	1018.4	0.0	0.0	0.0	0.0	1529.5
平均	1013.3	1015.9					
最高	1032.1	1034.9	14.5	27.0	105.0	291.0	
起時	2/13	2/13	8/31	8/31	8/29	8月	
	7:42	7:42	5:50	5:50			
最低	991.8	994.3					
起時	5/28	5/28					
	17:25	17:25					
積算						1529.5	
日数						107	

※ 知多市消防本部・消防署のデータ

※ TP標高13.5mで、観測器は建物の屋上に設置されている（建物高さ22m）。

1-5 重要水防箇所

1-5-1 河川海岸

(県管理・知多建設事務所管内)

番号	水系名	河川名	位 置	左右岸別	地 名	延長(m)	重要度	理 由	摘 要 (水防工法)
19	信濃川	信濃川	0.4k ~ 6.0k	左	知多市八幡(信濃川樋門～法河川上流端)	5,600	B	堤防断面不足	(杭打積土のう工)
20	〃	〃	〃	右	〃	〃	〃	〃	(〃)

※愛知県水防計画(令和6年度)より転記

「B」は水防上重要な区間

1-5-2 ため池

ため池名	地 名	延長(m)	重要度	理 由	堤体の管理者	適用 (水防工法)
種廻間池	日長字上種廻間	199	A	堤体土質軟弱	知多市	(押え盛土工法)
地極池	岡田字地極池	92	A	堤体土質軟弱	知多市	(押え盛土工法)
新舞子大池	新舞子字奥新曾	80	A	堤体土質軟弱	知多市	(押え盛土工法)
親池	南粕谷本町4丁目	83	A	堤体土質軟弱	知多市	(押え盛土工法)

「A」は水防上最も重要な区間

1-6 がけ崩れ等土砂災害の恐れのある危険区域

土砂災害警戒区域・特別警戒区域は愛知県の基礎調査により指定され、知多市内では急傾斜地崩壊の恐れがある箇所が指定されています。令和6年12月1日現在

土砂災害防止法 区域名称	指定区域	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒 区域	土砂災害指定年月日	指定番号	影響戸数
観音脇(Ⅰ)-1	八幡新町1丁目	○	—	令和5年6月20日 (県告示第264号)	224-K-016-1	4
観音脇(Ⅰ)-2	八幡字観音脇	○	○	平成21年8月7日 (県告示第554号)	224-K-017	0
観音脇(Ⅰ)-3	八幡字観音脇	○	—	平成21年8月7日 (県告示第554号)	224-K-018	0
観音脇(Ⅱ)-1	八幡字観音脇	○	○	令和5年6月20日 (県告示第264号)	224-K-010-1	6
観音脇(Ⅱ)-2	八幡字観音脇	○	○	平成21年8月7日 (県告示第554号)	224-K-011	1
観音脇(Ⅱ)-3	八幡字観音脇	○	○	平成21年8月7日 (県告示第554号)	224-K-012	26
堀之内-1	八幡字堀之内	○	○	平成22年6月25日 (県告示第427号)	224-K-024	20
堀之内-2	八幡字堀之内	○	○	平成22年6月25日 (県告示第427号)	224-K-025	1
楠廻間A	八幡字楠廻間	○	○	平成28年3月25日 (県告示第192号)	224-K-074	0
楠廻間B	八幡字堂ヶ島	○	○	平成28年3月25日 (県告示第192号)	224-K-075	0
種池1	八幡字種池	○	○	平成30年3月30日 (県告示第232号)	224-K-123	2
長峰1	八幡字長峰	○	—	平成30年3月30日 (県告示第232号)	224-K-124	1
八幡新町1丁目-1	八幡新町1丁目	○	—	令和5年6月20日 (県告示第264号)	224-K-177	4
八幡左り脇-1	八幡字左り脇	○	○	令和5年6月20日 (県告示第264号)	224-K-178	1
里之前-1	八幡字里之前	○	—	令和5年6月20日 (県告示第264号)	224-K-179	3
杉山-1	八幡字杉山	○	○	令和5年6月20日 (県告示第264号)	224-K-180	1
里之前-2	八幡字里之前	○	○	令和5年6月20日 (県告示第264号)	224-K-212	4
田渕-1	巽が丘2丁目	○	—	平成22年6月25日 (県告示第427号)	224-K-022	5
田渕-2	巽が丘2丁目	○	○	平成22年6月25日 (県告示第427号)	224-K-023	2

深山口-1A	鎌が谷2丁目	○	○	平成28年3月25日 (県告示第192号)	224-K-072	1
深山口-1B	鎌が谷2丁目	○	○	平成28年3月25日 (県告示第192号)	224-K-073	2
深山口-2	鎌が谷2丁目	○	○	平成28年3月25日 (県告示第192号)	224-K-071	0
八幡高根-1	八幡字高根	○	○	平成30年3月30日 (県告示第232号)	224-K-147	0
東鴻之巣-1	八幡字東鴻之巣	○	○	平成30年3月30日 (県告示第232号)	224-K-148	0
池下-1	八幡字池下	○	○	平成30年3月30日 (県告示第232号)	224-K-149	0
池下-2	八幡字池下	○	○	平成30年3月30日 (県告示第232号)	224-K-150	0
八幡七曲り-1	八幡字七曲り	○	○	平成30年3月30日 (県告示第232号)	224-K-151	0
三反田3丁目-1A	三反田3丁目	○	—	平成30年3月30日 (県告示第232号)	224-K-161	0
三反田3丁目-1B	三反田3丁目	○	○	平成30年3月30日 (県告示第232号)	224-K-162	0
八幡三反田-1	八幡字三反田	○	○	令和5年6月20日 (県告示第264号)	224-K-183	4
八幡笹廻間-1	八幡字笹廻間	○	—	令和5年6月20日 (県告示第264号)	224-K-209	4
曾山-1	八幡字曾山	○	—	令和5年6月20日 (県告示第264号)	224-K-208	3
西阿原A	にしの台1丁目	○	○	平成28年3月25日 (県告示第192号)	224-K-077	5
西阿原B	にしの台1丁目	○	—	平成28年3月25日 (県告示第192号)	224-K-078	2
脇之田	佐布里字脇之田	○	○	平成28年3月25日 (県告示第192号)	224-K-076	4
井洞脇(A)	佐布里字橋詰	○	○	平成28年3月25日 (県告示第192号)	224-K-080	2
井洞脇(B)	佐布里字井洞脇	○	○	平成28年3月25日 (県告示第192号)	224-K-081	9
城山-1	佐布里字城山	○	○	平成28年3月25日 (県告示第192号)	224-K-082	2
棟守	佐布里字棟守	○	○	平成28年3月25日 (県告示第192号)	224-K-083	3
船ヶ脇-1	佐布里字船ヶ脇	○	○	平成30年3月30日 (県告示第232号)	224-K-160	0

大六 B	佐布里字大六	○	○	平成 28 年 3 月 25 日 (県告示第 192 号)	224-K-085	5
五明	佐布里字五明	○	○	平成 28 年 3 月 25 日 (県告示第 192 号)	224-K-086	0
向畑 A	佐布里字向畑	○	○	平成 28 年 3 月 25 日 (県告示第 192 号)	224-K-087	0
向畑 B	佐布里字向畑	○	○	平成 28 年 3 月 25 日 (県告示第 192 号)	224-K-088	2
長田脇	佐布里字長田脇	○	○	平成 19 年 2 月 27 日 (県告示第 140 号)	224-K-001	25
筒井・佐布里 A	佐布里字筒井	○	○	平成 28 年 3 月 25 日 (県告示第 192 号)	224-K-089	15
筒井・佐布里 B	佐布里字江之懸	○	○	平成 28 年 3 月 25 日 (県告示第 192 号)	224-K-090	2
東脇	佐布里字東脇	○	○	平成 25 年 3 月 22 日 (県告示第 212 号)	224-K-052	6
にしの台 2 丁目	にしの台 2 丁目	○	○	平成 28 年 3 月 25 日 (県告示第 192 号)	224-K-079	20
大六 A	佐布里字堀切	○	○	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-084-1	8
鳳巢田	佐布里字鳳巢田	○	○	平成 19 年 2 月 27 日 (県告示第 140 号)	224-K-002	7
井洞脇 1	佐布里字井洞脇	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-128	1
寺脇 1	佐布里字寺脇	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-129	1
東脇-1	佐布里字東脇	○	○	平成 25 年 3 月 22 日 (県告示第 212 号)	224-K-053	2
鳳巢田 1	佐布里字鳳巢田	○	○	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-003-1	2
西之脇口-1	佐布里字西之脇口	○	○	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-182	0
地藏脇-1	佐布里字地藏脇	○	○	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-194	2
鳳巢田-2	佐布里字鳳巢田	○	○	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-203	1
長田脇-2	佐布里字長田脇	○	○	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-204	1
江之懸前-2	佐布里字江之懸前	○	○	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-205	2
東脇-2	佐布里字東脇	○	○	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-206	1

奥茂長田-1	佐布里字奥茂長田	○	○	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-207	0
観音脇 (Ⅲ)	新知字北惣作	○	○	平成 26 年 3 月 18 日 (県告示第 160 号)	224-K-063	14
東屋敷-1	新知字北惣作	○	○	平成 21 年 8 月 7 日 (県告示第 554 号)	224-K-013	1
東屋敷-2	新知字東屋敷	○	○	平成 21 年 8 月 7 日 (県告示第 554 号)	224-K-014	16
東屋敷-3	新知字東屋敷	○	○	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-015-1	19
椿(Ⅱ)A	新知字椿	○	○	平成 25 年 3 月 22 日 (県告示第 212 号)	224-K-055	6
椿(Ⅱ)B	新知字椿	○	○	平成 25 年 3 月 22 日 (県告示第 212 号)	224-K-056	4
椿	新知字椿	○	○	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-057-1	21
八九四	新知字八九四	○	○	平成 25 年 3 月 22 日 (県告示第 212 号)	224-K-059	43
小廻間-1	新知字小廻間	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-157	1
山ノ田-1	新知字山ノ田	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-158	1
雑誌田-1	新知字雑誌田	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-159	0
会下 A	新知字会下	○	○	平成 25 年 3 月 22 日 (県告示第 212 号)	224-K-060	2
会下 B	新知字会下	○	○	平成 25 年 3 月 22 日 (県告示第 212 号)	224-K-061	1
会下 C	新知字会下	○	○	平成 25 年 3 月 22 日 (県告示第 212 号)	224-K-062	2
浜田	新知字北新生	○	○	平成 25 年 3 月 22 日 (県告示第 212 号)	224-K-051	2
南新生-1	新知字南新生	○	○	平成 28 年 3 月 25 日 (県告示第 192 号)	224-K-092	0
梶廻間-1	新知字梶廻間	○	○	平成 23 年 12 月 27 日 (県告示第 771 号)	224-K-027	5
梶廻間-2	新知字梶廻間	○	○	平成 23 年 12 月 27 日 (県告示第 771 号)	224-K-028	2
西ノ海道脇島	新知字宝泉坊	○	—	平成 28 年 3 月 25 日 (県告示第 192 号)	224-K-091	6
寄割 A	新知字寄割	○	○	平成 26 年 3 月 18 日 (県告示第 160 号)	224-K-064	8

寄割 B	長浦 1 丁目	○	○	平成 26 年 3 月 18 日 (県告示第 160 号)	224-K-065	0
海廻間 1	新知字海廻間	○	○	平成 23 年 12 月 27 日 (県告示第 771 号)	224-K-031	17
海廻間 2	新知字梶廻間	○	○	平成 23 年 12 月 27 日 (県告示第 771 号)	224-K-029	22
海廻間 3	新知字海廻間	○	○	平成 23 年 12 月 27 日 (県告示第 771 号)	224-K-030	8
海廻間-A	新知字杓子	○	○	平成 23 年 12 月 27 日 (県告示第 771 号)	224-K-032	3
海廻間-B	新知字杓子	○	○	平成 23 年 12 月 27 日 (県告示第 771 号)	224-K-033	4
海廻間-C	新知字杓子	○	○	平成 23 年 12 月 27 日 (県告示第 771 号)	224-K-034	2
海廻間 (Ⅱ) - 1	新知字佐布見	○	○	平成 23 年 12 月 27 日 (県告示第 771 号)	224-K-035	9
海廻間 (Ⅱ) - 2	新知字杓子	○	○	平成 23 年 12 月 27 日 (県告示第 771 号)	224-K-036	10
佐布見 (Ⅱ) - 1	新知字佐右坂	○	○	平成 23 年 12 月 27 日 (県告示第 771 号)	224-K-037	5
佐布見 (Ⅱ) - 2	新知字佐布見	○	○	平成 23 年 12 月 27 日 (県告示第 771 号)	224-K-038	13
二股	新知字二股	○	○	平成 25 年 3 月 22 日 (県告示第 212 号)	224-K-058	1
池添 1	新知字池添	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-125	1
池添 2	新知字池添	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-126	1
船脇 1	新知字船脇	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-127	0
新知船脇-1	新知字船脇	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-156	0
梶廻間-3	新知字梶廻間	○	○	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-174	1
佐右坂-1	新知字佐右坂	○	○	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-176	2
永井-1	新知字永井	○	○	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-181	0
池添-3	新知字池添	○	○	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-211	1
向屋敷 A	岡田字向田	○	○	平成 28 年 3 月 25 日 (県告示第 192 号)	224-K-095	3

向屋敷 B	岡田字向屋敷	○	○	平成 28 年 3 月 25 日 (県告示第 192 号)	224-K-096	2
五反田 A	岡田字江口山	○	○	平成 28 年 3 月 25 日 (県告示第 192 号)	224-K-093	4
五反田 B	岡田字江口山	○	○	平成 28 年 3 月 25 日 (県告示第 192 号)	224-K-094	2
西焼田	岡田字西焼田	○	○	平成 28 年 3 月 25 日 (県告示第 192 号)	224-K-097	3
山ノ脇 A	岡田字片平山	○	○	平成 28 年 3 月 25 日 (県告示第 192 号)	224-K-098	2
山ノ脇 B	岡田字片平山	○	○	平成 28 年 3 月 25 日 (県告示第 192 号)	224-K-099	1
山ノ脇 C	岡田字片平山	○	○	平成 28 年 3 月 25 日 (県告示第 192 号)	224-K-100	1
庄田-1	岡田字庄田	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-165	0
釜谷(Ⅱ)	岡田字釜谷	○	○	平成 25 年 3 月 22 日 (県告示第 212 号)	224-K-054	19
釜谷	岡田字久平	○	○	平成 28 年 3 月 25 日 (県告示第 192 号)	224-K-101	8
久平	岡田字久平	○	○	平成 28 年 3 月 25 日 (県告示第 192 号)	224-K-102	3
岡田太郎坊-1	岡田字太郎坊	○	○	平成 28 年 3 月 25 日 (県告示第 192 号)	224-K-105	0
太郎坊	岡田字太郎坊	○	○	平成 28 年 3 月 25 日 (県告示第 192 号)	224-K-106	6
高見	岡田字高見	○	○	平成 22 年 6 月 25 日 (県告示第 427 号)	224-K-026	21
岡田-1	岡田字東島	○	○	平成 23 年 12 月 27 日 (県告示第 771 号)	224-K-040	8
岡田-2	岡田字中谷	○	○	平成 23 年 12 月 27 日 (県告示第 771 号)	224-K-041	4
岡田-3	岡田字中谷	○	○	平成 23 年 12 月 27 日 (県告示第 771 号)	224-K-042	1
中谷 A	岡田字中谷	○	○	平成 28 年 3 月 25 日 (県告示第 192 号)	224-K-107	5
中谷 B	岡田字釜谷	○	—	平成 28 年 3 月 25 日 (県告示第 192 号)	224-K-108	2
堂山-1	岡田字堂山	○	○	平成 23 年 12 月 27 日 (県告示第 771 号)	224-K-043	10
堂山-2	岡田字平地	○	○	平成 23 年 12 月 27 日 (県告示第 771 号)	224-K-044	4

地極松	岡田字平地	○	○	平成 28 年 3 月 25 日 (県告示第 192 号)	224-K-109	1
地極松-1	岡田字地極松	○	○	平成 28 年 3 月 25 日 (県告示第 192 号)	224-K-110	3
平地-1	岡田字地極松	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-167	2
西二タ俣 A	岡田字西二タ俣	○	—	平成 28 年 3 月 25 日 (県告示第 192 号)	224-K-112	1
西二タ俣 B	岡田字東二タ俣	○	○	平成 28 年 3 月 25 日 (県告示第 192 号)	224-K-113	2
西島-1	岡田字西島	○	○	平成 22 年 6 月 25 日 (県告示第 427 号)	224-K-019	0
西島	岡田字高見	○	○	平成 22 年 6 月 25 日 (県告示第 427 号)	224-K-039	0
向屋敷 1	岡田字向屋敷	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-130	1
向屋敷 2	岡田字向屋敷	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-131	1
日東ヶ峯 1	岡田字日東ヶ峯	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-132	1
日東ヶ峯-2	岡田字東焼田	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-153	0
太郎坊-1	岡田字太郎坊	○	○	平成 28 年 3 月 25 日 (県告示第 192 号)	224-K-103	3
太郎坊-2	岡田字太郎坊	○	○	平成 28 年 3 月 25 日 (県告示第 192 号)	224-K-104	0
天神山-1	岡田字天神山	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-154	2
釜谷 1	岡田字釜谷	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-135	5
向山	岡田字向山	○	—	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-136	3
細脇 1	岡田字細脇	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-137	1
笹根 1	岡田字笹根	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-138	3
西違脇-1	岡田字西違脇	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-168	3
岡田高根-1	岡田字高根	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-169	2
善坪-1	岡田字善坪	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-173	2

八熊手 1	岡田字八熊手	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-139	2
庄太郎脇-1	岡田字庄太郎脇	○	○	平成 28 年 3 月 25 日 (県告示第 192 号)	224-K-111	1
庄太郎脇 2	岡田字庄太郎脇	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-140	1
岡田美里町-1	岡田美里町	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-166	1
知多市 4	岡田字宝ノ脇	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-146	1
入杵-1	日長字入杵	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-152	0
日長入杵-3	日長字原山	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-163	0
天神山-2	岡田字天神山	○	○	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-189	3
西焼田-2	岡田字西焼田	○	○	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-190	1
砂季ノ脇-1	岡田字砂季ノ脇	○	○	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-191	0
片平山-1	岡田字片平山	○	○	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-192	0
袖山-1	岡田字袖山	○	○	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-193	0
向山-2	岡田字向山	○	○	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-195	1
岡田高根-2	岡田字高根	○	○	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-196	1
西二タ俣-2	岡田字西二タ俣	○	○	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-197	1
八熊手-2	岡田字八熊手	○	○	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-198	4
笹根-2	岡田字笹根	○	—	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-199	3
西違脇-2	岡田字西違脇	○	○	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-200	2
西違脇-3	岡田字西違脇	○	—	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-201	2
下ノ山-1	岡田字下ノ山	○	○	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-202	1
片平山-2	岡田字片平山	○	○	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-214	3

釜谷-3	岡田字釜谷	○	—	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-215	5
地王谷(Ⅰ)	長浦 1 丁目	○	○	平成 29 年 3 月 28 日 (県告示第 159 号)	224-K-122	23
地王谷(Ⅱ)-1	長浦 3 丁目	○	○	平成 22 年 6 月 25 日 (県告示第 427 号)	224-K-020	46
地王谷(Ⅱ)-2	長浦 3 丁目	○	—	令和 3 年 8 月 31 日 (県告示第 373 号)	224-K-021-1	5
長浦 3 丁目 (Ⅲ)	長浦 3 丁目	○	—	平成 26 年 3 月 18 日 (県告示第 160 号)	224-K-067	4
長浦 3 丁目	長浦 3 丁目	○	○	平成 20 年 3 月 18 日 (県告示第 171 号)	224-K-004	32
長浦 3 丁目 1	長浦 3 丁目	○	○	平成 20 年 3 月 18 日 (県告示第 171 号)	224-K-005	0
長浦 3 丁目 (Ⅱ)	日長字寒空	○	○	平成 26 年 3 月 18 日 (県告示第 160 号)	224-K-066	8
生出	日長字生出	○	○	平成 28 年 3 月 25 日 (県告示第 192 号)	224-K-116	3
浦畑 (Ⅱ)	日長字浦畑	○	○	平成 23 年 12 月 27 日 (県告示第 771 号)	224-K-045	5
浦畑 - 1	日長字中森谷	○	○	平成 23 年 12 月 27 日 (県告示第 771 号)	224-K-046	2
浦畑 - 2	日長字浦畑	○	○	平成 23 年 12 月 27 日 (県告示第 771 号)	224-K-047	13
浦畑 - 3	日長字中森谷	○	—	平成 23 年 12 月 27 日 (県告示第 771 号)	224-K-048	10
浦畑 - 4	日長字中森谷	○	○	平成 23 年 12 月 27 日 (県告示第 771 号)	224-K-049	6
山之腰- 1	日長字山之腰	○	○	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-006-1	2
山之腰- 2	日長字山之腰	○	○	平成 20 年 3 月 18 日 (県告示第 171 号)	224-K-007	5
山之腰- 3	日長字山之腰	○	○	平成 20 年 3 月 18 日 (県告示第 171 号)	224-K-008	0
山之腰- 4	日長字山之腰	○	○	平成 20 年 3 月 18 日 (県告示第 171 号)	224-K-009	4
白山	日長字白山	○	—	平成 28 年 3 月 25 日 (県告示第 192 号)	224-K-119	0
森下 A	日長字森下	○	○	平成 28 年 3 月 25 日 (県告示第 192 号)	224-K-117	2
森下 B	日長字森下	○	○	平成 28 年 3 月 25 日 (県告示第 192 号)	224-K-118	3

神山畔	日長字神山畔	○	○	平成 23 年 12 月 27 日 (県告示第 771 号)	224-K-050	7
地王谷(Ⅲ)A	長浦 2 丁目	○	○	平成 28 年 3 月 25 日 (県告示第 192 号)	224-K-114	11
地王谷(Ⅲ)B	長浦 2 丁目	○	—	平成 28 年 3 月 25 日 (県告示第 192 号)	224-K-115	11
今川 1	日長字今川	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-133	1
日長安土-1	日長字今川	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-164	0
今川 2	日長字今川	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-134	1
知多市 1	長浦 2 丁目	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-144	6
知多市 2	長浦 2 丁目	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-145	6
知多市-3	長浦 3 丁目	○	○	平成 26 年 3 月 18 日 (県告示第 160 号)	224-K-068	1
長浦 2 丁目-1	長浦 2 丁目	○	—	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-175	2
今川-3	日長字今川	○	○	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-184	2
播摩-1	日長字播摩	○	○	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-185	1
高峰脇-1	日長字高峰脇	○	—	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-186	1
頭部-1	日長字頭部	○	—	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-187	2
旭桃台	旭桃台	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-143	3
西刈馬-2	大興寺字刀池	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-170	0
落田-1	大興寺字落田	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-155	0
里 A	大興寺字里	○	○	平成 26 年 3 月 18 日 (県告示第 160 号)	224-K-069	1
里 B	大興寺字里	○	○	平成 26 年 3 月 18 日 (県告示第 160 号)	224-K-070	3
里 1	大興寺字里	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-141	1
里 2	大興寺字里	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-142	0

江端-1	大草字江端	○	○	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-171	0
東屋敷-1	大草字東屋敷	○	—	平成 30 年 3 月 30 日 (県告示第 232 号)	224-K-172	1
平井-1	大興寺字平井	○	○	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-188	2
平井-2	大興寺字平井	○	○	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-213	1
郷中 A	金沢字郷中	○	○	平成 28 年 3 月 25 日 (県告示第 192 号)	224-K-120	3
郷中 B	金沢字郷中	○	○	平成 28 年 3 月 25 日 (県告示第 192 号)	224-K-121	0
南粕谷 4 丁目-1	南粕谷 4 丁目	○	—	令和 5 年 6 月 20 日 (県告示第 264 号)	224-K-210	2

1－7 山地災害危険地区

位置			山地災害危険地区等の種類	位置			山地災害危険地区等の種類
市	大字	字		市	大字	字	
知多市	八幡	種池	山腹崩壊危険地区	知多市	日長	中森谷	山腹崩壊危険地区
知多市	八幡	観音脇	山腹崩壊危険地区	知多市	日長	神山畔	山腹崩壊危険地区
知多市	新知	東屋敷	山腹崩壊危険地区	知多市	大草	東屋敷	山腹崩壊危険地区
知多市	新知	椿	山腹崩壊危険地区	知多市	佐布里	筒井	山腹崩壊危険地区
知多市	新知	八九四	山腹崩壊危険地区	知多市	新知	梶廻間	山腹崩壊危険地区
知多市	日長	寒空	山腹崩壊危険地区	知多市	佐布里	脇之田前	山腹崩壊危険地区
知多市	長浦	1・3丁目	山腹崩壊危険地区	知多市	岡田	太郎坊	山腹崩壊危険地区
知多市	日長	浦畑	山腹崩壊危険地区	知多市	大興寺	里	山腹崩壊危険地区
知多市	日長	中森谷	山腹崩壊危険地区	知多市	日長	中森谷	山腹崩壊危険地区

1－8 要配慮者関連施設（山地災害危険地区）

関連施設名	住 所	管理者	収容可能人員 (人)	関連施設の分類	山地災害危険地区等の種類
長浦聖母幼稚園	長浦3丁目29	園長	200	幼稚園	山腹崩壊危険地区
やまもも園	岡田字太郎坊15-1	知多市長	70	児童福祉施設	山腹崩壊危険地区
佐布里保育園	佐布里字筒井21	知多市長	100	児童福祉施設	山腹崩壊危険地区

1-9 要配慮者利用施設（浸水想定区域・土砂災害警戒区域内施設）

施設名称	所在地	浸水想定区域			土砂災害 警戒区域
		洪水	雨水 出水	高潮	
特別養護老人ホーム ふれあいの里	新知字二股 10-1				○
特別養護老人ホーム 知多	旭南 5 丁目 31-1	○		○	
まさみが丘幼稚園	旭南 5 丁目 112	○		○	
八幡保育園	八幡字平井 8	○			
新舞子保育園	新舞子字大口 50	○			
明愛幼稚園	八幡字西水代 125-1	○			
さぎなみの家	金沢字丸池 3	○			
デイサービス だいこん畑	八幡字西水代 100-1	○			
小規模多機能型居宅介 護事業所 すずしろ の花	旭南 1 丁目 22-1	○			
デイサービス つみき福祉工房岡田	岡田字海渡 4	○			
サザンモーリア	南粕谷新海 1 丁目 117-2	○			

知多サザンクリニック	南粕谷１丁目１１５	○			
フェリーチェ知多	八幡字向長曾９８番地	○			
新舞子すみれハイム	旭南５丁目１０６	○			
グループホーム あい る岡田	岡田字向田８番２	○			
岡田福祉会館	岡田字西島２９－１	○			
グループホームつみき 岡田	岡田字海渡１６－１	○			
介護医療院 平病院	新舞子字落４０－１	○			

１－１０ 避難促進施設（津波災害警戒区域内施設）

施設名称	所在地
特別養護老人ホーム 知多	旭南５丁目３１－１
まさみが丘幼稚園	旭南５丁目１１２

1－1 1 東海地震等における被害予測（平成26年5月の県被害予測調査結果）

愛知県防災会議地震部会（平成26年5月）が行った被害予測は、戦後最大の甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓として、これまでの地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、今後の防災・減災対策の効果的な推進に資することを目的として実施したものである。

南海トラフで発生する地震・津波には多様性があり、予測困難なものがあるが、効果的な防災・減災対策の実施に繋げていくため、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを参考に想定することとした。（「過去地震最大モデル」と「理論上最大想定モデル」の被害想定は、本編、第1部 地震・津波災害対策計画 P22・23を参照）

2 注意すべき社会的条件

2-1 危険物大量保有事業所

(令和6年12月1日現在)

事業所名	所在地	種類	貯蔵量
出光興産(株)愛知事業所	南浜町11	第2類	16,760 t
		第4類	3,043,519 kl
	北浜町25	第4類	1,668,003 kl
サントリー知多蒸溜所(株)	北浜町16	第4類	7,290 kl

2-2 毒物・劇物製造所

(令和6年12月1日現在)

事業所名	所在地	品名
出光興産(株)愛知事業所	南浜町11	キシレン、アクリル酸、硫酸、苛性ソーダ等
	北浜町25	トルエン、キシレン、パラキシレン等

2-3 高圧ガス大量保有事業所

(令和6年12月1日現在)

事業所名	所在地	処理量 (Nm ³)
出光興産(株)愛知事業所	南浜町11	221,727,848
	北浜町25	61,323,130
中部液酸株式会社	南浜町27	3,084,492

2-4 液化石油ガス大量保有事業所

(令和6年12月1日現在)

事業所名	所在地	貯蔵量 (t)
出光興産(株)愛知事業所	南浜町11	197,697
	北浜町25	1,976

2-5 ガス施設

(令和5年度平均)

事業所名	所在地	ガスの種類	ガス送出量 (KNm ³ /日)	原料	1日当たりの処理量	容量 (m ³)
東邦瓦斯(株)知多熱調センター	北浜町23	都市ガス	8,092	天然ガス プロパンガス	7,790 kNm ³ 271 t	14,500×1基
東邦瓦斯(株)知多LNG共同基地	南浜町23	都市ガス用原料	4,037	液化天然ガス	3,436 t	
		発電用燃料ガス	477	液化天然ガス	428 t	
知多エル・エヌ・ジー(株)	南浜町27-1	発電用燃料ガス	9,585	液化天然ガス	7,574 t	
東邦瓦斯(株)知多緑浜工場	緑浜町1	都市ガス用原料	3,737	液化天然ガス	3,146 t	
		発電用燃料ガス	2,737	液化天然ガス	2,257 t	

2-6 放射性物質保有事業所

(令和6年4月1日現在)

事業所名	所在地	機関分類
出光興産(株)愛知事業所	南浜町11	民間事業所
サントリー知多蒸溜所(株)	北浜町16	民間事業所
王子コーンスターチ(株)名古屋工場	北浜町24-3	民間事業所
中央防災株式会社	原2丁目10-25	民間事業所
愛知県知多県民事務所環境保全課知多保健所詰所	八幡字荒古後88-2	公的機関

2-7 石油コンビナート等災害防止法指定事業所

(令和6年12月1日現在)

事業所名	所在地	業種	種別
出光興産(株)愛知事業所	南浜町11 北浜町25	石油精製業	第1種事業所
中部液酸(株)	南浜町27	ガス業	
知多エル・エヌ・ジー(株)	南浜町27-1	ガス業	第2種事業所
(株)JERA 知多火力発電所	北浜町23	電気業	
サントリー知多蒸溜所(株)	北浜町16	酒類製造業	
東邦瓦斯(株)知多LNG共同基地	南浜町23	ガス業	
(株)JERA 知多第二火力発電所	北浜町10-1	電気業	
東邦瓦斯(株)知多熱調センター	北浜町23	ガス業	
東邦瓦斯(株)知多緑浜工場	緑浜町1	ガス業	

2-8 危険物施設地区別設置状況（北浜町、南浜町、緑浜町地内は、除く）

(令和6年12月1日現在)

地区	設置場所	施設名
八幡地区	八幡字荒古後55	給油取扱所（自家用）
	八幡字荒古後98-1	給油取扱所
	八幡字岩ノ脇27-10	移動タンク貯蔵所
	八幡字観音脇10-5	一般取扱所
	八幡字浦浜1-51	移動タンク貯蔵所
	平野1丁目53	屋内貯蔵所
東部地区	三反田1丁目47、48、49	給油取扱所
	三反田3丁目6-1	一般取扱所、屋外タンク貯蔵所 地下タンク貯蔵所
	三反田3丁目1-2	地下タンク貯蔵所
	原1丁目14	地下タンク貯蔵所（2施設）
	八幡字半田道17-1	給油取扱所
	八幡字東鴻之巣36-2外	地下タンク貯蔵所
新知地区	新知台2丁目10-3	給油取扱所
	新知字西新生73	給油取扱所（自家用）
	新知字下森13	移動タンク貯蔵所
	朝倉町294、295	給油取扱所
	朝倉町51	移動タンク貯蔵所

地 区	設 置 場 所	施 設 名
佐布里地区	佐布里字西池之脇8	地下タンク貯蔵所・一般取扱所
岡田地区	岡田字野崎1－1	給油取扱所
	岡田字開戸53－9	屋内タンク貯蔵所
	岡田字美城ヶ根10	屋内貯蔵所
	岡田字太郎坊109－3	地下タンク貯蔵所
	岡田字新池下1	屋外タンク貯蔵所
	日長字入杵70	移動タンク貯蔵所
	日長字入杵28－1	給油取扱所
旭地区	新舞子字大口204－2	給油取扱所
	新舞子東町2丁目1－1	給油取扱所
	旭南5丁目120	給油取扱所
	大草字四方田101－4	地下タンク貯蔵所
	大興寺字刀池56	地下タンク貯蔵所
	大興寺字長根32－22	屋内貯蔵所
	新刀池2丁目9	屋内貯蔵所
	新刀池2丁目11	屋内貯蔵所

2-9 コミュニティごとの防災上の留意点

地区名	地区の概況	防災上の留意点
八幡 コミュニティ	1 国道155号沿いでは古くからの既成市街地があり、住宅密集地になっている。 2 当地区東部は野崎川沿いに発達する中核的な農業生産地域となっている。	1 信濃川東側集落は、木造住宅・狭小道路等が目立ち、地震による建物倒壊や火災延焼の可能性はある。 2 山腹崩壊危険箇所においては、土砂災害による危険性がある。 3 ため池の注意箇所においては、地震時に崩壊の危険性がある。
つつじが丘 コミュニティ	地区の大半は住宅用地で面的都市基盤整備が済んでいる。	1 造成地は大部分が切・盛土されており、地震時には盛土地の危険性が高い。 2 戸建て住宅が連立する箇所は、一部にブロック塀があり、地震時に倒壊する危険性がある。
東部 コミュニティ	名鉄河和線の巽が丘駅西部及び北部は古くからの住宅地となっている。	1 巽が丘等の住宅は高台に位置し、急な坂が多いため、要配慮者の避難行動に支障をきたす。 2 商店街では、地震時に延焼火災の恐れがある。 3 狭小屈曲した道路は、避難行動や救助活動の際に支障となる恐れがある。
佐布里 コミュニティ	1 佐布里池をはじめ大小の池が点在する。 2 にしの台や梅が丘等の造成市街地が地区の北西部に分布している。	1 信濃川西側の集落には危険箇所が多く、地震時には注意が必要である。 2 梅が丘の住宅団地は造成地のため、地震時には盛土部の危険度が高くなる。
新知 コミュニティ	名鉄常滑線の朝倉駅東から古見駅にかけての古くからの既成市街地は、住宅密集地域となっている。	1 古くからの既成市街地においては避難場所がなく、災害時に支障をきたす。 2 木造住宅が密集しており、狭小屈曲した道路やブロック塀が目立つため、地震時の避難行動、救助活動に支障をきたす可能性がある。 3 地区西部の集落には、急傾斜地崩壊危険箇所等が多くあり、地震時等には周辺家屋に被害が及ぶ可能性がある。
岡田 コミュニティ	1 丘陵地の谷筋に形成された古くからの市街地で、道路が狭く混み合った住宅地となっている。 2 当地区南部は農地となっている。	1 日長川が氾濫すると南側集落一帯が孤立化する恐れがある。 2 集落内には盛土部や急傾斜地危険区域等が多くあるため、地震時における危険度が高くなる。 3 狭小道路のある木造住宅密集地においては、地震時に延焼火災の危険があり、避難行動、救助活動に支障をきたす。

地区名	地区の概況	防災上の留意点
旭 北 コミュニティ	1 北部から西南部にかけては比較的古くからの住宅地がある。 2 旭北小学校周辺から日長川方面一帯は農地である。	1 日長川、鍛冶屋川が氾濫すると、地区西側の住民が孤立化する恐れがある。 2 木造住宅が密集し狭小道路も多いため、災害時に支障をきたす恐れがある。 3 山腹崩壊危険箇所等が多く、地震時の崩壊危険性がある。
旭 東 コミュニティ	1 当地区西部の日長台、旭桃台は造成された住宅地となっている。 2 当地区東部は農地となっている。	1 住宅団地等では、盛土部において特に危険度が高くなる。 2 木造住宅では、地震時に建物倒壊及び火災延焼の危険性がある。 3 道路が狭小屈曲した地区においては、災害時の避難行動や救助活動に支障をきたす可能性がある。
旭 南 コミュニティ	新舞子から大草にかけての地域は、クロマツ林が残っており、本市に唯一残っている海岸線である。	1 国道155号より西側の住宅地一帯には避難場所がなく、災害時に混乱を招く恐れがある。 2 飲食店等が建ち並ぶ箇所は、延焼火災の危険性がある。 3 住宅地では木造住宅が密集しており、延焼火災の危険がある。 4 狭小屈曲した道路やブロック塀等が多く、災害時の避難行動、救助活動に支障をきたす恐れがある。
南 粕 谷 コミュニティ	東部には造成住宅地がある。	1 住宅団地の盛土部においては、地震時に危険度が高くなる。 2 ブロック塀が連担して、地震時に倒壊の可能性が高いと推定される。 3 南粕谷本町の集落内には、木造住宅が多く、地震時に建物倒壊及び火災延焼の危険性がある。 4 狭小屈曲した道路及びブロック塀等が連担しており、災害時の避難行動、救助活動に支障をきたす恐れがある。

2-10 地区別要配慮者の状況

令和6年12月1日現在

八幡コミュニティ

人口	13,159人	65歳以上 (高齢化率)	3,406人 (25.9%)
外国人	347人	一人暮らし高齢者	137人
高齢者世帯	60世帯	身体障がい者	77人
知的障がい者	22人	精神障がい者	10人

つつじが丘コミュニティ

人口	6,641人	65歳以上 (高齢化率)	2,268人 (34.2%)
外国人	620人	一人暮らし高齢者	165人
高齢者世帯	32世帯	身体障がい者	55人
知的障がい者	22人	精神障がい者	10人

東部コミュニティ

人口	13,543人	65歳以上 (高齢化率)	3,935人 (29.1%)
外国人	268人	一人暮らし高齢者	168人
高齢者世帯	39世帯	身体障がい者	74人
知的障がい者	35人	精神障がい者	10人

佐布里コミュニティ

人口	8,473人	65歳以上 (高齢化率)	2,999人 (35.4%)
外国人	170人	一人暮らし高齢者	99人
高齢者世帯	47世帯	身体障がい者	57人
知的障がい者	13人	精神障がい者	1人

新知コミュニティ

人口	10,163人	65歳以上 (高齢化率)	2,009人 (19.8%)
外国人	281人	一人暮らし高齢者	59人
高齢者世帯	6世帯	身体障がい者	41人
知的障がい者	24人	精神障がい者	4人

岡田コミュニティ

人口	7,678人	65歳以上 (高齢化率)	1,999人 (26.0%)
外国人	254人	一人暮らし高齢者	93人
高齢者世帯	13世帯	身体障がい者	49人
知的障がい者	25人	精神障がい者	6人

旭北コミュニティ

人口	8,691人	65歳以上 (高齢化率)	2,245人 (25.8%)
外国人	149人	一人暮らし高齢者	99人
高齢者世帯	28世帯	身体障がい者	45人
知的障がい者	18人	精神障がい者	8人

旭東コミュニティ

人口	3,929人	65歳以上 (高齢化率)	1,376人 (35.0%)
外国人	206人	一人暮らし高齢者	37人
高齢者世帯	3世帯	身体障がい者	31人
知的障がい者	10人	精神障がい者	4人

旭南コミュニティ

人口	6,014人	65歳以上 (高齢化率)	1,574人 (26.2%)
外国人	109人	一人暮らし高齢者	75人
高齢者世帯	17世帯	身体障がい者	38人
知的障がい者	13人	精神障がい者	8人

南粕谷コミュニティ

人口	4,810人	65歳以上 (高齢化率)	2,015人 (41.9%)
外国人	61人	一人暮らし高齢者	112人
高齢者世帯	30世帯	身体障がい者	41人
知的障がい者	16人	精神障がい者	2人

3 防災上必要な施設・設備等

3-1 消防本部・消防署保有の消防力

(令和6年12月1日現在)

	消防本部	消防署	八幡出張所	旭出張所	計
消防吏員数	19	47	23	19	108
水槽付消防ポンプ自動車		1	1		2
消防ポンプ自動車		2	1	1	4
はしご自動車		1			1
動力ポンプ付水槽車		1	1		2
屈折はしご自動車			1		1
大型化学高所放水車		1			1
泡原液搬送車		1			1
化学消防自動車				1	1
高規格救急自動車		2	1	1	4
指揮車		1			1
救助工作車		1			1
資機材搬送・広報車		6	1	1	8
小型動力ポンプ		3	2	1	6
基地局		1			1
固定局		1			1
陸上移動局		29	10	7	46
陸上移動局(署活)		17	9	8	34

3-2 消防団保有の消防力

(令和6年12月1日現在)

区分	消防団員	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車
本部	3		
第1分団	25	1	1
第2分団	25	1	1
第3分団	25	1	1
第4分団	25	1	1
第5分団	24	1	1
計	127	5	5

3-3 林野火災対策用資機材

(令和6年12月1日現在)

品 名	数 量
チェーンソー	17
草刈機	5
のこぎり	9

3-4 救出用資機材

(令和6年12月1日現在)

品 名	数 量	品 名	数 量
バスケット担架	5	空気呼吸器	36
可搬式発電機	15	緩降機	2
救命ボート一式	3	可搬式ウインチ	3
救命胴衣	42	大型油圧救助器具	2
救命索発射銃	1	潜水用具一式	8
救命浮環	11	ワイヤーはしご	1

3-5 救急自動車

(令和6年12月1日現在)

配置場所	台 数
消防署本署	2
消防署八幡出張所	1
消防署旭出張所	1

3-6 救急病院

(令和6年12月1日現在)

名 称	公立西知多総合病院	所 在 地	東海市中ノ池3丁目1番地の1
電 話 番 号	0562(33)5500	病 床 数	468
診 療 科 (32科)	内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、脳神経内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、リウマチ・膠原病内科、外科、呼吸器外科、消化器外科、血管外科、脳神経外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、緩和ケア外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、病理診断科、救急科、歯科口腔外科、麻酔科		

3-7 応急給水用資機材

(令和6年12月1日現在)

名 称	数 量
積載用給水タンク (1.5 t)	5
〃 (1.0 t)	1
〃 (0.3 t)	3
可搬ポリタンク (20 L)	410
折り畳みタンク (10 L)	240
〃 (20 L)	50
給水袋 (6 L)	2,450
飲料水用簡易水槽 (1 k L)	10
応急給水スタンド (10 栓式)	14
〃 (6 栓式)	3
65 mmホース (5 m)	6
〃 (20 m)	57
車載バッテリー駆動型移送ポンプ	3
大型水槽車 (10 t)	2

3-8 防疫用資機材

(令和6年12月1日現在)

品 名	数 量	品 名	数 量
動力噴霧機	1	肩掛式動力噴霧機	2
背負式動力噴霧機	1	蓄圧式噴霧機	2
軽量噴霧機	4		

3-9 清掃用車両

(令和6年12月1日現在)

種 別	台 数	種 別	台 数
特殊運搬車 (業者所有7台を含む)	16	バキューム車(業者所有)	4
運搬トラック	9		

3-10 市の保有車両

(令和6年12月1日現在)

種 別	台 数	種 別	台 数
普通乗用自動車	7	大型特殊自動車	4
普通貨物自動車	8	小型特殊自動車	4
小型乗用自動車	4	小型貨物自動車	18
消防自動車	33	軽乗用自動車	25
救急自動車	4	軽貨物自動車	45
塵芥自動車	9	乗合自動車	2
原動機付自転車	3		
		計	166

3-11 消火器設置状況

(令和6年12月1日現在)

地 区	行 政 区	設 置 本 数
八 幡	荒井 荒古 堀之内 廻間 中島 中小根 浜小根 西平井 上平井 杉山 八幡新町 寺本台 寺本新町	375
つつじが丘	つつじが丘1丁目第1 第2 つつじが丘2丁目第1 第2 第3 つつじが丘3丁目 つつじが丘4丁目第1 第2	241
東 部	八幡台 亥新田 原 北巽が丘 巽が丘 南巽が丘 西巽が丘	377
佐 布 里	井洞 佐南 東谷 にしの台1・4丁目 にしの台2・3丁目 梅が丘	244
新 知	朝倉町 新北 新中 新知台 新三 新南 新知東町1丁目 新知東町2丁目 新知東町3丁目 新六 新七	287
岡 田	岡田一区第1 第2 第3 岡田二区第1 第2 岡田三区第1 第2	203
旭 北	長浦 日長一区 日長二区 日長三区 新舞子北	246
旭 東	日長台 旭桃台 大興寺	116
旭 南	新舞子南 新舞子台 羽根 大草 北粕谷	174
南 粕 谷	南粕谷 南粕谷1丁目 南粕谷2丁目 南粕谷3丁目 南粕谷4丁目	140
	計	2,403

3-12 知多市防災行政無線

3-12-1 知多市防災行政無線（移動系デジタルMCA無線）

		無線機番号	設置場所
指令局		999、100、101、102	知多市役所
陸上移動局 (55局)	半固定局	200	東部まちづくりセンター
		201	岡田まちづくりセンター
		202	旭まちづくりセンター
		203	公立西知多総合病院
		204	八幡中学校
		205	東部中学校
		206	中部中学校
		207	知多中学校
		208	旭南中学校
		209	保健センター
	可搬局	300～303	無線室
		304	消防本部
	車載局	500	庁用車101号
		501	緑と花の推進課ADバン
		502	庁用車108号
		503	庁用車102号
		504	水道課バン
		505	庁用車217号
		506	庁用車114号
		507	庁用車206号
		508	環境パトロール車
		509	庁用車106号
		510	庁用車219号
		511	庁用車107号
		512	庁用車218号
		513	庁用車223号
		514	庁用車201号

		515	水道課エブリィ
		516	庁用車109号
		517	庁用車117号
	携帯局	600～609	無線室
		610	八幡小学校
		611	新知小学校
		612	つつじが丘小学校
		613	新田小学校
		614	佐布里小学校
		615	中部公民館
		616	中央図書館
		617	岡田小学校
		618	旭北小学校
		619	旭東小学校
		620	旭南小学校
		621	南粕谷小学校

3-12-2 知多市防災行政無線（同報系）

令和6年12月1日現在

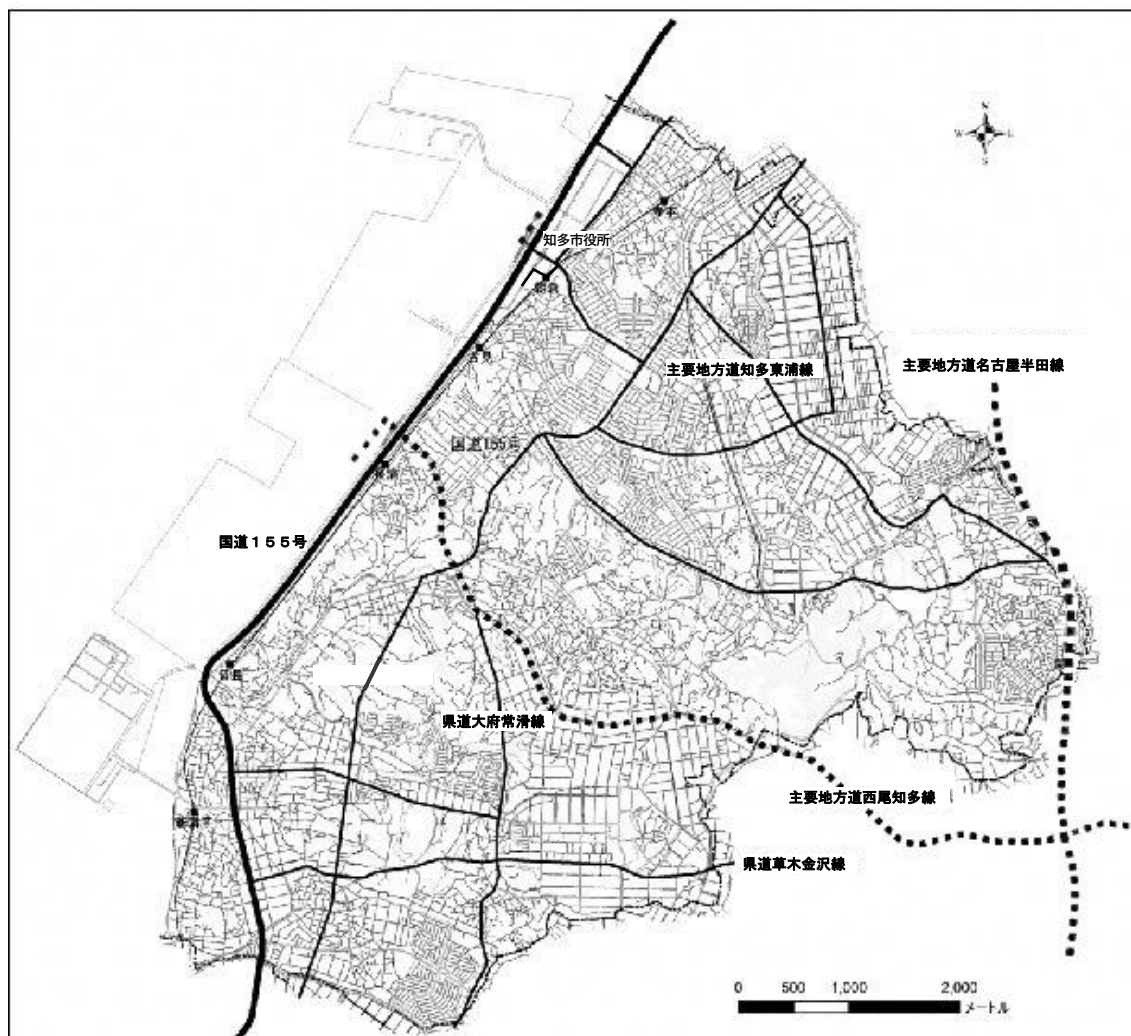
		呼出名称	設置場所等
固定局 (110局)	親局	こうほうちた	知多市役所 (遠隔制御装置は、消防本部)
	拡声子局	やわたあらい	八幡字荒井
		やわたもりじどうゆうえんち	八幡字森之前
		ふれあいひろば	緑町
		せいしょうねんかいかん	八幡字堀切
		てらもとしんまち2ごうこうえん	寺本新町
		みどりひろば	緑町
		やわたほいくえん	八幡字平井
		てんぱくしゃ	八幡字中島
		にしひらいちびっこひろば	緑町
		やわたちゅうがっこう	八幡字左り脇
		やわたしょうがっこう	八幡字里之前
		はざまちびっこひろば	八幡字里脇
		てらもとだい1ごうこうえん	寺本台1丁目
		ほけんせんたー	新知永井
		あさくら1ごうこうえん	朝倉町
		あさくら2ごうこうえん	朝倉町
		つつじがおか1ごうこうえん	つつじが丘1丁目
		つついまえこうえん	清水が丘2丁目
		てらもとだい3ちょうめ	寺本台3丁目
		てらもとだい3ごうこうえん	寺本台4丁目
		かどたこうえん	新知字門田
		つつじがおかこうえん	つつじが丘1丁目
		こみちゅうけいぼんぷじょう	北浜町
		こみこうえん	新知字下森
		しんちしょうがっこう	新知字廻間
		つつじがおか6ごうこうえん	つつじが丘4丁目
		つつじがおかしょうがっこう	つつじが丘4丁目
		つつじがおか2ごうこうえん	つつじが丘2丁目
		しんちさふみ	新知字佐布見
		しんちひがしまち1ごうこうえん	新知東町1丁目
		しんちひがしまち2ごうこうえん	新知東町2丁目
		つつじがおか4ごうこうえん	つつじが丘3丁目
		にしのだい1ごうこうえん	にしの台1丁目
		ちゅうぶちゅうがっこう	新知東町3丁目
		にしのだい2ごうこうえん	にしの台2丁目

		呼出名称	設置場所等
固 定 局 (110 局)	拡 声 子 局	にしのだい3ごうこうえん	にしの台2丁目
		じょうやましたこうえん	佐布里字城山下
		にしのだい4ごうこうえん	にしの台3丁目
		うめがおか1ごうこうえん	梅が丘1丁目
		そうりしょうがっこう	佐布里字五明
		そうりろうじんいこいのいえ	佐布里字竹ヶ鼻
		ちょうだわきこうえん	佐布里町長田脇
		うめがおか3ごうこうえん	梅が丘2丁目
		そうりうめのやかた	佐布里台3丁目
		ながうらこうみんかん	長浦1丁目
		ながうらこうえん	日長字丸根田
		しんちみなみしんせい	新知字南新生
		ちゅうおうとしょかん	岡田字宝ノ脇
		ちたちゅうがっこう	日長字原山
		おかだみさとまちこうえん	岡田美里町
		こいしやまちびっこひろば	岡田字小石山
		こうれいしゃのうりよくかつようかいかん	岡田字向田
		おかだにしほいくえん	岡田字池ノ脇
		おかだにくなかぐみかいしょ	岡田字高見
		おかだしょうがっこう	岡田字段戸坊
		かまたにじどうゆうえんち	岡田字釜谷
		おかださんくおくぐみかいしょ	岡田字堂山
		ふきこみ3ちょうめ	吹込3丁目
		おかだじごくまつ	岡田字地極松
		かなやまぼち	日長字金山
		ひながいっくこうみんかん	日長字栗林
		きょくほくしょうがっこう	日長字白山
		ひながじんじゃ	日長字森下
		ひながほいくえん	日長字城見坂
		ごうどひろば	新舞子字郷戸
		しおだじどうゆうえんち	日長字汐田
		ひながさんくこうかいどう	日長字ヲコシ
		たかみね2ごうこうえん	日長字高峰
		ひながだいこうえん	日長台
		ひながだいほいくえん	旭桃台
		きょくとうだい1ごうこうえん	旭桃台
		はくさんじんじゃ	新舞子字北屋敷
		しんまいこひがしまち1ごうこうえん	新舞子東町1丁目

		呼出名称	設置場所等
固 定 局 (110 局)	拡 声 子 局	しんまいこりゅう	新舞子字竜
		おおぐちこうえん	新舞子字大口
		はねこうかいどう	金沢字北根
		しんまいこほいくえん	新舞子字大口
		きよくなんしょうがっこう	金沢字向山
		しんまいこだいこうえん	金沢字東寅
		きよくとうしょうがっこう	大興寺字広目
		もりこしこうえん	大興寺字森越
		おおくさおおせ	大草字大瀬
		おおくさひがしやしき	大草字東屋敷
		みなみかすやしんかい4ちょうめ	南粕谷新海4丁目
		かなざわごうちゅう	金沢字郷中
		かなざわむねばた	金沢字宗畠
		みなみかすやこうかいどう	南粕谷本町1丁目
		きよくなんちゅうがっこう	金沢字中向山
		だいこうじまちづくりせんたー	大興寺字平井
		だいこうじさと	大興寺字里
		みなみかすや3ちょうめ	南粕谷3丁目
		だいこうじはらひょう	大興寺字原兵
		みなみかすやほいくえん	南粕谷本町3丁目
		かすやだい6ごうこうえん	南粕谷4丁目
		かすやだい2ごうこうえん	南粕谷2丁目
		やわただい2	八幡字深山口
		やわただい1	八幡字曾山
		はら1ごうこうえん	原1丁目
		たかねぐらうんど	八幡字高根
		いしんでんこうかいどう	原2丁目
		はら2ごうこうえん	原2丁目
		とうぶこうみんかん	八幡字南大平地
		とうぶちゅうがっこう	八幡字池下
		しんでんしょうがっこう	八幡字鍋山
		とうぶようちえん	八幡字笹廻間
		たつみがおかだいいちしゅうかいじょ	巽が丘1丁目
		たつみがおかひがしこうえん	巽が丘3丁目
		にしたつみがおか2ごうこうえん	西巽が丘2丁目
		みなみたつみがおか6ごうこうえん	南巽が丘3丁目

3-13 緊急輸送路図・重要物流道路図

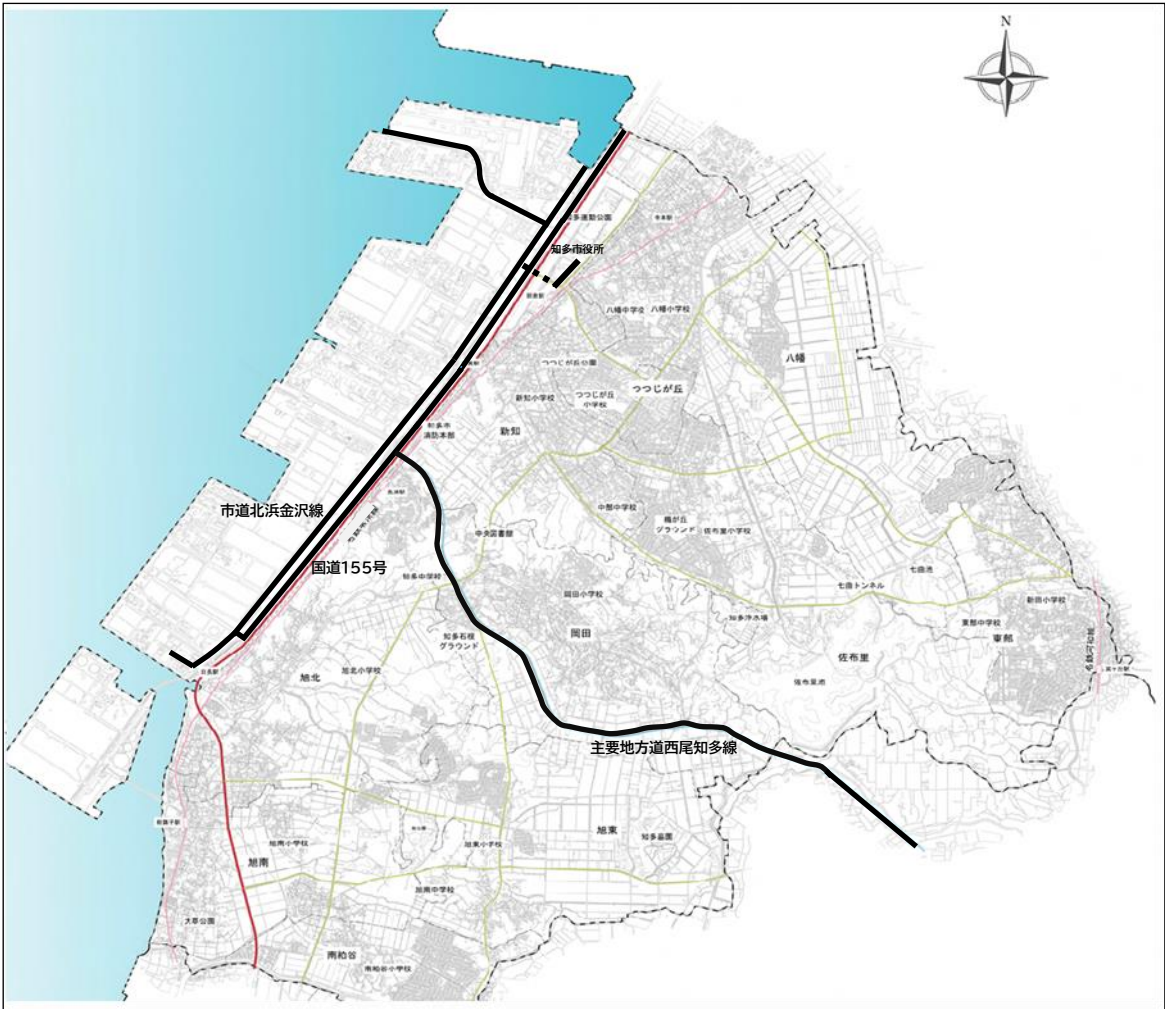
緊急輸送路図



凡例

- 第1次緊急輸送道路・くしの歯ルート
- 第2次緊急輸送道路
- 第3次緊急輸送道路（市の緊急輸送道路）
- - - 市の境界

重要物流道路図



凡例

- 重要物流道路
- 代替・補完路
- 市の境界

3-14 臨時ヘリポート可能箇所

名 称	新舞子 マリンパーク	知多運動公園	七曲公園	旭公園
所 在 地	緑浜町2地内	緑町8	八幡字七曲り 1	金沢字石根1
電 話 番 号	0562-56-3980	0562-33-3626	0562-34-2980	0569-43-2980
施設管理者	名古屋港 管理組合	知多市長	知多市長	知多市長
面 積(㎡)	27,000	32,760	13,400	15,500
至近水利までの距離(m)	200	100	150	200
経度(東経)	度	136	136	136
	分	49	52	51
	秒	20	02	00
経度(北緯)	度	34	34	34
	分	57	59	57
	秒	17	59	58
機 種 別	大 型	○	○	○
	中 型			
	小 型			
備 考 幅(m)×長さ(m)	85×300	100×160	85×130	95×95

名 称	知多翔洋 高等学校	岡田小学校	知多中学校	南粕谷小学校
所 在 地	八幡字堂ヶ島 50-1	岡田字段戸坊1	日長字原山160	南粕谷本町 3丁目77
電 話 番 号	0562-33-2100	0562-55-3642	0562-55-3449	0569-43-3630
施設管理者	学校長	学校長	学校長	学校長
面 積(㎡)	19,358	9,000	10,715	9,521
至近水利までの距離(m)	100	50	200	300
経度(東経)	度	136	136	136
	分	53	52	50
	秒	02	05	57
経度(北緯)	度	34	34	34
	分	59	58	58
	秒	04	08	11
機 種 別	大 型	○	○	○
	中 型			
	小 型			
備 考 幅(m)×長さ(m)	100×150	100×90	100×100	95×100

3-15 消火、救助・救急及び水防用備蓄資機材

(令和6年12月1日現在)

No.	品 名	現 数	各 署 所		
			本 署	八 幡	旭
1	空気呼吸器	36	22	8	6
2	潜水用具一式	8	8		
3	ワイヤーはしご	1	1		
4	救命ボート一式	3	1	1	1
5	救命ボード船外機付き	1	1		
6	救命胴衣	42	26	10	6
7	救命浮環	11	4	4	3
8	大型油圧スプレッダー	2	1	1	
9	大型油圧切断機	2	1	1	
10	可搬式ウインチ	3	2	1	
11	エンジンカッター	6	3	2	1
12	チェーンソー	17	10	4	3
13	緩降機	2	1	1	
14	救命索発射銃	1	1		
15	空気式救助マット	1	1		
16	放水銃座	13	12		1
17	オイルフェンス(m)	200	20	80	100
18	泡原液メガフォームAGF-3T (ℓ)	42,220	40,920	100	1,200
19	台車付高発泡機	1	1		
20	バスケット担架	5	3	1	1
21	草刈機	5	3	1	1
22	可搬式発電機	15	10	3	2
23	テント一式	12		6	6
24	エアーテント	2	2		
25	スコップ(剣先)	58	35	14	9
26	掛矢	20	11	4	5
27	タコ	3	1	2	
28	ノコギリ	9	5	2	2

- ※ 品名は主たる資機材を掲載
 ※ 単位の無いものは個数とする。

3-16 指定避難所・指定緊急避難場所

3-16-1 指定避難所

No.	施設名	所在地	電話番号
1	八幡小学校	八幡字里之前84	0562-32-0079
2	八幡中学校	八幡字左り脇135	0562-33-1323
3	新知小学校	新知字廻間1	0562-55-3126
4	つつじが丘小学校	つつじが丘4丁目26	0562-55-1331
5	新田小学校	八幡字鍋山65	0562-34-8009
6	東部中学校	八幡字池下77	0562-34-3770
7	東部まちづくりセンター	八幡字南大平地51	0562-34-2933
8	佐布里小学校	佐布里字五明26	0562-55-3139
9	中部中学校	新知東町3丁目28-1	0562-55-3900
10	中部公民館	新知東町2丁目7-2	0562-54-1535
11	中央図書館	岡田字宝ノ脇22	0562-55-4349
12	岡田小学校	岡田字段戸坊1	0562-55-3642
13	岡田まちづくりセンター	岡田字段戸坊5	0562-55-3095
14	知多中学校	日長字原山160	0562-55-3449
15	旭北小学校	日長字白山50	0562-55-1444
16	旭東小学校	大興寺字広目10	0569-43-5715
17	旭南小学校	金沢字向山1	0569-42-0406
18	旭まちづくりセンター	新舞子字大口46	0569-42-1114
19	旭南中学校	金沢字中向山132	0569-43-4121
20	南粕谷小学校	南粕谷本町3丁目77	0569-43-3630

3-16-2 指定緊急避難場所（一時避難場所）

No.	施設・場所名	所在地 電話番号	区分	災害の種別					
				洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波	大規模 な火事
1	八幡小学校	八幡字里之前84 0562-32-0079	体育館等	○	○	○		○	
			グラウンド		○		○	○	○
2	八幡中学校	八幡字左り脇135 0562-33-1323	体育館等						
			グラウンド		○		○	○	○
3	新知小学校	新知字廻間1 0562-55-3126	体育館等	○	○	○		○	
			グラウンド		○		○	○	○
4	つつじが丘小学校	つつじが丘4丁目26 0562-55-1331	体育館等	○	○	○		○	
			グラウンド		○		○	○	○
5	新田小学校	八幡字鍋山65 0562-34-8009	体育館等	○	○	○		○	
			グラウンド		○		○	○	○
6	東部中学校	八幡字池下77 0562-34-3770	体育館等						
			グラウンド		○		○	○	○

7	東部まちづくりセンター	八幡字南大平地51 0562-34-2933	公民館	○	○	○		○	
			駐車場		○		○	○	○
8	佐布里小学校	佐布里字五明26 0562-55-3139	体育館等	○	△	○		○	
			グラウンド		○		○	○	○
9	中部中学校	新知東町3丁目28-1 0562-55-3900	体育館等						
			グラウンド		○		○	○	○
10	中部公民館	新知東町2丁目7-2 0562-54-1535	公民館	○	○	○		○	
			駐車場		○		○	○	○
11	中央図書館	岡田字宝ノ脇22 0562-55-4349	中央図書館	○	○	○		○	
			駐車場		○		○	○	○
12	岡田小学校	岡田字段戸坊1 0562-55-3642	体育館等	○	○	○		○	
			グラウンド		○		○	○	○
13	岡田まちづくりセンター	岡田字段戸坊5 0562-55-3095	公民館	○	○	○		○	
			駐車場		○		○	○	○
14	知多中学校	日長字原山160 0562-55-3449	体育館等						
			グラウンド		○		○	○	○
15	旭北小学校	日長字白山50 0562-55-1444	体育館等	○	△	○		○	
			グラウンド		○		○	○	○
16	旭東小学校	大興寺字広目10 0569-43-5715	体育館等	○	○	○		○	
			グラウンド		○		○	○	○
17	旭南小学校	金沢字向山1 0569-42-0406	体育館等	○	○	○		○	
			グラウンド		○		○	○	○
18	旭まちづくりセンター	新舞子字大口46 0569-42-1114	公民館	○	○	△		○	
			駐車場		○		○	○	○
19	旭南中学校	金沢字中向山132 0569-43-4121	体育館等						
			グラウンド		○		○	○	○
20	南粕谷小学校	南粕谷本町3丁目77 0569-43-3630	体育館等	○	○	○		○	
			グラウンド		○		○	○	○
21	つつじが丘公園	つつじが丘1丁目3 —			○		○	○	○
22	新舞子東町1号公園	新舞子東町1丁目18-1 —			○		○	○	○
23	大草公園	大草字東屋敷110-1 —			○		○	○	○
24	青少年会館	八幡字堀切91-1 0562-36-2960		○	○	△		○	
25	寺本保育園 (令和9年4月1日廃止)	寺本新町2丁目228 0562-33-0055		○	○	△		○	
26	八幡コミュニティセンター	八幡字月山7 0562-32-3825		○	○	△		○	
27	市民体育館	緑町5 0562-33-3361		○	○	○		○	
28	岡田三区奥組会所	岡田字堂山2 0562-55-9770		○	△	○		○	

29	長浦公民館	長浦1丁目310 0562-55-5713		○		○		○	
30	日長一区公民館	日長字栗林79-1 —		○	○	△		△	
31	日長二区公会堂	日長字中森谷59-1 —		○	△	△		○	
32	日長三区公会堂	日長字ヲコシ13-3 —		○	○	○		○	

※部分的に危険区域等にかかっている場合や隣接する場合で、想定浸水深以上の高さへの避難が可能、あるいは一定の安全構造を有している施設については、災害状況に応じて使用するものとし、「△」とする。

3-16-3 指定緊急避難場所（広域避難場所）

No.	施設・場所名	所在地 電話番号	災害の種別					
			洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波	大規模 な火事
1	県立知多翔洋高等学校 グラウンド	八幡字堂ヶ島50-1 0562-33-2100		○		○	○	○
2	七曲公園	八幡字七曲1 0562-34-2980		○		○	○	○
3	岡田小学校グラウンド (旧大同高校グラウンド)	岡田字段戸坊1 0562-55-3642		○		○	○	○
4	旭公園	金沢字石根1 0569-43-2980		○		○	○	○

3-17 東海地震に関する情報の発表時における各施設の措置状況

令和6年12月1日現在

所管	施設名	東海地震注意情報発表時		警戒宣言発令時	
		対応	備 考	対応	備 考
総務部	庁舎	開庁	・必要最小限の要員で通常業務を行い、他は防災用務に専念する	閉庁	・窓口業務の停止 ・必要最小限の要員で必要不可欠な業務を行い、他は防災業務に専念する
企画部	東部まちづくりセンター	開庁	・必要最小限の要員で通常業務を行い、他は防災用務に専念する	閉庁	・窓口業務の停止 ・必要最小限の要員で必要不可欠な業務を行い、他は防災業務に専念する
	岡田まちづくりセンター				
	旭まちづくりセンター				
	市民活動センター	休館		休館	
	佐布里ダム記念館				
	旭桃記念館				
	コミュニティルーム (東部・佐布里・新知・岡田・旭東・旭南・南粕谷)				
	つつじが丘コミュニティセンター				
	八幡コミュニティセンター				
福祉子ども部	やまもも第1・第2	休館		休館	
	福祉活動センター				
	在宅ケアセンター				
	老人福祉センター				
	東部福祉会館				
	八幡福祉会館				
	岡田福祉会館				

所管	施設名	東海地震注意情報発表時		警戒宣言発令時	
		対応	備 考	対応	備 考
福祉子ども部	寺本保育園	休園	・活動の打ち切り ・保護者等に対し、園児等降園の促し ・引取りのない園児等は、引渡しまで保護	休園	・活動の打ち切り ・保護者等に対し、園児等降園の促し ・引取りのない園児等は、引渡しまで保護
	八幡保育園				
	佐布里保育園				
	新田保育園				
	つつじが丘保育園				
	新知保育園				
	岡田西保育園				
	日長保育園				
	日長台保育園				
	新舞子保育園				
	南粕谷保育園				
	朝倉保育園				
	ゆめ保育園				
	S O R A 保育園				
	マ・メール知多保育園				
	ひだまりの家				
	さぎなみの家				
	知多朝倉駅ぽっぽ園				
	明愛幼稚園				
	知多クロスこども園				
	やまもも園				
	梅が丘幼稚園				
	子育て総合支援センター	休館		休館	
	児童センター				
	男女共同参画センター				
	青少年会館				
	こども未来館				
健康文化部	休日診療所	休診		休診	
	保健センター	休館		休館	
	中部公民館				
	中央図書館				
	歴史民俗博物館				

	勤労文化会館	休館		休館	
	市民体育館				
環境経済部	知多斎場	休止	・ 出棺遺体の受入中止 ・ 火葬予約受付の停止 ・ 到着した遺体及び火葬中の遺体は、火葬継続	休止	・ 新たな火葬の中止 (火葬中の場合は、できる限り早期に火葬を終了させ、利用者を退避させる)
	リサイクルプラザ	休止		休止	
都市整備部	佐布里緑と花のふれあい公園（梅の館）・七曲公園	休園・		休園・	
	旭公園体育館・知多運動公園	休館			
教育部	八幡小学校	休校	・ 活動の打ち切り ・ 児童・生徒の帰宅 ・ 帰宅できない児童・生徒は引渡しまで保護	休校	・ 活動の打ち切り ・ 児童・生徒の帰宅 ・ 帰宅できない児童・生徒は引渡しまで保護
	新知小学校				
	佐布里小学校				
	新田小学校				
	岡田小学校				
	旭北小学校				
	旭南小学校				
	つつじが丘小学校				
	南粕谷小学校				
	旭東小学校				
	八幡中学校				
	知多中学校				
	旭南中学校				
	東部中学校				
	中部中学校				

4 必需物資の備蓄及び調達

4-1 災害備蓄用品の状況

(令和6年12月1日)

資機材名	単位	市役所	八幡 備蓄倉庫	岡田 備蓄倉庫	新舞子 備蓄倉庫	新知東町 備蓄倉庫	合計数量
食料							
α米 (50食/箱) 一部アレルギー対応食	食	1,500 (旧市民病院倉庫)	7,000	6,850	7,000	8,000	30,350
乾パン (24食/箱)	食		7,200	7,200	7,200	10,560	32,160
乾燥粥 (50食/箱) アレルギー対応食	食		1,500	1,500	1,500	2,400	6,900
備蓄保存用パン (24食/箱)	食		3,600	4,560	3,600	6,240	18,000
保存用飲料水 (1.5ℓ8本/箱、 1.5ℓ10本/箱)	ℓ		640	640	640	17,104	19,024
備蓄保存用ようかん (100食/箱) アレルギー対応食	食		1,600	1,600	1,600	900	5,700
液体ミルク (14.5g×6食/箱) アレルギー対応食	食		432	432	432	432	1,728
炊き出し関係							
ハソリ	式	11	2	2	2	4	21
炊出し用かま	個		1	1	1	2	5
食器セット	式		800	800	800	1,500	3,900
はし	膳		5,900	8,000	5,900	12,000	31,800
哺乳びん	本		30	30	30	78	168
ラップ	巻	6	72	72	72	150	372
ハイゼックス炊飯袋	枚	4,000	4,000	2,000	2,000	6,000	18,000
カセットコンロ	台		1	1	1		3
ケトル	個		1	1	1		3
両手鍋	個		1	1	1		3

ト イ レ							
仮設トイレ（洋式）	基		4	3	3		10
仮設トイレ（和式）	基	4	3	3	3		13
仮設トイレ（小便器）	基	4	3	3	3		13
身体障がい者 対応型トイレ	基	3	5	5	4	12	29
排使用袋（凝固剤入） （100枚／箱）	式		9,900	10,000	10,000	20,100	50,000
汚物圧縮保管袋 （10枚／箱）	枚		600	500	590	720	2,410
空気付ポンプ	個				6		6
簡易トイレ	基	32	15	15	14	30	106
トイレ用簡易テント	張	6	15	10	12	30	73
トイレットペーパー	巻		500	500	500	1,000	2,500
オストメイトトイレ	基		1	1	1		3
オストメイトトイレ用 簡易テント	張		1	1	1		3
マンホールトイレ	基		2	2	2		6
マンホールトイレ （多目的用）	基		1	1	1		3
マンホールトイレ用 簡易テント	張		2	2	2		6
マンホールトイレ用 簡易テント（多目的用）	張		1	1	1		3
電 気 器 具							
発電機	台	4（うち2機 市民体育館）	7	6	6	8	31
発電機 （カセットボンベ式）	台	1	2	2	2	6	13
ライト付コードリール	台	4（うち3機 市民体育館）	10	8	10	20	48

コードリール	台	16(うち3機 市民体育館)	5	5	5	10	41
延長コード	本		3	3	3	6	15
蓄電池	台		1	1	1	1	4
携帯充電器	台		2	2	2	2	8
照 明							
投光機 (三脚、コードリール)	台	8	8	5	6	10	37
発電機付投光機(2灯式)	台	1	1	1	1	2	6
バルーン投光機	台		4	3	3	5	15
携帯用ミニライト(ラジオ付)	個		2	4	2	6	14
手回しラジオ	台		8	8	8	16	40
強力ライト(赤)	本	46	10	10	10	20	96
蛍光灯付強力ライト	個		2	36			38
水中ライト	個		20	20	20		60
強力水中ライト	個		10	10	10		30
LED強力ライト	本		4	4	4	30	42
ワイドパワー LED強力ライト	本					42	42
ランタン	個	4	6	6	6	22	44
蛍光灯(防災用)	個	20	32	20	12		84
給 水							
飲料水袋(日赤)	枚	3,161					3,161
ポリタンク(飲料水用)	個		5	5	5	10	25
ウォーターバッグ(給水袋)	枚	2,720					2,720
燃 料							
固形燃料	個		192	197	185	384	958
ポリタンク(燃料用)	個		2	2	2	4	10
ガソリン缶	個	1	2	1	1	6	11
カセットボンベ	本	72	144	144	75	646	1,081

電 池							
単 1 電池	本		120	120	120	240	600
単 2 電池	本		100	100	100	160	460
単 3 電池	本		120	120	120	240	600
生 活 必 需 品							
毛布(10枚／箱)	枚	287	360	310	417	712	2,086
高性能ラジオ	台	3	3	4	3	6	19
紙オムツ（乳幼児用） （新生児用45枚／包） （S 27枚／包） （M 26枚／包） （L 22枚／包）	枚		400	404	404	1,096	2,304
紙オムツ（大人用） （M-L 27枚／包） （LL-LLL 27枚／包）	枚	224	216	216	216	204	1,076
生理用品 （26枚／包、30枚／包）	枚		294	300	300	1,408	2,302
折り畳み式ベッド	台	6	6	5	6	12	35
ダンボールベッド	台		17	17	17	17	68
寝袋	個		6	5	6	10	27
タオル	枚		700	700	700	1,500	3,600
マスク	枚		13,400	4,750	4,500	7,400	30,050
除菌用アルコール ティッシュ	個		8		8		16
間仕切セット	式		4	4	4	16	28
使い捨てカイロ	枚	650	480	480	480	960	3,050
避難所用マット	枚		20	18	18	36	92
ドライシャンプー	本		189	180	180	288	837
救 急							
大型救急箱	箱	2	1	1	1	2	7
救 助 関 係							
担架	台	4	4	4	4	8	24
救助工具セット	式	1	1	1	1	2	6
暖 房 器 具							
ガストーブ	台		4	4	4	4	16

そ の 他							
テント	張		4	4	4	6	23
間仕切り用テント	張		13	13	13	13	52
ブルーシート	枚	45	100	102	100	201	548
バケツ	個		179	180	180	340	1,129
メガホン	個	1	10	10	10	20	51
多目的災害用ゴミ袋	枚	1,440	600	600	600	3,200	6,440
ロープ	本	1	4	4	4	8	21
避難所表示看板	個		1	1	1		3
イージーロープ	本		10	10	10	20	50
カップ	着	60	30	30	30	80	230
ヘルメット	個	30	30	30	30	60	180
軍手	双	132	720	600	600	1,200	3,252
長靴	双	57	20	30	20	30	157
誘導灯	本	10	10	10	10	20	60
リヤカー	台		2	2	2	4	10
パール	本	31	32	32	32	20	147
スコップ	本	10	12	12	12	20	66
のこぎり	本	37	32	32	32	20	153
番線カッター	本	5	3	3	3	6	20
多目的ライター	本		10	10	10	10	40
二連はしご	台	1	1	1	1	2	6
脚立	台	1	1	1	1	2	6
台車	台		4	4	4	8	20
水土のう	袋	24	110	30	120	250	534
ゴミ袋	枚		500	500	500	1,000	2,500
ラバーコーン	本		25	24	24	30	103
ラバーコーンウェイト	個		20	20	15	30	85
コーンバー	本		10	10	10	20	50
バリケード（トラ柵） バリケード看板	台		15	15	15	20	65
バリケード用ウェイト	個		20	20	20	20	80
立入禁止テープ	巻	1	8	8	6	20	43
住宅地図	冊	1	1	1	1	2	6
地域防災計画	冊	1	1	1	1	1	5
シャープペンシル	本		55	55	55	100	265

ほうき	本		1	1	1	2	5
ちりとり	個		1	1	1	2	5
机	台		2		7		9
椅子	脚		6	7	7		20
スチール棚	台		5	4	4	10	23
折りたたみコンテナ	個		13	12	14	20	59
コンテナ	個			7	8		15
車体移動ユニット	基	1	1	1	1	4	8
組立水槽	式	1	1	1	1	2	6
空気ジャッキセット	式	1	1	1	1	2	6
トラロープ	巻		2	2	2	4	10
避難所利用者登録票	枚		500	500	500		1,500
納体袋	枚	40					40
応急危険度判定資機材	式		1	1	1	1	4
空気入れ	台	1	1	1	1		4
工具箱	箱	1	1	1	1	1	5
かご台車	台			1	1	2	5
工場扇	台			5	5	5	15
感染症セット	式			3	3	3	9
特設公衆電話セット	式		1	2	1		4
手動式フォークリフト	台		1	1	1	1	5
搬送用パレット	個	2	2	2	2	2	10
エコチャイム	式		1	1	1	1	4

避難所防災倉庫一覧

(令和6年12月1日現在)

八幡小学校	新知小学校	つつじが丘 小学校	東部中学校	佐布里小学校	中部中学校
中央図書館	旭北小学校	旭東小学校	旭南小学校	旭南中学校	南粕谷小学校
中部公民館	八幡中学校	知多中学校	新田小学校	岡田小学校	

避難所防災倉庫備蓄品一覧（1か所あたりの数量）

（令和6年12月1日現在）

備蓄品名	数量	備蓄品名	数量	備蓄品名	数量
乾パン	120食	蓄電池	1台	多目的災害用ゴミ袋	600枚
α米	100食	携帯充電器	1台	避難所表示看板	1個
粉ミルク（14.5g）	108食	発電機付投光機	1台	軍手	60双
保存用飲料水（1.5ℓ）	16本	バルーン投光機	2台	バール	3本
ハイゼックス炊飯袋	500枚	ガソリン携行缶	2個	スコップ	3本
カセットコンロ	1台	カセットボンベ	36本	ジャッキ	1個
ケトル	1個	単1電池	20本	金槌	2本
両手鍋	1個	単2電池	24本	折りたたみ式はしご	1台
哺乳瓶（替乳首3付）	5本	単3電池	40本	台車	1台
飲料水用給水袋	50枚	毛布	50枚	一輪車	1台
身体障がい者用トイレ	1基	携帯ラジオ	3個	土のう袋	50枚
簡易トイレ	7基 ¹	紙オムツ（乳幼児用）	258枚	ゴミ袋	500枚
トイレ用簡易テント	4張 ¹	生理用品（26枚入り）	5袋	立入禁止テープ	2巻
マンホールトイレ	2基 ²	折り畳み式ベッド	3台	組立式水槽	1式
マンホール用簡易テント	2張 ²	マスク	100枚	避難所利用者登録票	500枚
マンホール（多目的用）	1基 ²	除菌用アルコールティッシュ	5個	応急危険度判定資機材	1式
マンホール用簡易テント（多目的用）	1張 ²	間仕切り（6畳用）	10式	ビブス（応急危険度判定士用）	1枚
マンホール蓋開閉用バール	1本 ²	使い捨てカイロ	50枚	空気入れ	1台
オストメイトトイレ・テント	1式	避難所用マット	5枚	ビブス（避難所派遣職員用）	5枚
トイレトーパー	30巻	救急セット	1式	避難所運営マニュアル	1冊
汚物圧縮保管袋	110枚	解熱用シート	48枚	特設公衆電話セット	1式
圧縮保管袋用ボックス	2個	担架	1台	避難所絵カード	1式
空気抜き用ポンプ	2個	災害救助道具	1式	帰宅支援マップ	300枚
使い捨てトイレキット	500回	カセットガスストーブ	4台	エコチャイム	1式 1式
発電機（カセットボンベ式）	1台	受付用屋外テント	1張	感染症対策用物品セット（内容物は、次ページ）	
発電機（ガソリン式）	2台	ブルーシート	10枚		
コードリール	2個	電気メガホン	1台		

- *1 八幡中学校は簡易トイレが8基、トイレ用簡易テントが6張。知多・中部・旭南中学校、中央図書館及び中部公民館は簡易トイレが6基、トイレ用簡易テントが2張。
- *2 旭北小学校及び東部中学校は下水道未整備のため、配備なし。

<感染症対策用物品セット一覧（1か所当たりの数量）>

備 蓄 品 名	数 量
防護服セット（ゴーグル、マスク入り）	14着
ゴム手袋（100枚／箱）	2箱
消毒液（手指用 アルコール 1ℓ／本）	10本
消毒液（衛生用 次亜塩素酸ナトリウム 1500ml／本）	2本
体温計（非接触式）	2個
体温計（予測式）	2個
体温計用アルカリ単3電池	6本
不織布マスク（50枚／箱）	4箱
ティッシュ（400枚（200組）／箱）	5箱
養生テープ（開設作業用）	6個
ガムテープ（動線表示用カラーテープ）	12個
ビニルシート	1枚

○防災倉庫以外*で保管している物品

*各施設内の空きスペース（倉庫等）

備 蓄 品 名	数 量
換気用扇風機 *1	4台
かご台車（中間棚付き）*1	1台
間仕切用テント（屋内用）*1	45張
災害用ダンボールベッド *1	60セット
自動温度測定機（サーモカメラ）*2	6台

*1 各施設内の空きスペース（倉庫等）

*2 まちづくりセンター（3か所）、中央図書館、中部公民館、青少年会館

4-2 給油所一覧

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
朝日屋石油店	八幡	エネチタ	岡田、新舞子、新舞子東町
JAあいちエネルギー	旭南	岡徳石油	朝倉町
コスモ石油	新知台、北巽が丘	ユニーオイル	日長、三反田

4-3 自動車保有一覧

※令和6年12月1日現在

No.	用 途	管理施設（管理課）	使用目的等
名480ほ19-31	軽貨物	財政課	道路パト（軽ダンプ）
名305ぬ82-22	普通乗用	財政課	市長車（MIRAI）
名304な39-60	普通乗用	財政課	市長車（プリウス）
名302め54-60	普通乗用	財政課	議長車
名401た23-56	小型貨物	財政課	緑と花の推進課使用
名480に65-21	軽貨物	財政課	緑と花の推進課使用
名401の60-96	小型貨物	財政課	緑と花の推進課使用
名401ち 6-84	小型貨物	財政課	101号車
名401と46-11	小型貨物	財政課	102号車（安全パト）
名303ま82-14	普通乗用	財政課	104号車
名504む67-12	小型乗用	財政課（日赤所有（福祉課））	106号車（日赤管理）
名401と20-94	小型貨物	財政課	107号車
名505ま67-53	小型乗用	財政課	108号車
名401ち83-89	小型貨物	財政課	109号車
名504ゆ44-30	小型乗用	財政課	110号車
名401ね51-50	小型貨物	財政課	114号車
名401た21-00	小型貨物	財政課	116号車（トラック）
名305む95-25	普通乗用	財政課	117号車
名303ひ66-07	普通乗用	財政課	118号車
名506ふ23-74	小型乗用	財政課	119号車
名480に67-18	軽貨物	財政課	環境パトロール車
名480に68-60	軽貨物	財政課	201号車
名480つ37-02	軽貨物	財政課	203号車（軽ダンプ）
名480む11-30	軽貨物	財政課	204号車
名480ま94-26	軽貨物	財政課	205号車
名480ち55-63	軽貨物	財政課	206号車
名581ほ42-79	軽乗用	財政課	207号車
名580や41-51	軽乗用	財政課	208号車
名480さ92-71	軽貨物	財政課	209号車
名580も80-69	軽乗用	財政課	210号車
名582と49-88	軽乗用	財政課	212号車
名581く 3-68	軽乗用	財政課	213号車
名580め24-88	軽乗用	財政課	217号車
名582か74-85	軽乗用	財政課	218号車

名480な17-27	軽貨物	財政課	219号車(安全パト)
名480ぬ90-39	軽貨物	財政課	221号車
名581や45-97	軽乗用	財政課	222号車
名582か75-71	軽乗用	財政課	223号車
名200さ13-88	普通乗合	財政課	小型バス
名200は 4-99	普通乗合	財政課	大型バス
名582ぬ 7-84	軽乗用	在宅ケアセンター	
名582と 1-98	軽乗用	在宅ケアセンター	
名582と 1-99	軽乗用	在宅ケアセンター	
名480き47-34	軽貨物	在宅ケアセンター	
名480け37-55	軽貨物	在宅ケアセンター	
名480そ38-94	軽貨物	在宅ケアセンター	
名582は75-45	軽乗用	在宅ケアセンター	
名480え30-25	軽貨物	在宅ケアセンター	
名480あ87-34	軽貨物	在宅ケアセンター	
名480え30-24	軽貨物	在宅ケアセンター	
名480け37-54	軽貨物	在宅ケアセンター	
名480に61-22	軽貨物	児童センター	
名306な96-93	普通乗用	幼児保育課(やまもも園)	
名582か30-65	軽乗用	幼児保育課(やまもも園)	
名401の49-47	小型貨物	ごみ対策課	
名800に53-43	普通特種	ごみ対策課	塵芥車
名800に69-23	普通特種	ごみ対策課	塵芥車
名800に79-51	普通特種	ごみ対策課	塵芥車
名800ぬ60-83	普通特種	ごみ対策課	塵芥車
名800に53-44	普通特種	ごみ対策課	塵芥車
名800に66-79	普通特種	ごみ対策課	塵芥車
名100つ43-11	普通貨物	ごみ対策課	ダンプ
名100つ76-81	普通貨物	ごみ対策課	ダンプ
名480ぬ17-85	軽貨物	ごみ対策課	ダンプ
名480は66-08	軽貨物	ごみ対策課	ダンプ
名400も49-76	小型貨物	ごみ対策課	
名800ぬ58-90	普通特種	ごみ対策課	塵芥車
名800ね14-54	普通特種	ごみ対策課	塵芥車
名800ぬ31-99	普通特種	ごみ対策課	塵芥車
名100て40-57	普通貨物	ごみ対策課	
名100て64-82	普通貨物	ごみ対策課	
名100て38-05	普通貨物	ごみ対策課	
名401の76-38	小型貨物	生涯学習スポーツ課	
名480ぬ58-27	軽貨物	生涯学習スポーツ課	
名480ぬ58-28	軽貨物	生涯学習スポーツ課	
名400す58-20	小型貨物	歴史民俗博物館	
名480け37-53	軽貨物	保健センター	
名401ね29-73	小型貨物	保健センター	
名582か59-93	軽乗用	保健センター	
名580う61-94	軽乗用	保健センター	
名580て33-06	軽乗用	保健センター	
名582せ14-71	軽乗用	保健センター	

名４０１ね２９－８３	小型貨物	保健センター	
名５８２と４４－２６	軽乗用	保健センター	
名５８２と４４－２９	軽乗用	保健センター	
名４８０せ ２－３６	軽貨物	八幡給食センター	
名５８２と ４－１１	軽乗用	水道課	
名４８０す９５－２４	軽貨物	水道課	
名１００す６８－０５	普通貨物	水道課	
名４８０そ３０－４５	軽貨物	水道課	
名４８０あ７７－００	軽貨物	水道課	
名４００む２２－０３	小型貨物	水道課	
名４０１ひ１７－４５	小型貨物	下水道課	
名４８０う９２－８６	軽貨物	下水道課	
名５８２な３８－９５	軽乗用	下水道課	
名４８０て９１－６９	軽貨物	下水道課	
名８００は２４－８６	消防	消防本部（消防署）	水槽付消防ポンプ車
名８００そ９８－７４	消防	消防本部（消防署）	消防ポンプ自動車
名８００は３３－３８	消防	消防本部（消防署）	動力ポンプ付水槽車
名８００ぬ６０－９９	消防	消防本部（消防署）	消防ポンプ自動車
名８００は４２－９７	消防	消防本部（消防署）	はしご自動車
名８００は３５－０４	消防	消防本部（消防署）	救助工作車
名８００ね１３－０６	消防	消防本部（消防署）	指揮車
名８００ぬ４９－１３	消防	消防本部（消防署）	広報車
名８００そ７４－７９	消防	消防本部（消防署）	広報車
名８４１や １－１９	消防	消防本部（消防署）	広報車
名８００に２５－８８	消防	消防本部（消防署）	広報車
名８００ぬ４７－９６	消防	消防本部（消防署）	資機材搬送車
名８００ぬ３４－７８	消防	消防本部（消防署）	資機材搬送車
名８００は３２－０８	消防	消防本部（消防署）	大型化学高所放水車
名８００は３７－９１	消防	消防本部（消防署）	泡原液搬送車
名８００ぬ４７－１０	救急	消防本部（消防署）	高規格救急自動車
名８００ぬ２１－９３	救急	消防本部（消防署）	高規格救急自動車
名８００は２７－５０	消防	消防本部（八幡）	水槽付消防ポンプ車
名８００ね３８－９５	消防	消防本部（八幡）	消防ポンプ自動車
名８００は１５－３８	消防	消防本部（八幡）	動力ポンプ付水槽車
名８００は２８－６０	消防	消防本部（八幡）	屈折はしご自動車
名８００そ７２－２３	消防	消防本部（八幡）	資機材搬送車
名８００ね１０－４８	救急	消防本部（八幡）	高規格救急自動車
名８００ぬ３４－４５	消防	消防本部（旭）	消防ポンプ車
名８００は３９－７４	消防	消防本部（旭）	化学消防自動車
名８００ぬ４７－９７	消防	消防本部（旭）	資機材搬送車
名８００ぬ３４－９１	救急	消防本部（旭）	高規格救急自動車
知多市 た ５５５	原付	消防本部（消防署）	
知多市 た ５５２	原付	消防本部（八幡）	
知多市 た ５５３	原付	消防本部（旭）	
名８００に４０－５６	消防	消防本部（１分団）	小型動力ポンプ付積載車
名８００に９５－９２	消防	消防本部（２分団）	小型動力ポンプ付積載車
名８００に９５－９３	消防	消防本部（３分団）	小型動力ポンプ付積載車
名８００に９４－４８	消防	消防本部（４分団）	小型動力ポンプ付積載車

名 8 0 0 ん 4 7 - 9 9	消防	消防本部（5分団）	小型動力ポンプ付積載車
名 8 0 0 そ 5 1 - 4 4	消防	消防本部（1分団）	消防ポンプ自動車
名 8 0 0 に 8 1 - 3 6	消防	消防本部（2分団）	消防ポンプ自動車
名 8 0 0 に 8 1 - 3 5	消防	消防本部（3分団）	消防ポンプ自動車
名 8 0 0 に 2 7 - 3 0	消防	消防本部（4分団）	消防ポンプ自動車
名 8 0 0 せ 2 3 - 6 3	消防	消防本部（5分団）	消防ポンプ自動車
名 4 8 0 え 8 - 7 3	軽貨物	子育て総合支援センター	
名 4 8 0 ち 7 7 - 8 9	軽貨物	子育て総合支援センター	
名 4 8 0 ち 7 7 - 8 9	軽貨物	子育て総合支援センター	
名 4 8 0 ん 6 5 - 8 6	軽貨物	緑と花の推進課 （知多運動公園）	
名 4 8 0 ん 6 5 - 8 7	軽貨物	緑と花の推進課（旭公園）	
名 4 8 0 ん 6 5 - 8 8	軽貨物	緑と花の推進課 （知多運動公園）	
名 4 8 0 ん 6 5 - 8 9	軽貨物	緑と花の推進課 （知多運動公園）	
名 4 8 0 ん 6 5 - 7 1	軽貨物	緑と花の推進課（旭公園）	
名 4 8 0 ん 6 5 - 7 2	軽貨物	緑と花の推進課 （知多運動公園）	
名 4 8 0 ん 6 5 - 8 3	軽貨物	緑と花の推進課（旭公園）	軽ダンプ
名 4 8 0 ん 6 5 - 8 4	軽貨物	緑と花の推進課（七曲公園）	軽ダンプ
名 4 8 0 ん 6 5 - 8 5	軽貨物	緑と花の推進課 （知多運動公園）	軽ダンプ
名 4 0 1 ん 8 9 - 6 0	小型貨物	緑と花の推進課 （知多運動公園）	
名 4 8 0 の 2 9 - 2 7	軽貨物	緑と花の推進課（旭公園）	
名 4 8 0 の 2 9 - 2 8	軽貨物	緑と花の推進課（七曲公園）	
名 5 8 0 や 4 1 - 4 8	軽乗用	市民協働課 （市民活動センター）	
名 4 0 0 と 7 - 7 2	小型貨物	生涯学習スポーツ課	
名 4 1 ふ 1 6 - 6 2	軽貨物	東部福祉会館	
名 4 8 0 ん 9 8 - 6 4	軽貨物	老人福祉センター	
名 5 8 0 め 2 4 - 8 7	軽乗用	障がい児相談支援事業所	
名 5 8 A な 4 1 - 6 5	軽乗用	障がい児相談支援事業所	

5 協定等

5-1 知多市臨海工業地帯における知多市消防本部及び企業間の防災相互援助協定書

知多市石油コンビナート等特別防災区域保安連絡協議会の各社と知多市消防本部は、各社において災害が発生した場合の相互援助について、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害の拡大防止及び早期鎮圧を図ることを目的に締結する。

（災害の定義）

第2条 本協定の災害とは、知多市石油コンビナート等特別防災区域保安連絡協議会会員事業所（以下「会員事業所」という）において発生した火災、爆発、漏洩等をいう。

この場合、台風、地震その他天災による災害を含むものとする。

（応援の要請及び区分）

第3条 会員事業所で災害が発生し、消防長及び災害発生事業所の長が応援の要請を必要と認めた時は、別に定める緊急時連絡表に基づき消防長が応援を要請するものとする。

2. 応援要請の区分は、次のとおりとする。

（1）第1次応援要請は、特定の会員事業所

特定の会員事業所とは、災害の規模等を勘案し消防長と災害発生事業所の長との協議決定により応援要請を行う事業所をいう。

（2）第2次応援要請は、会員全事業所

（応援出動）

第4条 消防長から協定に基づく応援の要請を受けた会員事業所は、可能な限り次の応援を行うものとする。

（1）防災要員の派遣

（2）防災資機材等の提供

（3）非常線の監視、非常搬出、炊出し、通報連絡、その他側面的な援助

(指揮命令系統)

第5条 応援要請を受けた会員事業所の防災要員及び消防車両等（以下「応援隊」という）の誘導は、災害発生事業所が行うものとし、現場到着後の指揮命令系統は、次のとおりとする。

- (1) 応援隊が公設消防隊より早く発災現場に到着した場合は、災害発生事業所の長の指揮下で、防災活動にあたる。
- (2) 公設消防隊到着後の防災活動の総指揮者は消防長とし、災害発生事業所の防災隊及び応援隊は、この指揮下に入る。
- (3) 災害発生事業所の長は、消防長に災害の状況、防災措置状況等を報告するとともに、以降の防災活動の展開に関しては、相互の連携を密にし、2次災害の防止と災害の早期鎮圧に努めるものとする。

(標識の明示)

第6条 災害発生時、災害発生事業所の現場指揮者及び応援隊の長は、協議会で定めた標識を付けるものとする。

(総合防災訓練)

第7条 防災相互援助体制の強化を目的に、会員事業所及び市消防本部合同の総合防災訓練を年1回以上実施する。

(費用の負担)

第8条 本協定に基づく応援出動に要した費用は、原則として災害発生事業所が負担するものとする。

2. 前項でいう費用とは、次のものをいう。

- (1) 泡消火薬剤、オイルフェンス、油処理剤、吸着マットその他防災資機材の消耗品費
- (2) 応援要請に応じ調達した防災資機材の調達費、運搬費
- (3) その他、発災事業所と応援事業所で協議し、弁済を必要と認めた費用

(補 償)

第9条 この協定に基づき、会員事業所において発生した災害に対し、応援または補完の業務に従事した者が当該業務に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、または負傷した時の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）によるほか、応援した事業所と応援を受けた事業所、会長及び消防長が誠意を以って協議のうえ定めるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、平成21年9月30日から1ヶ年とする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに会員事業所から別段の意思表示がないときは、更に1ヶ年間有効とし、その後もこの例による。

(他の相互応援協定との関係)

第11条 名古屋港臨海地区石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所等において大規模な災害が発生した場合の協議会相互の応援体制等については、「名古屋港臨海地区石油コンビナート等特別防災区域内協議会相互応援協定」の定めによる。

(会員事業所外への応援)

第12条 会員事業所外において大規模地震等により、公設消防隊の消防力を超える災害が発生した場合、災害の拡大防止及び早期鎮圧を図るため、知多市長が必要と認め、消防長から当協議会に応援要請があった場合には、公設消防隊の指揮下で消防活動の支援を行うことができる。

2. 費用の負担、及び補償については、当該協定書第8条及び第9条に則った対応を基本とし、応援した会員事業所、会長、知多市及び消防長が誠意を以って協議のうえ定めるものとする

(協議事項)

第13条 本協定に定めのない事項については、その都度協議の上決定する。

付記事項

本協定締結の証しとして次の会員事業所で記名捺印の上、各一通保管する。

平成21年 9月 30日

(50音順)

知多市新知字西新生73		
知多市消防本部	消 防 長	安 永 隆 男
知多市新知字樋之口81-1		
伊勢湾シーバース株式会社	代表取締役社長	杉 浦 誠 一
知多市南浜町11		
出光興産株式会社 愛知製油所	執行役員所長	新 村 和 利
知多市北浜町24-3		
王子コーンスターチ株式会社 名古屋工場	常務取締役工場長	中 野 正 雄
知多市北浜町24-24		
太田油脂株式会社 名南工場	工 場 長	磯 部 富士雄
知多市北浜町11-1		
株式会社IHI 愛知事業所	事業所長	麻 野 純 生
知多市北浜町25-7		
株式会社INAX 知多事業所	知多事業所長	河 西 清 貴
知多市北浜町25		
株式会社ジャパンエナジー知多製油所	所 長	松 岡 純 司
知多市北浜町24-10		
株式会社知多共同輸送センター	代表取締役社長	馬 淵 富美雄
知多市北浜町5-3		
株式会社 ニヤクコーポレーション 中部支店	執行役員支店長	浜 田 隆 治
知多市北浜町24-5		
サンエイ糖化株式会社 本社工場	工 場 長	小 嶋 昌 邦
知多市北浜町16		
サングレイン株式会社 知多蒸溜所	代表取締役社長	奥 村 直 司
知多市北浜町13		
サンブレット協業組合	工 場 長	和 田 訓 幸

知多市北浜町 1 6	J A 東日本くみあい飼料株式会社 知多工場	執行役員工場長	山 崎 高 久
知多市北浜町 1 3 - 5	セントラル製粉株式会社	代表取締役社長	三 宅 真 理
知多市北浜町 1 6	全農サイロ株式会社 東海支店	常務取締役支店長	片 山 幸 孝
知多市南浜町 2 7 - 1	知多エル・エヌ・ジー株式会社 知多 L N G 事業所	常務取締役 L N G 事業本部長	杉 浦 恒 彦
知多市南浜町 2 3	知多炭酸株式会社	常務取締役	中 川 重 人
知多市北浜町 2 4 - 6 6	知多埠頭株式会社	代表取締役社長	鈴 木 省 吾
知多市南浜町 2 7	中部液酸株式会社	取締役社長	水 野 裕 彦
知多市北浜町 2 4 - 1 0	中部資材株式会社 南部サービスセンター	所 長	山 口 実
知多市北浜町 1 4 - 6	中部飼料株式会社 本社工場	工 場 長	全 屋 和 夫
知多市北浜町 2 3	中部電力株式会社 知多火力発電所	所 長	高 木 一
知多市北浜町 1 0 - 1	中部電力株式会社 知多第二火力発電所	所 長	高 木 一
知多市南浜町 2 3	東邦瓦斯株式会社 知多 L N G 共同基地	所 長	加 藤 一 男
知多市緑浜町 1	東邦瓦斯株式会社 知多緑浜工場	工 場 長	藤 原 康 洋

知多市北浜町 2 3	東邦瓦斯株式会社 知多熱調センター	所 長	大 瀬 秀 雄
知多市北浜町 1 4－9	東洋グレーンターミナル株式会社	代表取締役	瀬 田 博 良
知多市北浜町 1 3－2	名古屋埠頭サイロ株式会社 南三区事業所	取締役所長	福 嶋 征 雄
知多市北浜町 1 2	日清製粉株式会社 知多工場	工 場 長	簗 田 薫
知多市北浜町 1 2	日清丸紅飼料株式会社 知多工場	工 場 長	野 村 進
知多市北浜町 1 4－2	日東富士製粉株式会社 名古屋工場	工 場 長	中 野 明
知多市北浜町 1 3－3	日本農産工業株式会社 知多工場	工 場 長	野 口 末 春
知多市北浜町 2 4－4	日本配合飼料株式会社 知多工場	工 場 長	高 橋 康 久
知多市北浜町 2 4－1 2	物産フードサイエンス株式会社	生産統括部長	前 田 祝 彦
知多市北浜町 2 4－2 5	名港海運株式会社 南部事業所	取締役所長	立 松 康 芳

5－2 愛知県内広域消防相互応援協定

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、愛知県域内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定市町等）

第2条 この協定は、県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定市町等」という。）相互間において締結するものとする。

（対象とする災害）

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- （1）大規模な地震、風水害等の自然災害
- （2）林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- （3）航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故
- （4）その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

（応援要請）

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の消防機関の長が要請市町等の消防力及び近隣市町等の応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認める場合は、第2条に規定する他の市町等（以下「応援市町等」という。）の消防機関の長に対して行うものとする。ただし、近隣市町等と応援協定を締結していない市町等の境界付近に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故の発生を覚知したときは、当該応援の要請があったものとみなす。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式を提出するものとする。

- （1）災害の発生日時、場所及び状況
- （2）必要とする人員、車両及び資機材等
- （3）集結場所及び連絡担当者

(4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 応援市町等の消防機関の長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町等の消防機関の長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の消防機関の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 要請市町等における応援隊の指揮は、要請市町等の消防機関の長が、応援隊の長に對して行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

(1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する経費は、応援市町等の負担とする。

(2) 機械器具の大破損の修理、応援市町等の消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する経費は、要請市町等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。

(情報提供等)

第8条 協定市町等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議して定めるものとする。

(協定市町等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締

結しているものとして取り扱う。

(疑義の協議)

第11条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市町等が協議の上、決定するものとする。

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

平成15年4月1日

名古屋市長
豊橋市長
岡崎市長
一宮市長
瀬戸市長
知多中部広域事務組合管理者半田市長
春日井市長
豊川市長
津島市長
豊田市長
西尾市長
蒲郡市長
犬山市長
常滑市長
江南市長
尾西市長
小牧市長
稲沢中島広域事務組合管理者
新城市長
東海市長
大府市長
知多市長
尾張旭市長
岩倉市長
豊明市長
長久手町長
木曽川町長
蟹江町長
幸田町長
田原町長
渥美町長

衣浦東部広域連合長
西春日井広域事務組合管理者
海部東部消防組合管理者
尾三消防組合管理者
海部南部消防組合管理者
海部西部広域事務組合管理者
丹羽広域事務組合管理者
幡豆郡消防組合管理者
知多南部消防組合管理者
あすけ地域消防組合管理者

5－3 知多地域消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、知多中部広域事務組合及び知多南部消防組合（以下「協定市町等」という。）は、消防に関する相互応援について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市町村等の区域において消防業務、救急業務又は救助業務を必要とする災害（以下「災害等」という。）が発生した場合に、協定市町等が相互に応援協力して、その応急対策活動の万全を期することを目的とする。

（応援の種別）

第2条 前条の規定による相互応援の種別は、次のとおりとする。

- （1） 普通応援
 - （2） 特別応援
- 2 普通応援とは、協定市町等の区域内において当該市町等の近隣地域に災害等が発生したと認めた場合に、自動的に出動する応援をいう。
- 3 特別応援とは、災害等発生地の市町等の長からの応援要請に基づいて出動する応援をいう。

（応援の要請）

第3条 協定市町等の長は、災害等が発生し応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにして協定市町等の長に要請するものとする。

なお、応援の要請をした場合には、後日すみやかに要請に係る事項を記載した文書を、応援した市町等の長に提出するものとする。

- （1） 災害等発生場所及び応援場所
- （2） 災害等の状況
- （3） 応援要請人員、機械器具、資材等の数量
- （4） その他必要事項

(応援消防力の範囲)

第4条 前条の要請により派遣する消防力は、応援市町等において支障の生じない範囲内で行うものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊の指揮は、原則として受援市町等の現場最高指揮者が行う。

(報告)

第6条 応援隊の長は、現場に到着したときはその旨を、現場を引き上げるときはその行った応援活動等の状況を、現場最高指揮者に報告しなければならない。

(経費の負担)

第7条 応援隊の派遣に伴う経費の負担は、次の区分によるものとする。

(1) 応援出動に要する経費は、応援を受けた市町等の負担とする。

ただし、消防機械器具（救急及び救助機械器具を含む。以下同じ。）の故障の修理費、燃料費、消防職団員の手当等の通常経費は応援隊の所属する市町等の負担とする。

(2) 応援出動に伴う消防機械器具の重大な破損による修理費、建物、工作物、一般人等の損害に対する補償費又は賠償費、消防職団員の公務災害補償費及び消防賞じゅつ金、その他これらに類する経費の負担については、その都度関係市町等の長が協議して定める。

(雑則)

第8条 この協定の運用について疑義を生じたときは、その都度協定市町等の長が協議して定める。

附 則

この協定は昭和51年 1 月 1 日から実施する。

附 則

この協定は昭和54年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この協定は平成18年12月 1 日から実施する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書を作成し記名押印のうえ、協定市町等各 1 通
保管する。

平成18年12月 1 日

半田市長

常滑市長

東海市長

大府市長

知多市長

阿久比町長

東浦町長

南知多町長

美浜町長

武豊町長

知多中部広域事務組合 管理者 半田市長

知多南部消防組合 管理者 南知多町長

5-4 災害応援に関する協定書（中部9県1市）

（趣旨）

第1条 この協定は、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市（以下「県市」という。）において、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、かつ、被災県市独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、被災県市が他の県市に応援要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（応援県市）

第2条 大規模な災害が発生した場合においては、救援活動等を速やかに実施できる体制を執るため、応援県市は、必要に応じ被災県市に対する救援対策本部を設置することができる。

- 2 応援県市は、相互に連絡をとり、主たる応援県市を決定する。
- 3 主たる応援県市は、速やかに救援対策本部を設置するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援県市が行う応援の内容は、次のとおりとする。

- （1） 物資等の提供及び斡旋並びに人員の派遣
 - ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及び斡旋
 - イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及び斡旋
 - ウ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及び斡旋
 - エ 救護及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
 - （2） 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市の境界付近における必要な措置
 - （3） 被災者の一時収容のための施設の提供
 - （4） 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
- 2 各県市は、前項の応援が円滑に実施できるよう必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする県市は、別に定める内容を明らかにして、他の県市に要請するものとする。

2 各県市は、前項の要請を円滑に行うため、通信手段の整備に努めるものとする。

(激甚災害における自主的活動)

第5条 激甚災害の際に通信途絶等により被災県市から前条の要請がない場合、他の県市は速やかにその被災状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

2 前項の情報収集又は他の県市からの情報により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災県市と連絡ができない場合は、自主的に応援活動を実施するものとする。

3 応援県市は、災害直後、自主的な応援活動のため職員等を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。

4 前3項の活動は、協定県市の友愛精神のもとに行うものであり、この場合においては、被災県市から前条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた県市の負担とする。

2 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県市の負担とする。

3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災県市が、被災県市への往復の途中において生じたものについては、応援県市が賠償の責めに任ずる。

4 前3項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災県市及び応援県市が協議して定める。

(情報交換)

第7条 各県市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な情報を相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 各県市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、他の県市主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(連絡協議会の設置)

第9条 この協定に関する事項、その他必要な事項を研究・協議するため、中部9県1市
広域災害応援連絡協議会を設置するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、関係県市が協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成7年11月14日から施行する。

2 昭和52年3月31日締結の協定は、平成7年11月13日限りで廃止する。

平成7年11月14日

富山県知事
石川県知事
福井県知事
長野県知事
岐阜県知事
静岡県知事
愛知県知事
三重県知事
滋賀県知事
名古屋市長

5-4-1 災害応援に関する協定実施細則

(趣 旨)

第1条 この実施細則は、「災害応援に関する協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援縣市)

第2条 協定第2条第2項の規定に基づく主たる応援縣市は、被災縣市の被災地に最も交通至便な隣接縣市とする。ただし、広範囲な災害の場合は、別表1の区分による隣接縣市の間で速やかに協議した上、決定するものとする。

2 協定第2条第3項の規定に基づく主たる応援縣市の救援対策本部の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災縣市の情報収集と状況把握
- (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- (3) 要請内容の協定縣市への適切な仕分け(コーディネート)
- (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- (5) 被災縣市及び災害応急活動実施機関との連絡調整
- (6) 被災者の受入施設(病院・福祉施設・仮設住宅等)の確保及び調整
- (7) 国及び他の広域圏との調整
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

3 前項の業務の遂行に関し必要な事項は、別に定める。

(応援の内容)

第3条 協定第3条第1項の規定に基づく物資、資機材及び応急復旧に必要な職員の状況等は、常時実態どおり把握しておくものとし、そのうち、緊急時に必要な食料・生活必需品・医薬品の内容に変更があったときは、速やかに、協定縣市に連絡するものとする。

2 協定第3条第2項の規定に基づき、物資、資機材の備蓄に努めるとともに、各地域におけるこれらの製造業者又は販売業者等と災害時における物資等の調達に関する協定を締結するよう努めるものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする縣市は、無線又は電話等(以下「無線等」という。)によ

り次の事項を明らかにして要請し、後日、速やかに応援要請を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 物資等の搬入、人員の派遣

ア 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

(応援実施の手続)

第5条 要請を受けた県市は、要請事項の確認後、速やかに、別表1の被災県市の隣接県市と連絡調整し、要請事項及び搬入・派遣に要する時間などの応援計画を無線等により被災県市に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

- 2 要請を受けた県市と協定第2条第2項に規定する主たる応援県市とが異なる場合は、主たる応援県市が前項の手続を行うものとする。

(応援物資の受領の通知)

第6条 被災県市は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

第7条 主たる応援県市は、応援が終了したときは、被災県市に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(激甚災害における自主的活動)

第8条 協定第5条規定の激甚災害とは、震度6以上の地震による災害をいう。

- 2 協定第5条第1項規定の自主的な情報収集活動の内容は次のとおりとする。

- (1) ヘリコプター等による被災状況の収集
- (2) 職員派遣による情報収集
- (3) その他効果的な情報収集

- 3 前項により知り得た情報は、被災県市及び他の県市に速やかに伝達するものとする。

- 4 協定第5条第4項の規定に基づく応援手続きは、細則第4条から第7条の規定を

準用し、事後処理を行うものとする。

(経費の負担)

第9条 協定第5条第1項及び第3項の規定に基づく自主的活動に要した経費は、応援県市の負担とする。

2 応援職員の派遣に要する経費については、応援県市が定める規定により算定した当該応援職員の旅費及び諸手当の額の範囲内のする。

(情報交換)

第10条 協定第7条の規定に基づく共通の情報は次のとおりとし、変更の都度、協定県市に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表 (別表2)
 - (2) 備蓄物資、業者提携物資一覧表
 - (3) ヘリポート及びヘリコプター離着陸可能か所
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、共通の情報として必要と認められる内容
- 2 隣接県市は、同条に定める情報のほか、次の内容についても情報交換し、より緊密な連絡体制を維持することとする。
- (1) 輸送ルート、応援物資の集積場所等の応援に必要な情報
 - (2) 病院・福祉施設などの所在地、入院入所可能数
 - (3) 避難所の位置
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる内容

(連絡協議会の設置)

第11条 協定第9条の規定に基づく中部9県1市広域災害応援連絡協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を次のとおり定めるものとする。

- 2 協議会の業務内容は次のとおりとする。
- (1) 協定の運用に関わる事項
 - (2) その他必要な事項
- 3 協議会の座長は、協議会開催県市の防災担当主管課室長が当たるものとし、協定第1条の県市の順に開催するものとする。
- 4 協議会は、毎年及び必要に応じて開催するものとし、座長が招集する。
- 5 事務局は、座長の所属する県市におくものとし、毎年度、細則第10条に定める情報交換資料を作成し、配付するものとする。

6 協議会の運営に必要な経費は、次のとおりとする。

- (1) 負担金は県市均等額で別に定めるものとし、事務局の請求に基づき納入するものとする。
- (2) 決算は、翌年度の座長を担当する県市の主管課室長の監査を受け、協議会に報告するものとする。
- (3) 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

7 その他、協議会の運営に必要な事項は座長が主管課室長会議に諮って定めるものとする。

附 則

この実施細則は、平成7年11月14日から施行する。

平成7年11月14日

富山県総務部長
石川県総務部長
福井県県民生活部長
長野県生活環境部長
岐阜県総務部長
静岡県総務部長
愛知県総務部長
三重県環境安全部長
滋賀県生活環境部長
名古屋市消防長

別表 1

被災縣市と隣接縣市の一覧表

被災縣市	隣接縣市	輸送ルート		
		高速道路	主要幹線道路	鉄 道
富山県	◎石川県 岐阜県 長野県	北陸 名神、北陸	国道 8, 156, 160号 国道41, 156号 (国道158号岐阜県経由、 18・148号新潟県経由)	J R J R (J R 新潟経由)
石川県	◎富山県 福井県 岐阜県	北陸 北陸 (北陸、名神)	国道 8, 156, 160号 国道 8, 157, 305号 国道 8－21号, (156号富山県経 由) 白山スーパー林道	J R J R J R J R
福井県	◎石川県 岐阜県 滋賀県	北陸 (北陸、名神) 北陸	国道 8, 157, 305号 国道 8－21, 158号 国道 8, 161, 303号	J R J R J R
長野県	静岡県 愛知県 ◎岐阜県 富山県	(東名、中央) (中央) 中央	国道51号, (20号山梨県経由) 国道151, 153号 (19号岐阜県経 由) 国道19, 158号 (国道158号岐阜県経由、18・148 号新潟県経由)	J R (J R 岐阜経由) J R (J R 新潟経由)
岐阜県	◎愛知県 三重県 滋賀県 福井県 石川県 富山県 長野県	名神、中央 東名阪 名神 (名神、北陸) (名神、北陸) (名神、北陸) 中央	国道22, 41, 156号 国道258号 国道21, 365号 国道21－ 8, 158号 国道21－ 8号, (156号富山県経 由) 白山スーパー林道 国道41, 156号 国道19, 158号	J R、名鉄 J R、近鉄 J R J R J R J R J R

被災県市	隣接県市	輸送ルート		
		高速道路	主要幹線道路	鉄 道
静岡県	◎愛知県 長野県	東名 (東名、中央)	国道 1 号 国道51号、(20号山梨県経由)	J R J R
愛知県 名古屋市	静岡県 長野県	東名 (中央)	国道 1 号 国道151, 153号(19号岐阜県経由)	J R (J R 岐阜経由)
	◎岐阜県 三重県	名神、中央 東名阪	国道22, 41, 156号 国道 1, 23号	J R、名鉄 J R、近鉄
三重県	◎愛知県	東名阪	国道 1, 23号	J R、近鉄
	岐阜県	東名阪	国道258, 365号	J R、近鉄
	滋賀県	(東名阪・名神)	国道 1 号	J R
滋賀県	福井県	北陸	国道 8, 161, 303号	J R
	岐阜県	名神	国道21, 365号	J R
	◎三重県	(東名阪・名神)	国道 1 号	J R

細則第 2 条第 1 号ただし書きの協議については、上記◎の県が調整する。ただし、◎の県も被災した際は隣接県の他の県で調整する。

なお、調整した結果、主たる応援県市が複数となってもこれを妨げるものではない。

別表2 連絡担当部局及び通信手段一覧表

県市名	担当部局 課室名	一般加入電話			行政電話	消防防災電話 (FAX)	地域衛星電話 (FAX)	Eメール
		代表（内線）	直通（時間外）	FAX（時間外）				
富山	経営管理部	〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号			――	16-3363	0161113363	shobobosail
	消防・危機管理課	076-431-4111 (内線 3363)	076-444-3187 (076-431-4111)	076-432-0657 (076-432-0657)		(16-2827)	(0161112827)	@pref.toyama.lg.jp
石川	環境安全部	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地			5295 2376	17-4290	0171114290	e170700@
	消防防災課	076-225-1111 (内線4289)	076-225-1482 (076-225-1482)	076-225-1484 (076-225-1484)		(17-6897)	(0171116743)	pref.ishikawa.jp
福井	安全環境部	〒910-8580 福井市大手3丁目17-1			5495 2172	18-111	018111612172	kikitaisaku
	危機対策・防災課	0776-21-1111 (内線2172)	0776-20-0308 (0776-21-1111)	0776-22-7617 (0776-22-7617)		(18-112)	(018111612189)	@ain.pref.fukui.jp
長野	危機管理局	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2			――	20-213	0202315225	bousai@
	危機管理・防災チーム	026-232-0111 (内線 5225)	026-235-7184 (026-235-7184)	026-233-4332 (026-233-4332)		(20-241)	(0202318741)	pref.nagano.jp
岐阜	防災局	〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号			――	21-671	0214002415	c11117@govt
	防災課	058-272-1111 (内線 2746)	058-277-5137 (058-277-5380)	058-271-4119		(21-679)	(021400732)	.pref.gifu.jp
静岡	総務部	〒420-8601 静岡市追手町9番6号			――	22-21	0227006030	boukei@hq.
	防災局 防災政策室	――	054-221-3592 (054-221-2072)	054-221-3252 (054-221-3252)		(22-26)	(0227006250)	pref.shizuoka.jp
愛知	防災安全局	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2			5195 2332	23-22	0236002512	saigaitaisa
	災害対策課	052-961-2111 (内線 2511)	052-954-6193 (052-954-6196)	052-954-6912 (052-961-3622)		(23-23)	(0236001510)	ku@pref.aichi.lg.jp
三重	防災危機管理部	〒514-8570 津市広明町13番地			――	24-11	02410182189	bosai@pref
	防災対策室	――	059-224-2189 (059-224-2189)	059-224-2199 (059-224-2199)		(24-11切替)	(02410182199)	.mie.jp
滋賀	県民文化	〒520-8577 大津市京町4-1-1			――	25-823	025100823	shobo@pref
	生活部 総合防災課	077-524-1121 (内線 3432)	077-528-3432 (077-528-3140)	077-528-4994 (077-528-4994)		(25-850)	(02510024850)	.shiga.jp
名古屋	消防局	〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1			――	――	0237006111	00saigaitai
	防災部 防災室	052-961-1111 (内線 3522)	052-972-3522 (052-972-3534)	052-962-4030 (052-953-0119)			(0237006070)	saku@fd.city.nagoya.lg.jp

※ 行政電話、消防防災電話、地域衛星電話については、はじめに識別番号を入力するか、又は、専用に電話機を使用するなど各県市庁内で使用方法が異なるため、それぞれの県市で適切な対応ができるようにしておくこと。

5－5 名古屋海上保安部と知多市消防本部との業務協定

名古屋港における、名古屋海上保安部と知多市消防本部のそれぞれの消防業務を協力して円滑かつ効率的に行うため、名古屋海上保安部長（以下「甲」という。）と知多市消防長（以下「乙」という。）は次のとおり協定する。

（協定区域）

第1条 この協定となる（以下「協定区域」という。）は知多市地先海面とする。

（消火活動）

第2条 協定区域内における消火活動は、次の区分により行うものとする。

- （1） 埠頭又は岸壁にけい留された船舶の火災及び上架入渠中船舶の火災並びに河川（河川の範囲は、それぞれの第1の橋の川上をいう。）における船舶等の火災は乙の担任とし、甲はこれに協力する。
- （2） 前号以外の火災は甲の担任とし、乙はこれに協力する。

（火災の通報）

第3条 甲又は乙は、協定区域内において火災が発生し、又は発生する恐れのあることを知ったときは、直ちにその旨を相手方に通報するものとする。

（火災の原因及び損害の調査）

第4条 協定区域内の火災の原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査に関しては、原則として第2条第1号に係るものについては乙が同条第2号に係るものについては甲が、それぞれ行うものとし、特に必要がある場合は甲乙双方が協議して行うものとする。

（重要事項等の通報）

第5条 甲は引火性又は発火性の危険物を多量に積載した船舶の入港その他消防上重要な事項を知った場合において、特に必要があると認めるときは、その都度その旨を乙に通報するものとする。

第6条 甲又は乙は、この協定における消防業務を単独に処理した場合は、事後すみやかに、そのてん末を相手方に通報するものとする。

(業務の連絡及び調整)

第7条 甲及び乙は、大規模な消火活動に備えて、これを効果的に実施するため、次の事項について相互に連絡し、調整を図るものとする。

- (1) 消火活動要領の研究及び訓練の実施。
- (2) 必要器材、器具等の整備計画及びその推進状況。
- (3) 化学消火剤の備蓄状況。
- (4) その他必要と認める事項。

(経費の負担)

第8条 協定区域内における火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度両者が協議して定めるものとする。

(細目及び疑義の処理)

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項又は、この協定の実施に際し疑義を生じた事項は、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(その他)

第10条 この協定は締結の日から効力を生ずる。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し双方記名押印のうえ1通ずつ保管する。

昭和47年3月1日

名古屋海上保安部長	鈴木 三郎
知多市消防長	山本 仁三

5－6 消火薬剤の保管等に関する協定（愛知県）

協 定 昭和55年 3月31日
 一部改正 平成 7年 3月31日
 一部改正 平成18年 2月23日
 一部改正 平成27年 3月19日
 一部改正 平成28年 2月15日
 一部改正 平成28年12月15日
 一部改正 平成30年12月 3日

愛知県（以下「甲」という。）と知多市（以下「乙」という。）は、石油コンビナート等特別防災区域における危険物施設等に係る火災を鎮圧するために必要な消火薬剤の保管及び使用並びにその貯蔵施設の管理に関し、次のとおり協定する。

（消火薬剤の保管）

- 第1条 甲は、その所有に係る界面活性剤系泡消火薬剤3%原液及び高分子ゲル生成フッ素界面活性剤耐アルコール泡消火薬剤3%原液の保管並びにその貯蔵施設の管理を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。
- 2 保管料は無料とし、乙は受寄資材として自己の資材に対するのと同等の注意をもって管理するものとする。

（保管の委託期間）

- 第2条 保管を委託する期間は昭和55年3月31日から平成8年3月31日までとする。ただし、委託期間満了3か月前までに、甲乙双方いずれからも別段の意思表示がなされないときは、その後1年間引き続きその効力を有するものとし、以後同様とする。

（保管場所及び保管責任者等）

- 第3条 保管場所及び保管責任者等は別紙のとおりとする。
- 2 保管場所の変更又は保管責任者の交替があったときは、乙は甲に速やかに文書で報告しなければならない。
- この場合、協定の変更は行わないものとする。

（保管場所の制限）

- 第4条 乙は、原則として甲の設置する泡消火薬剤貯蔵施設において貯蔵するものとする。

(消火薬剤の使用基準と使用手続)

第5条 乙は、石油コンビナート等特別防災区域に火災が発生した場合に、消火薬剤を使用するものとする。

2 乙は、消火薬剤を使用するときはあらかじめ電話等でその旨を甲に申し出て使用するものとする。ただし、緊急の場合は事後に連絡するものとする。

3 乙は、消火薬剤を使用したときは速やかに次の事項を記載した文書により甲に報告しなければならない。

(1) 出火場所

(2) 出火日時

(3) 鎮火日時

(4) 出火原因

(5) 損害の程度（死傷者数を含む。）

(6) 消火活動の状況（消火薬剤使用量を含む。）

(消火薬剤の保管状況調査)

第6条 甲は、必要に応じて消火薬剤の保管状況について調査し又は報告を求めることができる。

(消火薬剤の受託数量等の記録)

第7条 乙は、受託した消火薬剤の保管使用状況を消火薬剤受託数量等記録簿（様式1）により記録するものとする。

(消火薬剤の払出の例外)

第8条 甲は、必要に応じて委託した消火薬剤の払出を求めることができる。

(消火薬剤の補てん)

第9条 乙が石油コンビナート等特別防災区域内で発生した火災に消火薬剤を使用した場合及び第8条による払出に係る減少分の補てんは甲が行う。

(協議事項)

第10条 この協定について、甲と乙との間に疑義を生じたときは、甲、乙協議の上定めるものとする。

上記協定の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

昭和55年3月31日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

愛知県知事

乙 知多市緑町1番地

知多市

知多市長

別紙

保管場所		保管品名	保管責任者	
所在地	名称	保管数量	職	氏名
知多市南浜町 22番地	知多市所有地	耐アルコール性界面活性剤系 泡消火薬剤 メガフォームAGF-3T (屋外貯蔵タンク保管分) 25,700リットル	知多市長	宮島 寿男
知多市新知 字西新生73番地	知多市消防本部	高分子ゲル生成フッ素界面活性剤 耐アルコール泡消火剤 メガフォームF-610AT (可搬式貯蔵タンク保管分) 7,000リットル		

様式 1

消火薬剤受託数量等記録簿

特別防災区域名	地 区
保 管 場 所	
保管責任者職氏名	
消火薬剤の種類	泡消火薬剤 3 % 原液 (品名 :)
保 管 方 法	☐ 屋外貯蔵タンク ☐ 可搬式貯蔵タンク

年月日	増減数量 (リットル)		保管量 (リットル)	増 減 理 由	検印
	受 入	払 出			

備考：この用紙の大きさはA 4 とする。

5－7 伊勢湾流出油災害対策協議会会則

（目的）

第1条 この協議会は、伊勢湾及びその周辺海域（以下「伊勢湾等」という。）において大量の油が流出した場合の防除活動について必要な事項を協議調整し、かつ、その実施を推進することを目的とする。

（会の名称）

第2条 会の名称を「伊勢湾流出油災害対策協議会（以下「協議会」という。）」という。

（協議会の業務）

第3条 協議会は、次の業務を行なう。

- （1） 流出油防除計画の策定
- （2） 流出油防除に必要な施設、器材の整備の推進
- （3） 流出油防除に関する研修及び訓練
- （4） 流出油防除活動の実施の推進
- （5） その他流出油防除に必要な事項

（組織）

第4条 協議会は、会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は第四管区海上保安本部長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会員は伊勢湾等において流出油防除に関係ある別表に掲げる機関の長又はその指名する職員をもって充てる。
- 5 協議会に、流出油防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行なうため、技術専門委員会をおく。
- 6 技術専門委員会の委員は、会員の推薦する者のうちから会議の同意を得て会長が指名する。

（会議）

第5条 会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

- 2 定例会議は年1回開催する。
- 3 臨時会議は必要がある場合に開催する。

(資料の交換)

第6条 会員は流出油防除に必要な次の資料を年1回(4月1日現在)会長に提出するものとする。

- (1) 施設、器材の整備、保有状況
- (2) 情報連絡体制(連絡担当者、昼夜間の電話番号等)
- (3) その他必要な事項

(訓練)

第7条 流出油事故発生時における会員の防除活動の技術向上のため毎年1回以上訓練を行うものとする。

(出動要請)

第8条 会長は、流出油防除活動を必要とする場合、ただちに会員の全部若しくは一部を招集し、協議調整のうえ関係会員に出動又は応援を要請するものとする。

(出動)

第9条 前条の要請を受けた会員は、ただちに必要な人員、施設、器材等を現場に派遣するものとする。

(総合調整本部の設置及び活動の調整)

第10条 防除活動を実施する場合は、ただちに総合調整本部を設け、会長が活動の調整を行なうものとする。

- 2 前項の総合調整本部を設けた場合第8条の要請を受けた会員は、所属する職員を調整本部に派遣するものとする。

(経費の求償)

第11条 防除活動に要した経費の求償に関する事務は、別途定める。

(災害補償)

第12条 防災活動に出動した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関が当るものとする。

(協議)

第13条 この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定められていない事項について協議の必要がある場合には、その都度協議し、決定するものとする。

(庶務)

第14条 協議会の庶務は、第四管区海上保安本部警備救難部救難課において行なう。

附 則

この会則は、昭和48年11月15日から施行する。

別表

(順不同)

第四管区海上保安本部

第五港湾建設局

愛知県

三重県

名古屋港管理組合

四日市港管理組合

海水油濁処理協力機構（石油連盟）

名古屋支部

知多支部 …日鉱、出光、シーバース

四日市支部

尾鷲支部

全国内航タンカー海運組合東海支部

伊勢湾ハーバータグ事業協会

伊勢湾サルベージ懇話会

愛知筏業連合会

伊勢湾防災

日本船主協会流出油防除対策協議会東海支部

伊勢湾海難防止協会

5－8 知多西地区消防警察協議会規約

（目的）

第1条 この規約は、知多西地区消防警察協議会の構成及び運営に関し、必要な事項を定め、関係各機関団体との緊密な連絡と相互協力により高潮、風水害、地震、津波及び大火災等の災害に対する防災体制を確立し、もって災害防止の職責遂行に資することを目的とする。

（名称）

第2条 本会の名称は、知多西地区消防警察協議会（以下「協議会」という。）という。

（構成）

第3条 協議会は、次に掲げる団体をもって構成する。

- （1） 常滑市消防本部（署）
- （2） 常滑市消防団
- （3） 東海市消防本部（署）
- （4） 東海市消防団
- （5） 大府市消防本部（署）
- （6） 大府市消防団
- （7） 知多市消防本部（署）
- （8） 知多市消防団
- （9） 東海警察署
- （10） 常滑警察署
- （11） 知多警察署
- （12） 中部空港警察署

（任務）

第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議推進するものとする。

- （1） 災害予防及び人命救助に関する事項
- （2） 防犯、防火思想の普及宣伝に関する事項
- （3） 防犯、防火の実施に関する事項
- （4） 警備、警戒に関する事項
- （5） 表彰に関する事項

(6) その他必要と認められる事項

(会員)

第5条 協議会の会員は、第3条に規定する団体に所属する職、団員とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 監事
- (4) 常任委員
- (5) 委員

(会長、副会長及び監事)

第7条 会長、副会長及び監事は、常任委員の互選により選任する。

- 2 会長、副会長及び監事の任期は、2年とし再選をさまたげない。ただし、任期満了前にその職を失ったときにおける後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 監事は、協議会の会計を監査する。

(常任委員及び委員)

第8条 常任委員は、次に掲げるものとする。

- (1) 各市消防本部の専任消防長及び専任次長
 - (2) 各市消防団長
 - (3) 東海、常滑、知多及び中部空港警察署長
- 2 委員は、次に掲げるものとする。
- (1) 各市消防署長
 - (2) 各市消防団副団長
 - (3) 各市消防本部総務課長又は庶務課長

(顧問)

第9条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長の推薦により委嘱するものとし、会長の諮問に応ずるほか協議会の運営について意見を述べることができる。

(事務所)

第10条 協議会の事務所は、会長を担当する消防本部に置く。

(会議及び運営)

第11条 協議会の会議は、定例会及び臨時会とし、常任委員及び委員をもって構成し、過半数の出席者がなければ開催することができない。

- 2 定例会の開催は、毎年おおむね4月とし、臨時会は、必要の都度会長が招集する。
- 3 会議の運営にあつては、会長が議長となり、会長に事故あるときは副会長が議長を代行する。
- 4 その他協議会の運営に関し必要な事項については、議長が会議に諮って定める。

(経理)

第12条 協議会の運営に必要な経費は、関係市の分担金によるものとし、分担金の額については毎年の定例会において定めるものとする。

附 則

この規約は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

5－9 愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定

（目的）

第1条 この協定は、愛知県内の市町村、消防事務に関する一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第1項に基づく愛知県による航空機を用いた消防の支援（以下「航空消防の支援」という。）を求めることに必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第2条 本協定に基づき市町村等が航空消防の支援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

（支援要請）

第3条 この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町村等の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機を用いた活動が必要と判断した場合に行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 市町村等の単独の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機を用いた活動が最も有効な場合

2 前項の支援要請は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、愛知県が委託した航空消防の支援に関する事務を受託する名古屋市に対して行う。

3 前2項のほか、支援要請のために必要な事項等は、名古屋市が別に定めるところによる。

（経費）

第4条 この協定に基づく支援に要する経費は、愛知県が負担するものとする。

（その他）

第5条 この協定書に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。

附 則

この協定書は、令和4年4月1日から適用する。

平成19年8月1日締結の「愛知県防災ヘリコプター支援協定」は令和4年4月1日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保管する。

令和4年4月1日

愛知県知事

大村秀章

市町村等の長

宮島壽男

5-10 水道災害相互応援に関する覚書（日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、三河山間地域水道整備促進連盟に所属するもの）

（趣 旨）

第1条 この覚書は、災害その他非常の場合において日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、及び三河山間地域水道整備促進連盟に所属するもの（以下「会員」をいう。）が、会員相互で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（災害救助法等との関係）

第2条 会員相互で行う応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他法律に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、会員が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは速やかに法律で定める事務処理に切替るよう努めなければならない。

（相互応援義務）

第3条 会員が災害を受け、独自で十分に応急措置等が実施できないときは、他の会員に応援を求めることができる。

2 応援を求められた会員は、速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

（応援の内容）

第4条 各会員の行う応援活動は、次のとおりとする。

- （1） 応急給水作業
- （2） 応急復旧作業（原則として仮復旧、第1次応急復旧作業）
- （3） 応急復旧資器材の供出
- （4） 工事業者の斡旋

2 前項第1号及び第2号の作業の期間は、原則として7日以内とする。

（要請の方法）

第5条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

- （1） 会員（名古屋市を除く。）は、県営水道受水団体で構成されている地域水道連絡協議会の長（以下「地域会長」をいう。）へ応援を要請する。

地域会長は、地域内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会愛知県支部の長（以下「支部長」という。）へ応援を要請する。

支部長は、県内の他の地域会長に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、愛知県健康福祉部へ応援を要請する。

- (2) 名古屋市は、直接支部長へ応援を要請する。
- (3) 県営水道受水団体は、県営水道の被災に伴い応急給水の応援を必要とするときは、愛知県水道局へ応援を要請し、さらに必要と認めたときは、地域会長へ応援を要請する。この場合愛知県企業庁は、地域会長に対して被災会員への応援について協力を依頼する。
- (4) 東海地震等の大規模地震災害に対する応急復旧及び応急給水対策として、愛知県健康福祉部が愛知県水道震災復旧支援センター（以下「支援センター」という。）を設置した場合は、第1号及び第3号の規定にかかわらず支援センターへ応援を要請する。

2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話、ファクシミリ又は電子メール等により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資器材、物資等の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援体制）

第6条 応援を求められた会員が、応援職員を派遣するときは、災害状況に応じて給水用具、作業用工具、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

2 応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した旗、応援会員名入りの腕章等を明示着用するものとする。

（受入れ体制）

第7条 応援を受ける会員は、応援職員の宿舍、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況によりこれを応援する会員に求めることができる。

2 資材、機械、工具等の応援を受ける会員は、倉庫置場等を確保し、これらを管理するものとする。

（費用の負担）

第8条 第4条第1項各号に規定する応援に要する費用は、応援を受ける会員がこれを負

担するものとする。ただし、同項第1号に要する費用については、応援期間が2日以内の場合、又は特別の事情がある場合において、応援を受けた会員の要請により応援した会員がやむを得ないと認めたときは、応援した会員がその全部、又は一部を負担するものとする。

- 2 応援に要した費用の請求に関する事務は支部長又は地域会長を経由して、これを行うものとする。

(損害の賠償)

第9条 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援した会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた会員の負担とする。

- 2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該職員の所属する会員がその損害を賠償する責に任ずるものとする。この場合において、当該損害の発生が応援業務中（応援のための往復途中を除く。）に生じたものである場合においては、応援を受けた会員がこれに要した経費を負担するものとする。

(業者への協力要請)

第10条 支部長、又は地域会長は、必要があるときは、水道用資材の製造販売及び水道工事を行っている業者に対して、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施等について、協力を要請するものとする。

(救援体制表の作成)

第11条 会員は、救援体制表（別表第1）10部を毎年4月末日までに支部長へ提出するものとする。

- 2 支部長は、前項の体制表をとりまとめ整理して地域会長等関係者に送付するものとする。

(雑 則)

第12条 この覚書の実施に関し、必要な事項、又はこの覚書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

(適 用)

第13条 この覚書は、昭和53年3月29日から適用する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印のうえ各1通を保有する。

附 則

この覚書は、平成16年8月1日から適用する。この覚書の成立を証するため、支部長、愛知県公営企業管理者、名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者、関係会員からの委任を受けた各地域会長及び立会人である愛知県健康福祉部長が記名押印のうえ本書1通を作成し、会員及び立会人においてその写し各1通を保有する。なお、本書1通は支部長が保有する。

平成16年7月30日

日本水道協会愛知県支部 豊橋市長

愛知県公営企業管理者 企業庁長

名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者
上下水道局長

愛知県用水北部地域

関係会員 瀬戸市 尾張旭市 愛知中部水道企業団 春日井市
地域会長 県水道北部ブロック協議会 会長 瀬戸市長

愛知県用水南部地域

関係会員 半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市 阿久比町 東浦町
南知多町 美浜町 武豊町 刈谷市 高浜市 愛知中部水道企業団
地域会長 県水道南部ブロック協議会 会長 常滑市長

尾張地域

関係会員 一宮市 春日井市 津島市 犬山市 江南市 尾西市 小牧市
岩倉市 清須市 木曽川町 七宝町 美和町 蟹江町 佐織町
春日町 八開村 稲沢中島広域事務組合 西春日井郡東部水道企業団
海部南部水道企業団 丹羽広域事務組合
地域会長 尾張水道連絡協議会 会長 春日井市長

西三河地域

関係会員 岡崎市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 知立市 高浜市
西尾幡豆広域連合 幸田町 藤岡町 額田町 小原村 足助町
下山村 旭町 稲武町 愛知中部水道企業団
地域会長 西三河水道事業連絡協議会 会長 岡崎市長

東三河地域

関係会員 豊橋市 豊川市 蒲郡市 新城市 田原市 音羽町 一宮町
小坂井町 御津町 渥美町 設楽町 東栄町 豊根村 富山村
津具村 鳳来町 作手村
地域会長 東三河県営水道受水団体協議会 会長 豊橋市長

立 会 人

愛知県健康福祉部長

5-1-1 災害時の医療救護活動に関する協定書(一般社団法人 知多郡医師会、知多郡医師会知多市医師団)

知多市（以下「甲」という。）と一般社団法人知多郡医師会（以下「乙」という。）及び知多郡医師会知多市医師団（以下「丙」という。）は、災害時における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、知多半島地域及びその周辺地域において、地震等自然災害の発生などにより、通常の医療活動を実施することが困難な場合に、当該地域における医療を確保することを目的として締結する。

（医療救護班の要請）

第2条 甲は、知多市地域防災計画に基づく医療救護活動を行う必要が生じたときは、丙に対し医療救護班の編成及び医師等の派遣を要請するものとする。

2 丙は、前項の規定により甲の要請を受けた場合は、知多郡医師会災害時医療活動規定（以下「災害時医療活動規定」という。）に基づき医師等を派遣するものとする。

3 甲が第1項の要請をすることが困難な場合、丙は、自らの判断で医療救護活動を開始することができるものとし、その状況を速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

4 前項の規定により甲が承認した医療救護班の派遣は、甲の要請に基づく派遣とみなす。

（医療救護班の業務）

第3条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者のトリアージ
- (2) 傷病者に対する応急処置
- (3) 傷病者搬送の可否及び搬送先の指示
- (4) 死亡の確認及び死体の検案
- (5) 避難者の健康管理のための避難所における巡回診療
- (6) その他必要な事項

（医療救護所）

第4条 知多市地域防災計画に基づく災害時医療救護所（以下「救護所」という。）は、甲が、必要に応じて次の施設の中に設置する。ただし、災害の状況によって必要な場合は、別に救護所を設置するものとする。

- (1) 八幡中学校
- (2) 東部中学校
- (3) 中部中学校
- (4) 知多中学校

(5) 旭南中学校

(指揮命令及び連絡調整)

第5条 医療救護班に係る指揮命令は、災害時医療活動規程第2条第2項の規定により、丙の代表又はその責務を代行するものが行うものとする。

2 医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医療器具、医薬品等の供与)

第6条 医療救護班が使用する医療器具及び医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が必要に応じて備蓄又は調達する。

(医療救護活動の記録と報告)

第7条 丙は、医療救護班ごとに診療記録及び医薬品、医療材料等の使用簿を整備し、医療救護活動実施後、医療救護活動記録を日報にまとめ、甲に報告するものとする。

2 救護所において使用する診療録は、災害時医療用のものを予め甲が用意する。

(福祉避難所)

第8条 甲は、災害時要配慮者が避難するための福祉避難所を開設する。

2 甲は、福祉避難所において、医療救護班の業務に該当する医療を必要とする患者が確認された場合は、丙に対して福祉避難所への往診を要請する。

3 丙は、前項の規定により要請を受けた場合、速やかに福祉避難所へ医療救護班の医師又は業務可能な医師を派遣する。

4 福祉避難所における医療業務は、救護所における医療救護活動と同等のものとし、第3条に定める業務に準ずるものとする。

(費用弁償等)

第9条 この協定に基づき派遣された医師が医療救護活動等を実施した場合の次の各号に掲げる経費は甲が負担するものとし、その額は、当該各号に定める額とする。

(1) 派遣医師等に対する費用弁償は、災害救助法施行細則(昭和40年愛知県規則第60号)に定める額とする。

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の費用弁償は、実費の額とする。

(3) 医療救護班の医師等が医療救護活動において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金は、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)に定める額とする。

(費用弁償等の請求)

第10条 前条第1号及び同条第2号に定める経費は、甲の定めるところにより、丙が一括して請求するものとする。

2 前条第3号に定める扶助金は、甲の定めるところにより、受給資格を有する者で支給を受けようとする者が請求するものとする。

(支給)

第11条 甲は、前条の規定により請求を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めた

ときは、速やかに支払うものとする。

(医事紛争の措置)

第12条 この協定に基づく医療救護活動により医療救護班と傷病者等との間に医事紛争が生じたときは、丙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、丙と協議の上、誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(実施細目)

第13条 この協定を実施するために必要な事項は、甲乙丙協議の上、別に定めるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、締結日から2年間とする。

2 前項の有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙、丙いずれかから何らかの意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

平成11年3月26日締結の「災害時の医療活動に関する協定書」は、平成28年3月24日をもってこれを廃止する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙それぞれの代表者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年3月25日

甲 知多市長 宮 島 壽 男

乙 一般社団法人知多郡医師会
会 長 竹 内 正

丙 知多郡医師会
知多市医師団会長 竹 内 廣

5-11-1 災害時の医療救護活動実施細目

知多郡医師会及び知多市医師団と知多市が締結した「災害時の医療活動に関する協定書」に基づく実施細目は、次のとおりとする。

- 1 災害時、知多市医師団は、知多市長の要請により医療救護班を編成するときは、直ちに地区災害対策本部を設置し、医師団会長をもって対策本部長に充てる。
- 2 知多市医師団は、知多市長の要請に応じて直ちに医療救護班が派遣できるよう必要な体制を常に整備する。
- 3 医療救護班の編成は、1班当たり医師2名から3名、看護師2名から3名、事務職1名から2名を基本とし、うち医師1名を班長とする。なお、看護師について知多市医師団から派遣することが難しい場合は、公立西知多総合病院又は知多半島医療圏災害医療対策会議に派遣協力を求める。
- 4 知多市医師団は、知多市長の要請により医療救護班を派遣したときは、速やかに医療救護班の氏名、生年月日、住所及び職種を知多市長に報告する。
- 5 知多市長の派遣要請は、災害救助法施行規則（昭和22年総理庁・内務省・大蔵省・厚生省・運輸省令第1号）第4条に規定する従事命令又はこれに準ずる方法によるものとする。
- 6 知多市長は、医療救護班の派遣要請に際し、次の事項を知多市医師団へ伝達する。
ただし、後刻その内容を文書により通知する。
 - (1) 災害発生の日時、場所
 - (2) 災害の原因及び状況
 - (3) 派遣を要する救護所名、医療救護班の数
 - (4) 派遣方法又は手段
 - (5) 派遣の期間
 - (6) その他必要な事項
- 7 医療救護班の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 傷病者のトリアージ
 - (2) 傷病者に対する応急処置
 - (3) 傷病者搬送の可否及び搬送先の指示
 - (4) 死亡の確認及び死体の検案

- (5) 避難者の健康管理のための避難所内の巡回診療
 - (6) 救護班が行う健康相談、精神保健福祉相談等への支援
- 8 医療救護班は、自己の車両で出動する場合は、「通行証のステッカー」を見やすい所に置き、二次災害や出動時等の災害に充分注意する。
- 9 医療救護班は、愛知県医師会災害医療救護活動マニュアルに準じて、災害現場、避難所、医療機関などに設置された救護所において業務を行うことを原則とする。
- 10 傷病者の搬送は、原則として知多市消防本部に要請する。
- 11 医療救護班長は、医療機関に収容し医療又は助産を行う必要があると認めるときは、傷病者に入院指示書（様式1）を交付する。
- 12 医療救護班長は、医療救護班診療記録（様式2）及び医薬品、医療資材使用簿（様式3）を整備するとともに、その活動状況を医療救護班日報（様式4）に記載し、知多市医師団会長を経て知多市長へ報告するものとする。
- 13 業務災害が発生した場合は、医療救護班長の報告を経て、知多市医師団会長は、業務災害報告書（様式5）により知多市長に報告するものとする。
- 14 医療救護班が使用した手持ちの医薬品、医療資材の費用又は医療救護時に被った物的損害、医療救護班員の費用弁償等については、知多市医師団会長が医療救護班ごとに取りまとめ、費用弁償等請求書（様式6）により知多市長に請求する。
- 15 医療救護班長の発行した入院指示書に基づき、臨時救護所として行った病院、診療所での医療の費用については、医療機関が医療費請求書（様式7）により知多市長に請求する。
- 16 扶助金については、支給を受けようとするものが、扶助金支給申請書（様式8）により知多市長に請求する。
- 17 知多市長は、前3項による請求を受けた場合は、内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに支払うものとする。
- 18 この細目で不足を生じた場合は、すべて愛知県医師会災害医療救護活動マニュアルに準じて行うものとする。

19 この細目は、平成28年3月25日から施行する。

様式1

入院指示書	
患者	住所 氏名 年齢 歳 傷病名 上記の傷病名により医療機関で入院治療を要する。 年 月 日 知多市医師団 医療救護班 医師 印
入院先医療機関名 及び所在地	

入院指示書を受け取られた方へ

- 1 この入院指示書で直ちに医療機関で入院治療を受けてください。
- 2 治療を受けるとき、この指示書を入院先の医療機関へ渡してください。

医療機関へ

- 1 この入院指示書による医療は、災害救助法による救助として取扱ってください。
- 2 この入院指示書は、費用弁償等の請求書に必ず添えてください。
- 3 表面の医療機関名欄に記入してください。

様式3

医薬品、医療資材使用簿

使用日	医薬品等名	使用量		※購入価格	
		単位	数量	購入単価	金 額
合 計（小数点以下切り捨て）					

※印欄は、費用請求時に記入する。

上記のとおり使用しました。

知多市長 様

年 月 日

知多市医師団

医療救護班医師

印

様式4

医療救護班日報						
年 月 日 班 長 氏 名						
印						
医療救護班の所属						
医療救 護班員 氏名	医師		従事時間 AM・PM ～AM・PM			
			従事時間 AM・PM ～AM・PM			
	看護師		従事時間 AM・PM ～AM・PM			
			従事時間 AM・PM ～AM・PM			
			従事時間 AM・PM ～AM・PM			
	事務		従事時間 AM・PM ～AM・PM			
従事した救護所 所在地						
救護人員	外科	内科	その他	計	入院指示書 発行数	死体検案数
	人	人	人	人	件	件
備考						

搬送者

氏 名	重症度（○を付す）	搬 送 先
	赤 ・ 黄 ・ 緑	
	赤 ・ 黄 ・ 緑	
	赤 ・ 黄 ・ 緑	
	赤 ・ 黄 ・ 緑	
	赤 ・ 黄 ・ 緑	
	赤 ・ 黄 ・ 緑	
	赤 ・ 黄 ・ 緑	
	赤 ・ 黄 ・ 緑	

医療救護班長 → 知多市医師団 → 市長

様式5

業 務 災 害 報 告 書

年 月 日

知多市長 様

知多市医師団会長

印

医療救護班として医療救護活動に従事した者に、下記のとおり事故傷病者が発生しましたので報告します。

記

氏名	性別 男・女	年 齢	住所
職種	所属医療機関・団体名		
傷病名	程度 重症・中等症・軽症	転帰	
外来・入院（ 月 日）	診療（入院）医療機関名		
受傷（発病）日時	年 月 日	時	分
受傷（発病）場所			
受傷（発病）時の状況			

様式6

費用弁償等請求書

年 月 日

知多市長 様

請求者

㊞

災害時の医療救護活動に関する協定第 条の規定により、費用弁償等として、下記の金額を請求します。

記

請求金額

円

従事した業務	
従事した場所	
従事した期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間

※添付書類

医薬品、医療資材使用簿（様式3）

医療救護班日報（様式4）

様式7

医 療 費 請 求 書

年 月 日

知 多 市 長 様

医療機関所在地 名称

開設者氏名

⑨

災害時の医療救護活動に関する協定書の規定による医療救助の費用として、下記の金額を請求します。

請求金額 _____ 円

添付書類

- 1 費用算出明細書
- 2 入院指示書

費用算出明細書

従事年月日	単 価	金 額	医師・看護師等の別	氏 名
計				

療養
休業
障害
災害救助法による 遺族 扶助金支給申請書
葬祭
打切

負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の住所氏名					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所					
負傷、疾病又は死亡の原因					
傷病名、傷病の程度及び身体の状態					
公用令書番号					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した当時本人と関係のあった主な親族の状況	氏 名	本人との続柄	生年月日	職業	備 考

※添付書類

- (1) 療養扶助金については、医師の診断書及び療養費に関する請求書又は領収書
- (2) 障害扶助金については、身体障害の程度及び療養開始以来の経過を詳記した医師の診断書
- (3) 遺族扶助金又は葬祭扶助金については、医師の死亡診断書及び死亡者との関係を証明する書類
- (4) 休業扶助金については、負傷し、疾病にかかったため、従前の収入を得ることができず、かつ他の収入の見込みがない等給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
- (5) 打切り扶助金については、療養の経過、病状全快までの見込み期間等に関する医師の意見書

災害救助法第 12 条の規定による扶助金を支給されたく別紙を添えて申請します。

年 月 日

住所
氏名

(印)

知 多 市 長

5－12 災害時における相互応援に関する協定書（大阪府泉大津市）

大阪府泉大津市（以下「甲」という。）と愛知県知多市（以下「乙」という。）は、災害時における甲と乙との相互応援について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の地域に災害が発生し、独自では十分に被災者の救援等応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の趣旨にのっとり、相互の応援を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請等）

第2条 甲又は乙は、応援の要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り、応援を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、災害の状況等を把握し、独自の判断で必要な応援を行うものとする。

（応援の内容）

第3条 この協定における応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食糧及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （4）前各号に掲げるもののほか、甲又は乙が特に必要と認めて要請する事項

（応援要請の窓口）

第4条 甲及び乙は、あらかじめこの協定に関する連絡担当部局を定め、相互に通知するとともに、災害が生じたときは、必要な情報を速やかに提供するものとする。

（応援要請の手続）

第5条 応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、甲又は乙に対し別記災害応援要請書を提出するものとする。ただし、災害応援要請書を提出するいとまがないと

認められるときは、電話等の通信手段によることができるものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 必要とする物資及び資機材の品名並びに数量
 - (3) 必要とする職員の職種別人員及び派遣期間
 - (4) 応援の場所及び応援場所への経路
 - (5) その他応援を必要とする事項等
- (応援隊の指揮)

第6条 応援を要請した市（以下「応援要請市」という。）における応援隊の指揮は、応援要請市の長又は災害対策本部員が応援隊の長に対し行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用の負担は、甲乙協議のうえ、別に定める。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ、情報交換を行うものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成10年10月23日

甲 大阪府泉大津市長 茶 谷 輝 和

乙 愛知県知多市長 安 藤 嘉 治

(別紙)

第 年 月 日
市長 印

市長 様

市長

災 害 応 援 要 請 書

災害時における相互応援に関する協定に基づき、応援を要請します。

項 目	内 容
1 被害状況	
2 応援を要する 品名、数量等	
3 応援を要する 職員の人数等 及び派遣期間	
4 応援の場所 及び経路	別紙のとおり
5 その他応援に 必要な事項	

5-12-1 災害時における相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、大阪府泉大津市（以下「甲」という。）と愛知県知多市（以下「乙」という。）が平成10年10月23日に締結した災害時における相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(経費の負担等)

第2条 協定第3条第1号から第3号までに規定する応援に要する経費のうち、食糧等の購入費及び車両等の借上料は、応援を要請した市（以下「応援要請市」という。）の負担とする。

2 協定第3条第3号に規定する応援（以下「応援業務」という。）に要する経費（前項に定める経費を除く。）の負担については、次のとおりとする。

(1) 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援を要請された市（以下「応援市」という。）が負担する。

(2) 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請市が、応援要請市への往復の途中その他応援業務に従事中とは認め難い事由により生じたものに係る賠償については応援市が、それぞれ負担する。

(3) 応援職員に対し支給する旅費等の額は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第19条の規定に基づき応援要請市が条例で定める額と同額とし、応援要請市が負担する。

3 前2項に定めるもののほか、応援に要する経費については、その都度、甲乙協議のうえ定める。

4 応援職員は、応援市名を表示した腕章等の表示を付け、その身分を明らかにするものとする。

5 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携帯するものとする。

- 6 応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

(経費の請求)

第3条 前条に定める経費のうち応援要請市が負担すべきものの請求は、応援市の市長名による請求書に関係書類を添付し、応援要請市の市長あてに行うものとする。

- 2 協定第2条第2項に規定する応援活動に要する経費の負担及び請求については、前条及び前項の規定を準用する。

(連絡担当部局)

第4条 甲及び乙は、協定第4条の規定により相互応援のための連絡担当部局を定めたとき（変更したときを含む。）は、当該部局名、課名並びに担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他必要な事項を通知するものとする。

(その他)

第5条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定する。

この実施細目の締結を証するため、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成10年10月23日

甲 大阪府泉大津市長 茶 谷 輝 和

乙 愛知県知多市長 安 藤 嘉 治

5-13 石油貯蔵施設等における災害支援に関する覚書（愛知県）

愛知県（以下「甲」という。）と知多市（以下「乙」という。）は、石油貯蔵施設等において災害が発生した場合の支援について、次のとおり覚書を締結する。

（目 的）

第1条 この覚書は、知多市に所在する石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域内の石油貯蔵施設等において災害が発生した場合、乙が独自では応急対応ができないと認められるときに、甲が乙に愛知県消防学校で管理する消防車両を貸与する方法などについて定めることを目的とする。

（支 援）

第2条 甲は、乙の要請に基づき車両貸与の支援を行う。

2 乙は、要請をするときは、別紙様式により次の各号の項目を記載のうえ、ファクシミリ等で愛知県消防学校長に対し申し出を行うものとする。

- (1) 災害発生場所及び支援場所
- (2) 災害等の状況
- (3) 支援を希望する期間
- (4) その他必要事項

3 甲は、消防車両の点検整備などにより乙の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに乙に連絡するものとする。

（貸与する消防車両）

第3条 甲は、貸与することができる消防車両を乙に別途通知するものとする。

（消防車両の引渡及び返還）

第4条 消防車両の引渡及び返還は、愛知県消防学校において行うものとする。

（経費負担）

第5条 支援に要する経費は、原則として乙の負担とする。

（その他）

第6条 この覚書に定めのない事項は、その都度甲乙協議のうえ定める。

附 則

この覚書は、平成15年2月1日から施行する。

この覚書の締結を証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成15年2月1日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛 知 県 知 事 神 田 真 秋

乙 知多市緑町1番地

知 多 市 長 加 藤 功

5-14 地震災害時における復旧資材の供給に関する協定書（龍玉精工株式会社知多営業所、株式会社ハズ、安田株式会社名古屋支店、株式会社米津東部知多支店）

（趣旨）

第1条 この協定は、東海地震等の災害時における水道施設の応急復旧の万全を期するため、知多市水道事業知多市長加藤 功を甲とし、別表のとおり を乙として、材料供給について定めるものとする。

（要請）

第2条 応急復旧に必要な資材について、知多市地震災害警戒本部（水道課）の要請に対しすみやかに供給手配するものとする。

（資材の確保、保管）

第3条 この協定書締結後、乙は災害時に、資材の確保ができる体制を整備すること。

2 復旧資材の供給要請に不足を生ずる場合は、できるだけ確保に努める。

3 資材の保管は、複数の場所に分散して保管する。

（品質）

第4条 資材は、（社）日本水道協会承認品とする。

（経費）

第5条 第2条により供給を受けた資材費用は、甲が負担するものとする。ただし、甲、乙協議のうえ、施工業者が負担することもできる。

（雑則）

第6条 この協定書の実施に関し必要な事項は、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定書の成立を証するため、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年2月3日

甲 知多市緑町1番地
知多市水道事業
知多市長 加藤 功 印

乙
別表のとおり 印

別表

(50音順)

知多市八幡字根崎10番地	龍玉精工株式会社知多営業所
名古屋市中区金山一丁目12番14号	株式会社ハズ
名古屋市中区千代田四丁目23-2 第5フジビル	安田株式会社名古屋支店
東海市加木屋町小清水18番地1	株式会社米津東部知多支店

※令和4年12月現在

5-15 災害発生時等における物資等の緊急輸送に関する協定書（有限会社知多流通）

知多市（以下「甲」という。）と（有）知多流通（以下「乙」という。）は、知多市内に発生した地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害」という。）の物資等の緊急輸送について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、甲が実施する救援物資等の緊急輸送を適正に遂行できない場合において、甲と乙とが協力して救援物資等の輸送を迅速に行うため、必要な事項を定めるものとする。

（輸送等の要請）

第2条 甲は、災害応急対策等に必要な貨物用自動車に不足が生じたときは、乙に対し輸送の日時、場所、内容等を明らかにして、物資等の輸送、荷分け作業等について協力を要請することができるものとする。

2 甲は、物資等の集積場所に不足が生じたときは、乙に対し施設の提供を要請することができるものとする。

3 乙は、前2項の規定による要請があったときは、特別の理由がない限り、要請に協力するものとする。

（要請等の手続）

第3条 甲は、乙に前条の協力要請を行うときは、要請書をもって、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

2 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、運転者名、車種、配車時間等必要な事項を甲に通知するものとする。

（輸送報告）

第4条 乙は、輸送を完了したとき、又は故障、事故、交通渋滞等により輸送が遅延したときは、甲に報告するものとする。

（輸送費用等の負担）

第5条 輸送に要する費用は、当該事業者の通常の届出運賃・料金の範囲内とし、甲が負担するものとする。

2 甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路の通行料等については、甲が負担するものとする。

3 助手代、待機料等の届出運賃・料金表に定めのない事項については、本市を含む地域における通常の経費を基準に甲、乙協議して定め、甲が負担するものとする。

（輸送費用等の支払）

第6条 乙は、運行証明書、費用明細書及び料金の立替を証する領収書等の必要書類を添えて、甲に輸送等に要した費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときはその輸送等に要した費用を支払うものとする。

(賠償責任等)

第7条 乙は、貨物用自動車の運行に際し、乙の責に帰する理由(自動車損害賠償保障法(昭和30年法律97号)第3条による場合を含む。)により、貨物用自動車の運転者(同伴者を含む。以下「運転者」という。)及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 甲は、貨物用自動車の運転者が、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じた場合の災害補償等について、その責を免れるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の内容を実行するため、甲、乙それぞれに連絡責任者を置く。

(1) 甲 知多市役所企画部企画情報課長

(2) 乙 (有)知多流通代表取締役

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成16年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から意思表示のないときは、協定期間はさらに1年間更新するものとし、その後もこの例による。

(協議)

第10条 甲と乙とは、この協定を円滑に実施するため、災害時における連絡先及び連絡方法など必要な事項をあらかじめ協議しておくものとする。

2 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成15年3月3日

甲 知多市緑町1番地

愛知県知多市

知多市長 加 藤 功

乙 知多市大興寺字長根88番地の1

(有)知多流通

代表取締役

5-16 地震災害時応急復旧に関する応援協定書

5-16-1 地震災害時応急復旧に関する応援協定書（知多市水道組合）

（趣旨）

第1条 この協定は、東海地震等の災害時における応急対策の万全を期すため、知多市水道事業 知多市長 加藤 功 を甲とし、知多市水道組合を乙として、水道施設の応急復旧について定める。

（要請）

第2条 地震災害に関する警戒宣言が発令され、応援の要請をすることが必要であると甲が認めたときは、文書をもって要請する。（様式1）ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後文書を提出する。

（業務の実施）

第3条 応援の要請を受けた組合長は、直ちに組合員に連絡するとともに給水用車両3台を確保し、別添応急復旧マニュアル（応援業者用）に基づき、これを実施する。

（経費）

第4条 前条の業務実施に要した費用は、甲が負担する。

2 応援に要した費用の請求は、水道組合を経由して、これを行う。

（連絡責任者）

第5条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡を確実かつ円滑にするため、次の者を連絡責任者とする。

知多市水道部水道課長

知多市水道組合長

(損害の賠償)

第6条 応援従事者が、応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、乙の負担とする。

2 応援従事者が、業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該従事者の所属する会社が、その損害を賠償する責めに任ずる。

(雑則)

第7条 この協定書の実施に関し必要な事項は、甲、乙協議の上定める。

この協定書の成立を証するため、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成15年3月19日

甲 知多市緑町1番地

知多市水道事業

知多市長 加 藤 功 ⑩

乙 知多市新知字樋之口9番地

知多市水道組合

組合長 村 瀬 力 男 ⑩

知多市水道組合員名簿

指定番号	事業者名	代表者氏名	所在地	電話
1	㊟ポンプ店	伊藤 義二	知多市 八幡字西水代 8 0	0562 32-0761
2	㈱佐藤実業	佐藤 達洋	〃 岡田字海渡 6 6	0562 55-3231
3	(有)長島管工	長島 利弘	〃 岡田字越地 2 8 - 1	0562 55-3858
4	竹内ポンプ店	竹内 勝	〃 日長字会ヶ前 1 - 1	0569 42-1260
5	岡本水道工業	岡本 俊	〃 新知字東屋敷 9 6	0562 32-0755
6	伊藤水道	伊藤 秀司	〃 原 2 丁目 1 0 - 2 1	0562 34-9221
7	(有)竹内管工店	竹内 義知	〃 新知東町 2 丁目 19-4	0562 55-2002
8	㈱たつみ	佐藤 康太	〃 南巽が丘 2 丁目 1 9 3	0562 34-9203
9	東海ガス㈱	花井 弘光	〃 八幡字荒古前 3 3 - 1	0562 33-5168
1 0	森本設備	森本 哲弘	〃 新知西町 1 丁目 1 1	0562 55-7954
1 1	㈱村瀬組	村瀬 諭	〃 八幡字堀切 5 7	0562 33-2511
1 2	㈱阿知波設備	阿知波 久晴	〃 梅が丘 1 丁目 1 8	0562 55-2569
1 3	武一㈱知多営業所	竹内 知広	〃 岡田字美城が根 1 0	0562 55-3709
1 4	丸朝(有)	早川 浩	〃 八幡字汐海道 1 8	0562 33-0750

※令和 4 年 1 2 月現在

5-16-2 地震災害時応急復旧に関する応援協定書(知多市指定給水装置工事事業者)

(趣旨)

第1条 この協定は、東海地震等の災害時における応急対策の万全を期すため、知多市水道事業知多市長加藤 功を甲とし、知多市指定給水装置工事事業者 別表のとおりを乙として、水道施設の応急復旧について定める。

(要請)

第2条 地震災害に関する警戒宣言が発令され、応援の要請をすることが必要であると甲が認めたときは、文書をもって要請する。(様式2)ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後文書を提出する。

(業務の実施)

第3条 応援の要請を受けたときは、別添応急復旧マニュアル(応援業者用)に基づき、これを実施する。

(経費)

第4条 前条の業務実施に要した費用は、甲が負担する。

(連絡責任者)

第5条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡を確実かつ円滑にするため、次の者を連絡責任者とする。

知多市水道部水道課長

(損害の賠償)

第6条 応援従事者が、応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、雇用主である乙の負担とする。

- 2 応援従事者が、業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該従事者の所属する会社が、その損害を賠償する責めに任ずる。

(雑則)

第7条 この協定書の実施に関し必要な事項は、甲、乙協議の上定める。

この協定書の成立を証するため、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成15年3月19日

甲 知多市緑町1番地

知多市水道事業

知多市長 加藤 功 印

乙 知多市

知多市指定給水装置工事事業者

別表のとおり 印

別表

(50音順)

巽が丘4丁目336番地	阿南設備
岡田字猿田40番地の8	イソムラ
日長字原山42番地の6	勝崎設備(株)
八幡字観音脇10番地の4	さくら設備
巽が丘1丁目252番地	住宅設備リヴィアス

○本協定書と同内容で以下のとおり協定の締結あり

協定締結年月日	協定締結業者住所	協定締結業者名称
平成16年 4月19日	新舞子字大口206番地の10	桶猶(有)
平成22年 5月13日	大興寺字長根80番地の4	大興設備
令和 2年11月13日	清水が丘2丁目1010番地	(株)モリタ
令和 2年11月13日	にしの台4丁目1番地の1	(株)TSP-Engineering

※令和5-59 災害時における家屋被害認定業務に関する協定書4年12月現在

5-16-3 地震災害時の復旧に関する応援協定書（知多市水道組合）

（趣旨）

第1条 この協定は、東海地震等の災害時における応急対策の万全を期するため、知多市下水道事業 知多市長 加藤 功 を甲とし、知多市水道組合 を乙として、下水道施設の応急復旧について定める。

（要請）

第2条 地震警戒宣言が発令され、応援の要請をすることが必要であると甲が認めたときは、文書をもって乙に要請する。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後文書を提出する。

（業務の実施）

第3条 応援の要請を受けた乙は、人員、資材を確保し、甲の指示に基づき被害の復旧等の業務に従事する。

（経費）

第4条 前条の業務実施に要した費用は、排水設備の所有者及び甲が負担する。

（連絡責任者）

第5条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡の確実、及び円滑を図るため、次の者を連絡責任者とする。

- (1) 知多市水道部下水道課長
- (2) 知多市水道組合長

（損害の賠償）

第6条 応援従事者が、応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、乙の負担とする。

- 2 応援従事者が、業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該従事者の所属する会社が、その損害を賠償する責めに任ずる。

（雑則）

第7条 この協定書の実施に関し必要な事項は、甲、乙協議の上定める。

この協定書の成立を証するため、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成15年3月19日

甲 知多市緑町1番地
知多市下水道事業
知多市長 加藤 功 印

乙 知多市新知字樋之口9番地
知多市水道組合
組合長 村瀬力男 印

知多市水道組合員名簿

指定番号	事業者名	代表者氏名	所在地	電話
1	㊤ポンプ店	伊藤 義二	知多市 八幡字西水代 8 0	0562 32-0761
2	(株)佐藤実業	佐藤 達洋	〃 岡田字海渡 6 6	0562 55-3231
3	(有)長島管工	長島 利弘	〃 岡田字越地 2 8 - 1	0562 55-3858
4	竹内ポンプ店	竹内 勝	〃 日長字会ヶ前 1 - 1	0569 42-1260
5	岡本水道工業	岡本 俊	〃 新知字東屋敷 9 6	0562 32-0755
6	伊藤水道	伊藤 秀司	〃 原 2 丁目 1 0 - 2 1	0562 34-9221
7	(有)竹内管工店	竹内 義知	〃 新知東町 2 丁目19-4	0562 55-2002
8	(株)たつみ	佐藤 充	〃 南巽が丘 2 丁目 1 9 3	0562 34-9203
9	東海ガス(株)	花井 雄二郎	〃 八幡字荒古前 3 3 - 1	0562 33-5168
1 0	森本水道	森本 哲弘	〃 新知西町 1 丁目 1 1	0562 55-7954
1 1	(株)村瀬組	村瀬 諭	〃 八幡字堀切 5 7	0562 33-2511
1 2	(株)阿知波設備	阿知波 久晴	〃 梅が丘 1 丁目 1 8	0562 55-2569
1 3	武一(株)知多営業所	竹内 知広	〃 岡田字美城が根 1 0	0562 55-3709
1 4	丸朝(有)	早川 浩	〃 八幡字汐海道 1 8	0562 33-0750

※令和 2 年 1 2 月現在

5-16-4 地震災害時の復旧に関する応援協定書（知多市排水設備指定工事人）

（趣旨）

第1条 この協定は、東海地震等の災害時における応急対策の万全を期するため、知多市下水道事業 知多市長 加藤 功 を甲とし、知多市排水設備指定工事人 別表のとおりを乙として、下水道施設の応急復旧について定める。

（要請）

第2条 地震警戒宣言が発令され、応援の要請をすることが必要であると甲が認めたときは、文書をもって乙に要請する。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後文書を提出する。

（業務の実施）

第3条 応援の要請を受けた乙は、人員、資材を確保し、甲の指示に基づき被害の復旧等の業務に従事する。

（経費）

第4条 前条の業務実施に要した費用は、排水設備の所有者及び甲が負担する。

（連絡責任者）

第5条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡の確実、及び円滑を図るため、知多市水道部下水道課長を連絡責任者とする。

（損害の賠償）

第6条 応援従事者が、応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、乙の負担とする。

2 応援従事者が、業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該従事者の所属する会社が、その損害を賠償する責めに任ずる。

（雑則）

第7条 この協定書の実施に関し必要な事項は、甲、乙協議の上定める。

この協定書の成立を証するため、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成15年3月19日

甲 知多市緑町1番地
知多市下水道事業
知多市長 加藤 功 印

乙 知多市
知多市排水設備指定工事人
別表のとおり 印

別表

(50音順)

協定締結業者住所	協定締結業者名称	協定締結年月日
つつじが丘3丁目15番地の3	阿南設備	平成15年3月19日
岡田字猿田40番地の8	イソムラ	平成15年3月19日
南粕谷本町2丁目29番地	江端ポンプ店	平成15年3月19日
新舞子字大口206番地の10	桶猶有限会社	平成23年9月14日
日長字原山42番地の6	勝崎設備株式会社	平成23年9月14日
清水が丘2丁目228番地の6	有限会社清川建設	平成15年3月19日
八幡字観音脇10番地の4	さくら設備	平成15年3月19日
大興寺字長根80番地の4	大興設備	平成23年9月14日
巽ヶ丘1丁目252番地	知多設備	平成23年9月14日

※令和2年12月現在

5-17 災害発生時等における輸送車両の提供に関する協定書（株式会社トヨタレンタリース愛知）

知多市（以下「甲」という。）と㈱トヨタレンタリース愛知（以下「乙」という。）は、知多市内に発生した地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害」という。）に、輸送車両の確保について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、甲と乙とが協力して緊急車両を確保することで救援物資等の運搬を迅速に行うため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、応急措置を実施するため緊急に必要があると認めるときは、輸送車両の提供に関する要請書をもって、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、甲に対し、可能な範囲内で乙の保有する車両（以下「車両」という。）を優先的に提供するものとする。

（車両の引き渡し）

第4条 甲は、乙の指定する場所で車両の引き渡しを受けるものとする。ただし、甲において受け取りが困難な場合は、乙は、甲の指定する場所での車両の引き渡しについて協力するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲の要請に基づき乙が提供する車両の経費は、甲が負担するものとする。

（使用料金の決定等）

第6条 甲の要請に基づき乙が提供する車両の使用料金は、災害が発生する直前における乙のレンタル料金を基準とし、甲と乙とが協議して決定する。また、車両の使用については、通常の乙の貸出規定によるものとし、定めのない事項については、甲と乙とが協議して決定する。

（車両の報告）

第7条 乙は、災害時に甲から請求があったときは、提供可能な車両の台数、車種及び車両番号を速やかに甲に報告するものとする。

(緊急通行車両の申請)

第8条 甲は、災害時に必要に応じて、乙から提供を受けた車両を緊急通行車両として知事又は公安委員会へ申請するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の内容を実行するため、甲、乙それぞれに連絡責任者を置く。

(1) 甲 知多市役所企画部企画情報課長

(2) 乙 (株)トヨタレンタリース愛知営業企画部営業企画室長

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成16年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から意思表示のないときは、協定期間はさらに1年間更新するものとし、その後もこの例による。

(協議)

第11条 甲と乙とは、この協定を円滑に実施するため、災害時における連絡先及び連絡方法など必要な事項をあらかじめ協議しておくものとする。

2 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成15年3月25日

甲 知多市緑町1番地

愛知県知多市

知多市長 加藤 功

乙 名古屋市昭和区白金三丁目17番15号

株式会社トヨタレンタリース愛知

5-18 災害時における棺等埋葬用品の供給等の協力に関する知多市と愛知県葬祭業協同組合との協定書

知多市（以下「甲」という。）と愛知県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は、知多市内に地震、風水害その他の災害が発生し、災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）における棺等埋葬用品の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に多数の死者が一時的・集中的に発生した場合における棺等埋葬用品の供給について、甲が乙に協力を要請できること及びその場合の手続を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に棺等埋葬用品を必要とするときは、乙に対し供給等の協力を要請することができることとし、乙は実施細目で定める棺等埋葬用品の供給等の協力を甲にするものとする。

（要請手続）

第3条 前条の規定による甲の要請は、知多市災害対策本部が行う。

2 甲が乙に要請するにあたっては、次に掲げる事項の口頭又は電話等をもって連絡し、甲は事後速やかに協力要請書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った災害対策本部の担当者名
- (2) 要請した理由
- (3) 要請した棺等埋葬用品の供給等の数量
- (4) 履行期間
- (5) その他必要な事項

（供給等業務）

第4条 甲の要請により、棺等埋葬用品の供給等に従事する乙の組合員は、知多市災害対策本部の指示に従い、遺体安置所等への供給等に従事するものとする。

(報告)

第5条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告し、事後速やかに協力実施報告書を提出するものとする。

- (1) 供給等の棺等埋葬用品の数量
- (2) 従事者名簿
- (3) 履行期日
- (4) 履行場所
- (5) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 棺等埋葬用品の供給等の協力に要した経費は甲が負担する。

(経費の請求)

第7条 乙は、組合員の棺等埋葬用品の供給等実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払の請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく基準額を参考として、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な棺等埋葬用品の供給等の協力が図られるよう、会員組合員相互のほか、広域応援体制及び情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては知多市災害対策本部長、乙にあつては愛知県葬祭業協同組合理事長とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、棺等埋葬用品の供給等の活動中に現認した災害情報を、積極的に知多市災

害対策本部に提供するよう努めるものとする。

(通知)

第13条 甲は、災害時における円滑な棺等埋葬用品の供給等の協力が図られるよう、供給場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

(協定実施の円滑化)

第14条 甲及び乙は、協定に基づく協力が円滑に行われるよう、また協定の実効性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。

(実施細目)

第15条 この協定の実施に関し必要な手続その他の事項は、甲、乙協議して実施細目で定めるものとする。

(実施日)

第16条 この協定は、平成15年4月1日から実施する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成15年3月27日

甲 知多市緑町1番地
知多市
知多市長 加藤 功

乙 一宮市本町3-7-4
株式会社 のいり内
愛知県葬祭業協同組合
理事長 野 杣 章 夫

5-18-1 災害時における棺等埋葬用品の供給等の協力に関する知多市と愛知県葬祭業協同組合との協定書実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における棺等埋葬用品の供給等についての協力に関する知多市と愛知県葬祭業協同組合との協定（以下「協定」という。）第3条第2項、第4条、第5条、第7条、第15条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な手続その他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(供給品目等)

第2条 協定第2条に規定する乙が甲に対する供給等は、次に掲げる物品とする。

- (1) 内張棺（8分厚桐張り、仏衣、棺用納棺セットを含む）
- (2) 骨壺（瀬戸白4寸を基準とし、箱覆、骨壺箱を含む）
- (3) ドライアイス
- (4) その他必要な物品

(協力要請書)

第3条 協定第3条第2項の規定により協力要請した場合、甲は速やかに乙に協力要請書（第1号様式）を提出しなければならない。

(組合員の名簿)

第4条 協定第4条に規定する業務に協力するために、乙が事前に指名する乙の組合員は、別表のとおりとする。

(供給の場所)

第5条 協定第4条に規定する供給等の場所は知多市災害対策本部の指定する場所とする。

(協力実施報告書)

第6条 協定第5条に規定により乙が甲に棺等埋葬用品の供給等をした場合、乙は速やかに甲に協力実施報告書（第2号様式）を提出しなければならない。

(経費の請求方法)

第7条 協定第7条に規定する経費の請求は、積算根拠を添付し請求するものとする。

(実施日)

第8条 この実施細目は平成15年4月1日から実施する。

この実施細目の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成15年3月27日

甲 知多市緑町1番地
知多市
知多市長 加藤 功

乙 一宮市本町3-7-4
株式会社 のいり内
愛知県葬祭業協同組合
理事長 野 杵 章 夫

5-19 地震災害時応急復旧に関する応援協定書（知多市下水道事業委託管理会社）

（趣旨）

第1条 この協定は、東海地震等の災害時における応急対策の万全を期すため、知多市下水道事業 知多市長 加藤 功 を甲とし、委託管理会社を乙として、下水道施設の応急復旧について定める。

（要請）

第2条 地震警戒宣言が発令され、応援の要請をすることが必要であると甲が認めたときは、文書をもって乙に要請する。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後文書を提出する。

（業務の実施）

第3条 応援の要請を受けた乙は、災害に対する防災要領又は甲の指示に基づき被害の復旧等の業務に従事する。

2 応援業務の対象施設は、次のとおりとする。

- (1) 南部浄化センター及び佐布里浄化センター
- (2) 中継ポンプ場
- (3) マンホールポンプ

（経費）

第4条 前条の業務実施に要した費用は、甲が負担する。

（連絡責任者）

第5条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡の確実、及び円滑を図るため、次の者を連絡責任者とする。

知多市南部浄化センター所長

委託管理会社総括責任者

(損害の賠償)

第6条 応援従事者が、応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、乙の負担とする。

2 応援従事者が、業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該職員の所属する会社が、その損害を賠償する責めに任ずる。

(雑則)

第7条 この協定書の実施に関し必要な事項は、甲、乙協議の上定める。

この協定書の成立を証するため、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成15年4月1日

甲 知多市緑町1番地

知多市下水道事業

知多市長 加藤 功 ⑨

乙 名古屋市南区弥次エ町2丁目9番地の1

株式会社 エステム

代表取締役 東 口 亨 ⑨

5-20 地震等災害時における医療救護に必要な医薬品等に関する協定書（知多市薬剤師会、知多市薬業組合）

知多市（以下「甲」という。）と、知多市薬剤師会（以下「乙」という。）及び知多市薬業組合（以下「丙」という。）は、知多市内に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における医療救護に必要な医薬品等について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙及び丙に対して薬剤師の派遣及び要請する医薬品等の調達について必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師班の派遣）

第2条 甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、調剤、服薬指導、医薬品管理等の医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）をする必要が生じた場合は、乙及び丙に薬剤師の派遣を要請することができる。

2 乙及び丙は、甲から要請を受けた場合には、速やかに薬剤師で構成する班（以下「薬剤師班」という。）を編成し、甲が設置する救護所、避難所等甲が指定する場所（以下「指定場所」という。）に派遣する

（薬剤師班の活動場所）

第3条 薬剤師班は、指定場所において医療救急活動を行う。

（薬剤師班の業務）

第4条 薬剤師班は次に掲げる業務を行う。

- （1）甲が設置する救護所における医療救護活動
 - （2）甲が指定する医薬品の集積場所における医薬品の管理及び仕分け並びに救護所等への医薬品の供給
 - （3）甲が必要と認めた医薬品の服薬指導及び医薬品等に関する相談業務への協力
 - （4）医薬品等の供給への協力
- （指揮命令及び連絡事項）

第5条 乙及び丙が派遣する薬剤師の医療救護活動に係る指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行う。

(医薬品等の要請)

第6条 甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、医薬品等を調達する必要があると認めるときは、乙及び丙にその調達又は供給を要請することができる。

(医薬品等の要請方法)

第7条 前条に規定する要請は、医薬品等調達要請書(第1号様式。以下「要請書」という。)により行うものとする。ただし、要請書をもって要請する時間がないときは、口頭その他の方法により要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

(医薬品等の要請に基づく措置)

第8条 乙及び丙は、第6条の要請に対し、医薬品等の供給に当たるものとする。

2 乙及び丙は、医薬品等の供給を実施したときは、当該供給の終了後、速やかにその実施状況を医薬品等供給実施状況報告書(第2号様式。以下「報告書」という。)により甲に報告するものとする。

(調達医薬品等の範囲)

第9条 甲が乙及び丙に供給を要請する医薬品等は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙又は丙が調達可能な医薬品等とする。

(1) 別表に掲げる医薬品等

(2) その他甲が指定する医薬品等

(費用)

第10条 医薬品等の供給した費用の額は、災害発生前の供給については要請時の価格とし、災害発生後の供給については、災害発生直前の適正な価格(引渡しまでの運賃を含む。)を基準として、甲、乙及び丙が協議して定める。

(引渡し)

第11条 医薬品の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、医薬品等を確認の上引き取るものとする。

(費用の支払)

第12条 甲は、乙又は丙の請求があったときは、報告書に基づき内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙及び丙が協議して定める。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定を締結した日からその効力を生じるものとし、甲、乙及び丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙がそれぞれ記名押印の上各自その1通を保有する。

平成19年12月25日

甲 愛知県知多市緑町1番地

知多市

知多市長 加藤 功

乙 愛知県知多市梅丘1丁目23番地

知多市薬剤師会

会長 伊藤 裕至

丙 愛知県知多市日長台174番地

知多市薬業組合

会長 篠田 安弘

別表（第9条関係）

地震等災害時における調達医療品等

医療資機材等	種 類	品 名
診療資機材	聴診器	
	血圧計	
	懐中電灯	
	体温計	
緊急医薬品	輸液材	5 %ブドウ糖液 ラクテック G
	注射液	局麻用 1 %キシロカイン
	消毒液	ポピドンヨード（イソジン液）
	緊急救命 医療機具	静脈ルート用器具
小児用輸液セット		
注射器（5 ml・2 0 ml・3 0 ml・5 0 ml）		
注射針（1 8 G・2 2 G・2 3 G）		
翼状針（2 2 G・2 3 G）		
酒精綿（ステリコット）		
テガダーム		
処置用物品		絆創膏 日絆
		絆創膏 3 Mトランスポア
		絆創膏 弾性力絆創膏（エラスチコン）
		シーネ（大・中・小）
		伸縮式・巻軸包帯
		紙覆布
		綿球
		ピンセット
		クーバー
		コッヘル
		縫合セット
		毛布
		清潔手袋
		経口エアウェイ
		止血帯
		ハサミ
一般医療 資器材等	絆創膏 紙テープ	
	絆創膏 布テープ	
	滅菌ガーゼ	
	脱脂綿	
	三角布	
	伸縮包帯	
	弾力包帯	
	網包帯	
	アルフェンス 3 号	
	マスク（紙製）	
	ディスポ手袋	
	皮膚用鉛筆	
	タオル	
	石鹸	
	紙コップ	

第 1 号様式（第 7 条関係）

医薬品等調達要請書

知健発第 号
年 月 日

様

知 多 市 長

地震等災害時における医療救護に必要な医薬品等の調達に関する協定書第 3 条の規定により、下記のとおり要請します。

なお、医薬品等供給後、協定書第 9 条の規定による実施状況を、医薬品等供給実施報告書により報告してください。

記

1 医薬品等調達要請数量

調達医薬品等名	調達数	搬 送 先	備 考

2 その他必要な事項

第2号様式（第8条関係）

医薬品等供給実施状況報告書

年 月 日

知 多 市 長 様

所 在 地

名 称 及 び

代 表 者 名

地震等災害時における医療救護に必要な医薬品等の調達に関する協定書第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 医薬品等調達要請数量

調達医薬品等名	調達数	供給数	搬 送 先	価 格	備 考

2 その他必要な事項

5-2-1 災害時における燃料類の供給に関する協定書

5-2-1-1 災害時における燃料類の供給に関する協定書（愛知県石油業協同組合知多第2地区知多グループ）

知多市（以下「甲」という。）と愛知県石油業協同組合知多第2地区知多グループ（以下「乙」という。）は、知多市内に地震、風水害その他の災害が発生し、災害対策本部が設置される災害発生時（以下「災害発生時」という。）における燃料類の優先供給の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時における市保有車両、借上げ車両及び応援車両（以下「庁用車等」という。）並びに市施設の自家用発電機等に必要な燃料の供給について、甲が乙に対して要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、乙に対して、観測情報等の報を受けた時においては災害発生時に必要な燃料類を確保するように要請し、災害発生時には燃料類を優先供給するように要請することができる。

（供給品目）

第3条 災害発生時に乙が供給する燃料類は、次に定めるもののうち要請時に供給可能な品目とする。

- (1) レギュラーガソリン
- (2) 軽油
- (3) A重油
- (4) 灯油
- (5) 混合油
- (6) 圧縮天然ガス

（供給）

第4条 乙は、甲から燃料供給の要請を受けたときは、燃料類の優先供給について協力するものとする。

（価格の決定）

第5条 この協定に係る燃料類の供給単価については、災害発生時の直前における市提示価格を参考として、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（代金の請求、支払い）

第6条 甲は、乙から第4条に基づき供給した燃料類の代金について請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（連絡担当者）

第7条 甲及び乙は、この協定に係る要請、供給等を確実かつ円滑に行うため、

あらかじめ連絡担当者を定めておくものとする。

(実施細目)

第8条 この協定を実施するにあたり必要な手続その他の事項については、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定及び実施細目に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定を締結した日からその効力を生じるものとし、甲及び乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成15年8月28日

甲 知多市緑町1番地

知多市

知多市長 加藤 功

乙 知多市清水が丘1丁目1714

愛知県石油業協同組合

知多第2地区知多グループ

グループ長 有限会社トミタ石油

富田 剣治

※愛知県石油業協同組合 知多第2地区知多グループ

1	朝日屋石油店	八幡字荒古後98-1
2	岡徳石油 朝倉給油所	朝倉町295
3	トミタ石油 つつじが丘給油所	清水が丘1丁目1714
4	タケシン石油	清水が丘2丁目807
5	竹内石油店	岡田字太郎坊94-1
6	エネチタ 新舞子エコ・ステーション	新舞子字大口204-2
7	エネチタ 長浦インター給油所	岡田字野崎1-1
8	コスモ石油 巽ヶ丘サービス・ステーション	八幡半田道17-1
9	コスモ石油 セルフつつじが丘サービス・ステーション	新知台2丁目10-3
10	ジョモネット東海 朝倉サービス・ステーション	朝倉町31

5-21-1-1 災害時における燃料類の供給に関する協定実施細目

(目的)

第1条 災害時における燃料類の供給に関する協定（以下「協定」という。）の実効をあげるため、協定第8条の規定に基づき以下のとおり定める。

(要請の方法)

第2条 協定第2条に定める要請は、次のとおり行うものとする。

- (1) 観測情報等の報を受けた時における燃料類の確保については、燃料類確保要請書（第1号様式）により乙の組合員（以下「組合員」という。）に対して行うものとする。ただし、文書で要請するいとまがないときは、口頭又は電話等で行い、事後速やかに文書を送付するものとする。
- (2) 災害発生時における燃料類の供給のうち庁用車等に対する燃料供給については、給油券（第2号様式）により組合員に対して行うものとする。ただし、文書で要請するいとまがないときは、口頭又は電話等で行い、事後速やかに文書を送付するものとする。
- (3) 災害発生時における燃料類の供給のうち市施設の自家用発電機等に対する燃料供給については、各施設から直接電話等により組合員に対して行うものとする。

(供給)

第3条 協定第4条に定める燃料供給の方法は、次のとおりとする。

- (1) 庁用車等に対しては、スタンドにおいて給油するものとする。
- (2) 市施設の自家用発電機等に対しては、各施設に納入するものとする。

2 組合員は、前項第2号により燃料類を供給する際は、必要に応じて甲が交付する緊急通行車両確認証明書及び標章を掲示して行うものとする。

(代金の請求)

第4条 協定第6条に定める代金の請求は、次のとおりとする。

- (1) 庁用車等への供給に係る請求は、原則としてその供給量を月末に集計し、翌月の10日までに組合員が甲に請求するものとする。
- (2) 市施設の自家用発電機等への供給に係る請求は、納入の度に組合員が各施設に請求するものとする。

2 前項第1号による請求は、通常時の請求書とは別に請求書を作成するものとする。

(連絡担当者名簿)

第5条 協定第7条に定める連絡担当者の氏名のほか、緊急連絡先を記載した連絡担当者名簿を別表のとおり作成し、甲と組合員が保有するものとする。

2 前項により作成した連絡担当者名簿に変更が生じた場合は、速やかに修正するものとする。

附 則

この実施細目は、平成15年8月28日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

燃 料 類 確 保 要 請 書

第 号
年 月 日

様

知多市長

年 月 日午前・午後 時 分に の報を受けた
ので、災害時における燃料類の供給に関する協定第2条の規定により、下記のう
ち供給可能な品目の確保を要請します。

記

1 確保要請品目

- (1) レギュラーガソリン
- (2) 軽油
- (3) A重油
- (4) 灯油
- (5) 混合油
- (6) 圧縮天然ガス

2 その他必要な事項

(第2号様式)

知多市庁用車給油券



知多市役所

車両番号	

給油日 年 月 日

給油スタンド名

品 名	数 量
ガ ソ リ ン	ℓ
軽 油	
混 合 油	

※

ℓ単位で給油してください。

所 属 課	
氏 名	

5-22 災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する知多市と社団法人全国 霊柩自動車協会との協定書

知多市（以下「甲」という。）と社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）とは、知多市内に地震、風水害その他の災害が発生し、災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）における霊柩自動車による輸送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に多数の死者が一時的・集中的に発生した場合における霊柩自動車等による遺体の搬送及び搬送に必要な資機材の提供について、甲が乙に協力を要請できること及びその場合の手続を定めるものとする。

（業務の種類）

第2条 甲が乙に要請する業務の種類は、次のとおりとする。

- (1) 遺体の搬送及び搬送に必要な資機材の提供
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に甲から要請があった事項

（要請手続）

第3条 前条の規定による甲の要請は、知多市災害対策本部が行う。

2 甲が乙に要請するにあたっては、次に掲げる事項の口頭又は電話等をもって連絡し、甲は事後速やかに災害時における協力要請書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った災害対策本部の担当者名
- (2) 要請した理由
- (3) 要請した霊柩自動車の台数
- (4) 要請した資機材
- (5) 履行期間
- (6) その他必要な事項

（要請業務の実施）

第4条 乙は、甲の指示に従い、第2条の業務を実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき第2条の業務を実施したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告し、事後速やかに災害時における霊柩自動車輸送の要請業務実施報告書を甲に提出するものとする。

- (1) 霊柩自動車の台数
- (2) 従事者名簿
- (3) 資機材内容
- (4) 履行期日
- (5) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 第2条の業務に使用した遺体の搬送及び搬送に必要な資機材等の協力に要した経費は、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、乙の会員の要請業務実績を集計し、前条の経費について、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払の請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく基準額を参考として、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な遺体の搬送等の協力が図られるよう、乙の中部各支部その他乙の組織の広域応援体制及び情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては知多市災害対策本部長、乙にあっては社団法人全国霊柩自動車協会愛知県支部長とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、遺体の搬送等の協力活動中に現認した災害情報を、積極的に知多市災害対策本部に提供するよう努めるものとする。

(職員の同乗等)

第13条 甲は、必要に応じ、乙の搬送車両に甲の職員を同乗させることができるものとする。

2 乙は、搬送業務を実施しようとするときは、必要に応じ、甲に甲の職員の同乗を要請することができるものとする。

(通知)

第14条 甲は、災害時における円滑な遺体の搬送及び搬送に必要な資機材等の協力が図られるよう、遺体の搬送等に関して重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

(協定実施の円滑化)

第15条 甲及び乙は、協定に基づく協力が円滑に行われるよう、また協定の実効性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。

(実施細目)

第16条 この協定の実施に関し必要な手続その他の事項は、甲、乙協議して実施細目で定めるものとする。

(実施日)

第17条 この協定は、平成16年3月1日から実施する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成16年3月1日

甲 知多市緑町1番地
知多市
知多市長 加藤 功

乙 東京都新宿区四谷三丁目2番地 トラック会館
社団法人 全国霊柩自動車協会
会 長 一 柳 鐸

5-22-1 災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する知多市と社団法人全国霊柩自動車協会との協定書実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における霊柩自動車による輸送等についての協力に関する知多市と社団法人全国霊柩自動車協会との協定（以下「協定」という。）第3条第2項、第4条、第5条、第7条、第16条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な手続その他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(協力要請書)

第2条 協定第3条第2項の規定により協力要請した場合、甲は速やかに乙に協力要請書（第1号様式）を提出しなければならない。

(会員の名簿)

第3条 協定第2条に規定する業務に協力するために、乙が事前に指名する乙の会員は、会員名簿（第3号様式）のとおりとする。

(業務依頼の拠点場所)

第4条 協定第2条に規定する業務の依頼の拠点場所は知多市災害対策本部の指定する場所とする。

(協力実施報告書)

第5条 協定第5条に規定により乙が甲に棺等埋葬用品の供給等をした場合、乙は速やかに甲に要請業務実施報告書（第2号様式）を提出しなければならない。

(経費の請求方法)

第6条 協定第7条に規定する経費の請求は、積算根拠を添付し請求するものとする。

(実施日)

第7条 この実施細目は平成16年3月1日から実施する。

この実施細目の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成16年3月1日

甲 知多市緑町1番地

知多市

知多市長 加藤 功

乙 東京都新宿区四谷三丁目2番地 トラック会館

社団法人 全国霊柩自動車協会

会長 一柳 鏐

第1号様式（第3条関係）

平成 年 月 日

社団法人全国霊柩自動車協会

様

知多市災害対策本部長
知多市長

印

災害時における霊柩自動車輸送の協力要請書

災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する知多市と社団法人全国霊柩自動車協会との協定第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

連 絡 先	電 話
口頭、電話による 連絡の日時	年 月 日 時 分
要 請 理 由	
車 両 台 数 (内 訳)	
資 機 材	
履 行 期 間	
摘 要	

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

知多市災害対策本部長
知多市長 様

社団法人全国霊柩自動車協会
印

災害時における霊柩自動車輸送の要請業務実施報告書

災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する知多市と社団法人全国霊柩自動車協会との協定第5条の規定に基づき、下記のとおり要請業務を実施したことを報告します。

連 絡 先	電 話
要請業務内容 (内 容)	
従 事 者	別添名簿のとおり
資 機 材	
従 事 日 数	年 月 日から 年 月 日までの間
走 行 距 離	日数 日 距離 km
搬 送 回 数	回数 回
搬 送 人 数	人数 人
摘 要	

*添付書類 実績内訳書

第3号様式（第13条関係）

（社）全国霊柩自動車協会会員名簿

事業社名	代表者名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号

5-23 災害時の放送等伝達に関する協定書（知多メディアネットワーク株式会社）

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、台風等の災害（以下「災害等」という。）に関し、災害等の発生防止又は応急対策の実施上必要がある場合に、知多市（以下「甲」という。）が依頼し、知多メディアネットワーク株式会社（以下「乙」という。）のケーブルテレビによる放送、ホームページ等による市民への情報伝達（以下「放送等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（放送等の依頼）

第2条 甲は、災害等の発生防止又は応急対策を実施するうえで、有効なものと判断する場合、乙に対し、災害情報等の伝達を依頼するものとする。

2 乙は、甲に対し、前項の放送等に必要な資料の提供を求めることができる。

（放送等の手続）

第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送等の依頼をするものとする。

- (1) 放送等の内容
- (2) 放送等の日時
- (3) その他必要な事項

（放送等の実施）

第4条 乙は甲から依頼された事項に関し、形式、日時等を判断して放送等を行うものとする。

（連絡責任者の設置等）

第5条 第2条及び第3条に掲げる事務を円滑に実施するため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 前項の規定による連絡責任者の設置又は変更は、その都度相手方に連絡するものとする。

（委任）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定は、平成16年11月14日から適用する。

2 この協定に関し、疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成16年11月14日

（甲） 知多市緑町1番地

知多市長 加藤 功

（乙） 東海市大田町下浜田165番地

知多メディアネットワーク株式会社

取締役社長 國分 康一郎

5-24 災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定書（愛知県内で火葬場を経営する市町村、地方公共団体の組合）

（目 的）

第1条 この協定は、災害発生時における愛知県内の火葬場間の広域的な相互応援協力について必要な事項を定めることにより、遺体の円滑な火葬を実施し、もって、公衆衛生の確保に資することを目的とする。

（協定市町村等）

第2条 この協定は、愛知県内で火葬場を経営する市町村及び地方公共団体の組合（以下「協定市町村等」という。）の相互間において締結するものとする。

（応援協力の実施）

第3条 この協定における応援協力は、次のいずれかに該当する場合で、協定市町村等から応援協力の要請があったときに実施するものとする。

- (1) 協定市町村等の火葬場が被災して稼働できなくなった場合
- (2) 協定市町村等の火葬場の火葬能力を著しく超過する遺体の火葬を行う必要が生じた場合
- (3) その他協定市町村等の火葬場の稼働に支障が生じた場合

（応援協力の内容）

第4条 この協定における応援協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 要請を受けた遺体の火葬
- (2) 火葬場の業務に必要な物資等の提供及び斡旋
- (3) 火葬場の業務に係る人員の派遣
- (4) その他要請のあった事項のうち必要と認められる事項

（応援協力の手続等）

第5条 この協定における応援協力の要請は、応援協力を要請する協定市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、他の協定市町村等の長に対し行うものとする。

2 前項に規定する応援協力の要請に係る手続きは、別に定めるものとする。

（応援協力体制）

第6条 前条の応援協力の要請に対し、広域的に応じるため、別表のとおり協定市町村等を5ブロックに分割し、各ブロックにそれぞれ幹事を置く。

2 幹事は、前条の応援協力の要請に対し、迅速かつ円滑に応じるため、ブロック内の協定市町村等及び他ブロックの幹事との連絡調整を行うこととする。

3 幹事から代表幹事を選出する。

4 代表幹事は、必要に応じ関係ブロックの幹事と連絡調整を行うものとする。

（協定市町村等の責務）

第7条 第5条第1項の規定により応援協力を行う協定市町村等（以下「応援協力市町

村等」という。)は、自らの業務に支障がない限り応援協力を行うものとする。

2 応援協力市長村等の長は、第5条の応援協力の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通知するものとする。

3 協定市町村等は、第4条各号に規定する応援協力が円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な物資等の確保及び応援協力体制の整備等に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 応援協力に要する経費は、原則として要請市町村等がこれを負担するものとする。

2 経費の負担について疑義を生じた場合は、要請市町村等及び応援協力市町村等の協議により、決定するものとする。

(連絡協議会の設置)

第9条 この協定の運用その他必要な事項を協議するため、協定市町村等による連絡協議会を設置するものとする。

(協定市町村等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町村の合併等により協定市町村等に変更が生じた場合は、特段の申し出がない限り、当該変更後に承継した市町村又は地方公共団体の組合が、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱うものとする。

2 この協定を締結後、新たに愛知県内で火葬場を経営する市町村又は地方公共団体の組合からこの協定の締結についての申し出があった場合は、連絡協議会に諮るものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項、定めのない事項又は疑義が生じた事項は、代表幹事が連絡協議会に諮り、決定するものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成31年3月29日から適用する。

平成18年3月30日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の証として、本書30通を作成し、各自1通を保管する。

平成31年3月29日

名古屋市長 河村たかし

豊橋市長 佐原光一

岡崎市長	内田康宏	一宮市長	中野正康
瀬戸市長	伊藤保徳	豊川市長	山脇 実
津島市長	日比一昭	刈谷市長	竹中良則
豊田市長	太田稔彦	安城市長	神谷 学
西尾市長	中村 健	常滑市長	片岡憲彦
稲沢市長	加藤錠司郎	新城市長	穂積亮次
知多市長	宮島壽男	知立市長	林 郁夫
田原市長	山下政良	愛西市長	日永貴章
弥富市長	安藤正明	蟹江町長	横江淳一

飛島村長 久野時男

設楽町長 横山光明

東栄町長 村上孝治

知多中部広域事務組合管理者
半田市長 榊原純夫

愛北広域事務組合管理者
大口町長 鈴木雅博

衣浦衛生組合管理者
碧南市長 棚亘田政信

知多南部衛生組合管理者
美浜町長 神谷信行

尾張東部火葬場管理組合管理者
春日井市長 伊藤 太

知北平和公園組合管理者
東海市長 鈴木淳雄

蒲郡市幸田町衛生組合管理者
蒲郡市長 稲葉正吉

立会人 愛知県健康福祉部保健医療局長 松本一年

別 表

ブロック	市町村	地方公共団体の組合
西尾張ブロック	一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、蟹江町、飛島村	愛北広域事務組合
東尾張ブロック	名古屋市、瀬戸市	尾張東部火葬場管理組合
知多ブロック	常滑市、知多市	知多中部広域事務組合、知多南部衛生組合、知北平和公園組合
西三河ブロック	岡崎市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市	衣浦衛生組合
東三河ブロック	豊橋市、豊川市、新城市、田原市、設楽町、東栄町	蒲郡市幸田町衛生組合

5－25 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省中部地方整備局長）

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、知多市長（以下「市長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において整備局長及び市長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第2条 整備局長及び市長との情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

- 一 知多市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 知多市災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他整備局長又は市長が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 整備局長及び市長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）との派遣）

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、市長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合、整備局長から市長が設置する災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、整備局長及び市長は、相互の連絡窓口を明確にして置き派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 整備局長及び市長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び市長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は3通作成し、各自1通を保有する。

平成23年 7月 8日

名古屋市中区三の丸 二丁目5番1号

国土交通省 中部地方整備局長 富田 英治

知多市緑町1番地

知多市長 加藤 功

(立会人)

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県 防災局長 中野 秀秋

5-26 災害時の応急対策の協力に関する基本協定書（社団法人 愛知県公共 嘱託登記土地家屋調査士協会）

知多市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という）とは、災害の予防並びに災害時の応急復旧及びその他応急処置（以下「応急対策」という。）の協力に関する基本協定を、次のとおり定める。

（目的）

第1条 この協定は、知多市地域防災計画に基づき、知多市の地域における応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定めるものをいう。

2 その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力を必要であると認めた場合。

（協力要請の窓口）

第3条 甲及び乙は、あらかじめ応急対策業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

- (1) 甲の連絡担当者 知多市建設部土木課長
- (2) 乙の連絡担当者 知多統轄支所長

（応急対策等の内容）

第4条 応急対策の内容は次のとおりとする。

- (1) 知多市管理公共施設等の被災状況の調査
- (2) 知多市管理公共施設被災等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の収集若しくは復元
- (3) 登記・境界関係相談所の開設
- (4) 平常時における知多市管理公共施設等の筆界に関する災害予防対策の策定等
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応急対策業務

（協力要請の方法）

第5条 甲は、応急対策を実施するため支援が必要であると認めるときは、応急対策要請書（第1号様式）をもって、乙に協力を要請するものとする。ただし緊急を要するとき

は、口頭又は電話等をもって要請し、事後に応急対策要請書を提出するものとする。

- 2 乙は、応急対策が完了した場合は、速やかに甲に応急対策報告書（第2号様式）を提出するものとする。

（協力）

第6条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員するものとする。
ただし、乙の社員のみで対応できないときは、甲乙協議の上、乙と協定している中部ブロック各県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員を動員するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙の社員が応急対策業務に要した費用は、甲が負担するものとする。
2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。ただし愛知県用地調査及び物件調査委託業務積算基準に定めのある場合は、これを参考にするものとする。

（名簿等の提出）

第8条 乙は、毎年1回次の書類を甲に提出するものとする。

- (1) 応急対策業務に関する乙の組織図
- (2) 応急対策業務に関する連絡担当者
- (3) 応急対策業務に従事できる社員名簿
- (4) その他、必要と認められる事項

（資料の交換及び協議）

第9条 甲及び乙は、この協議に基づく応急対策業務が円滑に行えるよう、随時次の資料を交換すると共に必要に応じ協議を行うものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 公共施設等の筆界管理に関する情報
- (3) その他、必要な事項

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（適用）

第11条 この協定は、平成19年12月28日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年12月28日

甲 知多市緑町1番地

愛知県知多市

知多市長 加 藤 功

乙 名古屋市中区葵一丁目27番32号

社団法人

愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 吉 田 章

知多統轄支所長

理 事 平 川 文 洋

第1号様式（第5条関係）

応 急 対 策 要 請 書

年 月 日

社団法人

愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事

知多市長

災害時の応急対策の協力に関する基本協定書第5条の規定により、下記のとおり
要請します。

記

- 1 依頼番号
- 2 名称
- 3 要請場所
- 4 活動期間
- 5 要請内容
- 6 市担当者名及び連絡先

第2号様式（第5条関係）

応 急 対 策 報 告 書

年 月 日

知多市長 様

社団法人
愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事

災害時の応急対策の協力に関する基本協定書第5条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 依頼番号
- 2 名称
- 3 活動場所
- 4 活動期間
- 5 活動内容（写真添付）
- 6 活動に要した人員・資機材等の内訳
- 7 実施した社員名、担当者名及び連絡先

5－27 名古屋港排出油等防除協議会会則

（目的）

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6第1項に定める排出油等の防除に関する協議会として、名古屋港及びその周辺海域において大量の油又は有害液体物質（以下「排出油等」という。）の排出事故が発生した場合の防除活動について、必要な事項を協議し、その実施を推進することを目的とする。

（会の名称）

第2条 会の名称を「名古屋港排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）とする。

（協議会の業務）

第3条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 排出油等の防除に関する自主基準（防除マニュアル）の策定
- (2) 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- (3) 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施
- (4) 排出油等の防除に関する重要事項の協議

（組織）

第4条 協議会の会員は、会員名簿に掲げる排出油等の防除に係る行政機関、地方公共団体、関係団体、民間事業所等の長又はその指名する職員とする。

2 協議会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	1名
委 員	若干名

3 会長は、名古屋海上保安部長をもって充て、会務を統括する。

4 副会長は、会員の互選とし、会長を補佐する。

5 委員は、会長が会員の中から委嘱するものとし、会長の命を受け、会務を処理する。

(役員の任期)

第5条 役員（会長を除く。）の任期は1年とし、再任を妨げない。

(総会)

第6条 総会は、定例総会及び臨時総会とし、会員の過半数の出席がなければ議決することができない。

2 定例総会は年1回、臨時総会は会長が必要と認める場合に開催するものとし、総会の招集は会長が行う。

3 会議の議長は、会長が行い、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第7条 総会における付議事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告の承認及び事業計画の審議決定
- (2) 会則等の制定改廃
- (3) その他協議会の運営に必要な事項

(役員会)

第8条 役員会は、第4条第2項に定める役員をもって構成する。

- 2 役員会の招集は、会長が必要に応じ行う。
- 3 会長は、必要と認める役員以外の会員を役員会に出席させることができる。

(役員会の任務)

第9条 役員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 総会に付議すべき事項の検討・立案
- (2) 総会において決議した事項の執行
- (3) 総会の決議を要しない事項の執行
- (4) 防除マニュアルに関する企画・立案
- (5) 訓練の企画・立案及び実施
- (6) その他協議会の目的達成のため必要な事項

(技術専門委員会)

第10条 協議会に、排出油等防除に関する技術的事項の調査、研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会を置くことができる。

(資料の提出)

第11条 会員は、排出油等の防除の際に必要な次の各号に関する資料に変更が生じた場合は、その都度会長に提出するものとする。

- (1) 船艇、防除資機材等の保有状況
- (2) 情報連絡体制（連絡担当者、電話番号、FAX番号等）
- (3) その他必要な事項

2 会長は、前項の資料をとりまとめ、会員に配布するものとする。

(訓練)

第12条 協議会は、排出油等事故発生時における各機関の防除活動に資するため、年1回以上、排出油等防除訓練を行うものとする。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第13条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、名古屋港及びその周辺海域に係る同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(調整本部の設置及び活動の調整)

第14条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出されるおそれがある場合は、必要により調整本部を設置し、情報の共有を図るとともに、会員がそれぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ適確な防除活動が実施できるよう調整を行うものとする。

2 調整本部は、会長及び会長が必要と認める者により構成する。

(経費の求償)

第15条 防除に要した経費の求償に関する事務は、各機関が行うこととする。

(災害補償)

第16条 防除活動により各機関に所属する者が災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)を受けた場合における補償については、法令に定めのある場合を除き、当該被災した者の所属する機関が行うものとする。

(事務局)

第17条 協議会の事務局は、名古屋海上保安部警備救難課に置く。

附 則

本会則は、平成21年7月27日から施行する。

名古屋海上保安部長

中部地方整備局名古屋港湾事務所長

愛知県防災局長

愛知県警察本部地域部地域総務課長

名古屋港管理組合総務部危機管理室担当部長

名古屋市消防局消防部長

東海市消防本部消防長

知多市消防本部消防長

海部南部消防組合消防長

弥富市総務部長

飛鳥村村長

東海市臨海工業地帯保安連絡協議会会長

九号地共同防災組織理事長

知多市石油コンビナート等特別防災区域保安連絡協議会会長

飛島共同防災協議会会長

中川運河地区災害相互援助協定企業幹事

海水油濁処理機構名古屋支部長

海水油濁処理機構知多支部長

伊勢湾防災(株)取締役

伊勢湾三河湾タグ協会会長

伊勢湾サルベージ懇話会会長

(株)ナゴヤシップサービス社長

全国内航タンカー海運組合東海支部長

5-28 ごみ処理相互応援に関する協定書（名古屋市、知多北部地区に位置する市、一部事務組合）

（目的）

第1条 この協定書は、名古屋市、知多北部地区に位置する市及び一部事務組合（以下「構成員」という。）のごみ処理施設が、災害、事故及び施設の改修等によりごみ処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、各構成員の間の相互応援についての必要な事項を定めることにより、ごみ処理施設の円滑な運営と適正なごみ処理を図り、もって住民の生活環境を保全することを目的とする。

（構成員）

第2条 この協定に参加する構成員は、名古屋市、東海市、知多市及び東部知多衛生組合とする。

（相互応援の範囲）

第3条 相互応援は、応援を要請する構成員と、要請を受け応援する構成員の間で双方の条件等の合意が整った場合とする。

2 相互応援は、次に掲げる場合に要請できるものとする。

- （1）災害及び事故により、ごみ処理施設による処理が不能になった場合
- （2）ごみ処理施設の改修等に伴い施設の運転を停止する必要が生じ、ごみ処理が滞ることが見込まれる場合

（応援要請等）

第4条 この協定に基づく応援要請は、要請する構成員の首長又は管理者（以下「首長等」という。）が応援する構成員の首長等に対し行うものとする。

2 前項に規定する応援の要請は、文書によるものとし、次の事項を記載しなければならない。

- （1）相互応援を要請する理由
- （2）ごみの種類、1日当りの量及び期間
- （3）前2号に掲げるもののほか、首長等が必要と認める事項

（応援の責務）

第5条 応援の要請を受けた構成員は、その処理区域内のごみ処理に特別の事情がない限り応援するものとする。ただし、受入条件を提示することができる。

(経費の負担)

第6条 ごみ処理に伴う経費の負担は、要請する構成員と応援する構成員との協議によるものとする。

(契約の締結)

第7条 応援を要請する構成員と、要請を受け応援する構成員の間で双方の条件等の合意が整った場合、双方の首長等は前2条により定めた受入条件及び経費の負担を内容とする処理委託契約を締結しなければならない。

(受入条件)

第8条 要請する構成員は、応援する構成員の受入条件を遵守しなければならない。

2 受入条件に違反した場合は、第7条の規定にかかわらず応援する構成員はごみの受入を拒むことができる。

(疑義)

第9条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成22年3月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、各構成員記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成22年2月5日

名古屋市

代表者 名古屋市長 河村 たかし

東海市

代表者 東海市長 鈴木 淳雄

知多市

代表者 知多市長 加藤 功

東部知多衛生組合

管理者 大府市長 久野 孝保

5-29 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、石油基地自治体協議会に加盟する団体(以下「加盟団体」という。)が、その地域においてコンビナート事故、地震その他住民の安全を脅かす危機事象により被災し、被災団体独自では、十分な応急措置ができない場合に、友愛精神及び大規模かつ広域的な災害に対する互いのノウハウに基づき、相互に応援協力し、被災団体への災害対応を行うことを目的とする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、以下のとおりとする。

- (1)災害への対応に必要な物資の提供
- (2)災害への対応に必要な人員の派遣
- (3)負傷者等の医療機関への受入れ
- (4)被災者の一時的な受入れ
- (5)前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(応援の単位)

第3条 災害の規模、時間的経過に応じてスムーズな応援を行うため、加盟団体を別表のとおり5つのブロックに分ける。

(応援の要請)

第4条 被災団体は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、第9条第1項に定めるブロック幹事団体に応援を要請する。

- (1)被災の状況
- (2)第2条第1号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路等
- (3)第2条第2号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする人員の職種、人数、期間、活動内容、派遣場所及び経路等
- (4)第2条第3号に定める応援を要請する場合は、受入れを必要とする人数及び診療科目
- (5)第2条第4号に定める受入れを要請する場合は、受入れを必要とする人数
- (6)前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

- 2 前項の要請は、電話、電信等で行い、後日速やかに文書を送付するものとする。
- 3 ブロック幹事団体は、第1項に定める応援の要請があったときは、応援団体及び応援項目を決定し、被災団体及び代表幹事団体に通知する。
- 4 前項の場合において、広域被災等によりブロック内で応援ができないとき及びブロック内の応援を実施したにもかかわらず更に応援が必要なときは、ブロック幹事は第9条第1項に定める代表幹事に応援を要請する。
- 5 代表幹事は、前項に定める応援の要請があったときは、被災団体が所属するブロックの直近のブロック幹事団体に応援を要請する。この場合、直近のブロックが2つある場合は、代表幹事団体とそれぞれのブロック幹事団体が、協議して応援ブロックを決定する。

6 前項の決定による応援の実施にもかかわらず、更に応援が必要なときは、代表幹事団体は全てのブロック幹事団体に応援を要請する。

7 前2項に規定する応援の実施にあたっては、本条第3項の規定を準用する。

(応援の実施)

第5条 応援を要請された団体は、可能な範囲で応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費の負担は、原則として応援を要請した団体の負担とするが、被災の状況により応援を実施した団体と応援を受けた団体が協議して定める。

(情報及び資料等の交換)

第7条 加盟団体は、この協定が円滑に行われるよう必要に応じて情報交換及び地域防災計画その他関係資料等の交換を行うものとする。また、各ブロックにおいても同様とする。

(連絡担当部局)

第8条 加盟団体は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に情報を交換する。

(代表幹事団体等)

第9条 本協定の円滑な遂行のため加盟団体の中から代表幹事団体及び副幹事団体をそれぞれ1団体ずつ選出する。また、第3条に定めるブロックからブロック幹事団体及びブロック副幹事団体を1団体選出する。

2 前項に定める幹事の任期は、それぞれ1年とする。

(代表幹事団体等の選出)

第10条 代表幹事団体は、第3条に定めるブロックの輪番とし、輪番については、別途協議する。また、前条に定めるブロック幹事団体が代表幹事団体に就任する。

2 副幹事団体は、前項に定める輪番において、代表幹事団体の次のブロックのブロック幹事が就任する。

3 ブロック幹事団体及びブロック副幹事団体は、各ブロックの加盟団体の互選とする。

(代表幹事団体等の所掌事務)

第11条 代表幹事団体は、次の事務を所掌する。

(1)第4条第5項及び第6項に定める応援の要請、取りまとめ及び取り

まとめ結果の被災団体が属するブロック幹事への通知

(2)被災団体から要請のあった事項に係る調整

(3)ブロック幹事が行う活動の支援

(4)第8条に定める連絡担当部局の取りまとめ

(5)新たに加入する団体及び離脱する団体の受付

2 副幹事団体は、代表幹事団体が上記の所掌事務を処理することが困難なときは、これを代行する。

3 ブロック幹事は、次の事務を所掌する。

- (1) 第4条第3項に定める応援の調整並びに被災団体及び代表幹事団体への通知
- (2) 第4条第4項に定める応援の要請
- (3) 第4条第7項において準用される調整及び代表幹事団体への通知

4 ブロック副幹事団体は、ブロック幹事団体が上記の所掌事務を処理することができないときは、これを代行する。

(通信連絡体制の整備)

第12条 加盟団体は、災害時における通信連絡手段の確保に努めるものとする。

(他の協定等との関係)

第13条 この協定は、各加盟団体が個別に災害時の相互応援に関して既に締結しているもの又は今後締結する協定等を妨げるものではない。

(協定に関する協議)

第14条 この協定に定めるもののほか、協定の実施に関して必要な事項は、加盟団体が協議して定める。

指定ブロック		別表(第3条関係)
ブロック	都 道 府 県	市 町
①	北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県	室蘭市、釧路市、苫小牧市、伊達市、石狩市、北斗市、青森市、八戸市、秋田市、男鹿市、久慈市、酒田市、仙台市、塩竈市、多賀城市
②	茨城県、千葉県、神奈川県	北茨城市、千葉市、市川市、船橋市、市原市、袖ヶ浦市、横浜市、横須賀市
③	新潟県、富山県、石川県、愛知県、三重県	新潟市、富山市、金沢市、半田市、碧南市、東海市、知多市、四日市市
④	大阪府、和歌山県、岡山県、香川県、愛媛県	堺市、泉大津市、松原市、高石市、海南市、有田市、倉敷市、玉野市、坂出市、松山市
⑤	広島県、山口県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	大竹市、下関市、宇部市、周南市、防府市、岩国市、山陽小野田市、和木町、北九州市、中間市、唐津市、大分市、八代市、鹿児島市、うるま市

この協定を証するため、協定者が記名押印の上、各自1通を保有する。
この協定は、平成23年7月12日から効力を生ずる。

平成23年7月12日

室蘭市長
青 山 剛

釧路市長
蝦 名 大 也

苫小牧市長
岩 倉 博 文

伊達市長
菊 谷 秀 吉

石狩市長
田 岡 克 介

北斗市長
高 谷 寿 峰

青森市長
鹿 内 博

八戸市長
小 林 眞

秋田市長
穂 積 志

男鹿市長
渡 部 幸 男

久慈市長
山 内 隆 文

酒田市長
阿 部 寿 一

仙台市長
奥山 恵美子

塩竈市長
佐 藤 昭

多賀城市長
菊地 健次郎

北茨城市長
豊 田 稔

千葉市長
熊 谷 俊 人

市川市長
大久保 博

船橋市長
藤代孝七

市原市長
佐久間隆義

袖ヶ浦市長
出口清

横浜市長
林文子

横須賀市長
吉田雄人

新潟市長
篠田昭

富山市長
森雅志

金沢市長
山野之義

半田市長
榊原純夫

碧南市長
禰亘田政信

東海市長
鈴木淳雄

知多市長
加藤功

四日市市長
田中俊行

堺市長
竹山修身

泉大津市長
神谷昇

松原市長
澤井宏文

高石市長
阪口伸六

海南市長
神出政巳

有田市長
望月良男

倉敷市長
伊東香織

玉野市長
黒田晋

坂出市長
綾宏

松山市長
野 志 克 仁

大竹市長
入 山 欣 郎

下関市長
中 尾 友 昭

宇部市長
久保田 后子

周南市長
木村 健一郎

防府市長
松 浦 正 人

岩国市長
福 田 良 彦

山陽小野田市長
白 井 博 文

和木町長
古 木 哲 夫

北九州市長
北 橋 健 治

中間市長
松 下 俊 男

唐津市長
坂 井 俊 之

大分市長
釘 宮 磐

八代市長
福 島 和 敏

鹿児島市長
森 博 幸

うるま市長
島 袋 俊 夫

5-30 災害時における応急対策の協力に関する協定書(中部電力パワーグリッド株式会社 常滑営業所)

知多市（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社常滑営業所（以下「乙」という。）は、知多市内で地震、風水害、雪害等による災害（以下「災害」という。）により電力設備に被害が発生したとき、又は発生の恐れがあるときに、甲の施設等を乙が電力設備を復旧するための基地（以下「電力設備復旧拠点」という。）として、一時的に使用することについて次のとおり定める。

（目的）

第1条 本協定は、甲が災害により乙の電力設備に被害が発生したとき又は発生の恐れがあるときに、甲が保有する施設及び施設に附帯する衛生設備、事務機器等の諸設備（以下「本施設等」という。）を、電力設備復旧拠点として乙に使用させることにより、市民生活の早期復旧に資することを目的とする。

（本施設等の使用手続）

第2条 災害により電力設備復旧拠点を設置する必要がある場合は、本施設等の具体的な場所及び使用範囲等について、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 乙は、前項の決定後、速やかに地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の使用許可又は同法第238条の5第1項に基づく普通財産の貸付け等の手続を行うものとする。

（使用期間）

第3条 乙が本施設等を使用する期間は、甲から承諾を受けた日から電力設備の復旧が完了する日までとする。

（遵守事項）

第4条 乙は、本施設等を善良な使用者の注意をもって使用し、火災、盗難、破損等の防止に努めなければならない。

（損害賠償）

第5条 乙は、故意又は重大な過失により本施設等に損傷を与えた場合は、その損害賠償責任を負う。ただし、天災地変等の不可抗力により本施設等が損傷した場合は、その責を負わないものとする。

（使用料）

第6条 甲は、本施設等を乙に無償で使用させるものとする（光熱水費等を含む。）。

（連絡体制）

第7条 甲及び乙は、この協定を円滑に施行するため、災害時における連絡先及び連絡方法等の連絡体制の確立を図り、あらかじめ相手方に報告するものとする。

（本施設等の返還）

第8条 乙は、第3条に定める本施設等の使用期間が満了した場合は、本施設等を使用する前の状態に復し、速やかに甲に返還するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期限は、締結の日から1年間とする。ただし、この有効期間満了の日前1か月前までに、甲乙いずれかからの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和5年12月1日

甲 愛知県知多市緑町1番地
知多市
知多市長 宮 島 壽 男

乙 愛知県常滑市字古社24番地の8
中部電力パワーグリッド株式会社
常滑営業所長 内 田 剛 資

5-31 災害時における施設の使用に関する協定書(あいち知多農業協同組合)

愛知県知多市（以下「甲」という。）とあいち知多農業協同組合（以下「乙」という。）は、甲の災害時における救援部隊の活動基地、支援物資の受入拠点等の候補地が使用不能等となった場合の代替施設（以下「代替施設」という。）として、甲が乙の所有する施設を一時的に使用貸借することについて次のとおり定める。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙の所有する施設を代替施設として使用する場合における必要な事項を定めるものとする。

（代替施設）

第2条 代替施設は、知多営農センターとし、使用範囲は、裏面のとおりとする。ただし、甲は乙と協議のうえ、当該使用範囲以外の施設を使用することができるものとする。

（使用手続）

第3条 甲は、代替施設を使用する必要がある場合は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭により申し出るものとする。

2 乙は前項の申出に、原則として承諾するものとする。ただし、特別の事情により代替施設の全部又は一部を甲に使用させることができない場合は、甲と代替施設の使用範囲等について協議するものとする。

（使用期間）

第4条 甲が代替施設を使用する期間は、乙から承諾を受けた日から14日以内とする。ただし、災害の状況等により使用期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（遵守事項）

第5条 甲は、使用期間中において代替施設を善良な使用者の注意をもって使用し、火災、盗難、破損等の防止に努めなければならない。

（損害賠償）

第6条 甲は、故意又は過失により代替施設に損傷を与えた場合は、その損害賠償責任を負う。ただし、天変地異等の不可抗力により代替施設が損傷した場合は、その責を負わないものとする。

(代替施設の返還)

第7条 甲は、第4条に定める代替施設の使用期間が満了した場合は、原状に復旧し、速やかに乙に返還するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲及び乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年2月18日

甲 愛知県知多市緑町1番地
愛知県知多市長 加 藤 功

乙 愛知県常滑市多屋町茨廻間1番111
あいち知多農業協同組合
代表理事組合長 前 田 隆

5-32 災害時における燃料類の供給に関する協定書（株式会社JAあいちエネルギー）

知多市（以下「甲」という。）と株式会社JAあいちエネルギー（以下「乙」という。）は、知多市内に地震、風水害その他の災害が発生し、災害対策本部が設置される災害発生時（以下「災害発生時」という。）における燃料類の優先供給の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時における市施設の自家用発電機等に必要な燃料の供給について、甲が乙に対して要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、乙に対して、観測情報等の報を受けた時においては災害発生時に必要な燃料類を確保するように要請し、災害発生時には燃料類を優先供給するように要請することができる。

（供給品目）

第3条 災害発生時に乙が供給する燃料類は、次に定めるもののうち要請時に供給可能な品目とする。

- (1) レギュラーガソリン
- (2) 軽油
- (3) A重油
- (4) 灯油

（供給）

第4条 乙は、甲から燃料供給の要請を受けたときは、燃料類の優先供給について協力するものとする。

（価格の決定）

第5条 この協定に係る燃料類の供給単価については、災害発生時の直前における市提示価格を参考として、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（代金の請求、支払い）

第6条 甲は、乙から第4条に基づき供給した燃料類の代金について請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（連絡担当者）

第7条 甲及び乙は、この協定に係る要請、供給等を確実かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡担当者を定めておくものとする。

（実施細目）

第8条 この協定を実施するにあたり必要な手続その他の事項については、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定及び実施細目に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定を締結した日からその効力を生じるものとし、甲及び乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 知多市緑町1番地
知多市
知多市長 加藤 功

乙 愛知県安城市今本町東向山6番地1
株式会社J Aあいちエネルギー
代表取締役 神谷 直浩

5-32-1 災害時における燃料類の供給に関する協定実施細目

(目的)

第1条 災害時における燃料類の供給に関する協定（以下「協定」という。）の実効をあげるため、協定第8条の規定に基づき以下のとおり定める。

(要請の方法)

第2条 協定第2条に定める要請は、次のとおり行うものとする。

- (1) 観測情報等の報を受けた時における燃料類の確保については、燃料類確保要請書（第1号様式）により乙に対して行うものとする。ただし、文書で要請するいとまがないときは、口頭又は電話等で行い、事後速やかに文書を送付するものとする。
- (2) 災害発生時における燃料類の供給については、各施設から直接電話等により乙に対して行うものとする。

(供給)

第3条 協定第4条に定める燃料供給の方法は、各施設への納入によるものとする。

- 2 乙は、前項により燃料類を供給する際は、必要に応じて甲が交付する緊急通行車両確認証明書及び標章を掲示して行うものとする。

(代金の請求)

第4条 協定第6条に定める代金の請求は、納入の度に乙が各施設に請求するものとする。

(連絡担当者名簿)

第5条 協定第7条に定める連絡担当者の氏名のほか、緊急連絡先を記載した連絡担当者名簿を作成し、甲と乙が保有するものとする。

- 2 前項により作成した連絡担当者名簿に変更が生じた場合は、速やかに修正するものとする。

附 則

この実施細目は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

燃 料 類 確 保 要 請 書

第 号
年 月 日

様

知多市長

年 月 日午前・午後 時 分に の報を受けたの
で、災害時における燃料類の供給に関する協定第2条の規定により、下記のうち
供給可能な品目の確保を要請します。

記

1 確保要請品目

レギュラーガソリン

軽油

A重油

灯油

2 その他必要な事項

5-33 知多市及び南相馬市の災害時相互援助に関する協定書

(趣旨)

第1条 平成23年3月11日に発生した東日本大震災は甚大な被害をもたらすと同時に今後に向けての教訓も多く残すものとなった。とりわけ多くの人々が人同士の「絆」を深めることが、直面する課題の解決から将来の復興に向けての力に大きく寄与するものであると再認識したことの意義は大変深いと言える。

その「絆」も人から人へ、地域から地域へと広げて行くことが、将来想定し得る災害への最も強固な防波堤となるものであり、この紡いだ「絆」を基に自治体相互間において支え合うことを目的として、知多市及び南相馬市（以下「両自治体」という。）の区域内において、気象災害、地震・津波災害及び原子力災害その他の災害が発生した場合の相互援助に関する必要な事項を定めるものとする。

(援助の要請)

第2条 両自治体のいずれかが被災し、応急対策及び復旧対策に必要な物資等に不足を来たす場合、被災した自治体は、他方の自治体（以下「援助自治体」という。）に対し、文書により必要な物資等の品名、数量、輸送方法その他必要な事項を示して援助を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(援助物資等)

第3条 前条により援助する物資等は、次に掲げるものとする。

(1) 物的援助

- ア 食料品
- イ 生活必需品
- ウ 応急対策用資機材
- エ 医療品

(2) 人的支援

- ア 職員の派遣
- イ ボランティアのあっせん

(3) 被災者支援

- ア 避難住民の受入れ

(4) 前3号に掲げるもののほか、両自治体が必要と認めて要請する事項

(援助物資等の輸送)

第4条 援助する物資等の輸送は、原則として援助自治体が行うものとする。

(費用負担)

第5条 第2条の規定による援助に要した費用は、法令に基づき求償が行われるもの及び負担区分が定められているものを除き、災害復旧後、両自治体協議の上、負担について定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 第3条の規定により派遣された職員がその業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償は、援助自治体が負担する。

(情報交換)

第7条 両自治体は、災害対策等の情報を相互に交換するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに両自治体から意思表示がないときは、3年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、両自治体で協議の上決定するものとする。

本協定の締結の証として、協定書2通を作成し、両自治体の長が署名の上、各自1通を保有する。

平成25年7月29日

知多市長 加藤 功

南相馬市長 桜井 勝延

5-34 災害時における廃棄物の処理等に関する協定（一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会）

知多市（以下「甲」という。）と一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、地震又は水害等の大規模災害が発生したとき（以下「災害時」という。）における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、知多市内において、災害時に生じた廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- （1）大規模災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。
- （2）災害廃棄物 がれき（災害時に損壊又は焼失した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物）及び生活ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみや粗大ごみ）をいう。
- （3）災害廃棄物処理 災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分のことをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に、乙に対して災害廃棄物処理について協力を要請することができるものとする。

2 甲が乙に対して行う協力要請は、様式第1号に次の事項を記載して、乙に連絡することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して要請し、その後、速やかに文書で連絡するものとする。

- （1）被災の状況
- （2）災害廃棄物処理の場所
- （3）災害廃棄物処理の内容
- （4）災害廃棄物処理の期間
- （5）その他必要な事項

（情報提供等）

第4条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に知多市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物処理が図られるように、乙の会員等における協力体制及び情報等の収集及び伝達体制の整備に努めるものとする。

3 乙は、災害廃棄物処理が円滑に行われるように、災害時に出勤可能な乙の会員等が保有

する要員、車両及び資機材等の数量を把握し、予め甲に報告するものとする。

(災害廃棄物処理の実施)

第5条 乙は、第3条の要請を受けたときは、必要な要員、車両及び資機材等を調達し、甲の指示に従い、可能な限り災害廃棄物処理を実施するものとする。

2 乙は、災害廃棄物処理を実施したときは、様式第2号により、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物処理を実施した場所
- (2) 実施した災害廃棄物処理の内容
- (3) 災害廃棄物処理に従事した要員、車両及び資機材等
- (4) 災害廃棄物処理に従事した期間
- (5) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 第3条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、甲又は乙いずれかから文書による申出がない限り継続する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年12月16日

甲 愛知県知多市緑町1番地
愛知県知多市
代表者 知多市長 宮島 壽男

乙 名古屋市中区金山二丁目10番9号
第8フクマルビル5階
一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会
代表者 会長 永井 良一

(様式第 1 号)

年 月 日

災害時における災害廃棄物処理の協力要請書

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会
会長 様

知多市長 ⑩

災害時における廃棄物の処理等に関する協定第 3 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり災害廃棄物処理を要請します。

被災の状況	
災害廃棄物処理の場所	
災害廃棄物処理の内容	
災害廃棄物処理の期間	
その他必要な事項	
(担当 知多市 部 課 電話)	

(様式第 2 号)

年 月 日

災害時における災害廃棄物処理の協力実施報告書

知多市長 様

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会
会長 ⑩

災害時における廃棄物の処理等に関する協定第 5 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害廃棄物処理を実施した場所	
実施した災害廃棄物処理の内容	
災害廃棄物処理に従事した 要員、車両及び資機材等	
災害廃棄物処理に従事した期間	
その他必要な事項	
(担当者 役職： 氏名： 電話)	

5－35 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書 (愛知県、市町村等、下水道管理者)

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が一般廃棄物処理業務を、また、愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）が下水処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、愛知県（以下「県」という。）、市町村等及び下水道管理者が相互に応援するために必要な事項を定めることにより、一般廃棄物及び下水の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

(協定の締結)

第2条 この協定は、災害時の一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関し、県、市町村等及び下水道管理者の相互間において締結するものとする。

(応援要請等)

第3条 災害の発生に起因して、下記のいずれかに該当する場合、応援を必要とする市町村等及び下水道管理者（以下「要請自治体等」という。）は他の市町村等及び下水道管理者に応援の要請（以下「応援要請」という。）をすることができる。

- (1) 一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合
- (2) 一般廃棄物処理又は下水処理に支障が生じた場合
- (3) その他特に必要がある場合

2 応援要請は、次の事項を電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容及び一般廃棄物又は下水の処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要事項

3 要請自治体等は、応援要請を行ったときは、その旨を速やかに県に報告するものとする。

4 応援要請を受けた市町村等及び下水道管理者は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

- 5 要請自治体等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請することができる。

(県の役割)

第4条 県は、第3条第5項の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、要請自治体等が応援要請を行うことができない状況にあると判断したときは、他の市町村等及び下水道管理者に応援について必要な指示を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、原則として要請自治体等がこれを負担するものとする。

(民間業者の活用)

第6条 県、市町村等及び下水道管理者は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定は、平成26年1月1日から効力を生ずるものとする。

平成8年3月12日締結の「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定の成立を証明するため、本書126通を作成し愛知県知事、市町村等の長及び下水道管理者が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成26年1月1日

愛知県知事 大 村 秀 章
愛知県流域下水道管理者

愛知県知事 大 村 秀 章

名古屋市市長 河 村 たかし
名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者
小 林 寛 司

豊橋市長 佐 原 光 一
豊橋市水道事業及び下水道事業管理者
石 黒 拓 夫

岡崎市長 内 田 康 宏
岡崎市公共下水道管理者
岡崎市長 内 田 康 宏

一宮市長 谷 一 夫
一宮市水道事業等管理者
飯 田 正 明

瀬戸市長 増 岡 錦 也
瀬戸市公共下水道管理者
瀬戸市長 増 岡 錦 也

半田市長 榊 原 純 夫
半田市公共下水道管理者
半田市長 榊 原 純 夫

春日井市長 伊 藤 太
春日井市公共下水道管理者
春日井市長 伊 藤 太

豊川市長 山 脇 実
豊川市公共下水道管理者

豊川市長 山 脇 実

津島市長 伊 藤 文 郎
津島市下水道事業
津島市長 伊 藤 文 郎

碧南市長 棚 田 政 信
碧南市公共下水道管理者
碧南市長 棚 田 政 信

刈谷市長 竹 中 良 則
刈谷市公共下水道管理者
刈谷市長 竹 中 良 則

豊田市長 太 田 稔 彦
豊田市事業管理者
横 地 清 明

安城市市長 神 谷 学
安城市公共下水道管理者
安城市市長 神 谷 学

西尾市長 榊 原 康 正
西尾市公共下水道管理者
西尾市長 榊 原 康 正

蒲郡市長 稲 葉 正 吉
蒲郡市公共下水道管理者
蒲郡市長 稲 葉 正 吉

犬山市長 田 中 志 典
犬山市公共下水道管理者

犬山市長 田 中 志 典

常滑市長 片 岡 憲 彦
常滑市公共下水道管理者

常滑市長 片 岡 憲 彦

江南市長 堀 元
江南市公共下水道管理者

江南市長 堀 元

小牧市長 山 下 史守朗
小牧市公共下水道管理者

小牧市長 山 下 史守朗

稲沢市長 大 野 紀 明
稲沢市公共下水道管理者

稲沢市長 大 野 紀 明

新城市長 穂 積 亮 次
新城市公共下水道管理者

新城市長 穂 積 亮 次

東海市長 鈴 木 淳 雄
東海市公共下水道管理者

東海市長 鈴 木 淳 雄

大府市長 久 野 孝 保
大府市公共下水道管理者

大府市長 久 野 孝 保

知多市長 宮 島 壽 男
知多市公共下水道管理者

知多市長 宮 島 壽 男

知立市長 林 郁 夫
知立市公共下水道管理者

知立市長 林 郁 夫

尾張旭市長 水 野 義 則
尾張旭市公共下水道管理者

尾張旭市長 水 野 義 則

高浜市長 吉 岡 初 浩
高浜市公共下水道管理者

高浜市長 吉 岡 初 浩

岩倉市長 片 岡 恵 一
岩倉市公共下水道管理者

岩倉市長 片 岡 恵 一

豊明市長 石 川 英 明
豊明市公共下水道管理者

豊明市長 石 川 英 明

日進市長 萩 野 幸 三
日進市公共下水道管理者

日進市長 萩 野 幸 三

田原市長 鈴 木 克 幸
田原市公共下水道管理者

田原市長 鈴 木 克 幸

愛西市長 日 永 貴 章
愛西市公共下水道管理者

愛西市長 日 永 貴 章

清須市長 加 藤 静 治
清須市公共下水道管理者

清須市長 加 藤 静 治

北名古屋市長 長 瀬 保
北名古屋市公共下水道管理者

北名古屋市長 長 瀬 保

弥富市長 服 部 彰 文
弥富市公共下水道管理者

弥富市長 服 部 彰 文

みよし市長 小野田 賢 治
みよし市公共下水道管理者

みよし市長 小野田 賢 治

あま市長 村 上 浩 司
あま市公共下水道管理者

あま市長 村 上 浩 司

長久手市長 吉 田 一 平
長久手市公共下水道管理者

長久手市 吉 田 一 平

東郷町長 川 瀬 雅 喜
東郷町公共下水道管理者

東郷町長 川 瀬 雅 喜

豊山町長 鈴 木 幸 育
豊山町公共下水道管理者

豊山町長 鈴 木 幸 育

大口町長 鈴 木 雅 博
大口町公共下水道管理者

大口町長 鈴 木 雅 博

扶桑町長 江 戸 満
扶桑町公共下水道管理者

扶桑町長 江 戸 満

大治町長 村 上 昌 生
大治町公共下水道管理者

大治町長 村 上 昌 生

蟹江町長 横 江 淳 一
蟹江町公共下水道管理者

蟹江町長 横 江 淳 一

飛島村長 久 野 時 男

阿久比町長 竹 内 啓 二
阿久比町公共下水道管理者

阿久比町長 竹 内 啓 二

東浦町長 神 谷 明 彦
東浦町公共下水道管理者

東浦町長 神 谷 明 彦

南知多町長 石 黒 和 彦

美浜町長 山 下 治 夫

武豊町長 初 山 芳 輝

武豊町公共下水道管理者

武豊町長 初 山 芳 輝

幸田町長 大須賀 一

幸田町公共下水道管理者

幸田町長 大須賀 一 誠

設楽町長 横 山 光 明

東栄町長 尾 林 克 時

東栄町公共下水道管理者

東栄町長 尾 林 克 時

豊根村長 伊 藤 実

愛北広域事務組合管理者

岩倉市長 片 岡 恵 一

中部知多衛生組合管理者

常滑市長 片 岡 憲 彦

東部知多衛生組合管理者

大府市長 久 野 孝 保

衣浦衛生組合管理者

高浜市長 吉 岡 初 浩

常滑武豊衛生組合管理者

武豊町長 初 山 芳 輝

蒲郡市幸田町衛生組合管理者

蒲郡市長 稲 葉 正 吉

逢妻衛生処理組合管理者

豊田市長 太 田 稔 彦

西知多医療厚生組合管理者

東海市長 鈴 木 淳 雄

尾張東部衛生組合管理者

瀬戸市長 増 岡 錦 也

海部地区環境事務組合管理者

蟹江町長 横 江 淳 一

小牧岩倉衛生組合管理者

小牧市長 山 下 史守朗

知多南部衛生組合管理者

南知多町長 石 黒 和 彦

尾張旭市長久手市衛生組合管理者

尾張旭市長 水 野 義 則

刈谷知立環境組合管理者

刈谷市長 竹 中 良 則

江南丹羽環境管理組合管理者

江南市長 堀 元

北設広域事務組合管理者

設楽町長 横 山 光 明

北名古屋衛生組合管理者

北名古屋市長 長 瀬 保

尾三衛生組合管理者

東郷町長 川 瀬 雅 喜

日東衛生組合管理者

日進市長 萩 野 幸 三

五条広域事務組合管理者

あま市長 村 上 浩 司

知多南部広域環境組合管理者

半田市長 柳 原 純 夫

5-36 地震災害時の応急対策活動の支援協力に関する協定書

5-36-1 地震災害時の応急対策活動の支援協力に関する協定書（公益社団法人 愛知建築士会）

知多市（以下「甲」という。）と公益社団法人 愛知建築士会（以下「乙」という。）は、地震災害時における応急対策活動の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、知多地域5市5町で統一した内容とし、地震災害が知多市内で発生した場合に、甲が乙の半田支部（以下「丙」という。）の支援協力を得て行う被災建築物に対する応急対策活動について、必要な事項を定めるものとする。

（支援協力を要請する応急対策活動）

第2条 この協定により、甲が丙に支援協力を要請する応急対策活動は、次に掲げるものとする。

- （1）甲が別に指定する避難施設及び防災上重要な施設への応急危険度判定士による安全確認
- （2）震度6弱以上での応急危険度判定士の自動参集及び住宅等の応急危険度判定
- （3）建築物の復旧に関する相談業務

（安全確認の基準等）

第3条 安全確認の基準は、「応急危険度判定士業務マニュアル」の基準により行う。

- 2 安全確認は、「愛知県被災建築物応急危険度判定士登録要綱」第4条の規定に基づき登録された応急危険度判定士が、前項の基準に従い行うものとする。

（支援協力の要請）

第4条 甲は、丙の支援が必要と認めるときは、丙に対し次に掲げる事項を明らかにし、支援協力を要請するものとする。

- （1）災害の状況及び協力を要請する事由
 - （2）安全確認、応急危険度判定及び建築物の復旧に関する相談業務の実施内容
 - （3）その他必要な事項
- 2 前項の規定による要請は、別に定める様式により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により要請し、事後において当該様式を提出するものとする。

（支援協力要請の発動）

第5条 知多市内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、丙は甲から支援協力の要請があったものとみなし、支援協力を行うものとする。また、震度5強以下の地震が

発生した場合であっても、甲の要請のあったときは、支援協力を行うものとする。

(安全確認の報告)

第6条 丙は応急危険度判定士による安全確認を行ったときは、施設管理者等に対し確認結果を報告するものとする。

(補償等)

第7条 甲は、第2条の規定による支援協力に対し必要な補償を行う。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、必要事項について甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協定期間及び更新)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は協定内容の変更の申し出がないときは、協定の期間を1年間更新するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年 2月21日

甲 愛知県知多市緑町1番地
知多市長 宮 島 壽 男

乙 愛知県名古屋市中区四丁目3番26号 昭和ビル5階
公益社団法人 愛知建築士会
会 長 佐 藤 東 亜 男

5-36-2 地震災害時の応急対策活動の支援協力に関する協定書（公益社団法人 愛知県建築士事務所協会）

知多市（以下「甲」という。）と公益社団法人 愛知県建築士事務所協会（以下「乙」という。）は、地震災害時における応急対策活動の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、知多地域5市5町で統一した内容とし、地震災害が知多市内で発生した場合に、甲が乙の知多支部（以下「丙」という。）の支援協力を得て行う被災建築物に対する応急対策活動について、必要な事項を定めるものとする。

（支援協力を要請する応急対策活動）

第2条 この協定により、甲が丙に支援協力を要請する応急対策活動は、次に掲げるものとする。

- （1）甲が別に指定する避難施設及び防災上重要な施設への応急危険度判定士による安全確認
- （2）震度6弱以上での応急危険度判定士の自動参集及び住宅等の応急危険度判定
- （3）建築物の復旧に関する相談業務

（安全確認の基準等）

第3条 安全確認の基準は、「応急危険度判定士業務マニュアル」の基準により行う。

- 2 安全確認は、「愛知県被災建築物応急危険度判定士登録要綱」第4条の規定に基づき登録された応急危険度判定士が、前項の基準に従い行うものとする。

（支援協力の要請）

第4条 甲は、丙の支援が必要と認めるときは、丙に対し次に掲げる事項を明らかにし、支援協力を要請するものとする。

- （1）災害の状況及び協力を要請する事由
 - （2）安全確認、応急危険度判定及び建築物の復旧に関する相談業務の実施内容
 - （3）その他必要な事項
- 2 前項の規定による要請は、別に定める様式により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により要請し、事後において当該様式を提出するものとする。

（支援協力要請の発動）

第5条 知多市内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、丙は甲から支援協力の要請があったものとみなし、支援協力を行うものとする。また、震度5強以下の地震が発生した場合であっても、甲の要請のあったときは、支援協力を行うものとする。

(安全確認の報告)

第6条 丙は応急危険度判定士による安全確認を行ったときは、施設管理者等に対し確認結果を報告するものとする。

(補償等)

第7条 甲は、第2条の規定による支援協力に対し必要な補償を行う。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、必要事項について甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協定期間及び更新)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は協定内容の変更の申し出がないときは、協定の期間を1年間更新するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年 2月21日

甲 愛知県知多市緑町1番地
知多市長 宮 島 壽 男

乙 愛知県名古屋市中区四丁目3番26号 昭和ビル2階
公益社団法人 愛知県建築士事務所協会
会 長 朝 岡 市 郎

5-37 名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、愛西市、阿久比町、あま市、一宮市、稲沢市、犬山市、岩倉市、大口町、大治町、大府市、尾張旭市、春日井市、蟹江町、刈谷市、北名古屋市、清須市、江南市、小牧市、瀬戸市、武豊町、知多市、津島市、東海市、東郷町、常滑市、飛島村、豊明市、豊田市、豊山町、長久手市、名古屋市、日進市、半田市、東浦町、扶桑町、南知多町、美浜町、みよし市及び弥富市（以下「市町村」という。）において、地震、風水害等による広域的かつ大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、応急生活物資供給を必要とする市町村に迅速かつ円滑に供給が行えるよう必要な事項を定めることを目的とする。

(協定当事者)

第2条 この協定は、市町村（以下「甲」という。）と生活協同組合コープあいち（以下「乙」という。）との間において締結するものとする。

(協力事項の発動)

第3条 この協定に定める協力事項は、甲の全部又は一部が災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に基づく救助の対象となった場合において、甲が乙に対し応急生活物資の供給の要請を行ったときをもって発動する。

2 前項の要請は、災害救助法第2条の規定に基づく救助の対象如何にかかわらず、甲がそれぞれに行うことができるものとする。

第4条 甲は、前条の要請を行う場合には、愛知県を通じて行うものとする。

2 甲は、前条の要請を行うときは、愛知県に対し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第70条第1項の規定に基づく応急措置として、乙に対して応急生活物資の供給の要請を行うよう、求めるものとする。

(応急生活物資供給の協力実施)

第5条 乙は、第3条の規定に基づく要請を受けたときは、応急生活物資の供給に係る協力を積極的に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第6条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

2 甲は、乙に対し、必要に応じて応急生活物資の運搬の協力を求めることができる。

(費用負担)

第7条 乙が供給した応急生活物資の対価及びその運搬の費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の額は、運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して決定する。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成26年7月22日から施行する。

この協定を証するため本書40通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成26年7月22日

甲 愛知県愛西市稲葉町米野308番地

愛西市

愛西市長 日永 貴章

愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地

阿久比町

阿久比町長 竹内 啓二

愛知県あま市木田戊亥18番地1

あま市

あま市長 村上 浩司

愛知県一宮市本町2丁目5番6号

一宮市

一宮市長 谷 一夫

愛知県稲沢市稲府町1番地

稲沢市

稲沢市長 大野 紀明

愛知県犬山市大字犬山字東畑 3 6 番地

犬山市

犬山市長 田中 志典

愛知県岩倉市栄町一丁目 6 6 番地

岩倉市

岩倉市長 片岡 恵一

愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目 1 5 5 番地

大口町

大口町長 鈴木 雅博

愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西 1 番地の 1

大治町

大治町長 村上 昌生

愛知県大府市中央町五丁目 7 0 番地

大府市

大府市長 久野 孝保

愛知県尾張旭市東大道町原田 2 6 0 0 番地 1

尾張旭市

尾張旭市長 水野 義則

愛知県春日井市鳥居松町 5 丁目 4 4 番地

春日井市

春日井市長 伊藤 太

愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目 1 番地

蟹江町

蟹江町長 横江 淳一

愛知県刈谷市東陽町 1 丁目 1 番地

刈谷市

刈谷市長 竹中 良則

愛知県北名古屋市西之保清水田 1 5 番地

北名古屋市

北名古屋市長 長瀬 保

愛知県清須市須ヶ口 1 2 3 8 番地

清須市

清須市長 加藤 静治

愛知県江南市赤童子町大堀 9 0 番地

江南市

江南市長 堀 元

愛知県小牧市堀の内三丁目 1 番地

小牧市

小牧市長 山下 史守朗

愛知県瀬戸市追分町 6 4 番地の 1

瀬戸市

瀬戸市長 増岡 錦也

愛知県知多郡武豊町字長尾山 2 番地

武豊町

武豊町長 初山 芳輝

愛知県知多市緑町 1 番地

知多市

知多市長 宮島 壽男

愛知県津島市立込町二丁目 2 1 番地

津島市

津島市長 日比 一昭

愛知県東海市中央町一丁目 1 番地

東海市

東海市長 鈴木 淳雄

愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴 1 番地

東郷町

東郷町長 川瀬 雅喜

愛知県常滑市新開町 4 丁目 1 番地

常滑市

常滑市長 片岡 憲彦

愛知県海部郡飛島村竹之郷三丁目 1 番地

飛島村

飛島村長 久野 時男

愛知県豊明市新田町子持松 1 番地 1

豊明市

豊明市長 石川 英明

愛知県豊田市西町 3 丁目 6 0 番地

豊田市

豊田市長 太田 稔彦

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 2 6 0 番地

豊山町

豊山町長 鈴木 幸育

愛知県長久手市岩作城の内 6 0 番地 1

長久手市

長久手市長 兑田 一平

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市

名古屋市長 河村 たかし

愛知県日進市蟹甲町池下 2 6 8 番地

日進市

日進市長 萩野 幸三

愛知県半田市東洋町二丁目 1 番地

半田市

半田市長 榊原 純夫

愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 2 0 番地

東浦町

東浦町長 神谷 明彦

愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 3 3 0 番地

扶桑町

扶桑町長 江戸 満

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 1 8 番地

南知多町

南知多町長 石黒 和彦

愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面 1 0 6 番地

美浜町

美浜町長 山下 治夫

愛知県みよし市三好町小坂 5 0 番地

みよし市

みよし市長 小野田 賢治

愛知県弥富市前ヶ須町南本田 3 3 5 番地

弥富市

弥富市長 服部 彰文

乙 愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀 2 5 番地の 1

生協法人 生活協同組合コープあいち

理事長 夏目 有人

5-38 災害に係る情報発信等に関する協定（LINE ヤフー株式会社）

知多市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、知多市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、知多市が知多市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ知多市の行政機能の低下を軽減させるため、知多市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、知多市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、知多市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、知多市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 知多市が、知多市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 知多市が、知多市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 知多市が、災害発生時の知多市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 知多市が、知多市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて知多市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 知多市が、知多市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 知多市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、知多市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく知多市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものと

し、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、知多市から提供を受ける情報について、知多市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、知多市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、知多市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、知多市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2015年2月3日

知多市：愛知県知多市緑町1番地
愛知県知多市
知多市長 宮 島 壽 男

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役 宮 坂 学

5－39 知多市災害の救援に必要な物資の調達に関する協定書

5－39－1 知多市災害の救援に必要な物資の調達に関する協定書（マックスバリュ中部株式会社）

知多市（以下「甲」という。）とマックスバリュ中部株式会社（以下「乙」という。）は、災害の救援に必要な物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙に対し、物資の供給を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時等において物資を調達する必要があると認めるときは、乙にその調達又は製造が可能な物資の供給を要請することができる。

（供給物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が供給可能な物資とする。

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、調達を要請する物資、数量等を記載した物資調達要請書（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは、口頭、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

（要請に基づく措置及び報告）

第5条 乙は、第2条の要請に対し、可能な限り物資の供給を実施するものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、当該供給の終了後、速やかにその実施状況を物資供給実施状況報告書により甲に報告するものとする。

（運搬）

第6条 物資の運搬は、原則、甲又は甲の指定する者が行うものとし、乙又は乙の指定する者は必要に応じて協力できるものとする。また、物資を運搬する場合、甲は必要に応じて運搬車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

（物資の安定供給）

第7条 乙は事業の継続及び事業再開による物資の供給をもって、物資の高騰等の防止を図り、市民の生活の早期安定に寄与するよう努力し、甲は乙の事業の継続及び早期再開に向け可能な協力をするものとする。

（引渡し）

第8条 物資の引渡し場所は、甲乙が協議の上決定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取るものとする。

（費用の負担区分）

第9条 物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

(費用)

第10条 物資の供給に要した費用の額は、災害発生前の供給については要請時の、災害発生後の供給については災害発生直前の適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。）を基準とし、甲乙が協議して定める。

(費用の支払い)

第11条 費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、物資供給実施状況報告書に基づき内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して定める。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上各自その1通を保有する。

平成27年3月1日

甲 住 所	愛知県知多市緑町1番地
団体名	知多市
代表者	知多市長 宮 島 壽 男

乙 住 所	名古屋市中区錦一丁目18番22号
団体名	マックスバリュ中部株式会社
代表者	代表取締役社長 鈴木 芳知

5-39-2 知多市災害の救援に必要な物資の調達に関する協定書(株式会社イトーヨーカ堂)

知多市(以下「甲」という。)と株式会社イトーヨーカ堂(以下「乙」という。)は、災害の救援に必要な物資(以下「物資」という。)の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙に対し、物資の供給を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害時等において物資を調達する必要があると認めるときは、乙にその調達又は製造が可能な物資の供給を要請することができる。

(供給物資の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が供給可能な物資とする。

(要請の方法)

第4条 第2条の要請は、調達を要請する物資、数量等を記載した物資調達要請書(以下「要請書」という。)により行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは、口頭、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

(要請に基づく措置及び報告)

第5条 乙は、第2条の要請に対し、可能な限り物資の供給を実施するものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、当該供給の終了後、速やかにその実施状況を物資供給実施状況報告書により甲に報告するものとする。

(運搬)

第6条 物資の運搬は、原則、甲又は甲の指定する者が行うものとし、乙又は乙の指定する者は必要に応じて協力できるものとする。また、物資を運搬する場合、甲は必要に応じて運搬車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(物資の安定供給)

第7条 乙は事業の継続及び事業再開による物資の供給をもって、物資の高騰等の防止を図り、市民の生活の早期安定に寄与するよう努力し、甲は乙の事業の継続及び早期再開に向け可能な協力をするものとする。

(引渡し)

第8条 物資の引渡し場所は、甲乙が協議の上決定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取るものとする。

(費用の負担区分)

第9条 物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

(費用)

第10条 物資の供給に要した費用の額は、災害発生前の供給については要請時の、災害発生後の供給については災害発生直前の適正な価格(引渡しまでの運賃を含む。)を基準とし、甲乙が協議して定める。

(費用の支払い)

第11条 費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、物資供給実施状況報告書に基づき内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して定める。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上各自その1通を保有する。

平成27年3月1日

甲 住 所	愛知県知多市緑町1番地
団体名	知多市
代表者	知多市長 宮 島 壽 男

乙 住 所	東京都千代田区二番町8番地8
団体名	株式会社イトーヨーカ堂
代表者	代表取締役 戸井 和久

5-39-3 知多市災害の救援に必要な物資の調達に関する協定書（株式会社ヤマナカ）

知多市（以下「甲」という。）と株式会社ヤマナカ（以下「乙」という。）は、災害の救援に必要な物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙に対し、物資の供給を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時等において物資を調達する必要があると認めるときは、乙にその調達又は製造が可能な物資の供給を要請することができる。

（供給物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が供給可能な物資とする。

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、調達を要請する物資、数量等を記載した物資調達要請書（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは、口頭、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

（要請に基づく措置及び報告）

第5条 乙は、第2条の要請に対し、可能な限り物資の供給を実施するものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、当該供給の終了後、速やかにその実施状況を物資供給実施状況報告書により甲に報告するものとする。

（運搬）

第6条 物資の運搬は、原則、甲又は甲の指定する者が行うものとし、乙又は乙の指定する者は必要に応じて協力できるものとする。また、物資を運搬する場合、甲は必要に応じて運搬車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

（物資の安定供給）

第7条 乙は事業の継続及び事業再開による物資の供給をもって、物資の高騰等の防止を図り、市民の生活の早期安定に寄与するよう努力し、甲は乙の事業の継続及び早期再開に向け可能な協力をするものとする。

（引渡し）

第8条 物資の引渡し場所は、甲乙が協議の上決定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取るものとする。

（費用の負担区分）

第9条 物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

（費用）

第10条 物資の供給に要した費用の額は、災害発生前の供給については要請時の、災害発生後の供給については災害発生直前の適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。）を基準と

し、甲乙が協議して定める。

(費用の支払い)

第11条 費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、物資供給実施状況報告書に基づき内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して定める。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上各自その1通を保有する。

平成27年3月1日

甲 住 所	愛知県知多市緑町1番地
団体名	知多市
代表者	知多市長 宮 島 壽 男

乙 住 所	名古屋市東区葵三丁目15番31号
団体名	株式会社ヤマナカ
代表者	代表取締役 中野 義久

5-39-4 知多市災害の救援に必要な物資の調達に関する協定書（株式会社共栄）

知多市（以下「甲」という。）と株式会社共栄（以下「乙」という。）は、災害の救援に必要な物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙に対し、物資の供給を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時等において物資を調達する必要があると認めるときは、乙にその調達又は製造が可能な物資の供給を要請することができる。

（供給物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が供給可能な物資とする。

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、調達を要請する物資、数量等を記載した物資調達要請書（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは、口頭、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

（要請に基づく措置及び報告）

第5条 乙は、第2条の要請に対し、可能な限り物資の供給を実施するものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、当該供給の終了後、速やかにその実施状況を物資供給実施状況報告書により甲に報告するものとする。

（運搬）

第6条 物資の運搬は、原則、甲又は甲の指定する者が行うものとし、乙又は乙の指定する者は必要に応じて協力できるものとする。また、物資を運搬する場合、甲は必要に応じて運搬車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

（物資の安定供給）

第7条 乙は事業の継続及び事業再開による物資の供給をもって、物資の高騰等の防止を図り、市民の生活の早期安定に寄与するよう努力し、甲は乙の事業の継続及び早期再開に向け可能な協力をするものとする。

（引渡し）

第8条 物資の引渡し場所は、甲乙が協議の上決定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取るものとする。

（費用の負担区分）

第9条 物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

（費用）

第10条 物資の供給に要した費用の額は、災害発生前の供給については要請時の、災害発生後の供給については災害発生直前の適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。）を基準とし、甲乙が協議して定める。

（費用の支払い）

第11条 費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、物資供給実施状況報告書に基づき内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して定める。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上各自その1通を保有する。

平成27年3月1日

甲 住 所	愛知県知多市緑町1番地
団体名	知多市
代表者	知多市長 宮 島 壽 男

乙 住 所	知多市新知東町3丁目36番地の1
団体名	株式会社共栄
代表者	代表取締役 岩崎 一郎

5-39-5 知多市災害の救援に必要な物資の調達に関する協定書（あいち知多農業協同組合）

知多市（以下「甲」という。）とあいち知多農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害の救援に必要な物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙に対し、物資の供給を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時等において物資を調達する必要があると認めるときは、乙にその調達又は製造が可能な物資の供給を要請することができる。

（供給物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が供給可能な物資とする。

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、調達を要請する物資、数量等を記載した物資調達要請書（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは、口頭、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

（要請に基づく措置及び報告）

第5条 乙は、第2条の要請に対し、可能な限り物資の供給を実施するものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、当該供給の終了後、速やかにその実施状況を物資供給実施状況報告書により甲に報告するものとする。

（運搬）

第6条 物資の運搬は、原則、甲又は甲の指定する者が行うものとし、乙又は乙の指定する者は必要に応じて協力できるものとする。また、物資を運搬する場合、甲は必要に応じて運搬車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

（物資の安定供給）

第7条 乙は事業の継続及び事業再開による物資の供給をもって、物資の高騰等の防止を図り、市民の生活の早期安定に寄与するよう努力し、甲は乙の事業の継続及び早期再開に向け可能な協力をするものとする。

（引渡し）

第8条 物資の引渡し場所は、甲乙が協議の上決定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取るものとする。

（費用の負担区分）

第9条 物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

（費用）

第10条 物資の供給に要した費用の額は、災害発生前の供給については要請時の、災害発生後の供給については災害発生直前の適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。）を基準と

し、甲乙が協議して定める。

(費用の支払い)

第11条 費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、物資供給実施状況報告書に基づき内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して定める。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上各自その1通を保有する。

平成27年3月1日

甲 住 所	愛知県知多市緑町1番地
団体名	知多市
代表者	知多市長 宮 島 壽 男

乙 住 所	愛知県常滑市多屋字茨廻間1番地111
団体名	あいち知多農業協同組合
代表者	代表理事組合長 前田 隆

5-39-6 知多市災害の救援に必要な物資の調達に関する協定書(株式会社フィールコーポレーション)

知多市(以下「甲」という。)と株式会社フィールコーポレーション(以下「乙」という。)は、災害の救援に必要な物資(以下「物資」という。)の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙に対し、物資の供給を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害時等において物資を調達する必要があると認めるときは、乙にその調達又は製造が可能な物資の供給を要請することができる。

(供給物資の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が供給可能な物資とする。

(要請の方法)

第4条 第2条の要請は、調達を要請する物資、数量等を記載した物資調達要請書(以下「要請書」という。)により行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは、口頭、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

(要請に基づく措置及び報告)

第5条 乙は、第2条の要請に対し、可能な限り物資の供給を実施するものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、当該供給の終了後、速やかにその実施状況を物資供給実施状況報告書により甲に報告するものとする。

(運搬)

第6条 物資の運搬は、原則、甲又は甲の指定する者が行うものとし、乙又は乙の指定する者は必要に応じて協力できるものとする。また、物資を運搬する場合、甲は必要に応じて運搬車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(物資の安定供給)

第7条 乙は事業の継続及び事業再開による物資の供給をもって、物資の高騰等の防止を図り、市民の生活の早期安定に寄与するよう努力し、甲は乙の事業の継続及び早期再開に向け可能な協力をするものとする。

(引渡し)

第8条 物資の引渡し場所は、甲乙が協議の上決定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取るものとする。

(費用の負担区分)

第9条 物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

(費用)

第10条 物資の供給に要した費用の額は、災害発生前の供給については要請時の、災害発

生後の供給については災害発生直前の適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。）を基準とし、甲乙が協議して定める。

（費用の支払い）

第11条 費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、物資供給実施状況報告書に基づき内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して定める。

（有効期間）

第13条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上各自その1通を保有する。

平成27年3月1日

甲 住 所	愛知県知多市緑町1番地
団体名	知多市
代表者	知多市長 宮 島 壽 男

乙 住 所	名古屋市昭和区鶴舞二丁目21番6号
団体名	株式会社フィールコーポレーション
代表者	代表取締役 蟹江 義雄

5-39-7 知多市災害の救援に必要な物資の調達に関する協定書（生活協同組合 コープあいち）

知多市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープあいち（以下「乙」という。）は、災害の救援に必要な物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙に対し、物資の供給を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時等において物資を調達する必要があると認めるときは、乙にその調達又は製造が可能な物資の供給を要請することができる。

（供給物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が供給可能な物資とする。

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、調達を要請する物資、数量等を記載した物資調達要請書（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは、口頭、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

（要請に基づく措置及び報告）

第5条 乙は、第2条の要請に対し、可能な限り物資の供給を実施するものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、当該供給の終了後、速やかにその実施状況を物資供給実施状況報告書により甲に報告するものとする。

（運搬）

第6条 物資の運搬は、原則、甲又は甲の指定する者が行うものとし、乙又は乙の指定する者は必要に応じて協力できるものとする。また、物資を運搬する場合、甲は必要に応じて運搬車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

（物資の安定供給）

第7条 乙は事業の継続及び事業再開による物資の供給をもって、物資の高騰等の防止を図り、市民の生活の早期安定に寄与するよう努力し、甲は乙の事業の継続及び早期再開に向け可能な協力をするものとする。

（引渡し）

第8条 物資の引渡し場所は、甲乙が協議の上決定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取るものとする。

（費用の負担区分）

第9条 物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

（費用）

第10条 物資の供給に要した費用の額は、災害発生前の供給については要請時の、災害発

生後の供給については災害発生直前の適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。）を基準とし、甲乙が協議して定める。

（費用の支払い）

第11条 費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、物資供給実施状況報告書に基づき内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して定める。

（有効期間）

第13条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上各自その1通を保有する。

平成27年3月1日

甲 住 所	愛知県知多市緑町1番地
団体名	知多市
代表者	知多市長 宮 島 壽 男

乙 住 所	愛知県名古屋市中東区猪高町大字上社字井堀 25番地の1
団体名	生活協同組合コープあいち
代表者	理事長 夏目 有人

5-39-8 知多市災害の救援に必要な物資の調達に関する協定書（DCMカーマ株式会社）

知多市（以下「甲」という。）とDCMカーマ株式会社（以下「乙」という。）は、災害の救援に必要な物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙に対し、物資の供給を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時等において物資を調達する必要があると認めるときは、乙にその調達又は製造が可能な物資の供給を要請することができる。

（供給物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が供給可能な物資とする。

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、調達を要請する物資、数量等を記載した物資調達要請書（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは、口頭、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

（要請に基づく措置及び報告）

第5条 乙は、第2条の要請に対し、可能な限り物資の供給を実施するものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、当該供給の終了後、速やかにその実施状況を物資供給実施状況報告書により甲に報告するものとする。

（運搬）

第6条 物資の運搬は、原則、甲又は甲の指定する者が行うものとし、乙又は乙の指定する者は必要に応じて協力できるものとする。また、物資を運搬する場合、甲は必要に応じて運搬車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

（物資の安定供給）

第7条 乙は事業の継続及び事業再開による物資の供給をもって、物資の高騰等の防止を図り、市民の生活の早期安定に寄与するよう努力し、甲は乙の事業の継続及び早期再開に向け可能な協力をするものとする。

（引渡し）

第8条 物資の引渡し場所は、甲乙が協議の上決定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取るものとする。

（費用の負担区分）

第9条 物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

（費用）

第10条 物資の供給に要した費用の額は、災害発生前の供給については要請時の、災害発生後の供給については災害発生直前の適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。）を基準と

し、甲乙が協議して定める。

(費用の支払い)

第11条 費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、物資供給実施状況報告書に基づき内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して定める。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上各自その1通を保有する。

平成27年3月1日

甲 住 所	愛知県知多市緑町1番地
団体名	知多市
代表者	知多市長 宮 島 壽 男

乙 住 所	愛知県刈谷市日高町3丁目411番地
団体名	DCMカーマ株式会社
代表者	代表取締役社長 豊田 芳行

5-40 知多地域災害時相互応援協定（半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町）

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2の規定に基づき、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町（以下「協定市町」という。）の区域において、災害が発生した場合における相互応援について必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1） 食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2） 救援及び救助活動に必要な車両、資機材等の提供
- （3） 被災者の救出、医療、防疫その他応急復旧等に必要な物資又は資機材の提供
- （4） 救援、救助活動及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5） 被災者の受入れ
- （6） 前各号に掲げるもののほか、被災した協定市町から要請があった事項

（応援要請の手続）

第3条 応援を要請する市町（以下「要請市町」という。）は、次の事項を明らかにして、第8条第1項に定める連絡担当部局に対して、電話電信等により要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- （1） 被害の状況
- （2） 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両及び資機材の種類、品名、数量等
- （3） 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容
- （4） 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- （5） 応援場所及び応援場所への経路
- （6） 応援期間
- （7） その他必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された市町（以下「応援市町」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、可能な限りこれに応じるよう努めるものとする。

2 通信の途絶等により被災市町との連絡がとれない場合は、当該被災市町以外の協定市町が連絡調整し、当該被災市町に対し応援を行うことができる。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第5条 応援のため派遣された職員は、要請市町の長の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として要請市町の負担とする。

2 応援市町は、要請市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請市町から要請があった場合は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(損害賠償等)

第7条 応援に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がい者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市町が対応するものとする。

2 応援に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が要請市町と協力市町との往復途中に生じたものを除き、要請市町がその賠償の責めを負うものとする。

(連絡担当部局)

第8条 相互応援のための窓口（以下「連絡担当部局」という。）は、協定市町の防災担当主管課とする。

2 連絡担当部局は、大規模災害時に備えて連絡を円滑に行うため、常に担当責任者、電話番号その他連絡に必要な事項を相互に明らかにしておくものとする。

3 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、協定市町が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書10通を作成し、協定市町が記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月26日

半田市
市長 榊原 純 夫

阿久比町
町長 竹 内 啓 二

常滑市
市長 片 岡 憲 彦

東浦町
町長 神 谷 明 彦

東海市
市長 鈴 木 淳 雄

南知多町
町長 石 黒 和 彦

大府市
市長 久野孝保

美浜町
町長 山下治夫

知多市
市長 宮島壽男

武豊町
町長 粕山芳輝

5-41 災害発生時における知多市と知多市内郵便局の協力に関する協定

愛知県知多市（以下「甲」という。）と知多市内郵便局（別表のとおり。以下「乙」という。）は、知多市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、知多市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 被災地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び乙社員による郵便物の取集・交付等（別紙様式 避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。）並びにこれらを確実にを行うための必要な事項
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の郵便物集積場所等としての提供
- (9) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請したものが負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報等連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(防災訓練等への参加)

第7条 乙及び知多市内の郵便局長は、甲の行う防災訓練等に参加することができる。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 知多市総務部防災危機管理課長

乙 日本郵便株式会社 知多郵便局総務部総務課長

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成27年6月16日から平成28年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、更に1年間効力を有するものとし、以後についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成27年6月16日

甲 知多市緑町1番地

知多市

知多市長 宮島壽男 印

乙 知多市岡田美里町5番地

日本郵便株式会社

知多郵便局長 筒井政夫 印

(別表) 知多市内の郵便局一覧

郵便局名	所在地
知多郵便局	知多市岡田美里町 5 番地
知多八幡郵便局	知多市八幡西水代 27 番地 1
知多古見郵便局	知多市新知下森 14 番地 3
知多朝倉郵便局	知多市つつじが丘 1 丁目 13 番地
知多にしのだい郵便局	知多市にしのだい 1 丁目 2708 番地
知多原郵便局	知多市原 1 丁目 16 番地 25
知多巽丘郵便局	知多市巽が丘 4 丁目 153 番地
知多岡田簡易郵便局	知多市岡田中谷 8 番地
知多日長台郵便局	知多市日長台 28 番地
知多新舞子郵便局	知多市新舞子大瀬 98 番地 9

様式第1号（第2条関係）

No.

知多市用

避難者情報確認シート（避難先届）

年 月 日現在

※記入いただいた個人情報に関しては、知多市役所の業務のみに使用し、厳正に管理します。ただし、下記に承諾をいただいた場合は、郵便配達業務のために郵便局に開示します。

- ☐ 本紙に記載した情報の郵便局への開示を承諾します。
（※承諾の場合は、□内に「レ」を付してください。）

【お問合せ先】 知多市役所 電話：0562-33-3151

届出者氏名	

- ◇ これまでの住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）
〒 ー

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）

- ・ 自宅への配達
- ・ 現在避難している場所

- 〒 ー
- ・ その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

◇氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名⑤	(姓)	(名)
事業所名			

様式第2号（第2条関係）

郵便局用

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

年 月 日現在

※記入いただいた個人情報に関しては、日本郵便において厳正に管理し、配達業務以外の目的には使用いたしません。ただし、下記に承諾をいただいた場合は、行政機関からの 開示要請を受けて開示します。

- ☐ 本紙に記載した情報の行政機関への開示を承諾します。
（※承諾の場合は、□内に「レ」を付してください。）

【お問合せ先】 知多郵便局総務部 電話：0562-55-3002

届出者氏名	

◇ これまでの住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）
〒 ー

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）

- ・自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒 ー

- ・その他への配達 ⇒ 一般のとおり転居届の提出をお願いします。

◇氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	（姓）	（名）
家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名②	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名③	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名④	（姓）	（名）
	フリガナ		
氏名⑤	（姓）	（名）	
事業所名			

5-42 災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書（愛知県行政書士会 知多支部）

半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町（以下「甲」という。）と愛知県行政書士会 知多支部（以下「乙」という。）は、知多地域に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲のうち被災者支援を必要とする市町の要請に基づき乙が実施する行政書士業務について、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲が、災害時に災害対策本部を設置し、行政書士業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙の会員が行う行政書士業務（行政書士法第1条の2及び第1条の3の業務）は、次に掲げる業務とする。

- （1） 甲が開設した被災者支援相談窓口での派遣相談業務
- （2） その他甲乙が必要と認める業務

（要請手続等）

第4条 第2条に規定する要請は、別添の災害時協力要請書により行うものとする。ただし、災害時協力要請書をもって要請するいとまがないときは電話等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項に規定する要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、行政書士業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

（費用負担）

第5条 第3条の行政書士業務で必要となった費用は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第6条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

（協議）

第7条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、この協定の成立した日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれか

らも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後同様とする。

この協定を証するため、本書11通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年2月10日

甲

半田市

市長 榊 原 純 夫

常滑市

市長 片 岡 憲 彦

東海市

市長 鈴 木 淳 雄

大府市

市長 久 野 孝 保

知多市

市長 宮 島 壽 男

阿久比町

町長 竹 内 啓 二

東浦町

町長 神 谷 明 彦

南知多町

町長 石 黒 和 彦

美浜町

町長 神 谷 信 行

武豊町

町長 粕 山 芳 輝

乙

愛知県行政書士会 知多支部

支部長 深 谷 義 彦

年 月 日

災 害 時 協 力 要 請 書

愛知県行政書士会 知多支部 支部長 様

市町長

災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者 氏名・電話番号	職 名 氏 名 電話番号
電話・ファクシミリ 等による要請日時	年 月 日 () 時 分頃
要 請 内 容	
場 所	
期 間	年 月 日～ 年 月 日
備 考	

5-43 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）

半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町 及び 武豊町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第1号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等を甲に供給すること等 について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- （1） 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- （2） 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討することにより、住民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- （1） 「住宅地図」とは、各市町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- （2） 「広域図」とは、各市町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- （3） 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- （4） 「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。
- （5） 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

5 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第1号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がな

い限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

この協定を証するため、本書11通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年3月15日

甲

半田市

市長 榊 原 純 夫

阿久比町

町長 竹 内 啓 二

常滑市

市長 片 岡 憲 彦

東浦町

町長 神 谷 明 彦

東海市

市長 鈴 木 淳 雄

南知多町

町長 石 黒 和 彦

大府市

市長 久 野 孝 保

美浜町

町長 神 谷 信 行

知多市

市長 宮 島 壽 男

武豊町

町長 粕 山 芳 輝

乙

株式会社ゼンリン

中部エリア統括部

部長 荒 木 康 博

ZNET TOWN 利用約款

第1条（定義）

本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1)「ID 等」

本サービスを利用するための認証 ID 及びパスワードをいいます。

(2)「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID 等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3)「対象機器」

甲の庁内 LAN に接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4)「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5)「本システム」 本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託する

WWW サーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6)「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

第2条（本約款の適用）

本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

第3条（本サービスの内容）

乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

第4条（本サービスの中断・中止）

1. 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。
2. 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。
3. 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

第5条（本データの使用許諾）

乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

- (1) 対象機器上で閲覧すること。
- (2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。
- (3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

第6条（甲の遵守事項）

甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID 等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は 譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズは A3 判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

第7条（不保証及び免責）

1. 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2. 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

第8条（権利の帰属）

本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

第9条（その他）

甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

5-44 災害時の歯科医療救護に関する協定書（知多郡歯科医師会）

知多市（以下「甲」という。）と知多郡歯科医師会（以下「乙」という。）及び知多市歯科医師会（以下「丙」という。）は、災害時の歯科医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、知多市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が乙及び丙の協力を得て行う災害救助のうち、歯科医療救護活動の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定において「災害」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される災害、その他地域防災計画に基づき甲が丙に出動を要請する必要がある規模の災害及び局地的に傷病者が多数発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件等）をいう。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、歯科医療救護活動を実施する必要があると認める場合は、丙に対し、歯科医師その他必要とする者（以下「歯科医師等」という。）の派遣を要請する。

2 丙は、前項の規定により、甲の要請を受けたときは、乙と調整の上、速やかに歯科医師等で構成する班（以下「歯科医療救護班」という。）を編成し、甲の指定する災害時医療救護所、その他医療救護を必要とする場所（以下「救護所等」という。）に派遣するものとする。

3 丙は、災害発生時において甲と連絡が不能の場合その他緊急かつやむを得ない場合、自ら被害状況等について情報収集を行い、歯科医療救護活動を実施する必要があると認めたときは、丙の判断により前項の救護所等に歯科医療救護班を派遣することができるものとする。

4 丙は、前項の規定により歯科医療救護班を派遣した場合、速やかに甲にその旨を報告するものとする。この場合において、甲が歯科医療救護班の派遣を承認したときは当該歯科医療救護班の派遣は、甲の要請に基づいて行われたものとみなす。

（指示及び連絡調整）

第3条 丙が派遣する歯科医療救護班に係る指示及び歯科医療救護活動に関する連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（歯科医療救護）

第4条 歯科医療救護班は、原則として救護所等において、歯科医療救護活動を実施するものとする。ただし、急迫した事情のある場合で、歯科医療施設に収容して救助を行う必要があるときは、丙は、その会員の歯科医療施設の利用について協力を得られるよう取り計らうものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科診療を必要とする被災者に対する応急措置
- (2) 医科のトリアージに立ち会い口腔領域等の被災者の早期対応
- (3) 口腔領域等の治療を必要とする被災者に対する応急処置
- (4) 歯科診療記録等による身元確認の協力
- (5) その他歯科医療救護班として必要な事項

（医薬品等の供給）

第6条 丙の派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品及び歯科用機材等は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合は、当該歯科医療救護班の携行するものを含め、丙が供給するものとする。

2 甲は、医薬品等の供給、歯科医療救護班の輸送、通信の確保等歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第7条 救護所等において傷病者に対して行う処置にかかる医療費は、無償とする。

2 収容された歯科医療機関における医療費は、原則として傷病者の負担とする。ただし、生命に関わるような急迫した事情があり、やむを得ない場合において、救護所等から歯科医療機関に転送された傷病者に対して行う応急的な処置に係る医療費は無償とする。

(報告)

第8条 丙の派遣する歯科医療救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲に報告するものとする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、丙の派遣した歯科医療救護班の歯科医療救護活動に要した次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

(1) 丙における歯科医療救護班の派遣に要する経費

(2) 丙が供給した医薬品等（丙の派遣する歯科医療救護班の携行品を含む）の使用に係る経費

(3) 歯科医療救護班の歯科医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(4) 前3号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めたもの

2 前項に定める費用弁償の内容については、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

(医事紛争の措置)

第10条 歯科医療救護班が歯科医療救護活動により傷病者等との間に医事紛争が生じたときは、丙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、丙と協議の上、誠意を持って解決のための適当な措置を講ずるものとする。

(細目)

第11条 この協定に定めるほか、この協定を実施するために必要な事項は、甲乙丙協議の上、別に定める。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙、丙いずれかから何らの意思表示もなされない場合は、当該有効期間満了の日の翌日から起算して、更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙丙が協議して定める。

上記協定の成立の証とするため、この協定書3通を作成し、甲、乙、丙それぞれの代表者が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成28年 4月14日

(甲) 愛知県知多市緑町1番地
知多市長 宮 島 壽 男

(乙) 愛知県常滑市栄町六丁目172番地
知多郡歯科医師会
会 長 飯 嶋 英 文

(丙) 愛知県知多市新舞子字南西田25番地の1
知多市歯科医師会
会 長 尾之内 茂 樹

5-44-1 災害時の歯科医療救護に関する協定書実施細目

知多市（以下「甲」という。）と知多郡歯科医師会（以下「乙」という。）及び知多市歯科医師会（以下「丙」という。）は、災害時の歯科医療救護に関する協定書（以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり定める。

（歯科医療救護班の派遣要請）

第1条 甲は、協定第2条第1項の規定による歯科医療救護班の派遣要請に際し、次に掲げる事項を、書面により丙に伝達する。ただし、緊急の場合は、電話等で派遣要請を行い、後刻速やかにその内容を文書により通知するものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 派遣を要する歯科医療救護班の数並びに供給を要する医薬品及び数量
- (4) 派遣を要する場所及び期間
- (5) 派遣方法又は手段
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

（歯科医療救護活動の報告）

第2条 丙は、協定第2条の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、歯科医療救護活動終了後速やかに、歯科医療救護班ごとに、次に掲げる書類を取りまとめ、甲に提出するものとする。

- (1) 歯科医療救護班診療記録（様式1）
- (2) 歯科医療材料使用簿（様式2）
- (3) 歯科医療救護班日報（様式3）

（事故報告）

第3条 丙は、歯科医療救護活動において、歯科医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、業務災害報告書（様式4）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第4条 丙は、協定第9条第1項第1号及び第2号に規定する費用を、各歯科医療救護班分を取りまとめ、費用弁償等請求書（様式5）により、甲に請求するものとする。

- 2 協定第9条第1項第3号に規定する扶助金は、その支給を受けようとする者が扶助金支給申請書（様式6）により、甲に請求するものとする。

（費用弁償等の額）

第5条 協定第9条第1項第1号に規定する費用の額は、愛知県災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）第15条の規定によるものとする。

- 2 協定第9条第1項第2号に規定する経費の額は、使用した歯科医薬品等に係る実費とする。

（支払）

第6条 甲は、第4条の規定により請求を受けた場合、内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに丙に支払うものとする。

（協議）

第7条 この実施細目に定めのない事項その他必要が生じた事項については、その都度甲乙丙協議して定める。

（適用）

第8条 この実施細目は、平成28年 4月14日から適用する。

歯 科 医 療 救 護 班 診 療 記 録

救護所所在地 知多市

班長氏名

印

年月日	患 者 住 所	患者氏名	性別	年齢	傷病名	処置概要	備 考

歯科医療材料使用簿

使用 年月日	歯科用機材等名	使用量		※購入価格	
		単位	数量	購入単価	金 額
合 計（小数点以下切り捨て）					

※印欄は、費用請求時に記入する。

上記のとおり使用しました。

知多市長 様

年 月 日

知多市歯科医師会

歯科医療救護班歯科医師

印

様式 3

歯科医療救護班日報 年 月 日 班 長 氏 名						
印						
歯科医療救護班の所属						
歯科医療救護 班員氏 名	歯科医 師		従事時間 AM・PM ～AM・PM			
			従事時間 AM・PM ～AM・PM			
	歯科 衛生士		従事時間 AM・PM ～AM・PM			
			従事時間 AM・PM ～AM・PM			
			従事時間 AM・PM ～AM・PM			
		従事時間 AM・PM ～AM・PM				
従事した救護所 所在地						
救護人員	人	人	人	計 人	デンタルチャート数 件	死体検案数 件
備考						

搬送者

氏 名	重症度（○を付す）	搬 送 先
	赤 ・ 黄 ・ 緑	
	赤 ・ 黄 ・ 緑	
	赤 ・ 黄 ・ 緑	
	赤 ・ 黄 ・ 緑	
	赤 ・ 黄 ・ 緑	
	赤 ・ 黄 ・ 緑	
	赤 ・ 黄 ・ 緑	
	赤 ・ 黄 ・ 緑	

歯科医療救護班長 → 知多市歯科医師会 → 市長

様式4

業 務 災 害 報 告 書

年 月 日

知多市長 様

知多市歯科医師会会長

印

歯科医療救護班として歯科医療救護業務に従事した者に、下記のとおり事故傷病者が発生しましたので報告します。

記

氏名	性別 男・女	年 齢 歳	住所
職種	所属歯科医療機関・団体名		
傷病名	程度 重症・中等症・軽症	転帰	
外来・入院（ 月 日）	診療歯科医療機関名		
受傷（発病）日時	年 月 日	時 分	
受傷（発病）場所			
受傷（発病）時の状況			

様式5

費用弁償等請求書

年 月 日

知多市長 様

請求者

㊞

災害時の歯科医療救護活動に関する協定第 条の規定により、費用弁償等として、
下記の金額を請求します。

記

請求金額

円

従事した業務	
従事した場所	
従事した期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間

※添付書類

費用算出明細書

費用算出明細書

従事年月日	単 価	金 額	歯科医師・ 歯科衛生士等の別	氏 名
計				

負傷し、疾病にかかり、 又は死亡した者の住所 氏名					
負傷し、疾病にかかり、 又は死亡した日時及び 場所					
負傷、疾病又は死亡の 原因					
傷病名、傷病の程度及 び身体の状況					
公用令書番号					
負傷し、疾病にかかり、 又は死亡した当時本 人と関係のあった主な 親族の状況	氏 名	本人との 続柄	生年月日	職業	備 考

※添付書類

- (1) 療養扶助金については、医師の診断書及び療養費に関する請求書又は領収書
- (2) 障害扶助金については、身体障害の程度及び療養開始以来の経過を詳記した
医師の診断書
- (3) 遺族扶助金又は葬祭扶助金については、医師の死亡診断書及び死亡者との関
係を証明する書類
- (4) 休業扶助金については、負傷し、疾病にかかったため、従前の収入を得るこ
とができず、かつ他の収入の見込みがない等給付を必要とする理由を詳細に記
載した書類
- (5) 打切り扶助金については、療養の経過、病状全快までの見込み期間等に関する医師の意見書

災害救助法第 12 条の規定による扶助金を支給されたく別紙

を添えて申請

します。

年 月 日

住所

氏名

⑨

知 多 市 長 様

5-45 災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書（社団法人 愛知県ペストコントロール協会）

知多市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）は、知多市域において地震、風水害、その他の災害又は感染症（以下「災害等」という。）の発生があった場合において、感染症の拡大を防止し、市民生活の安定を図るため、防疫活動の協力について次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害等の発生に際し、甲のみでは当該発生地域における防疫処置が十分に実施することが困難であると認めるときは、乙に対し、次に掲げる活動（以下「防疫活動」という）の実施について、協力を要請することができる。

（1）災害等の発生時における消毒活動

（2）前号に掲げるもののほか、特に甲から要請する事項

（協力）

第2条 乙は、甲から防疫活動の協力要請を受けたときは、薬剤及び車両の調達並びに労力の提供等、可能な限り協力するものとする。

（会員名簿の作成等）

第3条 乙は、災害等の発生時における防疫活動態勢を速やかに整えるため、防疫活動に協力する乙の会員名簿を作成し、甲に提出するものとする。

（防疫活動要請手続き）

第4条 甲は、乙に対し、防疫活動を要請するときは、防疫活動協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後に当該要請書を提出することができる。

（防疫活動の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から防疫活動の要請を受けたときは、防疫活動に従事するのに適当な者を選出し、直ちに要請された防疫活動の実施場所に出動

させ、甲の職員の指示により防疫活動を実施するものとする。

- 2 前項の場合において、防疫活動に従事する者は、防疫活動をすべき場所に甲の職員が派遣されていない場合は、甲からの要請事項に従い、自らの判断により防疫活動を開始するものとする。

(防疫活動の実施報告)

第6条 乙は、前条の規定に基づき防疫活動を実施したときは、防疫活動実施報告書（第2号様式）を甲に提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が防疫活動を実施するのに要した薬剤、労務等の費用は、甲の負担とする。

- 2 前項の費用は、災害等の発生の直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(費用の支払方法)

第8条 甲は、第6条に規定する防疫活動実施報告書が提出されたときは、その内容を確認し、適正と認めたときは、前条の規定により算定した費用を乙の請求に基づき支払うものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、防疫活動の実施にあたり、個人情報（個人に関する情報であつて特定の個人を識別できるものをいう。）を取り扱う場合は、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正にしなければならない。

(連絡責任者)

第10条 この協定に係る甲の連絡責任者は環境政策課長、乙の連絡責任者は知多ブロック長とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間が満了する日までに甲、乙何れからも異議の申出がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(その他)

第 12 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成 23 年 3 月 18 日

甲 知多市緑町 1 番地
知多市
知多市長 加 藤 功

乙 名古屋市中村区亀島二丁目 1 番 1 号
社団法人 愛知県ペストコントロール協会
会 長 川 瀬 充

第1号様式

年 月 日

社団法人愛知県ペストコントロール協会会長 様

知多市長

印

防疫活動協力要請書

災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

1 災害発生状況等

- (1) 日時 年 月 日 () 午前・午後 時 分
(2) 発生場所 知多市
(3) 災害状況

2 要請日時

3 要請場所

4 要請内容

5 備考

第2号様式

年 月 日

(あて先) 知多市長

社団法人 愛知県ペストコントロール協会
会 長

防 疫 活 動 実 施 報 告 書

災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書第6条の規定に基づき、次のとおり防疫活動を実施しましたので報告します。

1 活動日時

年	月	日 ()	午前・午後	時	分から
年	月	日 ()	午前・午後	時	分まで

2 活動場所

3 活動内容

4 使用資材

5 備考

5-46 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

5-46-1 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（医療法人 平病院）

知多市（以下「甲」という。）と医療法人 平病院（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、障害者入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（該当施設）

第2条 福祉避難所を設置する施設は、老人保健施設 知多苑とする。

（委託契約）

第3条 福祉避難所の設置運営については、別に定める委託契約書（第1号様式）により、甲、乙の間で委託契約を締結するものとする。

（設置運営の期間）

第4条 この協定における福祉避難所の設置運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用等）

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

（1） 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

（2） 要配慮者等に要する食費

2 前項各号に掲げるものについては、別に定める費用等に関する届出（第2号様式）を作成し、これを甲に提出する。

3 その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（協力体制）

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は、できる限り当該協力要請に応えるものとする。

（要配慮者等の受入れ等）

第7条 甲は、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等の受入を乙に依頼し、乙はこれをできる限り受け入れるよう努める。この場合において、要配慮者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の設置運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第10条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第11条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第12条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより、期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年4月1日

(甲) 知多市緑町1番地

知多市

知多市長 宮 島 壽 男

(乙) 所在地 知多市新舞子字落40-1

法人名 医療法人 平病院

代表者名 理事長 平 健 司

5-46-2 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人 知多福祉会）

知多市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 知多福祉会（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、障害者入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（該当施設）

第2条 福祉避難所を設置する施設は、次のとおりとする。

- (1) 特別養護老人ホーム ふれあいの里
- (2) 障がい福祉サービス事業所 なごみ苑
- (3) 障がい福祉サービス事業所 障がい者活動センター やまもも第1
- (4) 障がい福祉サービス事業所 障がい者活動センター やまもも第2

（委託契約）

第3条 福祉避難所の設置運営については、別に定める委託契約書（第1号様式）により、甲、乙の間で委託契約を締結するものとする。

（設置運営の期間）

第4条 この協定における福祉避難所の設置運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用等）

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- (2) 要配慮者等に要する食費

2 前項各号に掲げるものについては、別に定める費用等に関する届出（第2号様式）を作成し、これを甲に提出する。

3 その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（協力体制）

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は、できる限り当該協力要請に応えるものとする。

(要配慮者等の受入れ等)

第7条 甲は、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等の受入を乙に依頼し、乙はこれをできる限り受け入れるよう努める。この場合において、要配慮者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の設置運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第10条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第11条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第12条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより、期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年4月1日

(甲) 知多市緑町1番地

知多市

知多市長 宮 島 壽 男

(乙) 所在地 知多市新知字二股10番地の1

法人名 社会福祉法人 知多福祉会

代表者名 理事長 安 永 隆 男

5-46-3 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人 薫風会）

知多市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 薫風会（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、障害者入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（該当施設）

第2条 福祉避難所を設置する施設は、次のとおりとする。

- （1） 特別養護老人ホーム 知多
- （2） 小規模多機能型居宅介護事業所 知多（令和6年11月廃止）

（委託契約）

第3条 福祉避難所の設置運営については、別に定める委託契約書（第1号様式）により、甲、乙の間で委託契約を締結するものとする。

（設置運営の期間）

第4条 この協定における福祉避難所の設置運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用等）

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- （1） 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- （2） 要配慮者等に要する食費

2 前項各号に掲げるものについては、別に定める費用等に関する届出（第2号様式）を作成し、これを甲に提出する。

3 その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（協力体制）

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は、できる限り当該協力要請に応えるものとする。

（要配慮者等の受入れ等）

第7条 甲は、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等の受入を乙に依

頼し、乙はこれをできる限り受け入れるよう努める。この場合において、要配慮者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の設置運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第10条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第11条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第12条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより、期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年4月1日

(甲) 知多市緑町1番地

知多市

知多市長 宮 島 壽 男

(乙) 所在地 稲沢市六角堂東町一丁目3番地6

法人名 社会福祉法人 薫風会

代表者名 理事長 佐 藤 栄 司

5-46-4 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人 ギフトオブハピネス）

知多市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 ギフトオブハピネス（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、障害者入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（該当施設）

第2条 福祉避難所を設置する施設は、特別養護老人ホーム プラムガーデンとする。

（委託契約）

第3条 福祉避難所の設置運営については、別に定める委託契約書（第1号様式）により、甲、乙の間で委託契約を締結するものとする。

（設置運営の期間）

第4条 この協定における福祉避難所の設置運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用等）

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

（1） 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

（2） 要配慮者等に要する食費

2 前項各号に掲げるものについては、別に定める費用等に関する届出（第2号様式）を作成し、これを甲に提出する。

3 その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（協力体制）

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は、できる限り当該協力要請に応えるものとする。

（要配慮者等の受入れ等）

第7条 甲は、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等の受入を乙に依頼し、乙はこれをできる限り受け入れるよう努める。この場合において、要配慮者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の設置運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第10条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第11条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第12条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより、期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年4月1日

(甲) 知多市緑町1番地

知多市

知多市長 宮 島 壽 男

(乙) 所 在 地 知多市佐布里字神明54番地

法 人 名 社会福祉法人 ギフトオブハピネス

代表者名 理事長 久 保 利 洋

5-46-5 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人 知多学園）

知多市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 知多学園（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、障害者入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（該当施設）

第2条 福祉避難所を設置する施設は、特別養護老人ホーム ヴィラ桜坂とする。

（委託契約）

第3条 福祉避難所の設置運営については、別に定める委託契約書（第1号様式）により、甲、乙の間で委託契約を締結するものとする。

（設置運営の期間）

第4条 この協定における福祉避難所の設置運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用等）

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

（1） 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

（2） 要配慮者等に要する食費

2 前項各号に掲げるものについては、別に定める費用等に関する届出（第2号様式）を作成し、これを甲に提出する。

3 その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（協力体制）

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は、できる限り当該協力要請に応えるものとする。

（要配慮者等の受入れ等）

第7条 甲は、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等の受入を乙に依頼し、乙はこれをできる限り受け入れるよう努める。この場合において、要配慮者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の設置運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第10条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第11条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第12条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより、期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年4月1日

(甲) 知多市緑町1番地

知多市

知多市長 宮 島 壽 男

(乙) 所在地 常滑市末広町二丁目1番地

法人名 社会福祉法人 知多学園

代表者名 理事長 磯 部 栄

5-46-6 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人 共愛会）

知多市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 共愛会（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、障害者入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（該当施設）

第2条 福祉避難所を設置する施設は、特別養護老人ホーム 知多共愛の里とする。

（委託契約）

第3条 福祉避難所の設置運営については、別に定める委託契約書（第1号様式）により、甲、乙の間で委託契約を締結するものとする。

（設置運営の期間）

第4条 この協定における福祉避難所の設置運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用等）

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

（1） 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

（2） 要配慮者等に要する食費

2 前項各号に掲げるものについては、別に定める費用等に関する届出（第2号様式）を作成し、これを甲に提出する。

3 その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（協力体制）

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は、できる限り当該協力要請に応えるものとする。

（要配慮者等の受入れ等）

第7条 甲は、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等の受入を乙に依頼し、乙はこれをできる限り受け入れるよう努める。この場合において、要配慮者等は、

可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の設置運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第10条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第11条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第12条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより、期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年4月1日

(甲) 知多市緑町1番地

知多市

知多市長 宮 島 壽 男

(乙) 所在地 知多市西巽が丘二丁目20番地3

法人名 社会福祉法人 共愛会

代表者名 特別養護老人ホーム知多共愛の里

理事長 横 江 金 夫

5-46-7 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（株式会社SKY）

知多市（以下「甲」という。）と株式会社SKY（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、障害者入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（該当施設）

第2条 福祉避難所を設置する施設は、次のとおりとする。

- (1) フェリーチェ知多
- (2) 介護付有料老人ホームフェリーチェ

（委託契約）

第3条 福祉避難所の設置運営については、別に定める委託契約書（第1号様式）により、甲、乙の間で委託契約を締結するものとする。

（設置運営の期間）

第4条 この協定における福祉避難所の設置運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用等）

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- (2) 要配慮者等に要する食費

2 前項各号に掲げるものについては、別に定める費用等に関する届出（第2号様式）を作成し、これを甲に提出する。

3 その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（協力体制）

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は、できる限り当該協力要請に応えるものとする。

（要配慮者等の受入れ等）

第7条 甲は、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等の受入を乙に依頼し、乙はこれをできる限り受け入れるよう努める。この場合において、要配慮者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の設置運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第10条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第11条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第12条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより、期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年4月1日

(甲) 知多市緑町1番地

知多市

知多市長 宮 島 壽 男

(乙) 所在地 知多市岡田字大曾7番地の1

法人名 株式会社SKY

代表者名 代表取締役 柳 澤 恵 子

5-46-8 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人 福寿園）

知多市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 福寿園（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、障害者入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（該当施設）

第2条 福祉避難所を設置する施設は、地域密着型複合福祉施設 ちた福寿園とする。

（委託契約）

第3条 福祉避難所の設置運営については、別に定める委託契約書（第1号様式）により、甲、乙の間で委託契約を締結するものとする。

（設置運営の期間）

第4条 この協定における福祉避難所の設置運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用等）

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

（1） 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

（2） 要配慮者等に要する食費

2 前項各号に掲げるものについては、別に定める費用等に関する届出（第2号様式）を作成し、これを甲に提出する。

3 その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（協力体制）

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は、できる限り当該協力要請に応えるものとする。

（要配慮者等の受入れ等）

第7条 甲は、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等の受入を乙に依頼し、乙はこれをできる限り受け入れるよう努める。この場合において、要配慮者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の設置運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第10条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第11条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第12条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより、期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年7月1日

(甲) 知多市緑町1番地

知多市

知多市長 宮 島 壽 男

(乙) 所在地 田原市六連町神ノ釜9番地3

法人名 社会福祉法人 福寿園

代表者名 理事長 山 田 浩 三

第1号様式（第3条関係）

福祉避難所設置運営委託契約書

知多市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、福祉避難所の設置運営の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、____年 ____月 ____日に締結した災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（以下「協定」という。）に基づき設置した福祉避難所の設置運営を乙に委託し、乙は、これを受託するとともに、信義に従い誠実に契約を履行するものとする。

（設置運営）

第2条 乙は、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求

（委託料）

第3条 甲は、委託料として、協定第5条に定める費用等を乙に支払う。

（委託料の支払い）

第4条 乙は、当該事業に要した費用を毎月業務終了後、速やかに甲に請求するものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第5条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、甲が特別に認める場合については、この限りでない。

（業務実施の指示）

第7条 甲は、業務委託について、乙に必要な指示をすることができるものとする。

（個人情報の保護）

第8条 乙及び介助員等は、委託業務の実施にあたり業務上知り得た福祉避難所への避難者及びその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。また個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

ない。

(関係書類の整備)

第9条 乙は、受託業務に関する書類を事業所に整備しなければならない。

(報告書の提出)

第10条 乙は、毎月の受託業務の実施状況を甲に報告しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、前項の規定に係わらず乙に受託業務の実施状況の報告を求めることができる。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が本契約又は本契約に基づく指示に違反し、この契約の目的を達成することができないと認めるときは、この契約を解除することができる。

(疑義の解決)

第12条 本契約に定める事項、その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議して解決に努めるものとする。

(委託期間)

第13条 本契約の期間は、 年 月 日から福祉避難所が閉鎖されるまでの間とする。ただし、委託料は当該年度の予算に拘束されるものであり、翌年度以降の予算を拘束するものではない。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

(甲) 委託者 知多市緑町1番地
知多市
知多市長 宮 島 壽 男

(乙) 受託者 所在地
法人名
代表者名

第2号様式（第3条関係）

福祉避難所の設置場所、介助員等に要する人件費及び要配慮者等に要する食費に関する届出

福祉避難所の設置場所	
(1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。） ・日勤（日給・時間給） _____ 円 / （日・時間） ・夜勤（日給・時間給） _____ 円 / （日・時間） ・宿直 _____ 円 / 回	
(2) 要配慮者等に要する食費・朝食 _____ 円 / 食 ・昼食 _____ 円 / 食 ・夕食 _____ 円 / 食 （計） _____ 円 / 日	

（あて先）
知多市長

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

所 在 地
名 称
代表者職氏名

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい防止及び事故防止)

第2 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第6 乙は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(立入検査等)

第7 甲は、乙がこの契約による業務を行うにあたり、取り扱っている個人情報の状況について必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査をすることができる。

(提供資料の返還義務)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第9 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第10 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後におい

ても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。
(契約の解除及び損害賠償)

第11 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は直ちにこの契約を解除するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。

5-46-9 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（メディカル・ケア・サービス東海㈱）

知多市（以下「甲」という。）とメディカル・ケア・サービス東海㈱（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、障害者入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（該当施設）

第2条 福祉避難所を設置する施設は、愛の家グループホーム知多新知とする。

（委託契約）

第3条 福祉避難所の設置運営については、別に定める委託契約書（第1号様式）により、甲、乙の間で委託契約を締結するものとする。

（設置運営の期間）

第4条 この協定における福祉避難所の設置運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用等）

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

（1） 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

（2） 要配慮者等に要する食費

2 前項各号に掲げるものについては、別に定める費用等に関する届出（第2号様式）を作成し、これを甲に提出する。

3 その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（協力体制）

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は、できる限り当該協力要請に応えるものとする。

（要配慮者等の受入れ等）

第7条 甲は、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等の受入を乙に依頼し、乙はこれをできる限り受け入れるよう努める。この場合において、要配慮

者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

（個人情報の保護）

第8条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の設置運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第9条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第10条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

（協定の解除）

第11条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

（協定締結期間）

第12条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより、期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、毎年自動更新されるものとする。

（疑義の解決）

第13条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年3月29日

（甲）知多市緑町1番地

知多市

知多市長 宮 島 壽 男

（乙）所在地 岐阜県大垣市宝和町15番地

法 人 名 メディカル・ケア・サービス東海株式会社

代表者名 浅 野 雅 良

5-47 全国梅サミット協議会加盟市町災害時相互応援協定書

全国梅サミット協議会加盟市町（以下「協定市町」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、いずれかの市町域において災害が発生し、災害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市町の要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、応急対策及び復旧活動に必要と認められる事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする被災市町は、次の事項を明らかにし、第6条に定める連絡担当部局を通じて、応援を要請するものとする。この場合において、被災市町は次の事項を記載した文書を後日、速やかに送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号まで掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市町は、これに応じ応援に努めるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、協定市町において激甚な災害が発生したことが明らかな場合は、協定市町が自主的判断により応援を実施することができるものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要する経費は、応援を要請する被災市町が負担する。

2 応援を要請する市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市町から要請があった場合には、応援を要請された協定市町は、一時繰替支弁することができる。

（災害補償等）

第5条 第1条及び第2条の規定により派遣された職員（以下「応援職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 応援職員が第三者に損害を与えた場合は、その損害が災害応急活動中に生じたものについては、被災市町が賠償の責めを負い、被災市町への往復経路の途中で生じたものについては、応援を行う協定市町が賠償の責めを負うものとする。

（連絡担当部局）

第6条 協定市町は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（資料の交換）

第7条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の

参考資料を相互に交換するものとする。

- 2 協定市町は、地域防災計画その他の参考資料を改訂したときは、他の協定市町にそれを送付するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

(その他)

第9条 この協定は、協定市町及び協定市町の各機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

この協定の締結を証するため、本協定書13通を作成し、協定市町は記名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

この協定は、平成29年4月3日から効力を生ずる。

平成29年4月3日

茨城県水戸市中央一丁目4番1号

水戸市

代表者 水戸市長 高橋 靖

群馬県安中市安中一丁目23番13号

安中市

代表者 安中市長 茂木 英子

埼玉県入間郡越生町大字越生900番地2

越生町

代表者 越生町長 新井 雄啓

東京都青梅市東青梅一丁目11番地1

青梅市

代表者 青梅市長 浜中 啓一

神奈川県小田原市荻窪300番地

小田原市

代表者 小田原市長 加藤 憲一

静岡県熱海市中央町1番1号

熱海市

代表者 熱海市長 齊藤 栄

愛知県知多市緑町1番地

知多市

代表者 知多市長 宮島 壽男

奈良県奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市
代表者 奈良市長 仲川 元庸

和歌山県日高郡みなべ町芝 742 番地
みなべ町
代表者 みなべ町長 小谷 芳正

神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目 2 番地 1
湯河原町
代表者 湯河原町長 富田 幸宏

福岡県太宰府市観世音寺一丁目 1 番 1 号
太宰府市
代表者 太宰府市長 芦刈 茂

静岡県伊豆市小立野 38 番地の 2
伊豆市
代表者 伊豆市長 菊地 豊

福井県三方上中郡若狭町中央第 1 号 1 番地
若狭町
代表者 若狭町長 森下 裕

5-48 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（西日本電信電話株式会社名古屋支店）

知多市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社名古屋支店（以下「乙」という。）は、災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、地震及び風水害等の発生により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本覚書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線や引き込み線等（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や引き込み線等の乙が設置する設備が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、一切を甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報については「特設公衆電話設置一覧（知多市）」（別紙1）を作成し甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を「情報管理責任者（変更）通知書」（別紙２）をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話の閉鎖、移転等）

第６条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

（定期試験の実施）

第７条 甲及び乙は、年に１回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、「特設公衆電話 定期試験仕様書」（別紙３）に定める接続試験を実施することとする。

定期試験については、避難所開設訓練等での利用による接続確認とすることができる。利用方法として、接続は市内の固定電話への接続とし、携帯電話及び国際通話への接続はしないこととする。

（故障発見時の扱い）

第８条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の利用開始）

第９条 特設公衆電話の利用の開始については、甲乙協議の上乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者若しくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、後日、乙に対し利用開始の連絡を行うこととする。

（特設公衆電話の利用）

第１０条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（特設公衆電話の利用終了）

第１１条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速や

かに特設公衆電話を撤去し、後日、乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第12条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のウェブサイト上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条、第10条に規定する利用を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

- 2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。
- 3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。
- 4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(表明保証)

第14条 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 自ら又は自らの役員(取締役、執行役または監査役)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。)であること。
 - (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
 - (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
 - (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
 - (5) 本覚書の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。
- 2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時

に本覚書を解除することができる。

(1) 前項に違反したとき。

(2) 自ら次に掲げる行為をし、又は第三者をして次に掲げる行為をさせたとき。

① 相手方に対する暴力的な要求行為。

② 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為。

③ 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為。

④ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。

⑤ その他前各号に準ずる行為。

3 甲及び乙は、前項の規定により本覚書を解除した場合、相手方に損害が生じて、これを賠償する責を負わないものとする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第16条 本覚書は、全施設の特設公衆電話の使用可能日又は設備引き渡し完了日から、その効力を有するものとし、甲乙が文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成29年 4月 14日

甲 知多市緑町1番地
愛知県知多市
知多市長 宮島 壽男

乙 愛知県名古屋市中区大須4丁目9番60号
西日本電信電話株式会社 名古屋支店
取締役名古屋支店長 山本 尚樹

特設公衆電話設置一覧（知多市）

平成31年4月14日現在

No.	施設名	設置場所※1	住所	設置 回線数
1	八幡小学校	体育館(玄関扉横)	八幡字里之前84	2
2	八幡中学校	体育館(玄関フロア窓際)	八幡字左り脇135	3
3	新知小学校	体育館(相談室)	新知字廻間1	2
4	つつじが丘小学校	体育館(倉庫入口横)	つつじが丘4丁目26	2
5	新田小学校	体育館(入口下駄箱横)	八幡字鍋山65	2
6	東部中学校	体育館(会議室)	八幡字池下77	2
7	東部まちづくりセンター	まちづくりセンター(図書室)	八幡字南大平地51	1
8	佐布里小学校	体育館(会議室)	佐布里字五明26	2
9	中部中学校	体育館(倉庫2F)	新知東町3丁目28-1	2
10	中部公民館	公民館(事務室)	新知東町2丁目7-2	2
11	中央図書館	図書館(入口公衆電話横)	岡田字玉ノ脇22	3
12	岡田小学校	体育館(ミーティング室)	岡田字段戸坊1	2
13	岡田まちづくりセンター	まちづくりセンター(入口横)	岡田字段戸坊5	2
14	知多中学校	体育館(MDF内)	日長字原山160	2
15	旭北小学校	体育館(入口横)	日長字白山50	2
16	旭東小学校	体育館(玄関フロア窓際)	大興寺字広目10	2
17	旭南小学校	体育館(入口横)	金沢字向山1	2
18	旭まちづくりセンター	まちづくりセンター(MDF内)	新舞子字大口	2
19	旭南中学校	体育館(入口横)	金沢字中向山132	2
20	南粕谷小学校	体育館(ミーティングルーム入口)	南粕谷本町3丁目77	2

※1：設置場所とは、特設公衆電話機を接続する電話線モジュージャックの設置場所をいう。

：電話端子盤内、MD F（EPS）内にケーブルがまとめて収容されている場合は、所定の位置まで延長し、電話機を接続して使用する。

特記事項：設置回線については、回線設置時において設置場所の状況変化や設置場所変更等があった場合には、回線数を変更し、又は設置しないことがあります。

情報管理責任者（変更） 通知書

年 月 日

西日本電信電話株式会社名古屋支店
取締役名古屋支店長
様

知多

市長

印

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第5条に基づき情報管理責任者（正）及び（副）
を
下記のとおり通知致します。

記

施設名	情報管理責任者氏名	連絡先電話番号
	（正）	Tel FAX E-mail
	（副）	

情報管理責任者（変更）通知書

年 月 日

知多市長
_____様

社名古屋支店

西日本電信電話株式会

取締役名古屋支店長
_____印

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第5条に基づき情報管理責任者（正）及び（副）
を
下記のとおり通知致します。

記

施設名	情報管理責任者氏名	連絡先電話番号
	（正）	Tel FAX E-mail
	（副）	Tel FAX E-mail

特設公衆電話 定期試験仕様書

試験名	実施手順
Ⅰ．西日本電信電話株式会社 (以下「NTT西日本」という。) による回線試験	① NTT西日本から特設公衆電話の電気通信回線（モジュージャックまで）の回線試験を実施します。
	② 回線に異常が確認された場合は、NTT西日本が修理を実施します。
Ⅱ．知多市による通話試験	① 各避難所にて、モジュージャックに電話機を接続し、知多市内の部署等に電話をかけ、正常に接続ができるかの確認を実施します。
	② 通話ができない、または雑音が入る等、異常が確認された場合は、NTT西日本故障受付部門（１１３）へ連絡します。

5-49 災害時の柔道整復師救護活動に関する協定（公益社団法人 愛知県柔道整復師会）

知多市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県柔道整復師会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲の要請に基づき乙が行う救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（柔道整復救護班の派遣）

第2条 甲は、前条の規定に基づく救護活動（以下「救護活動」という。）を実施する必要があると認める場合には、乙に柔道整復救護班の派遣を要請するものとし、乙は、この要請を受けたときは、速やかに柔道整復救護班を編成し、甲の指定する災害現場に設置する救護所、避難所等に派遣するものとする。

（救護活動）

第3条 柔道整復救護班は、原則として、甲が設営する救護所又は避難所等において、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された柔道整復業務を行うものとする。なお、災害現場に設置された医療救護所の指導指示に従うものとする。

（衛生材料等の供給）

第4条 救護活動に必要な衛生材料等は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合には、乙の所有又は所持するものを使用するものとする。

（施術費）

第5条 救護所等における救護活動は、原則として無償で行うものとする。

（報告）

第6条 柔道整復救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

2 乙又は柔道整復救護班の班長は、柔道整復救護班員に業務災害及び物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

（費用弁償）

第7条 甲の要請に基づき、乙の派遣した柔道整復救護班が救護活動を実施した場合に要する次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

2 乙が要した費用とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 乙が供給した医療品等（乙の派遣する救護班の携行品を含む。）の使用に係る経費

(2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めたもの

3 前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（扶助金）

第8条 甲は、柔道整復救護班員が災害支援において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき支給される扶助金の例を参考として、扶助金相当額を乙に支給するものとする。

（疑義の解決）

第9条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

（有効期限）

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからもこの協定の意思表示がない限り、1年間有効期限を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成29年8月24日

甲 知多市緑町1番地
知多市
市長

乙 名古屋市中区金山五丁目13番22号
公益社団法人 愛知県柔道整復師会
会長

5-50 災害時における応急復旧に関する応援協定書（知多市建設業協力会）

知多市（以下「甲」という。）と知多市建設業協力会（以下「乙」という。）は、知多市に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、災害復旧活動に関する応急対策（以下「応急対策」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、応急対策を迅速に行うため、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、応急対策を実施するため支援が必要であると認めるときは、応急対策要請書（第1号様式）により、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等で要請し、事後に応急対策要請書を提出するものとする。

（応急対策の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、直ちに乙の会員（以下「会員」という。）に連絡し、応急対策を実施するものとする。

2 乙は、応急対策が完了した場合は、速やかに甲に応急対策報告書（第2号様式）を提出するものとする。

（費用）

第4条 前条の応急対策に要した費用は、甲が負担するものとし、その費用の請求は、会員が乙を経由して行う。

2 前項の費用は、災害時直前における通常の価格を基礎として算出するものとする。ただし、別途定める「道路修繕単価表」等に該当するものは、これを参考とするものとする。

（防災対策事業への協力）

第5条 乙は、甲が行う防災訓練等の防災対策事業に協力するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、応急対策の実施に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

2 甲は、乙の会員が保有する使用可能機械及び資機材の状況、動員可能人数に関する情報等を必要に応じて、動員可能報告書（様式第3号）により乙に求めることができる。

3 乙は、会員への連絡体制及び会員が有する建設機材の数量及び作業員の員数について第9条の規定に基づき協定の期間を延長した場合は、毎年、6月末までに甲に報告するものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定の内容を実施するため、甲、乙それぞれに連絡責任者を置く。

(1) 甲 知多市都市整備部土木課長

(2) 乙 知多市建設業協力会会長

(補償等)

第8条 応急対策の従事者（以下「従事者」という。）が応急対策業務（以下「業務」という。）により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、当該従事者の所属する会員の負担とする。

2 従事者が、業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該従事者の所属する会員が、その損害を賠償する責めを負うものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の期間は、協定の締結の日より平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも申出のない時は、この協定の期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(雑則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙協議の上定める。

附則 この協定は、平成29年9月1日から適用する。

2 平成18年11月30日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2部作成し、甲、乙記名押印の上各1部を保有する。

平成29年9月1日

甲 知多市緑町1番地

愛知県知多市

知多市長 宮島 壽男

乙 知多市岡田字海渡61番地

知多市建設業協力会

会 長 土井 政視

第1号様式（第2条関係）

応急対策要請書

年 月 日

知多市建設業協力会

会長

様

知多市長

災害時における応急復旧に関する応援協定書第2条の規定により、下記のとおり要請します。

記

- 1 依頼番号
- 2 名称
- 3 要請場所
- 4 要請期間
- 5 要請内容
- 6 市担当者名及び連絡先

第2号様式（第3条関係）

応急対策報告書

年 月 日

知多市長 様

知多市建設業協力会
会長

災害時における応急復旧に関する応援協定書第3条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 依頼番号
- 2 名称
- 3 活動場所
- 4 活動期間
- 5 活動内容（写真添付）
- 6 活動に要した人員・資機材等の内訳
- 7 実施した会員名、担当者名及び連絡先

様式第3号（第6条関係）

年 月 日現在

動員可能報告書

土木課長 様

報告者 知多市建設業協力会 ○○○○○

下記のとおり報告します。

[illegible]

5-51 災害時における消防用水等の確保に関する協定書（新知多コンクリート工業株式会社）

知多市（以下「甲」という。）と新知多コンクリート工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時に必要な用水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、知多市内において火災、風水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に行う飲料水を除く生活用水及び消防用水（以下「用水」という。）の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、用水の供給を必要とする事態が発生した場合は、乙に対して用水の供給の協力要請を行うことができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、特別な事由がある場合を除き、直ちに甲の指定する用水の供給（以下「供給支援業務」という。）を行うものとする。

（業務報告）

第3条 乙は、供給支援業務を開始したときは、甲に対して災害時における消防用水等の供給支援報告書（別記様式）を作成し報告するものとする。

2 乙は、供給支援業務を完了したときは、前項に準じて甲に対して報告するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条第2項の規定による供給支援業務に要した経費については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害時直前における通常の価格を基礎として算出する。

（補償等）

第5条 供給支援業務に係る乙の従事者（以下「従事者」という。）が負傷し、又は死亡した場合における災害補償は、乙の負担とする。

2 従事者が、業務上第三者に損害を与えた場合においては、乙が、その損害を賠償する責めを負うものとする。

（訓練）

第6条 用水の確保の業務を円滑に実施するため、甲と乙は協議して訓練を実施するものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては知多市消防署長、乙においては新知多コンクリート工業株式会社特別顧問とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、双方で協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(内容の変更)

第10条 この協定の内容は、双方の協議により、随時変更することができる。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年12月13日

(甲) 住 所 愛知県知多市緑町1番地
氏 名 知多市
知多市長 宮島壽男

(乙) 住 所 愛知県知多市日長字赤坂51番地
氏 名 新知多コンクリート工業株式会社
特別顧問 廣岡勇一

別記様式（第3条関係）

災害時における消防用水等の供給支援業務報告書

年 月 日 知多市長 様 新知多コンクリート工業株式会社	
支 援 業 務 日 時	要請日時 年 月 日（ ） 時 分 完了日時 年 月 日（ ） 時 分
業 務 の 場 所	
業 務 内 容	
ミ キ サ ー 車 台 数	台
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

5-52 災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定書（一般社団法人 愛知県LPガス協会中央支部知多西分会）

（趣旨）

第1条 知多市（以下「甲」という。）と一般社団法人愛知県LPガス協会中央支部知多西分会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における液化石油ガス及び燃焼器具（以下「液化石油ガス等」という。）の優先供給について協定を締結する。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、かつ、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（要請手続）

第3条 前条の規定による協力の要請は、災害時協力要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、災害時協力要請書による要請が困難な場合は、甲は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後、速やかに災害時協力要請書を乙に送付するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

（保安に関する業務）

第4条 液化石油ガス等の供給に必要な保安に関する業務（以下「協力業務」という。）については、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、第3条の要請による協力を実施したときは、災害時要請業務実施報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の要請により乙から供給を受けた液化石油ガス等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害の発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協力体制等の整備)

第7条 乙は、災害時の円滑な協力体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(災害時の情報提供)

第8条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、協力業務を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1月前までに甲又は乙から書面による申出がないときは、更に同一の内容で1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保管する。

平成30年1月25日

甲 愛知県知多市緑町1番地

知多市

知多市長 宮島 壽男

乙 愛知県半田市宮路町53番地 住吉福祉文化会館内

一般社団法人愛知県LPガス協会中央支部

知多西分会長 加藤 貞裕

第1号様式(第3条関係)

番 号
年 月 日

災害時協力要請書

愛知県LPGガス協会中央支部
知多西分会長 様

知多市長

災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

知多市 要請担当者		所 属 職・氏名 電話番号	
電話・ファクシミリ等 による要請日時		年 月 日 () 時 分	
要請 内容	品 名 数 量		
	期 間		年 月 日～ 年 月 日
	対象 施設	名 称	
		所在地	
		担当者	所 属 職・氏名 電話番号
備 考			

第2号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

災害時要請業務実施報告書

知多市長 様

愛知県L P ガス協会中央支部知多西分会長

災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定書第5条の規定に基づき、次のとおり報告します。

知多市 要請担当者		所 属 職・氏名 電話番号	
電話・ファクシミリ等 による要請日時		年 月 日 () 時 分	
要請 内容	品 名 数 量		
	期 間		年 月 日～ 年 月 日
	対象 施設	名 称	
		所在地	
		担当者	所 属 職・氏名 電話番号
供給実施者		会社名 所在地 担当者 電話番号	
備 考			

5-53 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（東明工業株式会社）

（趣旨）

第1条 知多市（以下「甲」という。）と、東明工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難所の設営等に必要な段ボール製品等（以下「物資」という。）の供給等に関し必要な事項を定めるものとする。

（供給等に関する事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の物資の供給等に関する事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請及び受諾等）

第3条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、別に定める救援物資供給要求書（第1号様式）により、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けてこれを受託するときは、甲に対して次の事項を連絡するものとする。

- (1) 連絡窓口及び連絡方法として基本的には東明工業株式会社知多本社工場総務部を窓口とし、連絡方法はFAXとするが、緊急を要するときは、都度担当者及び連絡方法を連絡する。
- (2) 提供可能な物資の種類、数量及び時期
- (3) その他必要な事項

- 3 物資の供給等に必要な基本的条件については、前項の連絡の後、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(物資の種類)

第4条 前条の規定により甲が乙に提供を要請することができる物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製簡易トイレ
- (2) 段ボール製簡易ベッド
- (3) 段ボール製シート
- (4) 段ボール製間仕切り
- (5) その他乙の取扱商品

(物資の引渡し)

第5条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。この場合において、甲は、甲が指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

- 2 乙は、物資の組み立て等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう努めることとする。
- 3 乙は、搬送終了後、速やかに別に定める救援物資供給完了報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

(物資の回収)

第6条 乙は、納品した物資の使用が終了し、甲から依頼があった場合、物資の回収について調整を行い、リサイクルに努めるものとする。

(経費等の負担及び請求等)

第7条 甲の要請により乙が調達した物資の代金及び当該物資の運搬に要した

経費（以下「経費等」という。）は、災害時直前の適正価格を基準とし、甲及び乙が協議して決定するものとする。

- 2 前2条の規定に基づき、乙が業務に要した経費等については、災害対策基本法第91条又は第92条の規定に基づき、相当額を甲が負担する。
- 3 乙は、前項の経費等を集計し、積算根拠を示す資料を添付して、甲に請求するものとする。
- 4 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払を行うものとする。

（連絡窓口及び連絡体制）

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

- 2 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、連絡体制の確立を図るものとする。

（情報の共有等）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、生産能力及び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。
- 3 乙は、日頃より、本協定の趣旨及び手続等について関係社員の理解を深めるよう努めるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定書の有効期間は、協定の締結の日から平成 31 年 1 月 31 日までとする。ただし、協定期間満了の日の 1 か月前までに、甲及び乙のいずれから何らの意思表示がないときは、この協定はさらに 1 年間継続するものとし、以後この例による。

2 この協定を解約する場合は、甲及び乙いずれか一方が解約希望日 1 か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 30 年 2 月 5 日

甲 愛知県知多市緑町 1 番地
愛知県知多市
知多市長 宮島 壽男

乙 愛知県知多市新刀池 2 丁目 11 番地
東明工業株式会社
代表取締役 二ノ宮 啓

5-54 全国LNG火力発電所所在市町村連絡協議会災害時相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策及び復旧活動に万全を期すため、全国LNG火力発電所所在市町村連絡協議会構成市町村（以下「協定市町村」という。）間で相互応援することについて定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及びその他生活必需品等の物資の提供
- (2) 救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な資機材の提供及び職員の派遣
- (3) 被災者の一時受け入れ施設の提供及びあつせん
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(応援等の要請)

第3条 応援を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにし、利用可能な通信手段を用いて応援を要請するとともに、速やかに文書により提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所
- (3) 必要とする物資等の品目及び数量
- (4) 必要とする職員の職種、人数等
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

(応援の実施)

第4条 前条の規定により要請を受けた協定市町村は、その内容に従い応援を行うよう努めるものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

2 協定市町村は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、前条に規定する要請を待たずに自主的に応援活動を行うことができるものとする。

(連絡体制)

第5条 協定市町村は、必要な情報等を相互に提供することにより応援が円滑に行われるよう、あらかじめ連絡窓口を定めるものとする。

(応援に係る経費の負担)

第6条 職員の派遣に要する経費は、原則として応援を要請した市町村の負担とする。ただし、第4条第2項に基づき自主判断により応援活動を実施した場合並びにその他これにより難しい場合は、応援を実施した市町村と応援を受けた市町村で協議して定めるものとする。

(損害補償等)

第7条 応援に派遣した職員がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、応援を行う市町村が負担するものとする。

2 応援に派遣した職員が、応援の業務中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市町村への往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市町村がその賠償の責務を負うものとする。

(情報の交換)

第8条 協定市町村は、この協定が円滑に行われるよう、平時から必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、協定市町村のいずれかから何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、協定市町村が個別に災害時に相互応援に関して既に締結しているもの又は今後締結する協定等を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書11通を作成し、協定市町村の首長が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年5月22日

宮城県 七ヶ浜町長 寺澤 薫

新潟県 聖籠町長 渡邊 廣吉

茨城県 神栖市長 保立 一男

愛知県 知多市長 宮島 壽男

千葉県 袖ヶ浦市長 出口 清

三重県 川越町長 城田 政幸

新潟県 新潟市長 篠田 昭

香川県 坂出市長 綾 宏

新潟県 上越市長 村山 秀幸

沖縄県 中城村長 浜田 京介

千葉県 富津市長 高橋 恭市

5-55 災害ボランティアセンターの設置、運営等に関する協定書（社会福祉法人 知多市社会福祉協議会）

知多市（以下「甲」という。）と社会福祉法人知多市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における災害ボランティアセンター（現地ボランティアセンターを含む。以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、知多市内において災害が発生した場合に、知多市地域防災計画に基づき甲が災害時応急対応活動として行うセンターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するため、甲及び乙の果たすべき役割、協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する被害をいう。

（連携及び協力）

第3条 甲及び乙は、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報又は被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じるものとする。

（センターの設置）

第4条 災害が発生した場合には、甲は、必要に応じてセンターを設置し、乙に開設を要請するものとする。

（センターの設置場所）

第5条 センターの設置場所は、福祉活動センター又は市民活動センターとする。ただし、当該施設が被災し、設置することが困難な場合は、甲は、これに代わる場所を確保するものとする。

- 2 甲は、著しい被害を受けた地域にセンターの分室的な機能を持つ現地ボランティアセンターの設置が必要と認めるときは、乙と協議の上、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第6条 センターの運営は、乙が主体となり、必要に応じて、災害ボランティアコーディネーター、外部からのボランティア、他の社会福祉協議会、関係機関及び団体と協力して行うものとする。

- 2 甲は、乙のセンター運営に当たり、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第7条 乙は、センターの運営が困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第8条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集及び受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター又は災害ボランティア活動に関する各種相談又は問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材又は活動物資の調達、貸出、保管又は管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 知多市災害対策本部等との次に掲げる情報の共有
 - ア 被災状況及び避難情報
 - イ インフラ等の復旧計画及び復旧情報

ウ ボランティアによる支援活動の状況

エ 特に支援を必要とする者の情報（共有の内容及び範囲は別に定める）

オ アからエまでに掲げるもののほか、災害ボランティア活動に必要と

甲、乙が認める情報

(10) 関係機関及び団体との間の連絡、調整、仲介等

(11) 前各号に掲げるもののほか、センターの活動に必要な業務

（資機材等の確保）

第9条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）

第10条 センターの運営に係る人件費、応援職員旅費、拠点設置費用等について、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。

2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

（請求及び支払）

第11条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認してその費用を乙に支払うものとする。

（センターの閉鎖）

第12条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（損害補償）

第13条 災害時における応急又は復旧の活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、原則としてボランティア活動保険により対応するものとする。

2 前項に規定するボランティア活動保険の保険料については、甲が負担するものとする。

(報告)

第14条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第15条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備及び保持に努めるものとし、甲は、必要な支援を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から災害時に備えて協議し、又は連携し、ボランティア団体、地域住民、防災関係機関等との良好な関係の維持に努め、災害時における協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるように、相互に協力して災害ボランティア及び災害ボランティアコーディネーターの養成を行うとともに、市民の防災意識の醸成に努めるものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3月前までに甲、乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 3 年 3 月 1 日

(甲) 知多市緑町 1 番地

知多市

知多市長 宮 島 壽 男

(乙) 知多市緑町 3 2 番地の 6

社会福祉法人 知多市社会福祉協議会

会 長 渡 辺 正 敏

5-56 災害時における家屋被害認定業務に関する協定書（公益社団法人 愛知県建築士事務所協会、公益社団法人 愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会、公益社団法人 愛知県不動産鑑定士協会）

知多市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益社団法人愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会及び公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定業務の迅速かつ円滑な実施に向けて、愛知県と乙が締結した「災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書」第3条に基づき、次のとおり協定を締結する。

（被害認定業務への協力）

- 第1条 甲は、甲の地域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に実施する家屋の被害認定業務（以下「業務」という。）について、乙の協力が必要と認めるときは、愛知県又は乙に対して応援を要請することができる。
- 2 乙は、愛知県又は甲から応援要請があった場合には、乙の会員を甲に派遣し、甲が実施する業務に協力する。

（業務の内容）

- 第2条 第1条第2項の規定により乙が行う業務の内容は、次に掲げるものとする。
- （1）災害に係る住家の被害認定基準（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び内閣府の定める運用指針に基づき、甲の職員と連携して被害認定調査を行うこと。または調査の補助及び助言を行うこと。
- （2）その他、甲と乙との間で個別に協議の上決定した業務を行うこと。

（応援要請等の手続）

- 第3条 甲が愛知県又は乙に応援要請するときは、書面（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに書面を送付

するものとする。

(費用の負担)

第4条 甲は、第2条に規定する業務を行ったことにより発生した乙の人件費、交通費等の費用を負担する。

甲が負担する費用の額は、別記「費用負担額積算基準」のとおりとする。ただし、特段の事情等により、甲乙双方の合意に基づく場合はこの限りでない。

(秘密の保持)

第5条 乙及び乙の会員は、業務により知り得た甲の秘密や被害認定調査対象者の個人情報等の秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も、また同様とする。

(従事者の災害補償)

第6条 乙は、業務に従事した乙の会員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

(定めのない事項等の処理)

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（甲の条例、規則等を含む。）に定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何ら意思表示がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自

1 通を保有する。

令和 2 年 5 月 29 日

甲 知多市緑町 1 番地
知 多 市 長 宮 島 壽 男

乙 名古屋市中区錦一丁目 18 番 24 号
公益社団法人愛知県建築士事務所協会
会 長 松 岡 由 紀 夫

名古屋市中区栄二丁目 10 番 19 号
公益社団法人愛知建築士会
会 長 柳 澤 講 次

名古屋市西区新道一丁目 2 番 25 号
愛知県土地家屋調査士会
会 長 伊 藤 直 樹

名古屋市中区栄四丁目 3 番 26 号
公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会
会 長 安 田 商 基

別記「費用負担額積算基準」（第4条関係）

甲が負担する費用については、以下の積算基準により決定する。

（積算基準）

費用負担額＝（派遣人員数×派遣日数）×業務従事単価※（交通費及び事務的経費等を含む）

※業務従事単価は、被害認定業務の専門性等の性質を踏まえ、国土交通省が毎年定める設計業務委託等技術者単価のうち、「測量補助員」の基準日額とする。

５－５７ 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書（マツオカ建機株式会社）

知多市（以下「甲」という。）とマツオカ建機株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律２２３号）に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対応に必要な資機材（以下「資機材」という。）のレンタルに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、災害時における応急対策及び復旧業務を実施するに当たり、甲が乙から必要な資機材の迅速かつ円滑な提供を受けるために必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第２条 甲は、災害時において資機材を必要とする時は、乙に対し、乙の保有する又は調達できる資機材について優先的な提供を要請することができる。

２ 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた時は、その緊急性に鑑み、可能な範囲において資機材を甲に優先的に提供するものとする。

（資機材の種類）

第３条 甲が、乙に要請する資機材は、次に掲げるものとする。

（１）別表で掲げる資機材

（２）前号に掲げるもののほか、乙の調達できる範囲内で甲が指定する資機材

（協力の要請）

第４条 第２条の規定による要請は、別紙１をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭、電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（資機材の引渡し）

第５条 資機材の搬入又は設置の場所は、甲が指定する場所とする。この場合において、甲は、甲が指定した者を当該場所に派遣し、資機材を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

２ 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が指定する輸送手段により運搬するものとする。

３ 甲は、乙が前項の規定により資機材を車両により運搬するときは、当該車両を優先

車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第6条 甲がレンタルした資機材の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるレンタル及び運搬等に係る適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(費用の支払い)

第7条 前条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(情報交換及び連絡体制)

第8条 甲及び乙は、平常時から資機材のレンタル等についての情報交換を行うとともに、連絡体制表（別紙2）を作成し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和5年3月31日までとする。ただし、この有効期間満了の前1か月前までに、甲乙いずれかからの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義又は変更が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

令和4年6月9日

甲 愛知県知多市緑町1番地
知多市
知多市長 宮 島 壽 男

乙 三重県三重郡川越町大字当新田17番地
マツオカ建機株式会社
代表取締役社長 松 岡 賢

別表（第3条関係）

資 機 材			
1	発電機（2～3KVA）	1 8	送風機
2	発電機（13～90KVA）	1 9	クールミスト
3	発電機（100～400KVA）	2 0	ミストファン
4	パソコン用発電機（0.9～2.8KVA）	2 1	スポットクーラー
5	超低騒音発電機（25～60KVA）	2 2	移動式エアコン（12HP・25HP）
6	三電源仕様発電機（25～60KVA）	2 3	ジェットヒーター
7	電工ドラム	2 4	ブライトヒーター
8	エンジンコンプレッサー（25～100 HP）	2 5	ストーブ類（石油ストーブ・ファンヒーター・温風ヒーター）
9	水中ポンプ（普通揚程 2～8吋）	2 6	無線機
1 0	投光機（2灯式・4灯式）	2 7	ダンプ（軽・2T・4T）
1 1	バルーン投光機（400W・1000W）	2 8	トラック（軽・2T・4T）
1 2	コンテナ倉庫	2 9	トラッククレーン付（2T・4T）
1 3	簡易水洗トイレ	3 0	散水車（2T・4T）
1 4	シャワーユニット	3 1	ミニバックホー後方小旋回（0.03～0.2m ³ ）
1 5	ポリローリタンク（500～2000ℓ）	3 2	バックホー後方小旋回（0.25～0.7m ³ ）
1 6	ウォータークーラー	3 3	スタンドファン
1 7	大型扇風機	3 4	製氷機

別紙 1（第 4 条関係）

年 月 日

マツオカ建機株式会社 様

知 多 市 長

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書第 4 条の規定に基づき、下記のとおり資機材の提供を要請します。

記

資機材名	規格	数量	搬入(設置)場所	備考

担当者
連絡先

別紙2（第8条関係）

連 絡 体 制 表
「災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書」

1 執務時間の連絡先

	知 多 市	マツオカ建機株式会社
部 局		
T E L		
F A X		

2 時間外及び休日の場合の連絡先

	知 多 市	マツオカ建機株式会社
部 局		
T E L		
F A X		
備 考		

3 勤務時間及び休日

	知 多 市	マツオカ建機株式会社
勤務時間		
休 日		

5-58 災害時における相互連携に関する協定書（中部電力パワーグリッド株式会社常滑営業所）

知多市（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社常滑営業所（以下「乙」という。）は、災害時に相互に連携して対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、知多市内で地震、風水害、雪害等による災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生が予測される場合に、甲乙が連携し対応することにより、市民生活の早期復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、知多市内とする。

（連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携するものとする。

- (1) 甲及び乙は、災害が発生又は発生が予測される場合には、相互に連絡体制を確立し、連携して停電情報等必要な情報の共有に努めるものとする。
- (2) 甲及び乙は、災害発生時に、乙の所有する設備が甲の管理する道路の通行に支障を来した場合は、甲乙が連携して通行の確保に努めるものとする。特に、甲が管理する緊急輸送道路については、他の道路よりも優先的に通行の確保を行うものとする。
- (3) 乙は、早期の停電復旧作業のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、他の緊急の業務に支障のない範囲において、協力するものとする。
- (4) 甲及び乙は、両者が保有する連絡、通信手段等を利用し、市民に対して停電情報、復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。
- (5) 甲及び乙は、病院、避難所等の優先的に停電復旧すべき重要施設について、平時から確認、調整等情報を共有するものとする。
- (6) 甲及び乙は、災害時における道路の寸断及び停電を未然に防止するため、被害を及ぼす恐れのある樹木の除去等、事前対策に取り組むものとする。
- (7) 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、両者が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

（連携方法）

第4条 前条の連携の詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(費用負担)

第5条 この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用負担等については、
甲乙協議の上、別途決定する。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定の実施を通じて知り得た相手方に関する秘密情報及び第
三者の個人情報を、他人に開示し又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第7条 この協定の実施にあたっては、甲及び乙が相互に協力し、両者の従事者並びに
第三者の安全確保に万全を期すものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、
甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(期間)

第9条 この協定は、協定締結日から令和5年3月31日まで効力を有するものとする。
ただし、期間満了日までに甲乙いずれからも、書面による変更又は廃止の申し出がな
いときは、期間満了日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を
保有する。

令和4年6月24日

(甲) 知多市緑町1番地
知多市
知多市長 宮島 壽男

(乙) 常滑市字古社24番地の8
中部電力パワーグリッド株式会社
常滑営業所長 小田川 尊史

5-59 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（神原段ボール株式会社）

（趣旨）

第1条 知多市（以下「甲」という。）と、神原段ボール株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所の設営等に必要な段ボール製品等（以下「物資」という。）の供給等に関し必要な事項を定めるものとする。

（供給等に関する事項の発動）

第2条 災害時の物資の供給等に関する事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、甲が乙に対して協力の要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請及び受諾等）

第3条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、別に定める救援物資供給要求書（第1号様式）により、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、優先的な供給について、可能な限り協力するよう努めるものとし、甲に対して次の事項を連絡するものとする。

（1）提供可能な物資の種類、数量及び時期

（2）前号に掲げるもののほか、必要な事項

3 物資の供給等に必要な条件については、前項の連絡後、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（物資の種類）

第4条 前条の規定により甲が乙に提供を要請することができる物資は、次に掲げるものとする。

（1）段ボール製簡易ベッド

（2）段ボール製シート

（3）前2号に掲げるもののほか、乙の取扱商品

（物資の引渡し）

第5条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬入するものとする。この場合において甲は、甲が指定する者をもってこれを確認させ、引渡しを受けるものとする。

2 乙は、避難所の設営等が円滑に進むよう物資の組み立て等を指導できる者を派遣するよう努めるものとする。

3 乙は、搬入を終了したときは、速やかに別に定める救援物資供給完了報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

(物資の回収)

第6条 乙は、物資の使用が終了し甲から依頼があった場合は、回収について調整を行いリサイクルに努めるものとする。

(費用の負担及び請求等)

第7条 甲の要請により乙が調達した物資の対価、当該物資の搬入及び回収に要した費用は、災害時直前の適正価格を基準とし、甲及び乙が協議して決定するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づき乙が要した費用について、災害対策基本法第91条又は第92条の規定に基づき相当額を負担する。

3 乙は、前項の費用を集計し積算根拠を示す資料を添付して、甲に請求するものとする。

4 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(連絡窓口及び連絡体制)

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

2 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、連絡体制の確立を図るものとする。

(情報の共有等)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、生産能力及び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。

3 乙は、日頃より、本協定の趣旨及び手続等について関係社員の理解を深めるよう努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも意思表示がないときは、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

2 この協定を解約しようとするときは、甲及び乙のいずれかが解約を希望する日の1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を相互に証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名の上、各自 1 通を保有する。

令和 4 年 1 2 月 2 0 日

甲 愛知県知多市緑町 1 番地
愛知県知多市
知多市長 宮 島 壽 男

乙 愛知県常滑市久米字池田 2 0 1
神原段ボール株式会社
代表取締役社長 丸 山 浩 司

第1号様式(第3条関係)

番 号
年 月 日

救援物資供給要求書

神原段ボール株式会社
様

知多市長

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

知多市 要請担当者		所 属 職・氏名 電話番号	
電話・ファクシミリ等 による要請日時		年 月 日 () 時 分	
要請 内容	品 名 数 量		
	対象 施設	名 称	
		所在地	
		担当者	所 属 職・氏名 電話番号
備 考			

第2号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

救援物資供給完了報告書

知多市長 様

神原段ボール株式会社

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書第5条の規定に基づき、次のとおり報告します。

知多市 要請担当者		所 属 職・氏名 電話番号	
電話・ファクシミリ等 による要請日時		年 月 日（ ） 時 分	
要請 内容	品 名 数 量		
	対象 施設	名 称	
		所在地	
		担当者	所 属 職・氏名 電話番号
供給実施者		神原段ボール株式会社 担当者 電話番号	
備 考			

5－60 災害時における相互連携に関する協定書（西日本電信電話株式会社）

知多市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の大規模な通信障害に対して、連携して対応に当たることとし、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、知多市内で災害による大規模な通信障害が発生した場合、又は発生が予想される場合に、甲乙が連携し対応することにより、迅速な災害復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、知多市内とする。

（連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携するものとする。

- （1） 甲及び乙は、大規模な通信障害が発生した場合若しくはそのおそれがある場合には、必要に応じて甲乙が連携し、通信障害情報等の共有に努めるものとする。
- （2） 甲及び乙は、災害発生時に、乙の設備が甲の管理する道路の通行に支障を及ぼした場合、連携して通行の確保に当たるとともに、甲の管理する緊急輸送道路等については、これを可能な限り優先的に実施するものとする。
- （3） 乙は、早期の通信障害復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、他の緊急の業務に支障のない範囲において、協力するものとする。
- （4） 乙は、通信障害復旧作業に必要となる活動拠点について、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。
- （5） 甲及び乙は、双方が保有する連絡・通信手段等を利用し、知多市民に対して通信障害の情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。
- （6） 甲は、通信障害の仮復旧のための機器を優先的に配置すべき重要施設について確認し、乙と情報共有しておくとともに、情報に変更が生じた場合は、随時共有するものとする。
- （7） 乙は、通信障害の仮復旧のための機器を配置する場合は、復旧見通し及び仮復旧箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案し配備するものとする。
- （8） 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に

積極的に協力するものとする。

(連携方法)

第4条 前条の連携に関する詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、
甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(費用負担)

第5条 この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用は、甲乙協議の上、決定
するものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及
び第三者の個人情報等を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第7条 この協定の実施に当たっては、甲乙相互に協力し、甲及び乙の従事者並びに第三者
の安全確保に万全を期すものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲
乙協議の上、別途定めるものとする。

(期間)

第9条 この協定は、協定の成立した日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間
満了日までに甲及び乙のいずれからも書面による変更又は廃止の申し出がないときには、
期間満了日の翌日から1年間延長することとし、以降も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和5年3月1日

甲 愛知県知多市緑町1番地
知多市
知多市長 宮 島 壽 男

乙 愛知県名古屋市中区大須4丁目9番60号
西日本電信電話株式会社
執行役員 東海支店長 安 部 真 弘

5－6 1 災害時における協力に関する協定書（一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会）

知多市（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害その他災害の発生により、甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に多数の死者及び被災者が一時的または集中的に発生する場合の迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な手続き等について定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- （1）遺体の収容、安置及び保存に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- （2）遺体を安置、保存する施設の提供
- （3）遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- （4）避難場所の提供
- （5）避難場所における、被災者に対する炊き出しや継続的な食事等の提供
- （6）その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第3条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする

る。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書（第1号様式）を乙に送付するものとする。

- (1) 要請を行なった者の職氏名及び担当者氏名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請の内容
- (4) 協力を要請する期間
- (5) その他要請に必要な事項

（協力の方法）

第4条 乙は前条による甲の要請があった場合、乙のできる範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の協力を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を災害時要請業務実施報告書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容、安置及び保存に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
- (2) 遺体を安置、保存した施設の使用した部屋の数及び使用した日数
- (3) 避難場所に供給した食事等の数量
- (4) 生活支援等の各種サービスの内容
- (5) その他甲が乙に指示した事項

（経費の負担）

第6条 甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行なった場合、その経費は当該要請を行なった遺族等に請求する。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（価格の決定）

第9条 遺体の収容、安置及び保存に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置、保存した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては災害対策本部長の職にあたる者を、乙にあっては一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会中部ブロック長の職にあたる者を当該責任者とする。

（災害時の情報提供）

第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、支援を行なう場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(通知)

第14条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年3月までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(効力)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和5年3月27日

甲 愛知県知多市緑町1番地

知多市

知多市長 宮 島 壽 男

乙 東京都港区西新橋1丁目18番12号 COMS虎ノ門6階

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

会 長 渡 邊 正 典

第 1 号様式

年 月 日

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

会 長 様

知多市災害対策本部長

知多市長

災害時協力要請書

災害時における協力に関する協定書第 3 条規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
要請理由	
要請内容	
履行の場所	
履行の期日 又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
備考	

第2号様式

年 月 日

知多市災害対策本部長

知多市長 様

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会 長

災害時要請業務実施報告書

災害時における協力に関する協定書第5条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しました。

要請担当者	職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
実施業務内容	
従事者氏名	
履行の場所	
履行の期日 又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備考	

5-62 災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）

知多市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努

めるものとする。

- 2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年11月24日

甲 愛知県知多市緑町1番地
知多市
知多市長 宮 島 壽 男

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄一郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、 ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て） バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

5-63 災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定

愛知県（以下「甲」という。）及び市町（乙1から乙49まで）（以下、乙1から乙49までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部（以下「丙」という。）は、甲及び乙の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が自然災害等により被災した場合（以下「災害時」という。）における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、下水道施設に対する災害時被害の拡大防止と、被災した下水道施設の早期復旧を図ることを目的として、甲及び乙に対する丙の技術支援協力に関する基本的事項を定める。

（技術支援協力の定義）

第2条 この協定における丙の技術支援協力とは、丙による支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）の紹介と、支援協力者の中から甲又は乙より選任された会員（以下「業務実施者」という。）が実施する災害査定資料の作成、災害時における応急復旧方法の検討等の業務と定義する。

（技術支援協力の要請）

第3条 甲又は乙の丙に対する技術支援協力の要請は、第8条に規定する甲の事務局を経由して書面（様式第1）により行うこととし、甲の事務局は、甲又は乙の技術支援協力の要請をとりまとめたうえで、書面（様式第2）により、第8条に規定する丙の事務局に要請する。ただし、緊急時等でこれによりがたい場合は、甲の事務局を経由せずに丙に要請することができる。

2 丙は、前項による要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から、支援協力者を書面（様式第3）により甲又は乙に通知する。甲の事務局を経由せずに丙に要請があった場合は、要請した者に通知する。但し、災害の状況等やむを得ない事情により、会員が技術支援協力を実施できない場合においては、この限りではない。

3 甲又は乙は、前項による通知を受けた後、支援協力者の中から業務実施者を選任し、甲の事務局を経由して書面（様式第4）により丙に通知することとし、甲の事務局は、甲又は乙が選任した業務実施者をとりまとめたうえで、書面（様式第5）により丙の事務局に通知する。甲の事務局を経由せずに丙から通知を受けた場合は、通知を受けた者が丙に通知する。

（委託契約の締結及び費用）

第4条 甲又は乙は、業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

2 技術支援協力に係る費用は、支援を受ける甲又は乙の個々による負担とし、それぞれが個々に業務実施者と協議する。

3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を甲又は乙に請求する。

甲又は乙は業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

- 4 第1項の業務委託契約締結後に、契約変更が必要な事項が生じた場合には、甲又は乙と業務実施者は協議して業務委託契約を変更することができる。

（業務の実施）

第5条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

（労災及び損害補償など）

第6条 支援業務において、労働災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用する。

- 2 技術支援協力の実施に伴い、甲、乙又は業務実施者の責めに帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲又は乙に報告しなければならない。その措置について、甲又は乙及び業務実施者は協議して定める。

（広域の被災）

第7条 甲及び丙は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、当該下水道対策本部に関わる支援活動への対応方針について協議し、決定する。

（事務局及び連絡体制）

第8条 技術支援協力の要請及び支援協力者並びに業務実施者に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲、乙及び丙はそれぞれ連絡体制を定めておくものとする。甲及び丙の技術支援協力に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、愛知県建設局下水道課とする。
(2) 丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部事務局とする。
(3) 連絡体制に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は乙及び丙に伝える。

（情報の保護）

第9条 甲、乙、丙及び業務実施者は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（合同訓練）

第10条 甲、乙及び丙は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行う。
2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

（協定の有効期間）

第11条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和6年3月31日までとする。

- 2 期間満了の30日前までに甲、乙又は丙から、書面による協定終了の意思表示がない限り、さらに1年間その効力を継続するものとし、その後も同様とする。
- 3 前2項にかかわらず、甲、乙又は丙は、締結相手方それぞれとの事前協議を経て、協定を破棄することができる。

(補則)

第12条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙による協議のうえ定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。また、乙は、甲に提出する同意書をもって本協定の締結を証する。丙は同意書の写しを保有し、乙は本書の写しを保有する。

令和5年11月1日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県流域下水道管理者
愛知県知事 大村 秀章

乙1 愛知県豊橋市牛川町字下モ田29番地の1
豊橋市水道事業及び下水道事業管理者
豊橋市上下水道局長 木和田 治伸

乙2 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市水道事業及び下水道事業管理者
伊藤 茂

乙3 愛知県一宮市本町2丁目5番6号
一宮市水道事業等管理者
小塚 重男

乙4 愛知県瀬戸市追分町64番地の1
瀬戸市公共下水道管理者
瀬戸市長 伊藤 保徳

乙5 愛知県半田市東洋町二丁目1番地
半田市下水道事業
半田市長 久世 孝宏

乙6 愛知県春日井市鳥居松町5目44番地
春日井市公共下水道事業

	春日井市長	石黒 直樹
乙 7	愛知県豊川市諏訪一丁目1番地 豊川市下水道事業 豊川市長	竹本 幸夫
乙 8	愛知県津島市立込町2丁目21番地 津島市下水道事業 津島市長	日比 一昭
乙 9	愛知県碧南市松本町28番地 碧南市公共下水道管理者 碧南市長	瀬垣田 政信
乙 10	愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市公共下水道管理者 刈谷市長	稲垣 武
乙 11	愛知県豊田市西町3丁目60番地 豊田市事業管理者	前田 雄治
乙 12	愛知県安城市桜町18番23号 安城市長	三星 元人
乙 13	愛知県西尾市寄住町下田22番地 西尾市長	中村 健
乙 14	愛知県蒲郡市旭町17番1号 蒲郡市下水道事業 蒲郡市長	鈴木 寿明
乙 15	愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地 犬山市公共下水道管理者 犬山市長	原 欣伸
乙 16	愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5 常滑市公共下水道管理者 常滑市長	伊藤 辰矢
乙 17	愛知県江南市赤童子町大堀90	

- 江南市公共下水道管理者
江南市長 澤田 和延
- 乙 1 8 愛知県小牧市堀の内三丁目 1 番地
小牧市公共下水道管理者
小牧市長 山下 史守朗
- 乙 1 9 愛知県稲沢市稲府町 1 番地
稲沢市公共下水道管理者
稲沢市長 加藤 錠司郎
- 乙 2 0 愛知県新城市字東入船115番地
新城市下水道事業
新城市長 下江 洋行
- 乙 2 1 愛知県東海市中央町一丁目 1 番地
東海市公共下水道管理者
東海市長 花田 勝重
- 乙 2 2 愛知県大府市中央町五丁目70番地
大府市下水道事業
大府市長 岡村 秀人
- 乙 2 3 愛知県知多市緑町 1 番地
知多市長 宮島 壽男
- 乙 2 4 愛知県知立市広見三丁目 1 番地
知立市長 林 郁夫
- 乙 2 5 愛知県尾張旭市東大道町原田2600番地 1
尾張旭市公共下水道管理者
尾張旭市長 柴田 浩
- 乙 2 6 愛知県高浜市青木町四丁目 1 番地 2
高浜市公共下水道管理者
高浜市長 吉岡 初浩
- 乙 2 7 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地
岩倉市公共下水道管理者
岩倉市長 久保田 桂朗

- 乙 2 8 愛知県豊明市新田町子持松 1 番地 1
豊明市公共下水道管理者
豊明市長 小浮 正典
- 乙 2 9 愛知県日進市蟹甲町池下268番地
日進市公共下水道管理者
日進市長 近藤 裕貴
- 乙 3 0 愛知県田原市田原町南番場30番地 1
田原市上下水道事業
田原市長 山下 政良
- 乙 3 1 愛知県愛西市稲葉町米野308番地
愛西市公共下水道管理者
愛西市長 日永 貴章
- 乙 3 2 愛知県清須市須ヶ口1238番地
清須市公共下水道管理者
清須市長 永田 純夫
- 乙 3 3 愛知県北名古屋市西之保清水田15番地
北名古屋市公共下水道管理者
北名古屋市長 太田 考則
- 乙 3 4 愛知県弥富市前ヶ須町南本田335番地
弥富市公共下水道管理者
弥富市長 安藤 正明
- 乙 3 5 愛知県みよし市三好町小坂50番地
みよし市公共下水道管理者
みよし市長 小山 祐
- 乙 3 6 愛知県あま市木田戌亥18番地 1
あま市公共下水道管理者
あま市長 村上 浩司
- 乙 3 7 愛知県長久手市岩作城の内60番地 1
長久手市公共下水道管理者
長久手市長 吉田 一平

- 乙 3 8 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴 1 番地
東郷町公共下水道管理者
東郷町長 井俣 憲治
- 乙 3 9 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地
豊山町公共下水道管理者
豊山町長 鈴木 邦尚
- 乙 4 0 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地
大口町公共下水道管理者
大口町長 鈴木 雅博
- 乙 4 1 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330番地
扶桑町公共下水道管理者
扶桑町長 鯖瀬 武
- 乙 4 2 愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西 1 - 1
大治町公共下水道管理者
大治町長 村上 昌生
- 乙 4 3 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目 1 番地
蟹江町公共下水道管理者
蟹江町長 横江 淳一
- 乙 4 4 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50
阿久比町下水道事業
阿久比町長 田中 清高
- 乙 4 5 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地
東浦町公共下水道管理者
東浦町下水道事業
東浦町長 神谷 明彦
- 乙 4 6 愛知県知多郡武豊町字長尾山 2 番地
武豊町公共下水道管理者
武豊町長 粕山 芳輝
- 乙 4 7 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林 1 番地 1
幸田町公共下水道管理者
幸田町長 成瀬 敦
- 乙 4 8 愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前14番地

設楽町公共下水道管理者

設楽町長 土屋 浩

乙 4 9 愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25番地

東栄町公共下水道管理者

東栄町長 村上 孝治

丙 愛知県名古屋市中区錦 1－8－6

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部

支部長 庄村 昌明

様式第 1

年 月 日

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
中部支部 支部長 様
(愛知県建設局下水道課経由)

下水道管理者名
(協定書の番号 乙〇)

下水道技術支援協力要請書

「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第 3 条第 1 項の規定に基づき、
次のとおり要請します。

1 災害の状況（緊急の場合は概要を記載）

2 支援活動開始日（緊急の場合は想定開始日を記載）

3 支援活動場所（緊急の場合は概要を記載）

4 支援活動内容

5 要請担当者

所 属：
氏 名：
電 話：
F A X：
E-mail：

6 その他

様式第2

年 月 日

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
中部支部 事務局 様
(技術支援協力に係る丙の事務局)

愛知県建設局下水道課
(技術支援協力に係る甲の事務局)

下水道技術支援協力要請書 (甲→丙)

次の自治体から、別添のとおり「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」
第3条第1項の規定に基づく要請がありました。

自治体名等	支援活動開始日 (予定)	支援活動箇所数	担当者名	連絡先 (電話)

担 当 :
電 話 :
FAX :
E-mail :

様式第3

年 月 日

下水道管理者名
(愛知県建設局下水道課経由)

公益社団法人全国上下水道コンサルタン

ト協会

中部支部 支部長

技術支援協力可能企業通知書

「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第3条第2項の規定に基づき、次のとおり通知します。

1 支援協力者

自治体名等	企業名	支援活動開始日 (予定)	業務担当者 (予定)	連絡先(電話)

2 丙の事務局の担当者

所 属： 氏 名： 電 話： F A X： E-mail：

様式第4

年 月 日

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
中部支部 支部長 様
(愛知県建設局下水道課経由)

下水道管理者名
(協定書の番号 乙〇)

業務実施者選任通知書

「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第3条第3項の規定に基づき、次のとおり業務実施者を選任しましたので、通知します。

業務実施者	備 考

様式第5

年 月 日

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
中部支部 事務局 様
(技術支援協力に係る丙の事務局)

愛知県建設局下水道課
(技術支援協力に係る甲の事務局)

業務実施者選任通知書 (甲→丙)

次の自治体から、別添のとおり「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」
第3条第3項の規定に基づく通知がありました。

自治体名等	業務実施者	備 考

担 当：
電 話：
FAX：
E-mail：

5-64 災害時における資機材のレンタルに関する協定書（一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション）

知多市（以下「甲」という。）と一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション（以下「乙」という。）は、知多市内において震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、応急対策業務に必要な資機材（以下「資機材」という。）のレンタルに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における災害対策施設の設営、応急対策及び復旧業務を実施するにあたり必要な資機材を迅速かつ円滑にレンタルするために必要な事項を定め、もって迅速な災害復旧を行うことを目的とする。

（協力業務の内容）

第2条 甲が乙に対して協力を要請するレンタル業務（以下「協力業務」という。）は、次のとおりとする。

- （1）資機材の調達
- （2）資機材の運搬及び引渡し
- （3）資機材の返却

（資機材の調達の要請）

第3条 甲は、災害時において、資機材が必要であると認めたときは、資機材名、規格、数量、引渡し場所その他必要事項を記載した書面（第1号様式）により、乙に対し、資機材の調達を要請することができる。

- 2 緊急を要する場合で、書面により要請することができない場合は、電話等による口頭で調達を要請した上で、後日速やかに書面を提出する。
- 3 乙は、甲から要請を受けたときは、資機材の優先的な調達に努めるものとする。

（資機材の種類）

第4条 甲が乙に調達を要請する資機材は、次に掲げるものとする。

- （1）別表で掲げる資機材
 - （2）前号に掲げるもののほか、乙の調達できる範囲内で甲が指定する資機材
- （資機材の運搬及び引渡し）

第5条 資機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、当該指定場所までの資機材の運搬は、乙又は乙が指定する者（以下「指定運搬者」という。）が行うものとする。ただし、乙及び指定運搬者のいずれもがやむを得ない事情により、運搬をすることができないときは、甲又は甲が指定する者が運搬するものとする。

- 2 甲は当該指定場所に職員を派遣し、品名、数量等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

3 乙は、前項の業務が終了したときは、書面により甲へ報告するものとする。

(保管)

第6条 甲は、乙よりレンタルをした資機材を、善良な管理者の注意をもって保管する。

(返却)

第7条 甲は、資機材を用いた災害時の対応が終了した場合は、返却する資機材名、規格、数量、保管場所その他必要事項を記載した書面（第2号様式）により、乙に対し、資機材の返却を依頼する。資機材の返却については、第5条第1項の規定を準用するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が協力業務に要した費用（原則、人件費を除く）は、原則として甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格を基準とし、乙が資機材の引渡し後に作成する明細書に基づき、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

第9条 前条の規定に基づき決定した費用は、乙からの請求により、甲が支払うものとする。

(損害の負担)

第10条 甲が乙による資機材の引渡しを受けてから、返却されるまでに資機材に損害が生じた場合は、その賠償の責について甲乙協議の上、決定するものとする。

2 乙による協力業務中に資機材に損害が生じた場合は、その賠償の責については乙が負担するものとする。

(損害補償)

第11条 この協定に基づいて乙の協力業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 乙よりレンタルをした資機材により、第三者に発生した損害については、乙にその損害の発生原因について故意又は重大な過失がない限り、甲がその損害を賠償する責めに任ずる。

(情報交換)

第12条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び資機材等について、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(防災訓練等への参加)

第13条 甲は、この協定が円滑に機能するために、甲が実施する防災訓練等に、乙の参加を求めることができるものとする。

(協定期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも意思表示がないときは、有効期間を1年間更新するものとし、以後この例による。

(協議)

第15条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に記載がない事項

については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を相互に証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和6年3月6日

甲 愛知県知多市緑町1番地
 知多市
 知多市長 宮 島 壽 男

乙 東京都品川区北品川5丁目1番18号
 一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション
 代表理事 梅 木 孝 治

別表（第4条関係）

資 機 材			
1	布団一式	23	スポットクーラー
2	毛布	24	テレビ
3	カセットコンロ	25	拡声器
4	消火器	26	小型ソーラー電源
5	パソコン（デスクトップ、ノート）	27	仮設トイレ
6	ポケットWi-Fi	28	二段ベッド
7	タブレット	29	折りたたみベッド
8	トランシーバー	30	三連パネル
9	レーザープリンター	31	パーテーション（衝立）
10	複合機（コピー、FAX、プリンター）	32	ロッカー（鍵付き）
11	ホワイトボード	33	スチール棚
12	洗濯機	34	事務机
13	乾燥機	35	OAイス
14	扇風機	36	仮設テント
15	エアコン（壁掛型、床置型）	37	ウォータークーラー
16	ファンヒーター	38	折りたたみテーブル
17	石油ストーブ	39	折りたたみイス（パイプイス）
18	掃除機	40	車イス
19	こたつ	41	担架
20	冷蔵庫	42	診察台
21	電子レンジ	43	自転車
22	電気ポット	44	ハンドリフト

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション 様

知 多 市 長

災害時における資機材のレンタルに関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり資機材の調達を要請します。

資機材名	規格	数量	引渡し場所	備考

担 当 者
連 絡 先

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション 様

知 多 市 長

災害時における資機材のレンタルに関する協定書第7条の規定に基づき、次のとおり資機材の返却を依頼します。

資機材名	規格	数量	保管場所	備考

担 当 者
連 絡 先

5-65 災害時における傷病者の搬送に関する協定書

5-65-1 災害時における傷病者の搬送に関する協定書（株式会社つかさ つかさ 介助タクシー）

知多市（以下「甲」という。）と株式会社つかさ つかさ 介助タクシー「（以下「乙」という。）は、市内に発生した地震又は風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、救急車が不足する場合の傷病者の医療機関等への搬送に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力内容）

第1条 この協定は、災害時に、甲が保有する消防力では対応が困難であると認めるとき、乙に対して次の業務（以下「搬送業務」という。）の協力を要請することができるものとし、乙は可能な限りこの要請に応ずるものとする。

- （1）医師、看護師等の管理下にある病院間搬送業務のうち、緊急性の低いもの
- （2）救護所等から医療機関への搬送業務
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認めた搬送業務

（協力要請の手続）

第2条 要請は、搬送業務協力要請書（第1号様式）を用いるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請できるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに搬送業務を実施するための準備を行い、当該準備が完了したときは、甲に報告するものとする。

（業務報告）

第3条 乙は、搬送業務を完了したときは、速やかにその状況を電話又は口頭により甲に報告する。

（費用の負担及び支払い）

第4条 搬送業務に要した費用（運賃、燃料費、消耗器材費等をいう。）については、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用の額は、搬送業務終了後、甲及び乙が協議して決定するものとする。
- 3 前項の規定により費用の額が確定したときは、乙は経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。
- 4 甲は、前項の請求があったときは、速やかに乙に当該費用を支払うものとする。

（事故発生時の取扱い）

第5条 乙は、搬送業務の実施に際し、事故が発生したときは、甲に速やかにその状況を報告しなければならない。

2 搬送業務に使用した車両の故障その他の理由により業務を継続することが困難な場合等、不測の事態が生じた場合は、乙は、速やかにその旨を甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。

（傷病者に対する責任）

第6条 乙は、搬送業務の実施に際し、乙の責めに帰する理由により傷病者、傷病者の関係者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（災害補償）

第7条 甲は、乙が災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条又は第8条の規定による救助に関する業務に従事し、又は協力した場合は、災害救助法第12条及び同法施行令第7条の定めるところにより、その損害を補償するものとする。ただし、次の場合を除く。

- （1）搬送業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- （2）当該損害につき、損害保険契約により保険給付を受けることができる場合
- （3）当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

（秘密の保持）

第8条 乙は、正当な理由がある場合を除き、搬送業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（訓練への協力）

第9条 乙は、甲の要請があったときは、甲が実施する防災等を目的とした訓練等に協力するものとする。

（証明書等の携行）

第10条 乙は、搬送業務を行うときは知多市地域防災計画に定める緊急通行車両確認証明書及び確認標章を携行するものとする。

（協定の解除）

第11条 この協定は、乙が患者等搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱に定める認定が取り消された場合、効力を失うものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙で協議の上、これを定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和6年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前にこの協定の解除又は変更について、甲又は乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年3月7日

甲 知多市緑町1番地
知多市
知多市長 宮 島 壽 男

乙 知多市にしのか1丁目1206

株式会社つかさ つかさ介助タクシー
代表取締役 西 村 敏 哉

第1号様式（第2条関係）

搬送業務協力要請書

年 月 日 患者等搬送事業者 様 知多市長	
業 務 日 時	要請日時 年 月 日（ ） 時 分 完了日時 年 月 日（ ） 時 分
業 務 場 所 （ 出 発 場 所 ）	
目 的 地 （収容先医療機関等）	
業 務 内 容	
備 考	

5-65-2 災害時における傷病者の搬送に関する協定書（菜の花福祉タクシー）

知多市（以下「甲」という。）と菜の花福祉タクシー「（以下「乙」という。）は、市内に発生した地震又は風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、救急車が不足する場合の傷病者の医療機関等への搬送に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力内容）

第1条 この協定は、災害時に、甲が保有する消防力では対応が困難であると認めるとき、乙に対して次の業務（以下「搬送業務」という。）の協力を要請することができるものとし、乙は可能な限りこの要請に応ずるものとする。

- （1）医師、看護師等の管理下にある病院間搬送業務のうち、緊急性の低いもの
- （2）救護所等から医療機関への搬送業務
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認めた搬送業務

（協力要請の手続）

第2条 要請は、搬送業務協力要請書（第1号様式）を用いるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請できるものとする。

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに搬送業務を実施するための準備を行い、当該準備が完了したときは、甲に報告するものとする。

（業務報告）

第3条 乙は、搬送業務を完了したときは、速やかにその状況を電話又は口頭により甲に報告する。

（費用の負担及び支払い）

第4条 搬送業務に要した費用（運賃、燃料費、消耗器材費等をいう。）については、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用の額は、搬送業務終了後、甲及び乙が協議して決定するものとする。
- 3 前項の規定により費用の額が確定したときは、乙は経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。
- 4 甲は、前項の請求があったときは、速やかに乙に当該費用を支払うものとする。

（事故発生時の取扱い）

第5条 乙は、搬送業務の実施に際し、事故が発生したときは、甲に速やかにその状況を報告しなければならない。

- 2 搬送業務に使用した車両の故障その他の理由により業務を継続することが困難な場合等、不測の事態が生じた場合は、乙は、速やかにその旨を甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。

（傷病者に対する責任）

第6条 乙は、搬送業務の実施に際し、乙の責めに帰する理由により傷病者、傷病者の関係者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（災害補償）

第7条 甲は、乙が災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条又は第8条の規定による救助に関する業務に従事し、又は協力した場合は、災害救助法第12条及び同法施

行令第7条の定めるところにより、その損害を補償するものとする。ただし、次の場合を除く。

- (1) 搬送業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、損害保険契約により保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(秘密の保持)

第8条 乙は、正当な理由がある場合を除き、搬送業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(訓練への協力)

第9条 乙は、甲の要請があったときは、甲が実施する防災等を目的とした訓練等に協力するものとする。

(証明書等の携行)

第10条 乙は、搬送業務を行うときは知多市地域防災計画に定める緊急通行車両確認証明書及び確認標章を携行するものとする。

(協定の解除)

第11条 この協定は、乙が患者等搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱に定める認定が取り消された場合、効力を失うものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙で協議の上、これを定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和6年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前にこの協定の解除又は変更について、甲又は乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年3月7日

甲 知多市緑町1番地
知多市
知多市長 宮 島 壽 男

乙 知多市日長字畑下9-10
菜の花福祉タクシー
代表 今 出 雅 樹

第1号様式（第2条関係）

搬送業務協力要請書

年 月 日 患者等搬送事業者 様 知多市長	
業 務 日 時	要請日時 年 月 日（ ） 時 分 完了日時 年 月 日（ ） 時 分
業 務 場 所 （ 出 発 場 所 ）	
目 的 地 （収容先医療機関等）	
業 務 内 容	
備 考	

5-65-3 災害時における傷病者の搬送に関する協定書（福祉タクシー病屋楽子）

知多市（以下「甲」という。）と福祉タクシー病屋楽子「」（以下「乙」という。）は、市内に発生した地震又は風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、救急車が不足する場合の傷病者の医療機関等への搬送に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力内容）

第1条 この協定は、災害時に、甲が保有する消防力では対応が困難であると認めるとき、乙に対して次の業務（以下「搬送業務」という。）の協力を要請することができるものとし、乙は可能な限りこの要請に応ずるものとする。

- （1）医師、看護師等の管理下にある病院間搬送業務のうち、緊急性の低いもの
- （2）救護所等から医療機関への搬送業務
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認めた搬送業務

（協力要請の手続）

第2条 要請は、搬送業務協力要請書（第1号様式）を用いるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請できるものとする。

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに搬送業務を実施するための準備を行い、当該準備が完了したときは、甲に報告するものとする。

（業務報告）

第3条 乙は、搬送業務を完了したときは、速やかにその状況を電話又は口頭により甲に報告する。

（費用の負担及び支払い）

第4条 搬送業務に要した費用（運賃、燃料費、消耗器材費等をいう。）については、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用の額は、搬送業務終了後、甲及び乙が協議して決定するものとする。
- 3 前項の規定により費用の額が確定したときは、乙は経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。
- 4 甲は、前項の請求があったときは、速やかに乙に当該費用を支払うものとする。

（事故発生時の取扱い）

第5条 乙は、搬送業務の実施に際し、事故が発生したときは、甲に速やかにその状況を報告しなければならない。

- 2 搬送業務に使用した車両の故障その他の理由により業務を継続することが困難な場合等、不測の事態が生じた場合は、乙は、速やかにその旨を甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。

（傷病者に対する責任）

第6条 乙は、搬送業務の実施に際し、乙の責めに帰する理由により傷病者、傷病者の関係者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（災害補償）

第7条 甲は、乙が災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条又は第8条の規定による救助に関する業務に従事し、又は協力した場合は、災害救助法第12条及び同法施

行令第7条の定めるところにより、その損害を補償するものとする。ただし、次の場合を除く。

- (1) 搬送業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、損害保険契約により保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(秘密の保持)

第8条 乙は、正当な理由がある場合を除き、搬送業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(訓練への協力)

第9条 乙は、甲の要請があったときは、甲が実施する防災等を目的とした訓練等に協力するものとする。

(証明書等の携行)

第10条 乙は、搬送業務を行うときは知多市地域防災計画に定める緊急通行車両確認証明書及び確認標章を携行するものとする。

(協定の解除)

第11条 この協定は、乙が患者等搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱に定める認定が取り消された場合、効力を失うものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙で協議の上、これを定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和6年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前にこの協定の解除又は変更について、甲又は乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年3月7日

甲 知多市緑町1番地
知多市
知多市長 宮 島 壽 男

乙 知多市南巽が丘1丁目72
福祉タクシー病屋楽子
代表 森 戸 力

第1号様式（第2条関係）

搬送業務協力要請書

年 月 日 患者等搬送事業者 様 知多市長	
業 務 日 時	要請日時 年 月 日（ ） 時 分 完了日時 年 月 日（ ） 時 分
業 務 場 所 （ 出 発 場 所 ）	
目 的 地 （ 収 容 先 医 療 機 関 等 ）	
業 務 内 容	
備 考	

5-66 災害時における仮設トイレ等の提供に関する協定書

5-66-1 災害時における仮設トイレ等の提供に関する協定書（旭ハウス工業株式会社）

知多市（以下「甲」という。）と旭ハウス工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律223号）に定める災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における仮設トイレ等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して仮設トイレ等の提供を要請すること及びその手続等について必要な事項を定めることにより、災害時における住民の生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図ることを目的とする。

（内容）

第2条 甲は災害時において、乙に対し仮設トイレ、その他のレンタル機材（以下「仮設トイレ等」という。）の提供を要請することができ、乙はこの要請に対し営業に支障が生じない範囲において、可能な限り協力するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において、仮設トイレ等を設置する必要があるときは、次に挙げる事項を明らかにして、乙に対して仮設トイレ等を提供するよう要請できるものとする。

- (1) 要請する理由
- (2) 必要とする物品名及び数量
- (3) 引渡場所
- (4) 必要とする期間
- (5) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の提供を要請するときは、乙に対し、提供要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、そ

の後速やかに要請した内容を記載した提供要請書を乙に交付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条に規定する要請を受けたときは、要請内容に応じて速やかに仮設トイレ等を調達可能な範囲において提供するものとする。

2 乙は、甲より供給の要請を受けたときは、甲の要請する数量を可能な限り確保し、供給する。原則乙の指定する配送センターにおいて、甲に引渡するものとし、甲は供給を受けた配送センターへこれを返却するものとする。

3 乙は、仮設トイレ等の提供後速やかに、甲に対して、提供した物品名、数量その他必要な事項を記載した提供報告書（様式第2号）により甲へ報告するものとする。

（費用の負担等）

第5条 第3条に規定する要請に基づき、乙が実施した仮設トイレ等の提供に要した費用については、原則として甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害発生時の直前（平常時）における乙のレンタル価格を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲が負担する費用の支払い時期は、甲が仮設トイレ等の提供を受けた後、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協力体制）

第6条 甲と乙は、災害時において、円滑に協力することができるよう、平常時から相互の連絡体制及び提供可能な仮設トイレ等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに甲乙いずれからも書面による解約の意思表示がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（協議事項）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、
甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1
通を保有する。

令和6年5月27日

甲 愛知県知多市緑町1番地

知多市

知多市長 宮島 壽男

乙 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目5-22 名駅DHビル5階

旭ハウス工業株式会社

代表取締役社長 武 陵 守 利

第 1 号様式

年 月 日

旭ハウス工業株式会社 様

知 多 市 長

提供要請書

災害時における仮設トイレ等の提供に関する協定書第 3 条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請理由		
必要とする物品名・数量	【物品名】	【数量】
引渡場所		
必要とする期間	年 月 日から 年 月 日まで	
その他連絡事項		
要請担当者 氏名・電話番号	部署名 氏名 電話番号	

第 2 号様式

年 月 日

知多市長 様

旭ハウス工業株式会社

提供報告書

災害時における仮設トイレ等の提供に関する協定書第 4 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

必要とする物品名・数量	【物品名】	【数量】
引渡場所		
納入日	年 月 日	
報告者及び立会者	報告者 氏名 電話	
	立会者 氏名	
その他連絡事項		

5-66-2 災害時における仮設トイレ等の提供に関する協定書(ベクセス株式会社)

知多市（以下「甲」という。）とベクセス株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律223号）に定める災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における仮設トイレ等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して仮設トイレ等の提供を要請すること及びその手続等について必要な事項を定めることにより、災害時における住民の生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図ることを目的とする。

（内容）

第2条 甲は、災害時において、乙に対し仮設トイレ、その他のレンタル機材（以下「仮設トイレ等」という。）の提供を要請することができ、乙はこの要請に対し営業に支障が生じない範囲において、可能な限り協力するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において、仮設トイレ等を設置する必要があるときは、次に挙げる事項を明らかにして、乙に対して仮設トイレ等を提供するよう要請できるものとする。

- (1) 要請する理由
- (2) 必要とする物品名及び数量
- (3) 引渡場所
- (4) 必要とする期間
- (5) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の提供を要請するときは、乙に対し、提供要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、そ

の後速やかに要請した内容を記載した提供要請書を乙に交付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条に規定する要請を受けたときは、要請内容に応じて速やかに仮設トイレ等を調達可能な範囲において提供するものとする。

2 乙は、仮設トイレ等を原則として甲が定める場所に運搬・設置し、当該引き渡し場所においては、甲及び乙の確認後受け渡すものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲乙協議の上、運搬方法を決定するものとする。

3 乙は、仮設トイレ等の提供後速やかに、甲に対して、提供した物品名、数量その他必要な事項を記載した提供報告書（様式第2号）により甲へ報告するものとする。

（費用の負担等）

第5条 第3条に規定する要請に基づき、乙が実施した仮設トイレ等の提供に要した費用については、原則として甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害発生時の直前（平常時）における乙のレンタル価格を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲が負担する費用の支払い時期は、甲が仮設トイレ等の提供を受けた後、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協力体制）

第6条 甲と乙は、災害時において、円滑に協力することができるよう、平常時から相互の連絡体制及び提供可能な仮設トイレ等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに甲乙いずれからも書面による解約の意思表示がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（協議事項）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、
甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1
通を保有する。

令和6年5月27日

甲 愛知県知多市緑町1番地

知多市

知多市長 宮島 壽男

乙 静岡県浜松市中央区鍛冶町140番地 浜松Cビル

ベクセス株式会社

代表取締役社長 横山 哲郎

第 1 号様式

年 月 日

ベクセス株式会社 様

知 多 市 長

提供要請書

災害時における仮設トイレ等の提供に関する協定書第 3 条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請理由		
必要とする物品名・数量	【物品名】	【数量】
引渡場所		
必要とする期間	年 月 日から 年 月 日まで	
その他連絡事項		
要請担当者 氏名・電話番号	部署名 氏名 電話番号	

第 2 号様式

年 月 日

知多市長 様

ベクセス株式会社

提供報告書

災害時における仮設トイレ等の提供に関する協定書第 4 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

必要とする物品名・数量	【物品名】	【数量】
引渡場所		
納入日	年 月 日	
報告者及び立会者	報告者 氏名 電話	
	立会者 氏名	
その他連絡事項		

5-66-3 災害時における仮設トイレ等の提供に関する協定書(日野興業株式会社 名古屋支店)

知多市（以下「甲」という。）と日野興業株式会社名古屋支店（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律223号）に定める災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における仮設トイレ等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して仮設トイレ等の提供を要請すること及びその手続等について必要な事項を定めることにより、災害時における住民の生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図ることを目的とする。

（内容）

第2条 甲は災害時において、乙に対し仮設トイレ、その他のレンタル機材（以下「仮設トイレ等」という。）の提供を要請することができ、乙はこの要請に対し営業に支障が生じない範囲において、可能な限り協力するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において、仮設トイレ等を設置する必要があるときは、次に挙げる事項を明らかにして、乙に対して仮設トイレ等を提供するよう要請できるものとする。

- (1) 要請する理由
- (2) 必要とする物品名及び数量
- (3) 引渡場所
- (4) 必要とする期間
- (5) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の提供を要請するときは、乙に対し、提供要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、そ

の後速やかに要請した内容を記載した提供要請書を乙に交付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条に規定する要請を受けたときは、要請内容に応じて速やかに仮設トイレ等を調達可能な範囲において提供するものとする。

2 乙は、仮設トイレ等を原則として甲が定める場所に運搬し、当該引き渡し場所においては、甲及び乙の確認後受け渡すものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲乙協議の上、運搬方法を決定するものとする。

3 乙は、仮設トイレ等の提供後速やかに、甲に対して、提供した物品名、数量その他必要な事項を記載した提供報告書（様式第2号）により甲へ報告するものとする。

（費用の負担等）

第5条 第3条に規定する要請に基づき、乙が実施した仮設トイレ等の提供に要した費用については、原則として甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害発生時の直前（平常時）における乙のレンタル価格を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲が負担する費用の支払い時期は、甲が仮設トイレ等の提供を受けた後、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協力体制）

第6条 甲と乙は、災害時において、円滑に協力することができるよう、平常時から相互の連絡体制及び提供可能な仮設トイレ等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに甲乙いずれからも書面による解約の意思表示がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（協議事項）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、
甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1
通を保有する。

令和6年5月27日

甲 愛知県知多市緑町1番地
知多市
知多市長 宮 島 壽 男

乙 愛知県名古屋市中区錦1丁目7-2
楠本第15ビル 4階
日野興業株式会社 名古屋支店
支店長 岩 沼 雅 樹

第 1 号様式

年 月 日

日野興業株式会社名古屋支店 様

知 多 市 長

提供要請書

災害時における仮設トイレ等の提供に関する協定書第 3 条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請理由		
必要とする物品名・数量	【物品名】	【数量】
引渡場所		
必要とする期間	年 月 日から 年 月 日まで	
その他連絡事項		
要請担当者 氏名・電話番号	部署名 氏名 電話番号	

第 2 号様式

年 月 日

知多市長 様

日野興業株式会社名古屋支店

提供報告書

災害時における仮設トイレ等の提供に関する協定書第 4 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

必要とする物品名・数量	【物品名】	【数量】
引渡場所		
納入日	年 月 日	
報告者及び立会者	報告者 氏名 電話	
	立会者 氏名	
その他連絡事項		

5－67 災害時等における無人航空機による活動協力に関する協定書（東海巧房株式会社）

知多市（以下「甲」という。）と東海巧房株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における無人航空機による活動協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙に協力を要請する災害時等において無人航空機による災害情報の収集等の業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力業務の範囲）

第2条 甲の要請により、乙が協力する業務（以下「協力業務」という。）

は、災害対応等に必要な映像、画像等の情報収集に関する業務とする。

2 甲は、乙が協力業務を的確に行うために必要と認められるときは、甲の所有する通信手段・無線機器・電源・用地等について、甲の活動に支障のない範囲で乙に貸与及び使用を許可するものとする。

（協力業務の要請）

第3条 甲は、災害時等において、乙に対し協力要請書（別記様式）により協力を要請する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、甲はその後速やかに協力要請書を乙に提出するものとする。

（協力業務の実施）

第4条 乙は、前条による協力要請を受けたときは、直ちに協力業務に必要な無人航空機及び資機材並びに人員を出動させ、協力業務を実施するものとする。

（業務報告）

第5条 乙が前条の規定により協力業務を実施したときは、当該協力業務の完了後速やかに、その実施した協力業務の内容を甲に報告するものとする。

（撮影データの著作権）

第6条 この協定に基づく協力業務による映像、画像等の撮影データの著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、協力業務により撮影した映像を甲の許可なくインターネット、テレビ放送その他の特定の発信者から不特定多数の受け手へ向けての情報伝達手段で公開しないものとする。

（費用の負担）

第7条 協力業務の実施に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時前の通常価格を基準とし、甲乙協議の上、速やかに決定する。

（事故の責任）

第8条 協力業務の実施において発生した事故について、乙の責任において誠実に処理するものとし、甲に対し、速やかに報告するものとする。

（平常時の取組み）

第9条 甲及び乙は、無人航空機の運用方法等について、定期的に確認を行うものとする。

2 乙は、この協定による協力業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等への参加、市職員の知識及び技術の習得等に協力するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協議に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による協定解除の申出がない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を称するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

令和 6 年 9 月 3 日

- 甲 愛知県知多市緑町 1 番地
知多市
知多市長 宮 島 壽 男
- 乙 愛知県知多市八幡字中島 1 4 0 番地の 1
東海巧房株式会社
代表取締役 新 郷 孝 廣

別記様式（第3条関係）

協 力 要 請 書

年 月 日

東海巧房株式会社 様

知 多 市 長

災害時等における無人航空機による活動協力に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

電話、FAX等 による要請日時	年 月 日 午前・午後 時 分		
要 請 内 容			
実 施 場 所			
実 施 期 間			
要 請 担 当 者	所属	氏名	
	電話番号		
備 考			

5－68 感染症患者等の移送に関する協定書（知多保健所）

愛知県知多保健所を甲とし、知多市消防本部を乙とし、甲乙間において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第6条第2項、第3項、第7項、第8項及び第9項に規定する一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症の患者及び新感染症の所見がある者、第8条に規定する者（一類、二類（政令で定める感染症のみ）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症にあつては疑似症を呈するもの、一類、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症にあつては、無症状病原体保有者を含む。以下「感染症患者等」という。）が知多市内で発生した場合、法第21条（第26条第1項及び第2において準用する場合を含む。又はこれらの規定が法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）又は第47条の規定に基づき知事が実施する患者の移送について、次の条項により協定を締結する。

この協定は、保健所管内で複数の感染症患者が発生する、患者の全身状態が悪く緊急に搬送する必要があるなど、患者の移送について保健所が消防機関の協力を得なければならない状況が生じたときに、移送業務が円滑に進むように保健所と消防機関間で事前に協議を行い、策定するものである。

（目的）

第1条 この協定は、知多市内における感染症患者等の発生時に愛知県知事が行う患者の移送について、甲の要請に基づき乙が実施する業務について必要な事項を定めることにより、円滑に移送業務を遂行し、感染症のまん延防止を図ることを目的とする。

（業務の内容）

第2条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、感染症患者等の移送に係る業務（以下「移送業務」という。）とする。

（要請）

第3条 甲は、感染症患者等のうち移送の必要がある患者が発生した場合は移送業務を行わなくてはならない。ただし、以下のいずれかの場合で、甲が乙の協力を得る必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

- （1）知多保健所管内で同時に移送を必要とする感染症患者等が発生した場合
- （2）患者の状態が緊急に移送する必要があると医師及び保健所長が判断し、保健所が対応できない場合

2 前項の規定による要請は、別紙様式1により文書で行う。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(協力)

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、人員体制、救急出動の状況及び甲の役割等を踏まえて、移送業務に可能な限り協力を行うものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

(実施報告)

第5条 乙は、甲からの要請に基づき移送業務に協力したときは、毎月15日までに前月分を別紙様式2により文書で甲に報告するものとする。

(役割)

第6条 この協定における甲及び乙の役割は次のとおりとする。

(1) 甲の役割

ア 移送実施の決定までの調整

ただし、調整の対象は一類、二類、指定、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症患者及び疑似症患者（医師による発生届が出ている者に限る）とする。

イ 法第12条第1項の規定により、届出を行った医療機関、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び第一種協定指定医療機関との連絡調整

ウ 乙への移送の要請及び移送に当たっての連絡調整

エ 移送における患者の管理

オ 感染防護の管理

カ 移送が終了した後の移送に当たった職員等の健康管理

キ その他、移送業務に関する全般的調整

(2) 乙の役割

甲からの要請に基づく移送業務の協力

(移送業務に係る資機材等)

第7条 この協定における移送業務に係る資機材については次のとおりとする。

(1) 車両及び患者搬送用ストレッチャー等装備は乙のものをを使用することとする。

(2) その他の資機材については、甲または乙のどちらの資機材を使用するかを協議により決定する。なお、甲は乙から要請があれば資機材を提供することとする。

2 甲、乙各々が所有する移送業務に必要な装備の保管管理は甲、乙各々が行う。

(患者の管理)

第8条 移送車には一類感染症又は新感染症の場合は、医師が同乗するよう甲が調整をする。その他の感染症の場合は、医師又は保健所職員が同乗するよう甲が調整をする。また、医師が同乗した場合、移送中の患者の管理は、車両に同乗した医師が行う。

(乙の業務内容)

第9条 乙は、甲から要請があったとき、患者の所在地に車両を出動させ、保健所職員と連携の上、次に掲げる業務を行う。

(1) 車両の運転

(2) 患者居所からの患者搬出

(3) 車両への患者搬出入

(4) 移送先医療機関への患者の引き渡し

(車両等の消毒)

第10条 乙は、移送業務終了後、車両及び装備の消毒を行う。なお、甲は乙から要請があれば、消毒に関するアドバイスや資機材等を提供することとする。

2 甲は、移送業務終了後に発生する感染性廃棄物を適正に処理する。

(事故等発生時の対応)

第11条 乙は移送業務の協力を当たり、事故等不測の事態が発生した場合は、速やかに甲に連絡し対処する。

なお、修繕費用負担及び被害者等への対応の主体は、原則として事故発生時の状況等により判断する。

2 事故の形態により関係法令等に責任の所在が明確でない場合は、その都度協議する。

(訓練等の実施)

第12条 甲と乙は事前に協議したうえで、感染症患者等の発生に備え、移送業務に係る訓練及び研修を実施する。

(疑義等の協議)

第13条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して決定する。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、職務上知りえた情報を外部に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲と乙のいずれからも申し出がない時は、さらに3年間更新することができるものとし、その後も同様とする。

(協定の解除)

第16条 この協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙双方が協議の上、協定を解除することができる。

平成30年5月1日締結の「ウイルス性出血熱患者等の移送に関する協定書」は、上記協定締結をもって廃止する。

甲と乙とは上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、記名押印の上、その1通を保有する。

令和6年9月30日

甲 知多市八幡字荒古後88-2
愛知県知多保健所
所 長 今井 勇治

乙 知多市新知字西新生73
知多市消防本部
消防長 古屋 直樹

別紙様式1

○知保第○○○-○○号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

知多市消防本部消防長殿

愛知県知多保健所長

感染症患者等移送の要請について(通知)

感染症患者等の移送に関する協定書第3条第2項の規定により、下記のとおり要請します。

記

自宅療養者

フリガナ		性別	男・女	年齢	歳
氏名					
電話番号					
住所					
症状等	☐ なし ☐ あり→()				

搬送元

搬送元到着予定時刻	月 日 時 分
場所(住所)	
特記事項	

搬送先

希望到着時刻	月 日 時 分		
搬送先(住所)			
担当者		連絡先	
降車場所			
特記事項			

別紙様式2

感染症患者等移送業務報告書

月分

	搬送日	搬送開始 時間	搬送終了 時間	患者名	搬送先（住所）	備考
例	9月〇日	10:00	13:00	愛知 太郎	〇〇病院（〇〇市〇〇町〇〇-〇〇）	

※出勤毎に記録し、毎月15日までに前月分を提出してください。

5-69 災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定書（一般社団法人中部キッチンカー協会）

知多市（以下「甲」という。）と一般社団法人中部キッチンカー協会（以下「乙」という。）は、災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、知多市域において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対し、協力を求める際に必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に対し協力要請書（第1号様式）により、次の各号に掲げる事項について協力を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後速やかに協力要請書を提出するものとする。

- （1）甲が開設した避難所におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
- （2）避難所開設が困難な地域におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める支援

（協力業務の実施）

第3条 乙は、前条による協力要請を受けたときは、速やかに協力業務の実施に努めるものとする。

2 乙が協力を行う際、関係法令に基づく特定原材料及び特定原材料に準ずるものについて、表示又は利用者に通知等をし、食物アレルギー対策に配慮するものとする。

（業務報告）

第4条 乙が協力業務を完了したときは、実績報告書（第2号様式）により甲に報

告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が提供した労務及び原材料等に要した費用の対価は、原則として、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

2 乙が行った移動に係る費用は、乙による通常業務での移動と同様とみなし、乙が負担するものとする。

（連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、災害時に備え、平常時から連絡体制を整備し、相互に確認するものとする。

（暴力団排除）

第7条 乙が第3条の規定により協力を行う場合において、協力の実施に関わる個人又は団体が知多市暴力団排除条例（平成23年知多市条例第16号）第2条第1号又は第2号のいずれかに該当又は該当のおそれがあることが判明した場合には、この協定を終了する。

2 前項の規定により、この協定が終了したことに伴い乙に生じた一切の損害について、甲は責任を負わないものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から文書による協定解除の申出がない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

令和6年10月8日

甲 愛知県知多市緑町1番地
知多市
知多市長 宮 島 壽 男

乙 岐阜県各務原市蘇原瑞穂町1丁目19番地
一般社団法人 中部キッチンカー協会
代表理事 石 川 勝 志

第 1 号様式（第 2 条関係）

協 力 要 請 書

年 月 日

一般社団法人 中部キッチンカー協会 様

知 多 市 長

災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定第 2 条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

電話、F A X 等 による要請日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
実 施 期 間		
実 施 場 所		
実 施 内 容 (メニュー・数量等)		
要 請 担 当 者	所属	氏名
	電話番号	
備 考		

第2号様式（第4条関係）

実 績 報 告 書

年 月 日

知 多 市 長 様

一般社団法人 中部キッチンカー協会

年 月 日付けで協力要請のあった業務の実施について、
災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり報告します。

実 施 期 間	
実 施 場 所	
実 施 内 容 (メニュー・数量等)	
報 告 担 当 者	氏名
	電話番号
備 考	

6 様式類

6－1 調査、報告の内容

6-1-1 世帯別被害等調査票（災害調査班用）

世帯別被害等調査票

地 区 名																					
調査責任者氏名																					
		年 月 日現在																			
被災世帯		被 害 状 況															世帯人員（人）	うち小学生（人）	うち中学生（人）	備 考	
		人の被害				住家の被害							非住家の被害								
世 帯 主 氏 名	住 所	死 亡 （人）	行 方 不 明 （人）	重 傷 （人）	軽 傷 （人）	住家全壊 （全焼・全流失）	住家半壊 （半焼）		準 半 壊	準 半 壊 に 至 ら ない	床 上 浸 水 （cm）	床 下 浸 水	そ の 他	全 壊 （焼） 流 失	半 壊 （焼）	一 部 破 損	浸 水	そ の 他			
							大規模半壊	中規模半壊													
合 計																					

6-1-2 被害調査票（危機管理班用）

災害発生状況等（速報・確定報告）

様式 2

（市町村用）

年 月 日 時 分 現在

災害発生状況等（速報・確定報告）

原 因				発生日時				年 月 日 時 分										
発 信 場 所																		
発 信 機 関				知多市				発 信 者										
受 信 機 関								受 信 者										
区 分				被 害		区 分		被 害		区 分		被 害						
人 的 被 害	死 者	1	人			河 川	橋りょう	31	か所			そ の 他	水産被害	61	千円			
	行方不明者	2	人				破 堤	32	か所				商工被害	62	千円			
	負傷者	重傷	3	人			越 水	33	か所				その他	63	千円			
	軽傷	4	人				その他 (法面崩壊等)	34	か所				被害総額	64	千円			
住 家 被 害	全 壊	5	棟			そ の 他	港湾・漁港	35	か所			災害対策本部 設置状況	65	設置				
		6	世帯				砂 防	36	か所				66	廃止				
		7	人				清掃施設	37	か所			避難の勧告・ 指示等の状況	67	地区				
	半 壊	8	棟				崖くずれ	38	か所				68	人				
		9	世帯				地すべり	39	か所			消防職員出動 延人数	69	人				
		10	人				土石流	40	か所			消防団員出動 延人数	70	人				
	一部破損	11	棟				鉄道不通	41	か所			避難所数		か所				
		12	世帯				被害船舶	42	隻			避難人数		人				
		13	人				水 道	43	戸			避難人数 (うち自主避難)		人				
	床上浸水	14	棟				電 話	44	回線			避難世帯数		世帯				
		15	世帯				電 気	45	戸			避難世帯数 (うち自主避難)		世帯				
		16	人				ガ ス	46	戸			被害程度及び応急対策状況（経過）						
		17	棟				ブロック塀等	47	か所									
	床下浸水	18	世帯				り災世帯数	48	世帯									
		19	人				り災者数	49	人									
		非 住 家	公共建物	20	棟				火 災 発 生	建 物	50	件			要 請 事 項			
	その他		21	棟			危 険 物	51		件								
	田		流失・埋没	22	ha					そ の 他	52	件						
	そ の 他	田	冠 水	23	ha				公立文教施設	53	千円							
流失・埋没			24	ha			農林水産業施設	54	千円									
畑		冠 水	25	ha			公共土木施設	55	千円									
		文教施設	26	か所			その他の公共施設	56	千円									
病 院		27	か所			小 計	57	千円										
道 路		損 壊	28	か所			そ の 他	農産被害	58	千円								
		冠 水	29	か所				林産被害	59	千円								
		(うち通 行不能)	30	か所				畜産被害	60	千円								

（注）速報の場合は53から64までの項目については報告する必要はない。

6－1－3 人的被害・住家被害

災害発生状況等（人的被害・住家被害）

（第 報）

報告の時刻	日	時	分	現在	受信時刻	時	分	
発信機関					受信機関			
発信者名					受信者名			
内 容								
発生	日	時	日 時 分					
	場	所						
	原因							
人的被害の状況	被害程度	1 死亡 2 行方不明 3 重傷 4 軽傷						
	氏名等	(氏名) (生年月日) (性別)						
	住所							
	収容先							
	その他参考事項（応急処置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等）							
住家被害の状況	全 壊	半 壊	一 部 破 壊	床上浸水	床 下 浸 水			
	棟	棟	棟	棟	棟			
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯			
	人	人	人	人	人			
	応急対策の状況							

6-1-4 公共施設被害

災害発生状況等（公共施設被害）

(第 報)

報 告 の 時 刻		日 時 分現 在	受 信 時 刻	時 分
発 信 機 関			受 信 機 関	
発 信 者 名			受 信 者 名	
内 容				
被 害 区 分		ア 河川 イ 海岸 ウ 貯水池・ため池等 エ 砂防 オ 港湾・漁港 カ 道路 キ 水道施設 ク その他()		
発 生	日 時	日 時 分		
	場 所			
	原 因			
状 況	被害区域 区 間			
	管 理 者	(電話)		
	被害程度 (概要)			
	応急対策 の 状 況			
	復旧見込			
	そ の 他 参 考 事 項			

6-1-5 避難状況・救護所開設状況

避難状況・救護所開設状況

(第 報)

報告の時刻		日 時 分現在		受信時刻		時 分	
発信機関				受信機関			
発信者名				受信者名			
内 容							
避難状況	避難先	地区名	避難情報の 種別及び日時	世帯数	人数	屋内 屋外 の別	今後の見通し
			(指示、自主) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(指示、自主) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(指示、自主) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(指示、自主) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(指示、自主) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
救護所開設の状況	救護所名	設置場所	収 容 人 数		実施機関		
			重 症	軽 傷			

6-2 応対記録票

応対記録票

受 付 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分	受 付 者 名	
依 頼 者 (指示者)	住所・所在地・電話番号 (TEL)		
	氏名・名称等		
受付内容 (指示内容)			
受付者処理欄 年 月 日 () 午前・午後 時 分 連絡・処理 ・ 部長に連絡済 ・ 班の に連絡済 ・ 受付者が処理 ・ その他 ()			
受付者の連絡、処理内容 			
担当部 (担当機関) 処理内容 年 月 日 () 午前・午後 時 分 連絡・処理 			
本部会議等での決定内容 年 月 日 () 決定 			

6-3 自衛隊への応援要請等

6-3-1 派遣要請依頼書

愛 知 県 知 事 殿 市 町 村 長 部 隊 等 の 派 遣 要 請 依 頼 書 災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。 記 1 災害の情况及び派遣要請を依頼する理由 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。） 派遣要請を依頼する理由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 (1) 区域 (2) 活動内容（遭難者の搜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等） 4 その他参考となるべき事項 その他の細部については、	発 簡 番 号 年 月 日

(注) 2項に関しては、具体的に表現することが不可能な場合には、「救援活動終了するまでの間」等の定性的な表現とすること。

(用紙の大きさはA4判縦使用)

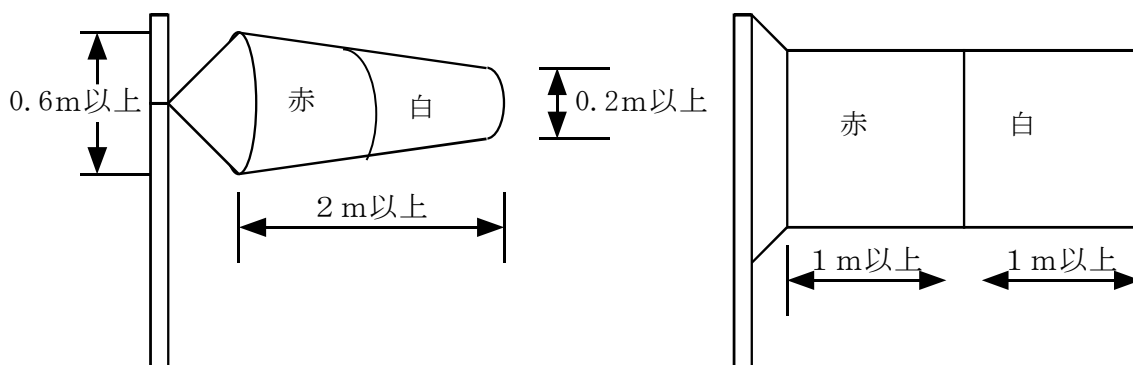
6－3－2 撤収要請依頼書

		発 簡 番 号
		年 月 日
愛 知 県 知 事 殿		
	市 町 村 長	
災 害 派 遣 部 隊 撤 収 要 請 依 頼 書		
自衛隊の災害派遣を要請中のところ、派遣目的が達成されたことに伴い、 月 日をもって派遣部隊等を撤収要請されるよう依頼します。		

6-3-3 派遣部隊の受入れ

- 1 派遣部隊を受入れた場合は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努める。
 - (1) 派遣部隊との連絡職員を指名する。
 - (2) 応援を求める内容、所要人員及び資器材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業を開始できるよう、あらかじめ準備しておく。
 - (3) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
 - (4) 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所の準備をする。
 - (5) 派遣部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時、従事作業の内容及び進ちょく状況等を災害派遣要請者に報告する。
 - (6) ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合、次の点に留意する。

ア 着陸地点には、風と平行方向に向けてⒺ記号を表示する（半径2 m以上。記号表示は、通常＝白（石灰）、積雪時＝墨汁又は絵の具等で明りょうに標示する。）とともに、空中から風向、風速の判定を可能とする下図のごとき吹流し又は旗を立てる。



- イ ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- ウ 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- エ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- オ 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- カ 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。
- キ 本市のヘリポート可能か所を附属資料「3-14 臨時ヘリポート可能箇所」に示す。

6-3-4 主な災害派遣の活動内容

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときには、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを利用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援護物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うものとする。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
救助物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付し、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力の範囲内における火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについては要請によって所要の措置をとる。

6-4 緊急応急対策実施状況等の報告様式

緊急応急対策実施状況等の報告

送 信 者		受 信 者		送 受 信 時 刻
機 関 名	氏 名	機 関 名	氏 名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

緊 急 応 急 対 策 等	実 施 状 況 等		
地震予知情報の伝達	1 完了	2 半数以上	3 半数未満
地域住民の避難状況等	1 必要なし	2 必要あり	ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施
消防・浸水対策活動	1 必要なし	2 必要あり	ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施
応急の救護を要すると認められる者の救護、保護	1 必要なし	2 必要あり	ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施
施設及び設備の整備及び点検	1 必要なし	2 必要あり	ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施
犯罪の予防、交通の規則その他社会秩序の維持	1 必要なし	2 必要あり	ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施
食糧、生活必需品、医薬品等の確保	1 必要なし	2 必要あり	ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施
緊急輸送の確保	1 必要なし	2 必要あり	ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施
災害対策本部の設置	1 設置	2 準備中	3 未設置
対策要員の確保	1 完了	2 半数以上	3 半数未満
備 考			

※ 該当する番号に○印を付けること。

6－5 緊急通行車両確認申出書

別記様式第3（第6条関係）

		年 月 日
愛知県知事・愛知県公安委員会 殿		
緊急通行車両確認申出書		
申出者 住 所		
氏 名		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏名又は 名称	
緊 急 連絡先	住 所	() 局 番
	氏 名	
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第4（第6条の2関係）



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

6-6 緊急通行車両確認証明書

別記様式第5（第6条の2関係）

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
愛知県知事 印 愛知県公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏名又は名称	
有効期限		
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

6－7 緊急輸送車両確認申出書

別記様式第6（第6条関係）

		年 月 日
愛知県知事・愛知県公安委員会 殿		
緊急輸送車両確認申出書		
申出者 住 所		
氏 名		
番号標に表示されている番号		
輸送人員又は品名		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏名又は 名称	
緊 急 連絡先	住 所	() 局 番
	氏 名	
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第7（第6条の2関係）



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

6－8 緊急輸送車両確認証明書

別記様式第 8（第 6 条の 2 関係）

第 号		年 月 日
緊急輸送車両確認証明書		
愛 知 県 知 事 印 愛知県公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
輸送人員又は品名		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏名又は名称	
有 効 期 限		
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

6-9 避難者の受入れ

6-9-1 避難所利用者登録票（表面）

資料 2 この様式を使う場合は、表面と裏面を両面コピーしてください。

避難者 → 総務班（名簿係）

ひなんじよりようじやとうろくひよう

避難所利用者登録票

表面

避難所名

受付番号

記入日	年 月 日 ()	記入者氏名	
住 所	〒 -	組 町 内 会 名	
電 話	() -	自宅の被害状況 全壊 / 半壊 / 一部損壊 全焼 / 半焼 / 床上浸水 流出/その他()	
携帯電話	() -		
FAX	() -		
メール	@	滞在を希望する場所 下記「場所」欄に番号で記入	① 避難所 ② テント（避難所敷地内に設置） ③ 車両（避難所敷地内に駐車） ④ 避難所以外の場所 （自宅 / 他()）
その他連絡先（親戚など）	〒 - () -		
避難所を利用する人 （避難所以外の場所に滞在する人も記入）		けがや病気・障がい・アレルギーの有無、妊娠中、使用できる言語など、特に配慮が必要なこと	運営に協力 できること （特技・免許・組 町内会の 役職・公職名）
氏名	生年月日・年齢	性別	必ず確認！ 安否確認への対応※
世帯主	ふりがな	明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)	公開 ・ 非公開
	ふりがな	明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)	公開 ・ 非公開
家族	ふりがな	明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)	公開 ・ 非公開
	ふりがな	明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)	公開 ・ 非公開
ペットの状況	☐ 飼っていない ☐ 飼っている→右欄へ	種類(頭数)	☐ 同伴希望(ペット台帳に記入) ☐ 置き去り ☐ 行方不明
自家用車(避難所に 駐車する場合)	車種	色	ナンバー

- ・世帯(家族)ごとに記入して、総合受付に提出してください。
 - ・ご記入いただいた情報は、食料や物資の配給や健康管理などの支援を行うため、避難所運営のために必要最低限の範囲で共有します。また災害対策本部にも提供し、被災者支援のために市が作成する「被災者台帳」にも利用します。関係機関への情報提供を行う場合があります。
- ※安否の問い合わせがあった場合に、住所（〇〇町〇〇丁目まで）と氏名、ふりがなを公開してもよいが個人ごとに必ず確認してください。

6-9-2 避難所利用者登録票（裏面）

避難所利用者登録票 裏面:運営側(受付担当)記入用

<登録時>

- 運営側（受付担当）は、記入者とともに表面の記載を確認する。
 - ・安否確認への対応（公開・非公開）個人ごとに○がついているか。
 - ・けがや病気、障がい、アレルギーの有無、妊娠中、使用できる言語（または日本語が理解できるか）など、とくに配慮が必要なことはあるか。
- 詳細を聞き取ったら↓「本人からの申告・聞き取り事項」に記入

●受入先

受入先 (滞在先)	場所	☐ 避難所 []ブロック ☐ テント（避難所敷地内に設営） ☐ 車 両（避難所敷地内に設営） ☐ 避難所以外の場所（自宅 / その他（ ））
	グループ名	
本人からの申告・聞き取り事項など		

<転出・退出後>

「退所届」受付後に記入し、「退所届」と合わせてファイルに綴じること

退所届	受付日	年 月 日（ ）
	受付番号	

6－9－3 避難所収容状況調

避難所収容状況調

(/)

避難所名		担当職員名	

		避難 室名	避 難 者 収 容 状 況									救 援 ・ 救 護 実 施 状 況									
			世帯 数	男（人）				女（人）				給 食 支 給 状 況		救 援 物 資 支 給						要医療 人 員	備 考
				～ 1 歳	1～64 歳	65～ 歳	計	～ 1 歳	1～64 歳	65～ 歳	計	ミルク	給食数	品 名	数 量	世帯数	人員	品名	数量		
月 日	8 時																				
	12 時																				
	18 時																				
月 日	8 時																				
	12 時																				
	18 時																				
月 日	8 時																				
	12 時																				
	18 時																				
月 日	8 時																				
	12 時																				
	18 時																				

- (注) 1 避難室ごとに記入する
 2 物資の支給等は1日分をとりまとめて、室ごとに記入する。
 3 要医療人員は、内書とする。
 4 備考欄には、障害者等要援護者対策の要否、貸与物資の返還、消毒の実施等参考とすべき事項を記入する。

6-10 物資の受払簿の書式

[illegible]

6-11 罹災証明書

6-11-1 罹災証明書

証明番号	号

罹 災 証 明 書

知多市長

年 月 日

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	生年月日	続 柄

罹災原因	年 月 日の による

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

知多市長

6-11-2 被災届出証明書交付申請書

被災届出証明書交付申請書

年 月 日

愛知県知多市長 様

申請者 住 所
氏 名
(名 称)
電話番号

下記のとおり、災害を受けたことを届け出します。

記

被災年月日	年 月 日
被災物件所在地	知多市
被災原因	地震・台風・豪雨・その他（ ）
被災者と被災物件の関係	所有者・使用者・その他（ ）
被災届出内容	※被災物件及び被災の状況を記入してください。また、被害の状況がわかる写真等があれば添付してください。

被災届出証明書

上記のとおり、届け出たことを証明します。

年 月 日

愛知県知多市長



【注意事項】

- ①この証明は、被災の状況を市に届け出たという事実を証明するものであり、被災届出内容について証明するものではありません。
- ②この証明は、民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。

6-11-3 罹災証明書・被災届出証明書交付簿

罹災証明書・被災届出証明書交付簿

災害名〔 〕

[illegible]

「摘要」欄には、証明書の使用目的、提出先、その他必要な特記事項を記入すること。

6－12 義援金領収書の様式

義援金領収書

No. _____

金 額 　 〃 _____

以上のとおり受領しました。

年 月 日

_____ 様

知多市災害対策本部長

知多市長

印

6-13 遺体調書

		番 号						
捜 索 収 容 者		捜索収容 第 班 代表者 氏 名					所 属	
遺 体 の 種 別		1 身元不明の遺体 2 遺体引受人のない遺体 3 その他						
遺体発見日時								
遺体発見場所								
遺 体 の 身 元	本 籍							
	現 住 所							
	氏 名		身元不明 者の符号		性 別		年 齢	歳 位
	識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）							
遺 族 そ の 他 の 関 係 者	現 住 所	(電話)						
	氏 名	(死者との続柄)						
	遺 体 の 引 受 け	可 ・ 不可 (引渡し 年 月 日)						
	遺 骨 の 引 取 り	可 ・ 不可 (引渡し 年 月 日)						
見分 (検視) 日時		月 日 時 分		見分 (検視) 者				
検 案 日 時		月 日 時 分		検 案 医 師				
火 葬 許 可 証 交 付 日		年 月 日		遺 体 発 見 現 場 の 概 略 図				
火 葬 日		年 月 日						
(所持品の処理)								
(備 考)								

※ 写真は裏面に貼り付けてください。

6-14 遺留品処理票

市町村名：知多市

遺留品処理番号		
遺留品		
引 取 人	氏 名	
	住 所	
	死亡者との関係	
	引 取 年 月 日	
死 亡 者	死 亡 番 号	
	氏 名	
	住 所	
遺 留 品 保 管 所		

6-15 遺體處理台帳

遺体処理台帳

市町村名：知 多 市

[illegible]

6-16 避難・地震防災応急対策の実施状況報告

(様式1)

避難・地震防災応急対策の実施状況報告

速報用

送 信 者		受 信 者		送 受 信 時 間
機関名	氏 名	機関名	氏 名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

緊急応急対策等	実 施 状 況 等 (該当する番号に○を付けること)		
①地震予知情報の伝達	1 完了	2 半数以上	3 半数未満
②地域住民の避難状況	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
③消防・浸水対策活動	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
④応急の救護を要すると認められる者の救護、保護	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑤施設・設備の整備及び点検	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑥犯罪の防止、交通の規制、その他社会秩序の維持	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑦食糧、生活必需品、医薬品等の確保	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑧緊急輸送の確保	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑨地震災害警戒本部 (災害対策本部) の設置	1 設置	2 準備中	3 未設置
⑩対策要員の確保	1 完了	2 半数以上	3 半数未満
備 考			

(様式2)

避難・地震防災応急対策の実施状況報告

送 信 者		受 信 者		送 受 信 時 間
機関名	氏 名	機関名	氏 名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

避難 状 況	① 避難 の 経 過	危険事態、異常事態の発生状況		
		措置事項		
避難 状 況	② 避難 の 完 了	避難場所名	避難人数・ 要救護人数	救護、保護に必要な措置等
地震 防 災 応 急 対 策	③	地震予知情報の伝達、避難勧告・指示		
	④	消防、水防その他応急措置		
	⑤	応急の救護を要すると認められる者の救護、保護		
	⑥	施設・設備の整備及び点検		
	⑦	犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持		
	⑧	緊急輸送の確保		
	⑨	食糧・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制整備		
	⑩	その他災害の発生防止・軽減を図るための措置		
		備 考		

7 参考

7-1 知多市防災会議条例

昭和 45 年 9 月 1 日

条例第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、知多市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 知多市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号の重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）の規定に基づき、水防計画その他水防に関する重要な事項の調査及び審議を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は会長及び委員25人以内をもつて組織する。

- 2 会長は市長をもつて充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (2) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (3) 市の教育長及び消防長
 - (4) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長が特に必要と認めて任命する者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任を妨げない。

(専門委員)

第 5 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第 6 条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 防災会議は、委員の総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ会議を開き議決することができな

い。

- 3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し、必要な事項は会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年条例第26号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(知多市水防協議会条例の廃止)

- 2 知多市水防協議会条例(昭和51年知多市条例第5号)は、廃止する。

附 則 (平成24年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

7-2 知多市災害対策本部条例

昭和 45 年 9 月 1 日

条例第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、知多市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(災害対策本部長及び災害対策副本部長)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(部)

第 3 条 本部の事務を分掌させるため本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は災害対策本部員のうちから、部員はその他の本部の職員のうちから本部長が指名する。

4 部長は本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は部長の命を受けて部の事務を処理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

7-3 知多市地震災害警戒本部条例

平成 14 年 6 月 27 日

条例第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、知多市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他職員（以下「本部職員」という。）を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が指名する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(2) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者

(3) 市の副市長及び教育長

(4) 市長が市の職員のうちから指名する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めて委嘱する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 本部職員は、市の職員のうちから、市長が指名する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属する本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部員のうちから、本部長がこれを指名する。

4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する者のうちから前項の部長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第47号)

この条例は、平成17年12月24日から施行する。

附 則(平成18年条例第41号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第5号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

7-4 知多市みんなで支え合う防災減災推進基本条例

平成30年12月11日

条例第26号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 災害予防対策（第10条—第14条）

第3章 災害応急対策（第15条—第19条）

第4章 復興対策（第20条）

第5章 応援協力（第21条・第22条）

附則

私たちのまち、知多市は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく、東海地震に係る地震防災対策強化地域及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に基づく、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、これまで地域防災計画を作成し、修正を重ね、地震対策を積極的に推進してきた。

また近年、日本各地では、大型台風や局地的な集中豪雨に起因する災害が多発し、大きな被害をもたらしており、県内においても平成12年9月の東海豪雨や平成20年8月末豪雨では、甚大な被害が発生した。

こうした状況において、本市においては、災害から市民のいのち、身体及び財産を最優先で守り、市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、安全で強靱なまちづくりの推進を最重要課題として位置付け、建物の耐震化などのほか、地域社会の基盤となる人と人との絆づくり及び防災意識や防災技術の向上に努めてきた。

災害が発生した場合には、行政が市民等を支援する「公助」だけでなく、自分の身は自分で守る「自助」、身近な地域でお互いが助け合う「共助」が、大きな力となる。

市民、自主防災組織、事業者、市及び議会が、それぞれの責務や役割を十分理解し、これらが一体となって、災害に立ち向かう強い決意を明確に示し、相互に連携、協働し、災害の予防、減災、応急復旧及び復興に係る対策に関する体制を整備し、災害から市民を守り、災害に強い安全で強靱なまちづくりを推進するため、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、防災対策についての基本理念を定め、市民、自主防災組織及び事業者（以下「市民等」という。）、市並びに議会の災害対策における責務を明らかにするとともに、災害予防対策、災害応急対策、復興対策及び応援協力に関する基本的な事項を定めることにより、災害対策の確立を図り、被害を最小限に軽減し、もって市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事、爆発、事故等により生ずる被害をいう。

- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害により被災した地域の復旧、復興を図ることをいう。
- (3) 減災 災害が発生した場合における被害を可能な限り軽減することを目指す考え方及びそのための取組をいう。
- (4) 市民 市内に住所を有する者及び居住する者をいう。
- (5) 事業者 市内において、事業活動又は経済活動を営む法人又は個人をいう。
- (6) 自主防災組織 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、コミュニティ、町内会、自治会、行政区等を単位として自主的に結成された防災組織で、市民が連帯して防災活動を行う任意団体をいう。
- (7) 防災関係機関 警察、自衛隊、報道機関、法第2条第4号に規定する指定地方行政機関、同条第5号に規定する指定公共機関、同条第6号に規定する指定地方公共機関、一部事務組合等、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- (8) 要配慮者 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、何らかの配慮が必要とされる高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、傷病者及び日本語が不自由な外国人等をいう。
- (9) 避難行動要支援者 要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者をいう。
- (10) 帰宅困難者 市民及び市外から市内に勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者で帰宅することが困難になった者をいう。

（基本理念）

第3条 市民等、市及び議会は、防災に関する基本的責務を有しており、次に掲げる理念に基づき、継続的な災害対策の充実及び強化に努めなければならない。

- (1) 自らの身は、自らが守る自助の理念
- (2) 地域コミュニティ等においてお互いが助け合い、お互いを災害から守る共助の理念
- (3) 市が市民を災害から守る公助の理念

2 市民等、市及び議会は、地域全体で災害対策に取り組む防災協働社会の形成推進を図るとともに、過去の災害から得られた知識及び教訓を後世に伝え、今後起こり得る災害に備えるよう努めなければならない。

3 大規模かつ広域的な災害においては、市民等、市及び議会は、自らの安全を確保した上で、周囲を助ける支援者として協力する体制の構築に努めなければならない。

（地域防災計画への反映）

第4条 法第16条第1項の規定により設置された知多市防災会議は、法第42条第1項の規定により作成された、知多市地域防災計画を修正する場合は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）を尊重し、及び反映させなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、自ら災害に備えるため基本理念にのっとり、平常時から次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 所有する建築物の耐震性の確認及び耐震改修・補強
- (2) 地震による家具等の転倒落下防止、ガラス等の飛散防止及び出火防止のための火気使用設備、器具の転倒防止

- (3) 災害時における初期消火、被災者の救助、応急手当その他の初期活動を円滑に行うための準備
- (4) 飲料水、食糧、医薬品その他の生活必需品の備蓄、資機材及び非常用持ち出し袋の用意
- (5) 避難所、避難場所、避難経路及び避難方法の確認
- (6) 災害発生時における外出先からの帰宅方法、家族間の連絡方法及び集合場所の確認
- (7) 防災情報の収集並びに家族及び周囲への伝達体制の確立
- (8) 市、自主防災組織又は事業者との災害対策活動における連携及び協力
- (9) 防災訓練、講習会等への積極的かつ継続的な参加、協力による知識及び技術の習得等
- 2 市民は、自らが居住する地域の一員である責任及び役割を自覚するとともに、日頃から地域社会に関心を持ち、近隣世帯間の相互協力、地域でのつながりを意識した、顔の見える絆づくりに努めるものとする。
- 3 市民は、災害発生時において、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。
 - (1) 自己及び家族の安全確保
 - (2) 地域の一員としての、市民相互の安全確保
 - (3) 市、自主防災組織又は事業者との相互協力による災害応急対策
(自主防災組織の責務)

第6条 自主防災組織は、自ら災害に備えるため、平常時から次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 防災情報の収集及び伝達体制の確立
- (2) 防災知識の普及及び防災訓練
- (3) 防災用資機材等の調達、備蓄及び管理
- (4) 自主防災組織の活動を担う人材の育成
- (5) 地域における災害危険箇所、避難場所、避難方法の把握及び市民等への周知
- 2 自主防災組織は、地域の実情を勘案し、市民及び事業者が自主防災組織の活動に参加しやすい環境の整備に努めるものとする。
- 3 自主防災組織は、災害発生時に市民の安全を確保するため、市、市民及び事業者と相互に協力して、災害対策に努めなければならない。
(事業者の責務)

第7条 事業者は、その社会的責任に基づき、自ら災害に備えるため、平常時から次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 所有する建築物の耐震性の確認及び耐震改修
- (2) 地震による機器設備等の転倒落下防止及びガラス等の飛散防止
- (3) 初期消火、被災者の救助、応急手当その他の初期活動を円滑に行うための準備
- (4) 飲料水、食糧その他の必要となる物資の備蓄
- (5) 避難所、避難場所、避難経路及び避難方法の従業員及び事業所に来所する者への周知
- (6) 防災情報の収集及び伝達体制の確立
- (7) 従業員の防災訓練、講習会等への積極的かつ継続的な参加による知識及び技術の習得
- (8) 事業継続に係る計画の策定及び防災活動の推進並びに災害に対する危機管理体制の整備
- (9) 市、市民又は自主防災組織及び消防団等との災害対策活動における連携及び協力

2 事業者は、災害発生時において、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 従業員及び事業所に来所する者並びに管理する施設及び設備の安全確保
 - (2) 地域の一員としての、事業所周辺地域の市民の安全確保
 - (3) 市、市民及び自主防災組織との相互協力による災害応急対策
 - (4) 従業員の一斉帰宅の抑制及び帰宅困難者対策のための飲料水、食糧その他災害時において必要となる物資の供給
- (市の責務)

第8条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害から最優先で守るとともに、被害を最小限にとどめ、市民生活や経済活動への支障を極力少なくするため、平常時から次に掲げる施策を実施しなければならない。

- (1) 所有する建築物の耐震性の確認及び耐震改修
- (2) 管理する道路施設、河川施設、上下水道施設等の安全確保
- (3) 災害対策に関する計画の策定及び防災活動の推進並びに災害に対する危機管理体制の整備
- (4) 避難者等に必要な飲料水、食糧その他の必要となる物資の備蓄
- (5) 防災情報の収集及び伝達体制の確立
- (6) 職員の防災減災対策に関する知識及び意識の向上
- (7) 県、防災関係機関及び市民等と連携した災害対策
- (8) 市民等に対する防災知識向上のための啓発
- (9) 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指導、啓発及び支援
- (10) 家具等の転倒落下防止対策及びガラス等の飛散防止対策の推進及び支援
- (11) 自主防災組織、災害ボランティア等が活動を行いやすい環境の整備

2 市は、災害発生時に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 災害情報の収集及び市民への情報提供
- (2) 早期の救難、救助、水防活動、消防活動及び応急措置
- (3) 業務継続計画に基づく行政機能の継続性の確保
- (4) 二次災害の防止対策

3 市は、災害発生後に市民等の協力を得て、早期の復旧及び復興に努めなければならない。

(議会の責務)

第9条 議会は、市の区域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、平常時から地域の特性を勘案した防災・減災に関する調査及び研究を行い、市の災害対策への助言及び提言を行うよう努めなければならない。

2 議会は、災害発生時に被害状況を把握し、迅速な意思決定、多様な市民要求の反映その他議会としての権能を適切に果たすとともに、市民に対する情報発信等、適切な対応に努めなければならない。

3 議会は、国及び県への災害復旧の推進並びに支援活動の実施及び調整等、働きかけを行い、災害予防、災害応急対策及び復旧、復興の推進に努めなければならない。

4 議会は、国及び県の動向を踏まえつつ、地域の実情に合わせた市の防災・減災対策の執行の監視及び評価に努めなければならない。

第2章 災害予防対策

(災害に強いまちづくりの推進)

第10条 市は、総合計画に掲げる道路、河川、海岸、公園等の都市基盤の整備、市街地の再整備その他の事業を通じて、災害に強いまちづくりを総合的に推進しなければならない。

(防災知識の普及等)

第11条 市は、防災に関する知識の普及及び情報の提供を積極的に推進し、市民等の防災意識の高揚に努めなければならない。

2 市は、市民の防災に関する能力向上のため、自主防災組織及び事業者と連携し、積極的に防災訓練を実施するよう努めなければならない。

3 市は、教育施設及び保育園等の社会福祉施設において、園児、児童及び生徒等に応じた防災に関する知識、技術及び災害発生時において適切に行動する力、生命を守る力を身に付けることができるよう、防災に関する教育の推進に努めなければならない。

(自主防災組織及びボランティアに対する支援等)

第12条 市は、自主防災組織の活動に対して、指導的役割を担う人材の育成等、必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 市は、災害ボランティアコーディネーター(ボランティアによる活動が円滑に行われるようボランティア相互間の調整等を行う者をいう。)の育成に努めなければならない。

3 市は、災害発生時に、ボランティア活動が円滑に実施されるよう人材の確保及びボランティアの受入体制の整備に努めなければならない。

4 市は、自主防災組織、消防団その他災害時に支援活動を行う団体が、相互に連携を図り補完し合うことにより、被災者に対して必要な活動を一体的かつ効果的に行うことができるネットワークづくりの促進に努めなければならない。

(要配慮者への支援)

第13条 市民等及び市は、災害発生時に備え、要配慮者に配慮した情報提供及び避難の支援が円滑に行われるよう、体制の整備に努めなければならない。

2 避難所である施設の管理者は、要配慮者に配慮した施設の整備に努めなければならない。

3 市は、要配慮者に対する施策の推進に当たっては、警察署、消防団、自主防災組織、コミュニティ、町内会、自治会、区及び民生児童委員等に協力を要請することができる。

(避難行動要支援者に係る名簿情報の整備)

第14条 市は、法第49条の10第1項の規定に基づき、避難行動要支援者の支援を行うために必要な名簿情報を整理し、法第49条の11第2項の規定に基づき、当該情報を行政区、民生児童委員その他の避難支援等の実施に携わる関係者に提供するものとする。

2 前項の規定により、名簿情報の提供を受けた者は、当該名簿情報を適正に管理するとともに、法第49条の13の規定に基づき、避難行動要支援者の支援以外の目的で使用してはならない。

第3章 災害応急対策

(災害応急措置及び対策)

第15条 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を抑制し、又は災害の拡大を防止するため、県及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項について、必要な措置又は対策を講ずるものとする。

(1) 救出用及び救助用の資機材等の整備に関すること。

- (2) 飲料水、食糧その他避難生活に必要な物資の備蓄等に関する事。
- (3) 緊急輸送に関する事。
- (4) 避難所に関する事。
- (5) 道路上の障害物の除去に関する事。
- (6) 医療救護に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認めた事項

2 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民等に対し、直ちに避難及び被害の状況並びに応急措置等に関する情報を提供するものとする。

(避難対策)

第16条 市は、飲料水、食糧その他の避難生活に必要な物資の確保及び供給のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、市民等に避難所、避難場所、避難指示等の情報を提供するものとする。
- 3 市は、傷病者に医療を行い、救護するための体制の整備に努めるものとする。
- 4 市は、避難所における感染症対策のために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 市民は、市及び防災関係機関からの災害に関する情報の収集に努め、危険を認知したときは、自主的に避難するとともに、市から避難に関する情報があったときは、これを考慮して自らの身の安全を確保するよう努めなければならない。
- 6 市民は、前項の避難を迅速かつ円滑に行うため、平常時から避難所及び避難場所の所在並びに避難経路を確認しておくよう努めるものとする。
- 7 自主防災組織は、災害の程度に応じて、防災に関する活動を行う機関及び団体と相互に連携し、災害時における避難経路の安全確認及び市民の避難誘導に努めるものとする。

(避難所運営)

第17条 市は、避難所及び避難場所の確保及び整備に努めるものとする。

- 2 市は、避難所で生活する避難者だけでなく、自宅等で避難生活を送る者も支援の対象とするよう努めるものとする。
- 3 市民は、相互に協力し、避難所を円滑に運営するよう努めるものとする。

(緊急輸送の確保)

第18条 市は、災害発生時に応急対策を円滑に実施するため、関係機関と連携し、道路啓開（緊急車両等の通行ができるように最低限のがれき等の処理を行い、簡易な段差修正により道路を使用できる状況にすることをいう。）及び車両等の調達に関し措置を講じ、緊急輸送が円滑に行えるよう努めるとともに、国、県、他の地方公共団体及び関係団体と調整を行うよう努めなければならない。

- 2 市民等は、警戒宣言が発せられた場合又は災害が発生した場合において、自動車の使用を自粛する等、緊急輸送が円滑に行われるように協力するよう努めるものとする。

(帰宅困難者対策)

第19条 市は、帰宅困難者に対して適切な情報提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

- 2 事業者は、従業員及び事業所に来所する者の円滑な帰宅及び帰宅困難者の安全の確保のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。
- 3 学校及び保育所その他子育て支援を行うことを目的とする施設の設置者又は管理者は、幼児、児

童、生徒等の安全の確保のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

第4章 復興対策

第20条 市は、災害により市内に重大な被害が発生したときは、防災関係機関との連携を図り、速やかに被災した地域の復興に必要な対策を講じなければならない。

2 市は、国及び県の策定する復興基本方針を受け、市民等の意見等を反映した復興計画を策定し、市民生活の再建及び安定に努めなければならない。

3 市民等は、市の実施する復興事業に協力し、ともに推進するよう努めるものとする。

第5章 応援協力

(協力の要請)

第21条 市は、災害時に迅速かつ円滑に応援協力を要請することができるよう、あらかじめ他の地方公共団体や事業者等と防災に係る協定を締結し、必要な体制を整備するよう努めなければならない。

(他の被災地に対する支援)

第22条 市は、甚大な被害を受けた他の被災地に対し、市民等の協力を得て、県及び防災関係機関と共に必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 市民等は、県、市及び防災関係機関が行う支援に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。